所得格差を考える

－国税庁・統計情報及び、財務省・法人企業統計他資料を読む－

第 4 版

2015 年 2 月 5 日

森松幹治

目　次

はじめに……6

序　論

第1章　国税庁・統計情報のあらまし……7
1．1　国税庁・統計情報の全容……8
1．2　標本調査結果の概要
1．2．1　民間給与実態統計調査結果の概要……9
所得課税の基本的な仕組み
所得課税計算の仕組み（イメージ）
給与所得者の所得課税計算のフローチャート（平成 26 年分）
2　源泉徴収税率
金融所得（利子所得・配当収入・株式譲渡益）課税の概要
1．2．2　申告所得税標本調査結果の概要……15
申告納税者　事業所得者
その他所得者
申告所得税の税率等
1．2．3　会社標本調査結果の概要……17
1　利用上の注意　内国普通法人の内訳
2　用語の説明
3　法人税の税率

1．3　単年度平成 24 年（2012）データ……24
1．3．1　民間給与実態統計調査結果データ（除く公務員）
・1-3-1 項目
第 1 表　業種別（1 年勤続+1 年未満勤続）給与所得者総数・給与総額・税総額
第 3 表　給与階級別　給与所得者総数・給与総額
第 6 表　企業規模別　給与階級別　給与所得者数
1．3．2　申告所得税標本調査結果データ……33
・1-3-2 項目
第 1 表　所得階級別　総括表
第 2 表　所得種類別表

1．3．3　会社標本調査結果データ……38
・1-3-3 項目
第 1 表　資本金階級別　総括表

1．4　長期時系列データ……41

１．４．１　民間給与実態統計調査結果データ（除く公務員）
・1-4-1 項目
第 1 表　源泉徴収義務者調査結果（全体）　給与所得者調査結果（内訳）
第 4 表　（1 年勤続）　事業所規模別
１．４．２　申告所得税標本調査結果データ……47
・1-4-2 項目
第 1 表　総括表
第 2 表　所得種類別表
１．４．３　会社標本調査結果データ……49
・1-4-3 項目
第 2 表　利益計上法人/欠損法人
１．４．４　統計表国税徴収状況の推移……52
・1-4-4 項
第 9 表　資本金階級別表

第2章　内閣府・国民経済計算、財務省・法人企業統計データ他……59
２．１　国民経済計算
・2-1 項目　名目国内総生産　名目国内総支出
名目国内総生産　名目国内総支出
２．２　法人企業統計他……54
・2-2 項目　利益剰余金、税引き前当期純利益、付加価値率
利益剰余金（内部留保）
配当金
税引き前当期純利益
付加価値率
・2-3 項目　米ドル・円　レートの推移
（1950-1979）30 年間 1/3、（1980-1997）17 年間 2/3、（1998-2014）17 年間 3/3

第3章　データを読む……59
３．１　国税庁・統計情報データを読む
３．１．１　単年度平成 24 年（2012）データを読む
（前項）　民間給与実態統計調査結果データ（除く公務員）
・1-3-1 項目
第 1 表　業種別（1 年勤続+1 年未満勤続）給与所得者総数・給与総額・税総額
第 3 表　給与階級別　（1 年勤続）　給与所得者総数・給与総額
第 6 表　企業規模別　（1 年未満勤続）　給与階級別　給与所得者数
（前項）　申告所得税標本調査結果データ
・1-3-2 項目
第 1 表　所得階級別　総括表
第 2 表　所得種類別表

（前項） 会社標本調査結果データ
・1-3-3 項目
第 1 表　資本金階級別　総括表

３．１．２　長期時系列データを読む……61
（前項） 民間給与実態統計調査結果データ（除く公務員）
・1-4-1 項目
第 1 表　源泉徴収義務者調査結果（全体） 給与所得者調査結果（内訳）
第 4 表　給与所得者調査結果（内訳）
（前項） 申告所得税標本調査結果データ
・1-4-2 項目
第 1 表　総括表
第 2 表　所得種類別表
（前項） 会社標本調査結果データ
・1-4-3 項目
第 2 表　資本金階級別表
（前項） 統計表国税徴収状況の推移
・1-4-4 項
第 9 表　資本金階級別表

３．２　内閣府・国民経済計算、財務省・法人企業統計データを読む……64
３．２．１　内閣府・国民経済計算データ
（前項） 国民経済計算データ
・2-1 項目　名目国内総生産　名目国内総支出
名目国内総生産　名目国内総支出
３．２．２　財務省・法人企業統計他データ
（前項） 法人企業統計データ
・2-2 項目　利益剰余金、税引き前当期純利益、付加価値率
利益剰余金（内部留保）
配当金
税引き前当期純利益
付加価値率
・2-3 項目　米ドル・円　レートの推移

本　論

第4章　1985 年労働者派遣法制定とその後の改正経過、問題点……68
４．１　資料1　東京都労働相談情報センター
４．２　資料2　ニッセイ基礎研レポート
４．３　資料3　国会図書館

４．４　資料4　朝日新聞
４．５　資料 5　閣議決定された労働者派遣法の改正案概要
４．６　労働者派遣法施行後の非正規雇用労働者の推移　（厚生労働省資料から）
４．７　日本の非正規雇用者の給与所得の実態　（国税庁資料から）
４．８　労働者派遣法制定当初の制定主旨
４．９　1985 年労働者派遣法制定とその後の経過と、問題点

第5章　1989 年所得税の税制改革とその後の経過、問題点……77
５．１　1989 年所得税累進税率の大幅引き下げ
５．２　金融所得（利子所得、配当所得、株式等の譲渡所得等）の税率引き下げ税制改革
神野直彦　財政のわかる本p64-p69 抜粋
重田正美　国会図書館　「金融所得税制の変遷と現状」論文抜粋
表 1　主要国の金融所得税制の概要
表 2　金融所得税制の変遷（主なもの）
５．３　給与所得者の給与所得の実態
（参考）別図表 5-1　申告納税者の所得課税負担率（2008 年分）
（参考）別図表 5-2　所得課税　確定申告の選択の解説
再掲　所得課税の基本的な仕組み
再掲 1-3-21 図表　3/3　課税所得金額、申告所得税負担率
日本の所得税制度　神野直彦　財政学 2007 改訂版　第 13 章人税の仕組みと実態抜粋
５．４　所得税の総合課税と分離課税との税率比較

第6章　1987 年法人税最高税率（43.3%）から引き下げ開始と、その後の経過及び租税特別措置法の改正経過……87
６．１　高度経済成長期、法人企業に高比例税率の法人税が課せられていた
租税特別措置法とは　近藤俊之　経済のプリズム　租税特別措置の見直し・透明化・・論文抜粋
租税措置・政策金融・補助金　神野直彦　財政学 2007 改訂版抜粋
租税特別措置の実態と分析　問題点の指摘　立岡健二郎　租税特別措置の実態と分析抜粋
６．２　1980 年代後半に、なぜ法人税の税率引き下げが進められたか
所得税・法人税基幹税主義の動揺　神野直彦　財政学 2007 改訂版抜粋
構造改革とサッチャー、レーガン改革　橘木俊詔　格差社会抜粋

第7章　1990 年前後（昭和から平成への移行期）は、バブル発生とバブル崩壊が分かつ歴史的変革期だった……92
７．１　1990 年バブル崩壊時に恐慌経済に陥ることを救った財政出動の功罪
別図表 7-1　赤字(国)公債発行額、国債費の推移　1/2
別図表 7-2　赤字(国)公債発行残高、国債累計の推移　2/2
７．２　恐慌経済対策の財政出動に便乗した一連の税制改革の功罪
参考再掲　国税庁資料による会社標本調査結果益金処分内訳、
再掲　配当金の推移
参考再掲　利益剰余金（内部留保）

7．3　1990 年以降続いた不公平な税正改革を元に戻す
7．4　拡大した所得格差を圧縮するには、どのような政策転換が必要だろうか

おわりにかえて…… 101

日米の二大教訓
国家権力の暴走をくい止める「最後の鎖」として、国民の手により憲法が誕生した
法という怪物は、政権の手で小さく生まれて大きく育つ
労働者派遣法制定
租税特別措置法、消費税法制定、特例公債法
安倍政権の「アベノミクス三本の矢」
安倍政権の官製春闘賃上げ
所得格差がどうしてつくられてきたか

参考資料

別冊　参考資料…… 106

ポール・クルーグマンの短見

経済にとって大事なことは――つまりたくさんの人の生活水準を左右するものは――３つしかない。**生産性、所得分配、失業**、これだけ。これがちゃんとしていれば、ほかのことはどうにでもなる。これがダメなら、ほかの話も全滅。それなのに、ビジネスとか経済政策は、こういう大きなトレンドとはほとんど関係がない。

みなさんの多くは、これじゃちょっと少なすぎるんじゃないかと思うだろう。インフレがどうした！国際競争力は！資本市場の状況とか、財政赤字とはどうなんだ！うんそれはだね。その種の話は次元がちがっていて、国の状態のよしあしに間接的にしか影響しないんだ。

たとえばインフレは（少なくてもこれまでアメリカが経験してきたような 10%にも満たない率だと）、直接的な害はほとんどない。インフレについて心配しなければならない唯一の理由は――そしてそれだってえらくあやふやな話なんだけれど――それが間接的に生産性の成長を引き下げるからだ。同じく財政赤字は、それ自体問題ではない。何が心配かというと、それが国も貯蓄を下げる結果になり、それが究極的には生産性成長の足を引っ張るんじゃないかということだ。

ポール・クルーグマン※　クルーグマン教授の経済入門 2009 第 2 刷第 1 部経済のよしあしの根っこんとこ抜粋　筑摩書房

※2008 年ノーベル記念経済学賞受賞者（1953～）

は じ め に

前回の論考「バランスシート不況の経済学を考える」では、リチャード・クー（1954～）と木下栄蔵の両氏（1949～）が提唱する経済学をわたくしなりに解釈し解説した。

その経済学理論は、1990 年バブル崩壊により生じた企業のバランスシート毀損によって巨額な民間需要が失われ、これを補うために政府が財政出動を行って有効需要を創出し、それによって恐慌に突入することを防いだ〔功の側面〕というものだった。

同時に、インフレ経済（好況）とデフレ経済（不況）ではたらく経済原理の違いを明らかにし、それぞれの場面でとるべき経済政策を明らかにした。

暦年の財政出動は公債残高累増を招き、現在国家財政は破綻〔罪の側面〕している。

同時期、前面の恐慌防止対策としての財政出動の他に、背面ではこれに便乗して 1985 年労働者派遣法制定、男女機会均等法施行、1989 年消費税導入、所得税累進税率引き下げ、法人税率引き下げ、金融所得税税率引き下げ、分離課税創設など一連の税制改革が行われた。これらは将来に禍根を残す負の側面を持ってた。恐慌防止対策とは無関係で、必要ではなかったのではなかったか。

重大事故発生（結果）に例えると、その原因究明をするめに調査団が組織され調査が開始される。そのひそみに倣い、出来るだけ広くあたって調べを始めてみる。

「今日の所得格差はどうして生まれたのか」、その主原因は何だったか。本論考は、1990 年前後に制定された労働者派遣法と一連の税制改革に原因ではないかという仮説を立た。そして主に下記の税務統計・厚生労働省統計・総務省統計などの資料を使い、これら政策の功罪について一切の予断を許さないで検証することを試みた。

単年度データ（断面）と長期時系列データ（傾向）

税務統計から見た民間給与の実態

税務統計から見た申告所得税の実態

税務統計から見た法人企業の実態（法人税）

これら国税は、労働力と資本の投入より毎年生み出す付加価値に課税するフロー直接税に関するものである。このほかに地方税としてストック直接税の相続税、贈与税やフロー事業税がある。相続税と贈与税は、過去につくられた付加価値に課税するものである。先代が残した遺産を相続した遺産相続者にかかる税である。これらは現在の所得格差を生んだ原因のひとつと考えられるが、本論考の範囲が広がりすぎるので、今回は触れる程度にとどめた。

その他関連資料として、内閣府・国民経済計算、財務省・法人企業統計、総務省統計局・労働統計も合わせ使用することにした。

以上の国の資料は、すべてインターネットで各省庁のトップページから統計関連資料を選びだし検索して入手したものである。統計情報そのものは数字の集積である。数字の羅列では全体象を把握することができなので、excel グラフに置き換えて視覚化し読み取ることとした。

序論

第1章　国税庁･統計情報のあらまし

国税庁は毎年所定調査票を関係事業所等に送付して調査を行っている。そうして集めたデータ「民間給与所得実態統計調査結果」「申告所得税標本調査結果」「会社標本調査結果」として税務統計としてまとめ、概要を調査年分の翌年 9 月下旬、統計表を調査年分の翌年 11 月下旬に公表している。

わが国の民間給与所得の実態、申告所得税の実態、法人企業の実態は、国税庁の税務統計により概略を知ることができる。今回、膨大な統計資料の中から単年度データと長期時系列データを選択し、統計データをグラフ化することにより「民間給与所得の実態」「申告所得税の実態」「法人企業の実態」を把握することができる。

統計情報は「統計情報の全容」「各標本調査の概要」「単年度標本調査結果・長期時系列データ」「単年度平成 24 年 (2012) データ・長期時系列データ」からなっている。

以降、本論考では国税庁・統計情報の各項を抜粋してそのまま転載した。

･「統計情報の全容」

標本調査結果（統計表）と統計年報及び長期時系列データ（統計表）とは調査方法や調査項目が異なるため、各々別個データとして扱っている。

･「各標本調査の概要」

調査目的、調査の特色、調査の対象を解説

･「各調査の結果」

用語の概要、利用上の注意を解説

･「単年度データ標本調査結果と長期時系列データ」

各標本調査結果表に各々のデータの概要を記載

･「単年度平成 24 年(2012)データと長期時系列データ」

各々のグラフ化したデータを記載

1．1　国税庁･統計情報の全容

国税庁　統計情報			平成25年	平成24年	平成23年	平成22年	平成21年	平成20年
標本調査結果	民間給与実態統計調査結果			●	●	●	●	●
	会社標本調査結果			●	●	●	●	●
	申告所得税標本調査結果			●	●	●	●	●
統計年報	統計年報　全データ			●	●	●	●	●
	1　概要・租税及び印紙収入・租税負担率			●	●	●	●	●
	2　直接税	申告所得税		●	●	●	●	●
		源泉所得税		●	●	●	●	●
		法人税		●	●	●	●	●
		相続税		●	●	●	●	●
		贈与税		●	●	●	●	●
	3　間接税	消費税		●	●	●	●	●
		酒税		●	●	●	●	●
		間接諸税		●	●	●	●	●
	4　国税徴収・国税滞納・還付金			●	●	●	●	●

平成14年～平成19年の統計情報	●
平成元年～平成13年の統計情報	●
長期時系列（昭和24年～）	●

長期時系列データ		
統計表		s系
申告所得税	Excel	s1
源泉所得税	Excel	s2
法人税 （全ての内国法人を対象。会社標本調査対象法人の他に、一般社団法人・財団法人・特殊な法人内国法人を含める）	Excel	s3
相続税	Excel	s4
贈与税	Excel	s5
消費税	Excel	s6
酒税	Excel	
間接諸税	Excel	s8
国税徴収	Excel	s9○
・国税徴収状況の推移　1/2　2/2		
その他	Exce	s10

標本調査結果	
申告所得税標本調査結果 （税務統計から見た申告所得税の実態）	●
民間給与実態統計調査結果 （税務統計から見た民間給与の実態）	●
会社標本調査結果 （税務統計から見た法人企業の実態）	●

注：標本調査結果（統計表）と、統計年報及び長期時系列データ（統計表）とは調査方法や調査項目が異なるため、各々別個データとして扱っている。

・昭和24年分（1949）～より統計（男女別は昭和53年分～）。
・平成元年版（1989）より申告所得者所得階級別の統計。
・平成18年版（2006）より申告所得者所得階級の統計に5千万円超より100億円超に上限が拡大。
・平成24年版（2012）より民間給与実態統計調査結果に1年勤続給与所得者、及び1年未満勤続給与取得者の統計に加え、（役員、正規、非正規）内訳が入る。

１．２　標本調査結果の概要
・民間給与実態統計調査結果
・申告所得税標本調査結果
・会社標本調査結果

１．２．１　民間給与実態統計調査結果の概要

1　調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「民間給与実態統計」の作成を目的とする調査である。「民間給与実態統計」は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。

民間給与実態統計調査は、昭和 24 年分から始まり、以後毎年実施している。

昭和 29 年分の調査から、統計法に基づく指定統計（第 77 号）となり、平成 19 年の統計法改正により、平成 20 年分の調査からは基幹統計とされている。

3　調査の特色

この調査の特色は、次のとおりである。

(1)　従事員 1 人の事業所から従事員 5,000 人以上の事業所まで広く調査していること。

(2)　給与階級別、性別、年齢階層別及び勤続年数別による給与所得者の分布が分かること。

(3)　企業規模別（事業所の属する企業の組織及び資本金階級別）に給与の実態が分かること。

4　調査の対象

この調査は、各年 12 月 31 日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者（所得税の納税の有無を問わない。）を対象としている（下図表網掛け部分）。

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">源泉徴収義務者</td></tr>
<tr><td>民間の事業所</td><td>官公庁等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">給与所得者</td><td>従業員(非正規を含む。)、役員</td><td rowspan="2">国家公務員、地方公務員、公庫職員等(非正規を含む。)</td></tr>
<tr><td>全従事員について源泉所得税の納税がない事業所の従事員</td></tr>
<tr><td colspan="2">労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者</td></tr>
</table>

民間給与実態統計調査の結果

1　用語の概要

用　語	概　要
事業所規模	各年 12 月 31 日現在の事業所の従事員数による区分である。
企業規模	各年 12 月 31 日現在の事業所の属する企業の組織及び資本金による区分である。
1 年を通じて勤務した給与所得者	各年の 1 月から 12 月まで引き続き勤務し、給与の支給を受けた月数が 12 か月の者をいう。
1 年未満勤続者	年の中途で就職した者のうち、12 月 31 日現在在職している者をいう。
給与所得者	「1 年を通じて勤務した給与所得者」と「1 年未満勤続者」の両方を合計したものである。
役員	法人の取締役、監査役、理事、監事等をいう。
正規	役員、青色事業専従者及び非正規を除く給与所得者をいう。
非正規	パートタイマー、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等をいう。
給与	各年における 1 年間の支給総額（給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。）で、通勤手当等の非課税分は含まない。 なお、役員の賞与には、企業会計上の役員賞与のほか、税法上役員の賞与と認められるものも含まれている。
給与階級	給与収入金額による階級である。
平均給与	給与支給総額を給与所得者数で除したものである。

税額	給与所得者に支給される給与について、源泉徴収された所得税額である。
平均年齢	給与所得者の各年 12 月 31 日現在における年齢（1 年未満の端数は切捨て）の総計を給与所得者数で除したものである。
平均勤続年数	給与所得者の各年 12 月 31 日現在における勤続年数（1 年未満の端数は切捨て）の総計を給与所得者数で除したものである。
その他の法人	株式会社を除く次の法人をいう。 有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、協業組合、企業組合、相互会社、医療法人、特定非営利活動法人、人格のない社団等、協同組合等、公益法人等、公共法人及び外国法人。 なお、公益法人等及び公共法人のうち、職員の身分が公務員に準じている公庫、事業団、公社、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人は調査対象外としている。
扶養人員	所得税法の規定により配偶者控除、扶養控除の対象となった配偶者及び扶養親族の合計人員である。
納税者	給与所得者のうち、源泉徴収された所得税額がある者をいう。
乙欄適用者	1 人の給与所得者が 2 か所以上の支払先から給与の支払を受けている場合に、主たる給与以外の給与分に関し独立した給与所得者とみなして乙欄適用者という。
年末調整を行わなかった者	乙欄適用者、前職の給与が不明である者及び年間給与額が 2,000 万円を超える者など、年末調整を行わなかった者をいう。

2　業種の分類

この調査の業種は、「日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）」（総務省）に基づき、次のとおり 14 種類に分類。

業種分類名	業種の内訳
建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
卸売業，小売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料，鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
金融業，保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業，商品先物取引業、補助的金融業等、保険業
不動産業，物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業
運輸業，郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
医療，福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業

学術研究，専門・技術サービス業、教育，学習支援業	学術・開発研究機関、専門サービス業、広告業、技術サービス業、学校教育、その他の教育，学習支援業
複合サービス事業	郵便局、協同組合
サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、分類不能の産業
農林水産・鉱業	農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業，採石業，砂利採取業

3　結果の概要

4　利用上の注意

(1)　この調査は、標本調査のため、標本事業所及び標本給与所得者から得た標本値に、それぞれの標本抽出率の逆数を乗じて全体の給与所得者数、給与額及び源泉徴収税額を推計しているので、他の税務統計の関連数値とは一致しない。

(2)　業種の分類に当たっては、調査対象事業所の属する企業の業種により分類したのであって、事業所の業種によっていない。例えば、会社の事業が鉄道で、別に不動産業を経営している場合、標本事業所の業種が不動産業であっても、その業種区分は「不動産業，物品賃貸業」ではなく「運輸業，郵便業」としている。

(3)　標本事業所を抽出する際に、業種区分や雇用形態別（役員、正規、非正規）によらないで、事業所の従事員数等の区分によって層別している。したがって、電気・ガス・熱供給・水道業等の業種や、雇用形態別（役員、正規、非正規）でみた場合の、標本事業所数の非常に少ない箇所の計数の精度は低くなっている。

(4)　給与所得者数、給与額及び税額等の計数の処理方法は、単位未満を四捨五入したため、各表の内容と「計」又は「合計」とが符合しない場合がある。また、金額が単位未満の端数からなるため、その端数を切り捨てたときは「0」とし、該当する計数のないときは「―」と表示している。

(5)　本調査は本来全国を単位とした調査であるため、国税局別表は参考値である。

(6)　国税局別表は、源泉徴収義務者の所在地を管轄する国税局単位による集計結果であり、給与所得者の住所地では集計していない。　このため、各国税局管内の給与水準を表しているとは限らない。

(7)　この調査は民間の給与所得者の給与について源泉徴収義務者（事業所）の支払額に着目し集計を行ったものであり、その個人の所得全体（※）を示したものではない。

（※）複数の事業所から給与の支払いを受けている個人の給与の合計額、給与以外にも所得を有する個人の所得の合計額等

民間給与実態統計調査の結果は、「事業所用の調査票」を集計した第 1 表・第 2 表と、「給与所得者用の調査票」を集計した第 1 表・第 2 表以外の統計表とで構成されている（「○　民間給与実態統計調査の概要」、「8 調査の方法」参照）。

したがって、<u>全国計表の第 1 表・第 2 表とそれ以外の統計表との間には計数に若干の差異がある。</u>

各表の計数は、単位未満を四捨五入しているので、表の内容と計又は合計が一致しない場合がある。

なお、単位未満の計数は「0」、該当する計数のないもの、調査がないもの、調査したが計数が不明なものは「-」と表示している。

（出所）国税庁 統計情報・標本調査結果より転載

所得課税の基本的な仕組み

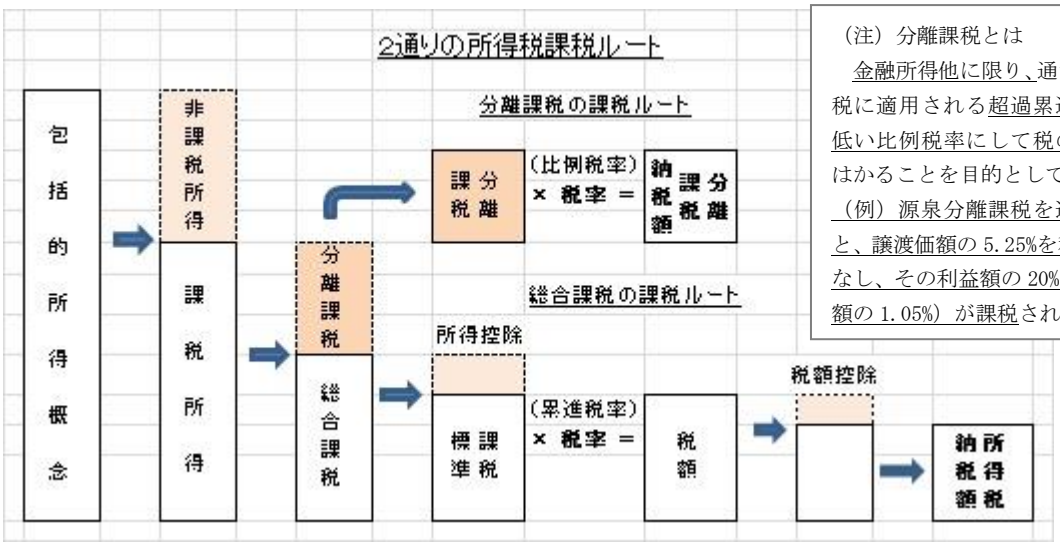

（注）分離課税とは
金融所得他に限り、通常の所得税に適用される超過累進税率を低い比例税率にして税の軽減をはかることを目的としている。
（例）源泉分離課税を選択すると、譲渡価額の 5.25%を利益とみなし、その利益額の 20%（譲渡価額の 1.05%）が課税される。

（出所）神野直彦 財政学 改訂版 2007 P192 一部追加して再構成

所得課税計算の仕組み（イメージ）

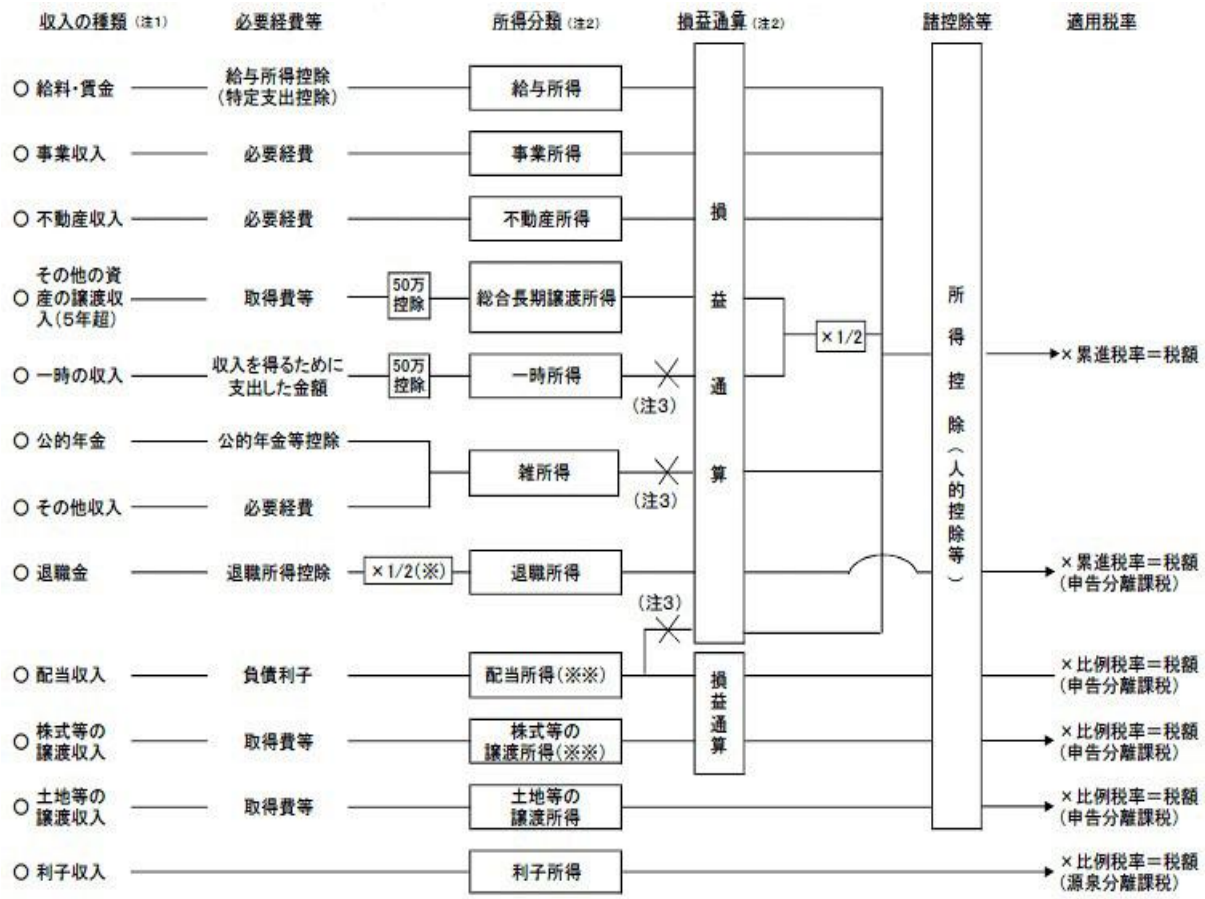

（注１（注 1）主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。
（注 2）各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。
（注 3）これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。
（※）　勤続年数５年以下の法人役員等の退職金については、２分の１課税は適用されない。
（※※）「配当所得」及び「株式等の譲渡所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる（確定申告不要）。

「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税（配当控除適用可）と申告分離課税のいずれかを選択可能。
「上場株式等の譲渡損失」と「上場株式等の配当所得」との間は損益通算可能。

（出所）財務省 わが国の税制の概要 所得税など個人所得課税に関する基本的な資料（平成 26 年 4 現在）

給与所得者の所得課税計算のフローチャート（平成 26 年分）

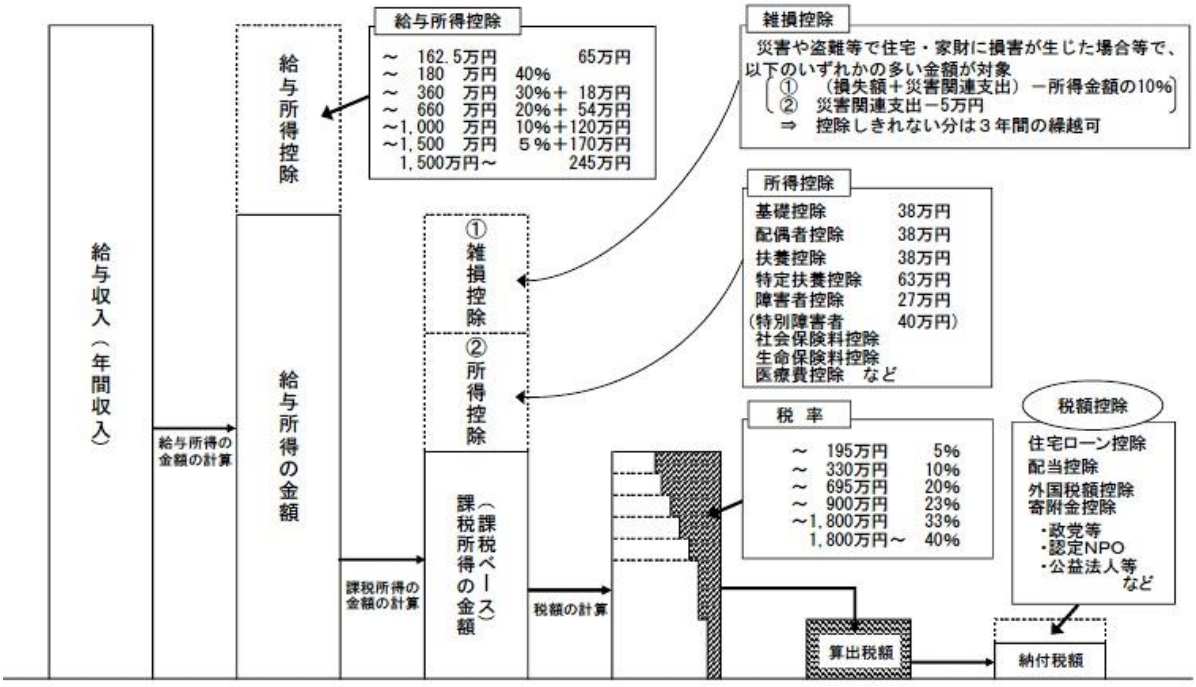

（出所）財務省 わが国の税制の概要 所得税など個人所得課税に関する基本的な資料（平成 26 年 4 現在）

所得税法では、所得の発生形態によって 10 種類の所得分類を設け、それぞれの収入または経済的利益から必要経費や給与所得控除などを差し引く所得金額の計算方法を定めている。原則としてこれらの所得金額を合計した金額から、基礎控除、配偶者控除などの所得控除額を差し引き、その残額に対して課税対象金額をいくつかの段階に区分してそれぞれに合った税率を適用する超過累進税率を適用して所得税額を計算する。

2 源泉徴収税率（平成24年分）

(1) 利子所得（源泉分離） …… 15%

(2) 配当所得

	平成16年１月～18年４月	平成18年５月～20年12月	平成21年1月～24年12月
上場株式の配当等（個人の大口株主を除く） 特定株式投資信託の収益の分配 公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く）の収益の分配 特定投資法人の投資口の配当等	総合課税		総合課税と申告分離課税の選択適用
源泉徴収税率	7%（注１）		
確定申告不要制度	適用（上限なし）		
上記以外の配当等（未上場株式の配当等など）	総合課税		
源泉徴収税率	20%		
確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円（年1回10万円）以下	1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下	
私募公社債等運用投資信託の収益の分配 特定目的信託（社債的受益権に限る）の収益の分配	源泉分離課税		
源泉徴収税率	15%（注２）		

（注１）居住者の場合は他に住民税3%の特別徴収が必要
（注２）居住者の場合は他に住民税5%の特別徴収が必要

（出所）国税庁 統計情報 統計年報 源泉所得税「統計表を見る方のために」

金融所得（利子所得・配当収入・株式譲渡益）課税の概要

利子所得の課税の概要

区　分	所得税	住民税
預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配等	源泉分離課税　（20%）	
	（15%の源泉徴収）	（5%の特別徴収）

（出所）財務省 わが国の税制の概要 金融・証券税制に関する資料（平成 25 年末現在）

配当課税の概要

区　分		平成 21 年～平成 25 年	平成 26 年～
公募株式投資信託の収益の分配等		申告不要と総合課税との選択 申告不要（20%源泉徴収）　（所 15%、住 5%）	
剰余金の配当・利益の配当・剰余金の分配等	上場株式等の配当（大口以外）等 （注 1）	【軽減税率　（～平成 25 年）】（注 2） 10%源泉徴収　（所 7%、住 3%）	
		又は総合課税（配当控除）　（所 5～40%、住 10%）	
		（注）　株式譲渡損との損益通算のため、20%申告分離課税　（所 15%、住 5%）も選択可。 （平成 22 年分からは、特定口座における損益通算も可）	
		【軽減税率　（～平成 25 年）】（注 2） 10%　（所 7%、住 3%）	
	上記以外	総合課税（配当控除）　（所 5～40%、住 10%） （20%の源泉徴収）、（所 20%）	
	１回の支払配当の金額が右記のもの	10 万円×$\frac{\text{配当計算期間}}{12}$	確定申告不要 （20%の源泉徴収） （所 20%）

（注 1）「上場株式等の配当（大口以外）」とは、その株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の３％未満である者が支払を受ける配当をいう。

（注 2）【25 年度改正】軽減税率の特例措置については、適用期限（平成 25 年 12 月 31 日）の到来を持って廃止。

（参考）金融所得課税の一体化（25 年度改正）

（出所）財務省 わが国の税制の概要 金融・証券税制に関する資料（平成 25 年末現在）

株式譲渡益課税の特例

区　分	現行制度
上場株式等の課税方式	《申告分離課税》 上場株式等の譲渡益×20%（所 15%、住５%） ＜～25 年の特例措置＞（注 1） 上場株式等の譲渡益×10%（所７%、住３%） ※譲渡益の金額にかかわらず 10%軽減税率を適用
源泉徴収口座における源泉徴収	上場株式等の譲渡益×20%（所 15%、住５%） （源泉徴収税率） ＜～25 年の特例措置＞（注 1） 上場株式等の譲渡益　×10%（所７%、住３%） ※譲渡益の金額にかかわらず申告不要可
その他の株式等の課税方式	《申告分離課税》 譲渡益×20%（所 15%、住５%）

（注１）【25 年度改正】軽減税率の特例措置については、適用期限（平成 25 年 12 月 31 日）の到来を持って廃止。

（注２）上場株式等の譲渡損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後３年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等の配当所得の金額からの繰越控除可。
（注３）平成 21 年より、上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、上場株式等の配当所得の金額から控除できる。
（参考）金融所得課税の一体化（25 年度改正）
財務省 わが国の税制の概要 金融・証券税制に関する資料（平成 25 年末現在）より転載

１．２．２ 申告所得税標本調査結果の概要

1　調査の目的

この調査は、申告所得税納税者について、所得者区分別・所得種類別の構成、所得階級別の分布及び各種控除の適用状況の実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的としている。

2　調査の沿革

この申告所得税標本調査は、昭和 26 年分から始まり、以後毎年実施している。調査結果は第 1 回以来、国税庁統計年報書に掲載されてきたが、昭和 38 年分から若干の概要と分析を加えて、「税務統計から見た申告所得税の実態」として公表している。

3　調査の対象

調査の対象は、各年分の申告所得税について翌年 3 月 31 日現在（平成 24 年分以降は、翌年 3 月 31 日までに申告又は処理をした者のうち、6 月 30 日現在）において申告納税額がある者（以下「申告納税者」という。）全部である。したがって、所得金額があっても申告納税額のない者（例えば、還付申告書を提出した者等）は、調査対象から除かれている。

4　調査の方法

全国 524 税務署より、所得者区分別・合計所得階級別に、次の表に示す抽出率で標本を抽出し調査した。

申告所得税標本調査の結果

1　用語の概要

(1)　申告納税額は、算出税額から税額控除及び源泉徴収の方法により納付した税額を差し引いたものである。

(2)　概要中の「税額」は、申告納税額に既に源泉徴収の方法により納付した税額を加えたものである。

(3)　本統計の合計所得金額は、営業等所得、農業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、総合譲渡所得、一時所得、雑所得、山林所得、退職所得、分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得及び株式等の譲渡所得等の合計額から繰越損失額を控除した金額である。

2　利用上の注意

(1)　各表の階級区分は、合計所得金額による。ただし、第 7 表「給与収入階級別表」については、給与収入金額、第 8 表「公的年金等収入階級別表」については、公的年金等収入金額による。

(2)　各表の計数は、単位未満を四捨五入しているので各表の内容と合計が符合しない場合がある。なお、単位未満の計数は「0」、該当する計数のないときは「－」と表示している。

(3)　この調査は標本調査であり、抽出された標本の影響が大きく表れる箇所が存在し、実態とは乖離する可能性がある。

(4)　本統計における所得者区分については、各人の所得を事業所得、不動産所得、給与所得、雑所得及び～事業所得、不動産所得、給与所得、雑所得及び～に分類している。

申告納税者	事業所得者	各種所得の金額のうち事業所得の金額が他の各種所得の金額の合計額より大きい者
	その他所得者	各種の所得を有する者で、事業所得者以外の者

		不動産所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の金額のいずれよりも不動産所得の金額の方が大きい者
		給与所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、不動産所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の金額のいずれよりも給与所得の金額の方が大きい者
		雑所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得の金額のいずれよりも雑所得の金額の方が大きい者
		他の区分に該当しない所得者	その他所得者のうち、不動産所得者、給与所得者、雑所得者以外の者
（注）その他所得者とは、不動産所得者、給与所得者、雑所得者及び他の区分に該当しない所得者の合計である。			
【補足 1】平成 13～19 年分の所得者区分については次のとおりである。			
申告納税者	事業所得者	営業等所得者	事業所得のうち、営業から生ずる所得が最も大きい者をいう（農業所得者を除く）。
	（事業所得だけを有する者及び事業所得の金額が他の所得金額より大きい者）	農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	その他所得者		事業所得者以外の者をいう。

（出所）国税庁 統計情報・標本調査結果

3　申告所得税の税率等（課税所得金額又は課税退職所得金額に対して）（平成24年分）
Rate of self-assessed income tax to taxable income or taxable retirement income (for 2012)

課税所得金額 Amount of taxable income	税　率 Tax rate (%)	控　除　額 Amount of deduction (yen)
195 万円未満の場合 Under 1.95 million yen	5%	0 円
330 〃 Under 3.3 million yen	10	97,500
695 〃 Under 6.95 million yen	20	427,500
900 〃 Under 9 million yen	23	636,000
1,800 〃 Under 18 million yen	33	1,536,000
1,800 万円以上の場合 More than 18 million yen	40	2,796,000

4　申告所得税の主な諸控除等（平成24年分）

(1) 所得控除

イ　基礎控除　…… 380,000円

ロ　配偶者控除　…… 380,000円

ただし、

老人控除対象配偶者　…… 480,000円

ハ　配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	控　除　額
380,000円まで	0円
380,001円から　399,999円まで	380,000円
400,000円から　449,999円まで	360,000円
450,000円から　499,999円まで	310,000円
500,000円から　549,999円まで	260,000円
550,000円から　599,999円まで	210,000円
600,000円から　649,999円まで	160,000円
650,000円から　699,999円まで	110,000円
700,000円から　749,999円まで	60,000円
750,000円から　759,999円まで	30,000円
760,000円以上	0円

4 Principal deductions under self-assessed income tax (for 2012)

(1) Exemptions and deductions from income

A. Standard deduction …… 380,000 yen

B. Standard spousal exemption …… 380,000 yen

Elderly spouse exemption …… 480,000 yen

C. Special spousal exemption

Spouse's total income	Amount of deduction
Up to 380,000 yen	0 yen
From 380,001 yen to 399,999 yen	380,000 yen
From 400,000 yen to 449,999 yen	360,000 yen
From 450,000 yen to 499,999 yen	310,000 yen
From 500,000 yen to 549,999 yen	260,000 yen
From 550,000 yen to 599,999 yen	210,000 yen
From 600,000 yen to 649,999 yen	160,000 yen
From 650,000 yen to 699,999 yen	110,000 yen
From 700,000 yen to 749,999 yen	60,000 yen
From 750,000 yen to 759,999 yen	30,000 yen
More than 760,000 yen	0 yen

（出所）国税庁 統計情報 統計年報 申告所得税「統計表を見る方のために」

1．2．3 会社標本調査結果の概要

1　調査の目的

この調査は、我が国の法人企業について、資本金階級別や業種別にその実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的としている。

2　調査の沿革

この会社標本調査は、昭和 26 年分から始まり、以後毎年実施しており、調査結果は初回から「国税庁統計年報書」に掲載されてきている。更に、昭和 38 年分からは若干の概要を加えて、「税務統計から見た法人企業の実態」として公表している。

3　調査の対象

4　調査の方法

この調査は、標本調査であり、調査対象法人（母集団）から資本金階級別・業種別等に一定の方法で標本法人を抽出し、その標本法人の基礎データを基に、母集団全体の計数を推計したものである。

5　主な変更点

(1)　調査対象事業年度の変更

平成 18 年度分の調査から、調査対象事業年度を 4～3 月決算ベースに変更している。

なお、平成 18 年分については、2～1 月決算ベースでの調査結果も公表している。

・　平成 18 年分以前：「2～1 月決算ベース」

（その年の 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までに終了した調査対象法人の各事業年度）

・　平成 18 年度分以降：「4～3 月決算ベース」

（その年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに終了した調査対象法人の各事業年度）

(2)　資本金階級区分の変更

平成 23 年度分の調査から、各資本金階級を「以上、未満」から「超、以下」に変更している。

(3)　業種等の分類の変更

平成 23 年度分の調査から、「相互会社」を「その他の法人」から「金融保険業」に変更している。

平成 24 年度分の調査から、「企業組合」及び「医療法人」を「その他の法人」から法人ごとの業種に分類するよう変更している。

なお、全体の内訳として、「企業組合」及び「医療法人」を公表するよう変更している。

(4)　租税特別措置法関連項目の削除

租税特別措置法の適用額等の実態については、平成 23 年度分より、「租税特別措置の適用状況の透明化等に

関する法律」に基づく調査により別途公表されることとなったため、該当項目を削除した。

会社標本調査の結果

1　用語の概要

-1	年（度分）	調査対象期間をいう。
-2	事業年度	法人の決算期間をいう。
-3	資本金	事業年度末(調査対象期間中に2回以上事業年度末が到来した法人については、最終事業年度末）現在の払込済資本金額（資本積立金額は含まない。）又は出資金をいう。　なお、相互会社については実態に即して、便宜的に資本金100億円超の階級として集計している。
-4	特定同族会社	発行済株式総数の50%超を1株主グループにより支配されている会社(以下「被支配会社」という。）で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定するとした場合においても被支配会社となるもの（資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である被支配会社を除く。）をいう。 （注）　税制改正に伴い、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分については、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である被支配会社であっても、次に掲げる法人との間に当該法人による完全支配関係がある普通法人については、特定同族会社に含む。 （イ）　資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 （ロ）　保険業法に規定する相互会社（外国相互会社を含む。） （ハ）　法人税法第4条の7に規定する受託法人
-5	同族会社	会社の株主等の上位 3 株主グループが有する株式数又は出資の金額等の合計が、その法人の発行済株式の総数又は出資の総額等の50%超に相当する法人をいう。
-6	非同族会社	特定同族会社及び同族会社以外の法人をいう。
-7	営業収入金額	営業及びこれに付随するものから生じた売上げ又は収入金額をいい、営業に直接関係のないもの（例えば、受取利息や資産の売却益、雑収入等）は含まない。
-8	申告所得金額	法人が税務署に提出した法人税の確定申告書、連結確定申告書又は修正申告書に記載された所得（欠損）金額又は連結所得（欠損）金額をいう。なお、単に「所得」又は「所得金額」という場合、この「申告所得金額」のことをいう。 （注）　所得金額は、法人税法等に基づくものであり、法人の公表決算書等に記載された当期損益額に、例えば、次のようなものを加減算したものをいう。 ○加算 ・減価償却の償却限度超過額 ・各種引当金の繰入限度超過額 ・損金に算入した法人税額、道府県民税額、市町村民税額等（加算税、加算金、延滞税を含む。） ・交際費等、寄附金のうち損金不算入額 ○減算 ・減価償却の当期認容額 ・納税充当金から支出した事業税等の金額 ・受取配当等の益金不算入額

		・繰越欠損金の当期控除額
-9	算出税額	所得金額に所定の税率を乗じて算出した税額をいう。
-10	法人税額	算出税額に課税留保金額に対する税額などを加算し、所得税額、外国税額などを控除した後のいわゆる納付すべき法人税額をいう。
-11	役員賞与	法人が計上した役員賞与（税法上役員の賞与と認められるものを含む。）をいう。
		（注） 税制改正に伴い、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から、役員賞与は役員報酬と同様に役員給与とされ、損金不算入制度の改正が行われている。 なお、平成 19 年度分調査より役員給与の損金不算入額と記載されたものは、その他の社外流出として集計している。
-12	その他の社外流出	益金処分の対象となる金額のうち、社内留保、支払配当及び法人税額を除いたもので、当期分の道府県民税額、市町村民税額等をいう。
-13	留保金額（社内留保）	当期末の利益積立金額から期首の利益積立金額を控除した金額をいう。
-14	益金処分に充てられた総額	社内留保に社外流出を加えたものをいう。
-15	指定寄附金等	国又は地方公共団体に対する寄附金及び財務大臣が指定して告示した寄附金をいう。
-16	特定公益増進法人等に対する寄附金	特定公益増進法人（例：独立行政法人、日本赤十字社等）若しくは認定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金をいう。
-17	利益計上法人	所得金額が正（利益）である法人（年 2 回以上事業年度をもつ法人については、いずれかの事業年度の所得金額が正である法人）をいう。
-18	欠損法人	所得金額が負（損失）又は 0（繰越欠損金を控除した結果、所得金額が 0 となった場合を含む。）である法人（年 2 回以上事業年度をもつ法人については、すべての事業年度が欠損となった法人）をいう。
-19	連結親法人	法人税法第 4 条の 2（連結納税義務者）の承認を受けた同条に規定する内国法人をいう。
-20	連結子法人	連結親法人による完全支配関係（発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有される関係）がある内国法人をいう。
-21	連結法人	連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人をいう。

2 業種等の分類

会社等の業種は「日本標準産業分類」を基に 17 分類し、企業組合及び医療法人を内訳として、公表している。

業種名	産業分類
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業
鉱業	鉱業、採石業、砂利採取業
建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
製造業	
繊維工業	繊維工業
化学工業	パルプ･紙･紙加工品製造業、化学工業、石油製品･石炭製品製造業、ゴム製品製造業、窯業･土石製品製造業
鉄鋼金属工業	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業
機械工業	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品･デバイス･電子回路製造業、輸送用機械器具製

	造業
食料品製造業	食料品製造業、飲料･たばこ･飼料製造業
出版印刷業	新聞業、出版業、印刷･同関連業
その他の製造業	上記以外の製造業
卸売業	各種商品卸売業、繊維･衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物･金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
小売業	各種商品小売業、織物･衣服･身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業
料理飲食旅館業	宿泊業、飲食店、持ち帰り･配達飲食サービス業
金融保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業、相互会社
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業･管理業
運輸通信公益事業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業、通信業、放送業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業
サービス業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像･音声･文字情報制作業（新聞業、出版業を除く）、医療業、保健衛生、社会保険･社会福祉･介護事業、学校教育、その他の教育、学習支援業、専門サービス業、学術･開発研究機関、洗濯･理容･美容･浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、技術サービス業、職業紹介･労働者派遣業、その他の事業サービス業、その他のサービス業、分類不能の産業

3　利用上の注意

1　この調査は標本調査のため、他の税務統計の関連数値とは一致しない。全体の法人企業数、資本金、営業収入金額等は、調査対象法人の確定申告書等から得た標本値に、標本法人割合の逆数を乗じて推計している。

2　業種の分類について

業種の分類は、その法人が数種の事業を兼営している場合は、主たる業種によって分類した。例えば、水産業（主たる業種）を営む法人が他に食料品製造業や不動産業を兼営していても、それらを含めた計数を、農林水産業として計上した。

3　年2回以上事業年度を持つ法人について

年 2 回以上事業年度を持つ法人について、利益の事業年度と欠損の事業年度がある場合は、それらを相殺することなく、利益の事業年度分は利益計上法人欄に、欠損の事業年度分は欠損法人欄にそれぞれ掲げた。

なお、この場合法人数については、1回でも利益の事業年度がある場合は、利益計上法人として計算した。

4　連結申告を行った法人について

連結申告を行った法人については、企業グループ単位で申告がされるため、1グループを1社として連結確定申告書の計数に基づき集計した。また、業種区分及び資本金階級区分は「連結法人」として分類した。

5　単位及び計数の処理方法

(1)　各表の計数は、単位未満を四捨五入しているので、表の内容の計又は合計が一致しない場合がある。

(2)　金額は、原則として百万円単位とし、単位未満の計数は「0」、該当する計数のない場合又は棄却値は「-」と表示している。

（出所）国税庁 統計情報・標本調査結果

1　利用上の注意

この章は、平成24年４月１日から平成25年３月31日までの間に終了した事業年度分についての法人税課税状況、法人数から成っており、全数調査により調査集計した。「４－１　課税状況」は、課税対象となる法人について示しており、「４－２　法人数」はその内、内国普通法人（連結法人を除く。）を業種別、資本金階級別等に示したものである。

なお、「４－１　課税状況」で示している税額に関する項目に復興特別法人税は含まない。

会社標本調査は、内国普通法人のうち活動中の会社等（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、協業組合、特定目的会社、相互会社等）、企業組合、医療法人の法人数及び連結法人の法人数、営業収入金額、剰余金処分の内容、交際費等の項目について、標本調査の方法で調査、集計したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。

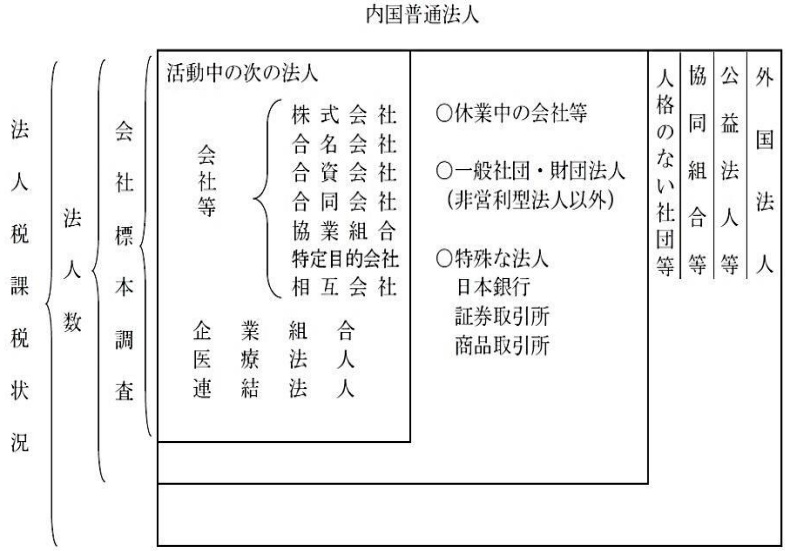

2　用語の説明

(1)　法人の種類及び課税の範囲

イ　内国法人……国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

- 公共法人……法人税法別表第一に該当する法人＝法人税の納税義務を有しない。（例、地方公共団体、地方道路公社、日本放送協会）
- 公益法人等……法人税法別表第二に該当する法人＝収益事業から生じた所得についてのみ課税される。（例、公益財団法人、公益社団法人、非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人）
  ※特定非営利活動法人など、公益法人等とみなす法人を含む。
- 協同組合等……法人税法別表第三に該当する法人＝課税の範囲について特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い。（例、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、信用金庫、森林組合）
- 人格のない社団等……法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの＝収益事業から生じた所得についてのみ課税される。
- 普通法人……上記以外の法人＝課税の範囲について特例はない。

ロ　外国法人……内国法人以外の法人＝日本国内に源泉のある所得について課税される。

ハ　連結法人……連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人をいう。

(2)　事業年度……通常、法人の決算期間のことをいう。年１回決算（決算期間12か月）の法人、年２回決算（決算期間６か月）の法人などがある。

(3)　資本金の額……事業年度末の払込済資本金額である。

3　法人税の税率

(1)　各事業年度の所得及び清算所得に対する税率

区　　分	各事業年度の所得に対する税率								区　　分	清算所得に対する税率	
	普通法人		協同組合等		公益法人等						
					一般社団法人等		左記以外の公益法人等				
	基本税率	中小法人の軽減税率	年800万円超の金額	年800万円以下の金額	年800万円超の金額	年800万円以下の金額	年800万円超の金額	年800万円以下の金額		普通法人	協同組合等
平成11年４月１日以後開始の事業年度	30%	22%	22% (26%)		22%		22%		平成11年４月１日以後に解散又は平成11年４月１日から平成13年３月31日までの間に合併をした場合	27.1%	20.5%
平成20年12月１日以後終了の事業年度	30%	22%	22% (26%)		30%	22%	22%				
平成21年４月１日から平成24年３月31日までの間に終了する事業年度	30%	18%	22% (26%)	18%	30%	18%	22%	18%			
平成24年４月１日から平成27年３月31日までの間に開始する事業年度	25.5%	15%	19% (22%)	15%	25.5%	15%	19%	15%	平成22年10月１日以後に解散をした場合	廃止 (通常所得課税)	

(注) 1　各事業年度の所得に対する税率のうち、普通法人に対する中小法人の軽減税率は、資本金１億円以下の法人又は資本を有しない法人の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される。
　ただし、平成22年４月１日以後開始する事業年度において、資本金５億円以上の大法人等との間に、その大法人等による完全支配関係がある普通法人（内国法人に限る。）については、この軽減税率は適用されない。
　また、平成23年4月１日以後開始する事業年度（平成23年６月30日前に終了する事業年度を除く。）においては、完全支配関係がある複数の大法人等に発行済株式等の全部を保有されている普通法人についても、この軽減税率は適用されない。
2　協同組合等の（　）書きの税率は、特定の協同組合等の所得のうち10億円を超える分のものである。
3　一般社団法人等とは、公益社団法人及び公益財団法人並びに非営利型法人をいう。

(2)　退職年金等積立金に対する税率
退職年金等積立金の額の　……　１％
(注) 平成11年４月１日から平成26年３月31日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、法人税は課されない。

(3)　特定信託の各計算期間の所得に対する税率
特定信託の各計算期間の所得額の　……　30%
(注) 特定信託の各計算期間の所得に対する税率は、平成19年９月30日前に効力を生じた信託について適用される。

(4)　同族会社及び同族特定信託の留保金に対する特別税率

イ　留保金額

区　分	同族会社	同族特定信託
	各事業年度の留保所得金額から次のうち最も多い金額を控除した金額	各計算期間の留保所得金額から次のうちいずれか多い金額を控除した金額
平成18年4月1日前開始事業年度（計算期間）	①所得等の金額の35%相当額 ②年1,500万円 ③資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額	①所得等の金額の35%相当額 ②年1,500万円
平成18年4月1日以後開始事業年度（計算期間）	①所得等の金額の40%(50%(※))相当額 ②年2,000万円 ③資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額 ④自己資本比率が30%に満たない場合の満たない部分の金額(※)	①所得等の金額の40%相当額 ②年2,000万円
平成19年4月1日以後開始事業年度（計算期間）	①所得等の金額の40%相当額 ②年2,000万円 ③資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額	同上

(注) 1　この特別税率の適用について、平成18年４月１日以後開始する事業年度における対象会社(特定同族会社)の判定は、１株主グループにより行われる（同族特定信託の判定も同様）。
2　同族会社の(※)は、資本金１億円以下の同族会社について適用される。
3　平成19年４月１日以後開始する事業年度において、特定同族会社のうち、資本金１億円以下の被支配会社については、この特別税率は適用されない。
　ただし、平成22年４月１日以後開始する事業年度においては、資本金１億円以下の被支配会社であっても、資本金５億円以上の大法人等との間に、その大法人等による完全支配関係がある被支配会社については、この特別税率が適用される。
　また、平成23年4月１日以後開始する事業年度（平成23年６月30日前に終了する事業年度を除く。）においては、完全支配関係がある複数の大法人等に発行済株式等の全部を保有されている被支配会社についても、この特別税率が適用される。
4　同族特定信託の留保金に対する特別税率は、平成19年９月30日前に効力を生じた信託について適用される。
5　清算中の被支配会社については、この特別税率は適用されない。

ロ　留保金額に対する税率
年　3,000万円以下の金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10%
年　3,000万円を超え、年１億円以下の金額の・・・・・・・・・・・・・15%
年　1億円を超える金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20%

(注)平成14年４月１日から平成15年３月31日までの間に開始する事業年度における同族会社の留保金に対する税額は、上記の税率により計算した税額の合計額の95%相当額となる。

(5)　各連結事業年度の連結所得に対する税率

区　　分	各連結事業年度の連結所得に対する税率			
	連結親法人			
	普通法人		協同組合等	
	基本税率	中小法人の軽減税率	年800万円超の金額	年800万円以下の金額
平成14年４月１日以後開始の連結事業年度	30% (32%)	22% (24%)	23% (25%)	
平成21年４月１日から平成24年３月31日までの間に終了する連結事業年度	30%	18%	23%	19%
平成24年４月１日から平成27年３月31日までの間に開始する連結事業年度	25.5%	15%	20%	16%

(注) １　各連結事業年度の連結所得に対する税率のうち、普通法人である連結親法人に対する中小法人の軽減税率は、資本金１億円以下の連結親法人のうち、年800万円以下の金額について適用される。
　ただし、平成22年４月１日以後開始する連結事業年度において、国外の資本金５億円以上の大法人等との間に、その大法人等による完全支配関係がある連結親法人については、この軽減税率は適用されない。
　また、平成23年4月１日以後開始する連結事業年度（平成23年６月30日前に終了する連結事業年度を除く。）においては、完全支配関係がある複数の大法人等に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人についても、この軽減税率は適用されない。
２　（　）書きの税率は、平成14年４月１日から平成16年３月31日までの間に開始する連結事業年度に適用される連結付加税率を含めた税率である。

(6)　連結同族会社の連結留保金に対する特別税率

イ　連結留保金額

区　　分	各連結事業年度の連結留保所得金額から次のうち最も多い金額を控除した金額
平成18年4月1日前開始連結事業年度	①連結所得等の金額の35%相当額 ②年1,500万円 ③連結親法人の資本金の25%相当額からその連結事業年度末の連結利益積立金額を控除した金額
平成18年4月1日以後開始連結事業年度	①連結所得等の金額の40%(50%(※))相当額 ②年2,000万円 ③連結親法人の資本金の25%相当額からその連結事業年度末の連結利益積立金額を控除した金額 ④自己資本比率が30%に満たない場合の満たない部分の金額(※)
平成19年4月1日以後開始連結事業年度	①連結所得等の金額の40%相当額 ②年2,000万円 ③連結親法人の資本金の25%相当額からその連結事業年度末の連結利益積立金額を控除した金額

(注) １　この特別税率の適用について、平成18年4月１日以後開始する連結事業年度における対象会社(連結特定同族会社)の判定は、1株主グループにより行われる(同族特定信託の判定も同様)。
２　(※)は、資本金1億円以下の連結親法人について適用される。
３　平成19年4月1日以後開始する連結事業年度において、連結特定同族会社に該当する連結親法人の資本金が1億円以下である場合、この特別税率は適用されない。
　ただし、平成22年４月１日以後開始する連結事業年度においては、資本金１億円以下である連結親法人であっても、国外の資本金５億円以上の大法人等との間に、その大法人等による完全支配関係がある連結親法人については、この特別税率が適用される。
　また、平成23年4月１日以後開始する連結事業年度（平成23年６月30日前に終了する連結事業年度を除く。）においては、完全支配関係がある複数の大法人等に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人についても、この特別税率が適用される。

ロ　連結留保金額に対する税率

年　3,000万円以下の金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10%
年　3,000万円を超え、年１億円以下の金額の・・・・・・・・・・・・・・・15%
年　1億円を超える金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20%

（出所）国税庁 統計情報 統計年報 法人税「統計表を見る方のために」

1．3　単年度平成 24 年(2012)データ

1．3．1　民間給与実態統計調査結果データ(除く公務員約 340 万人)

・1-3-1 項目

第 1 表　業種別(1 年勤続+1 年未満勤続) 給与所得者総数・給与総額・税総額

1-3-1 図表　1/3　年間月平均人員総数　／　給与総額

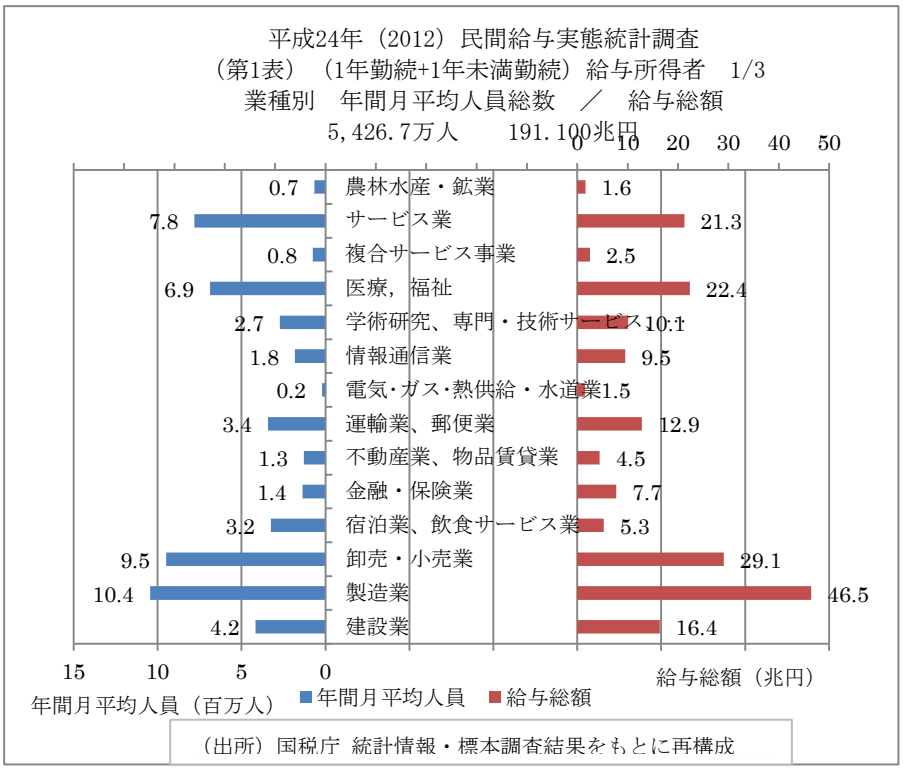

1-3-2 図表　2/3　年間月平均人員総数　／　平均給与額

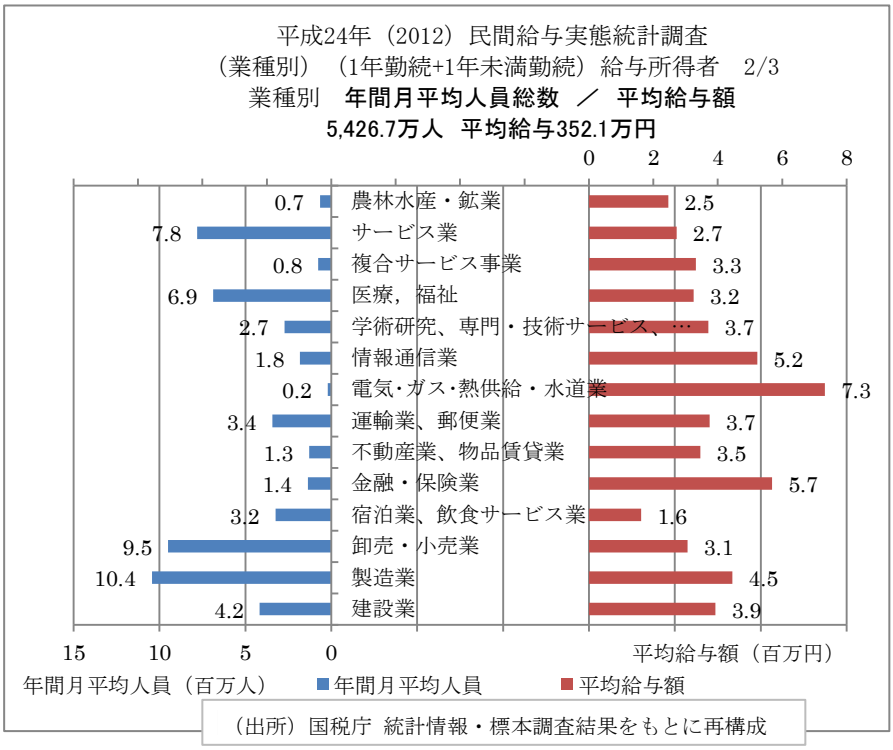

1-3-3 図表　3/3　平均給与額/平均税額

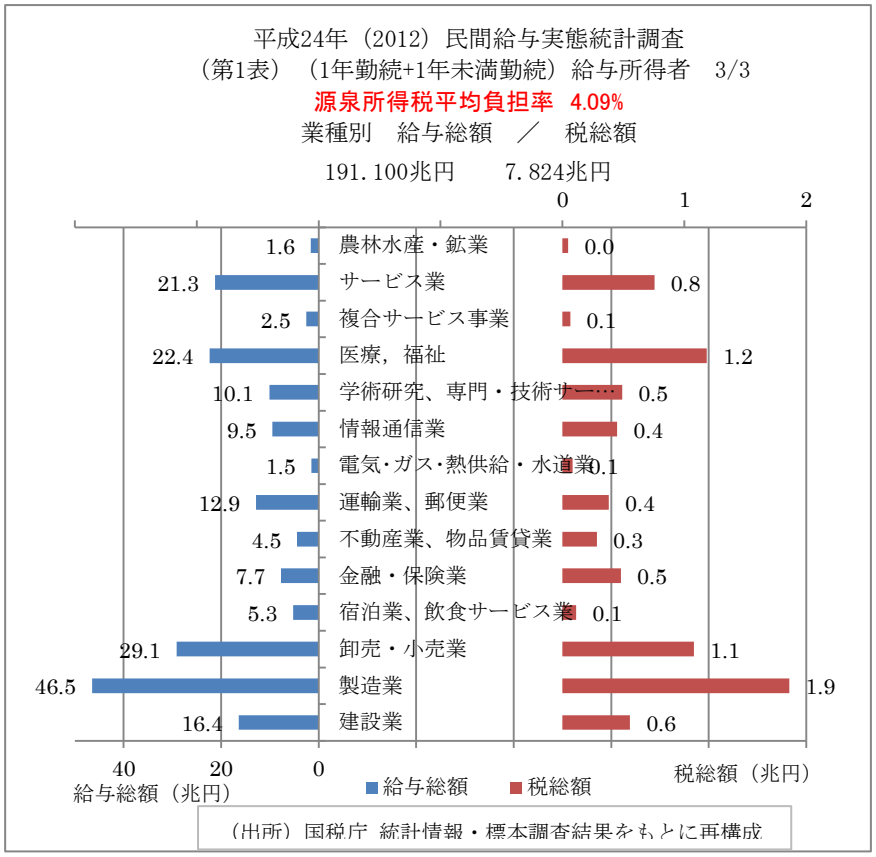

第 3 表　給与階級別　給与所得者総数･給与総額

1-3-4 図表　1/3　（1 年勤続）

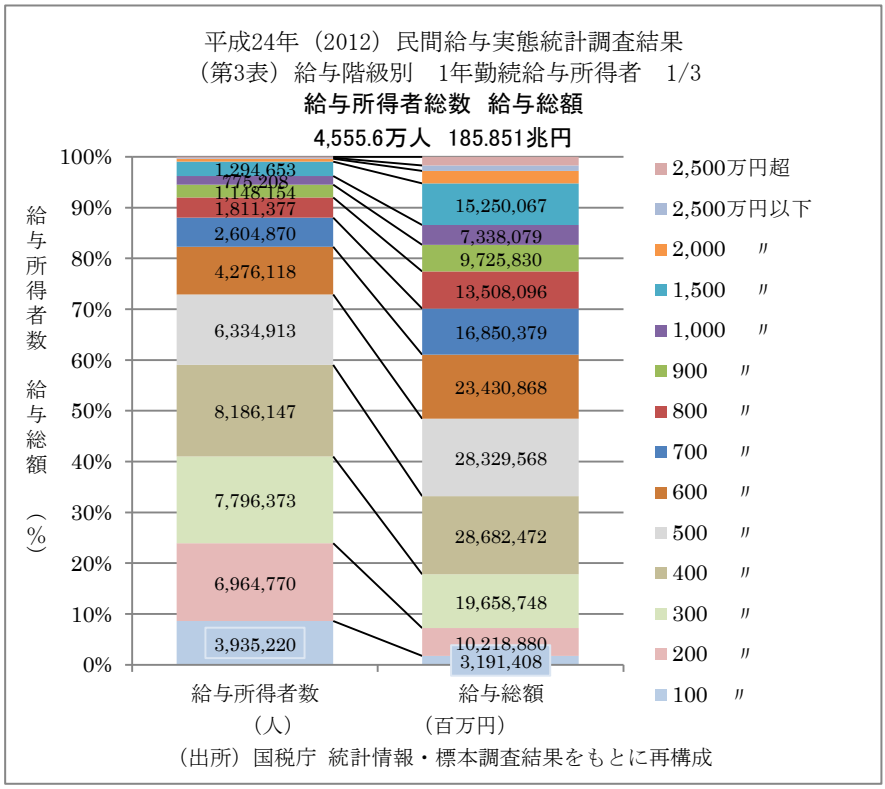

1-3-5 図表　2/3　（1 年未満勤続者）

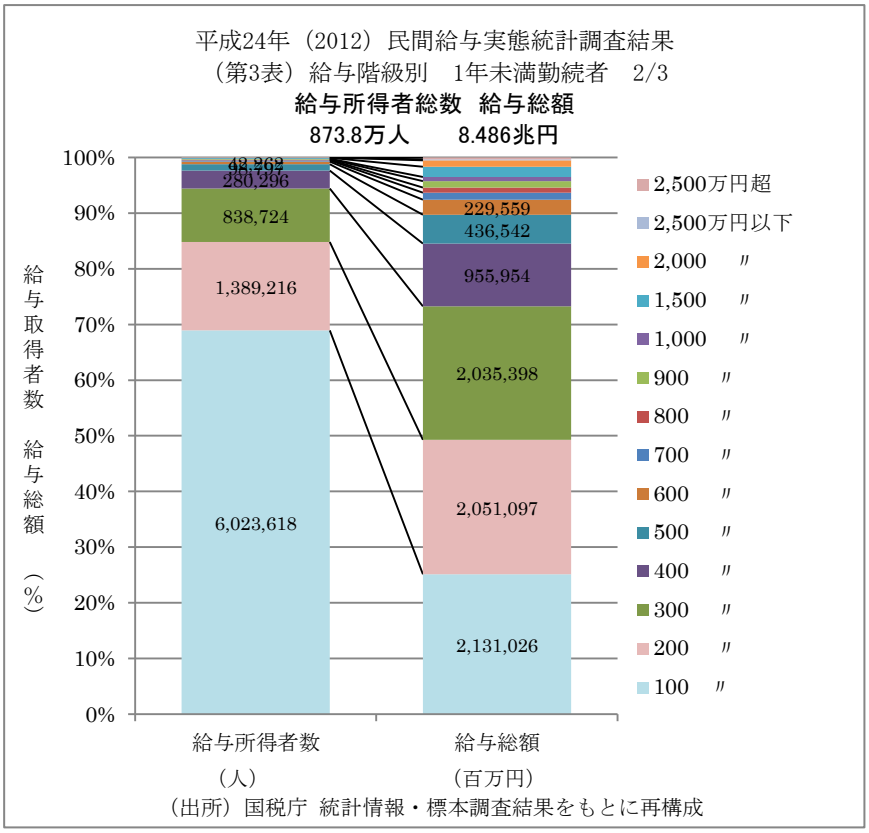

1-3-6 図表　3/3　（1 年勤続者+1 年未満勤続者）

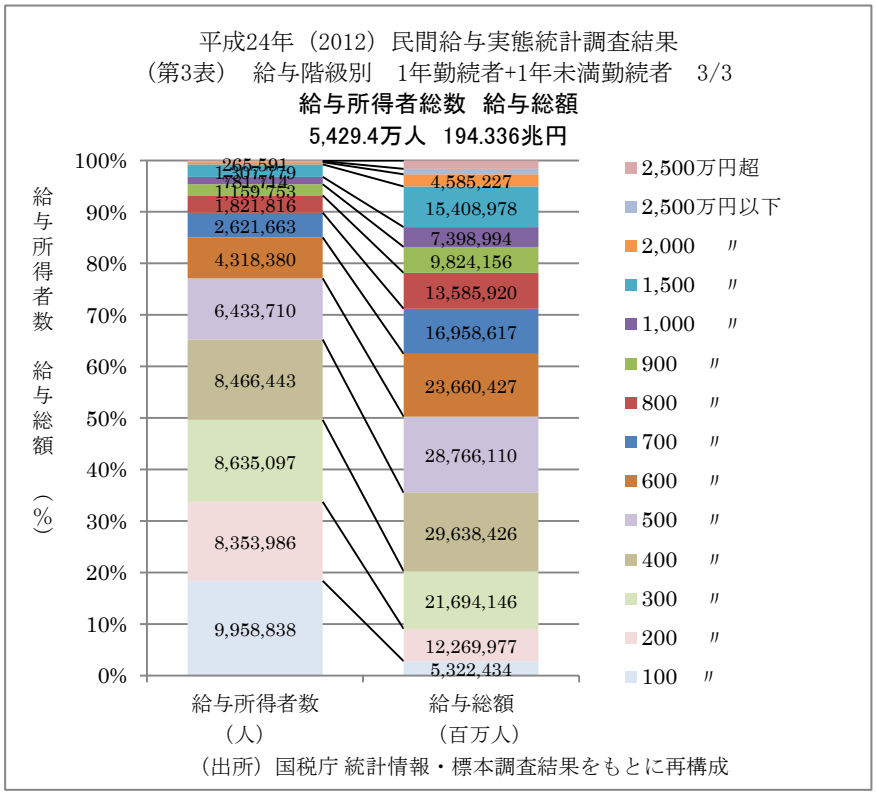

第 6 表　企業規模別　給与階級別　給与所得者数

1-3-7 図表　1/2　（1 年勤続+1 年未満勤続）

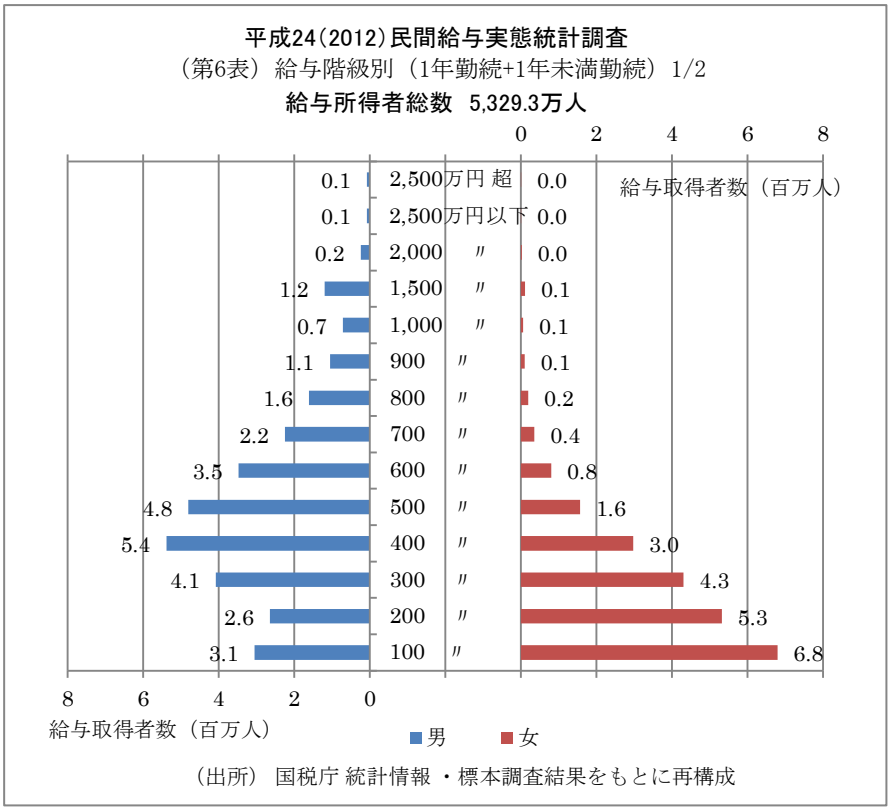

1-3-8 図表　2/2　（1 年勤続+1 年未満勤続）

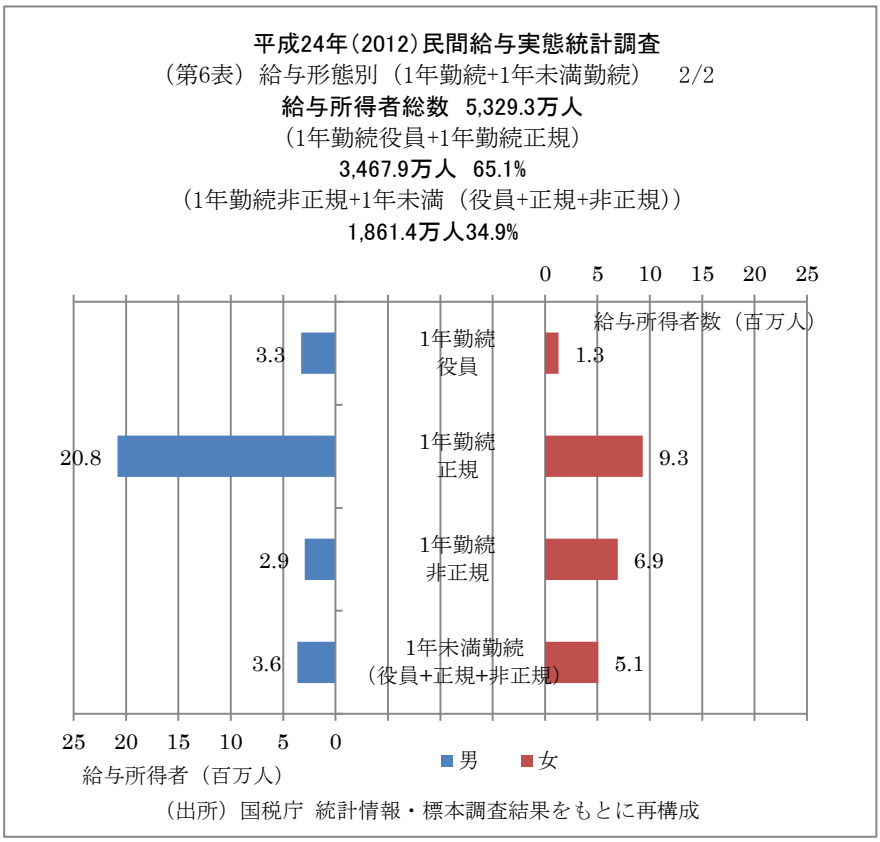

1-3-9 図表　1/2　雇用者　正規・非正規（総務省・労働力調査）

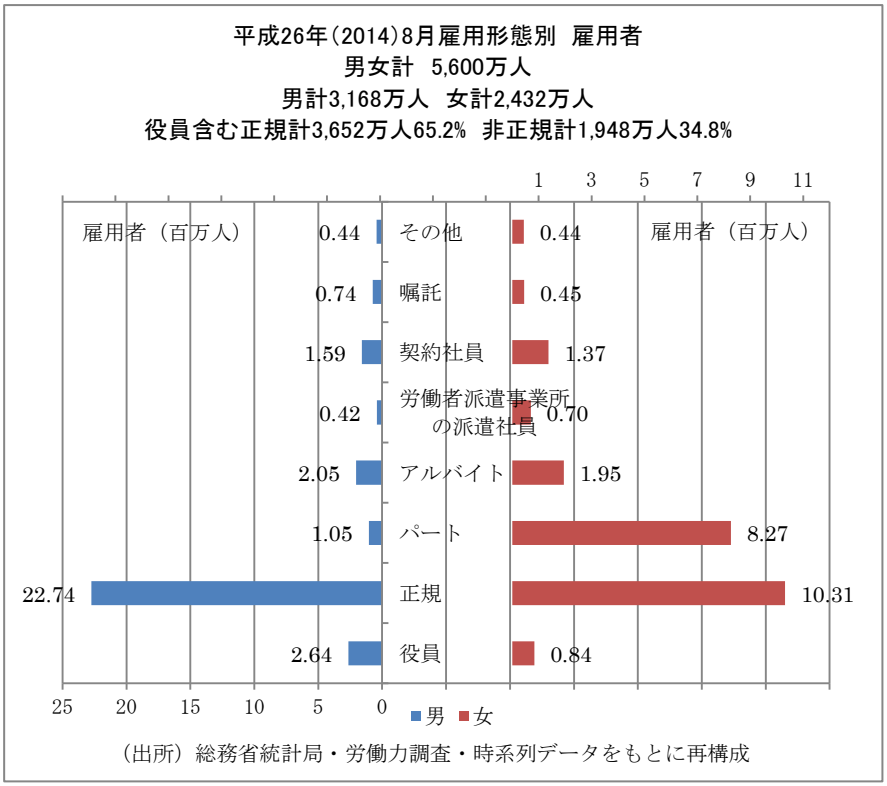

（出所）総務省統計局・労働力調査・時系列データをもとに再構成

1-3-10 図表　2/2　就業者　非農林業就業者（総務省・労働力調査）

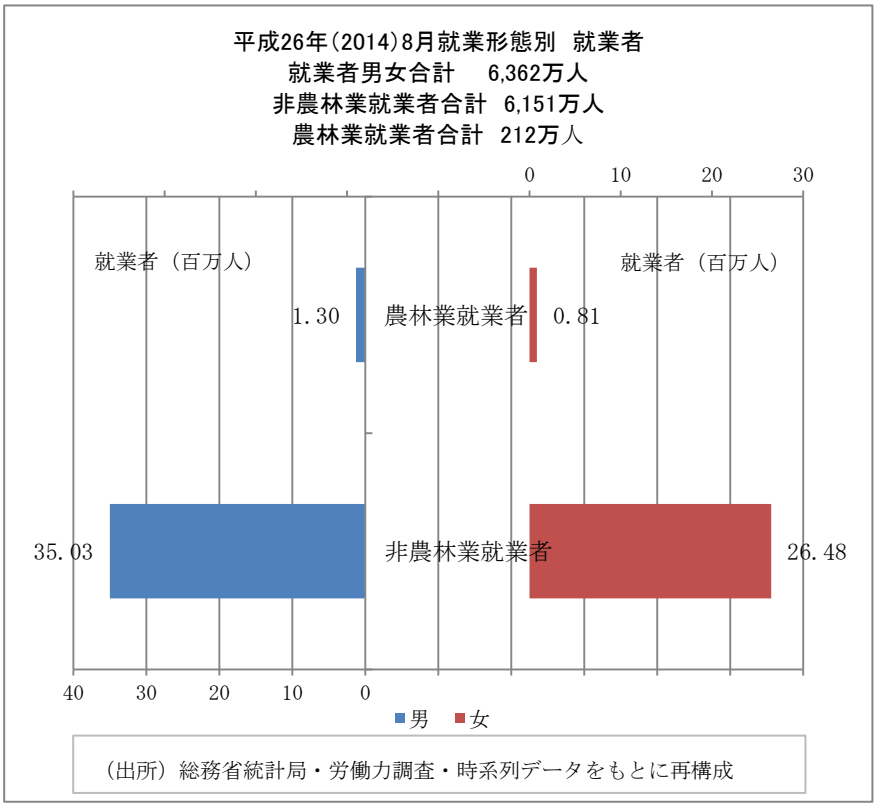

（出所）総務省統計局・労働力調査・時系列データをもとに再構成

1-3-11 図表　1/4　（1 年勤続給与所得者）

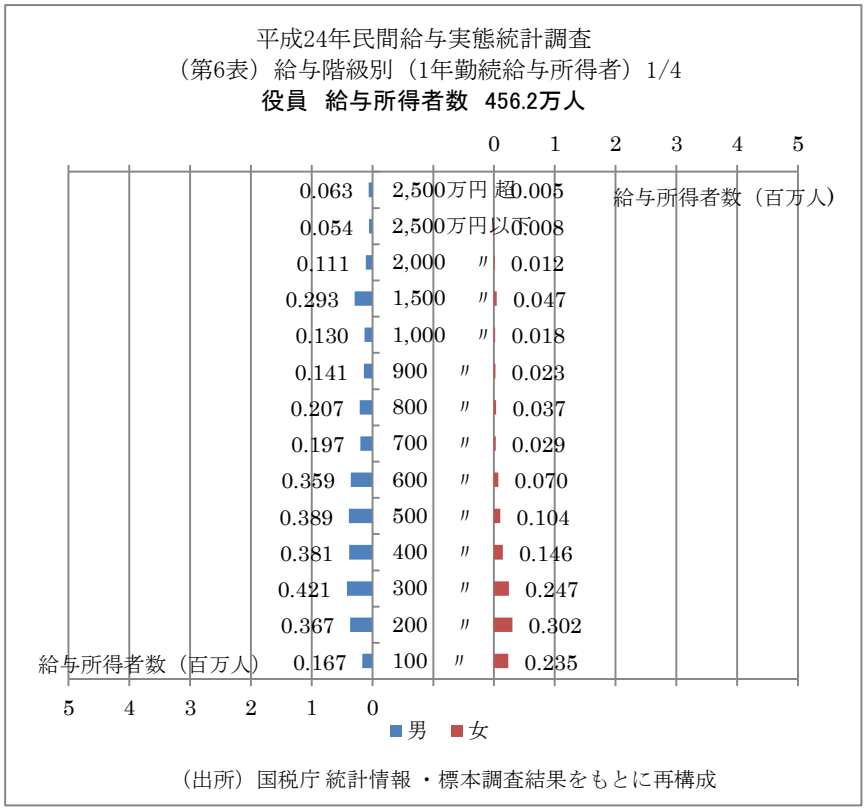

1-3-12 図表　2/4　（1 年勤続給与所得者）

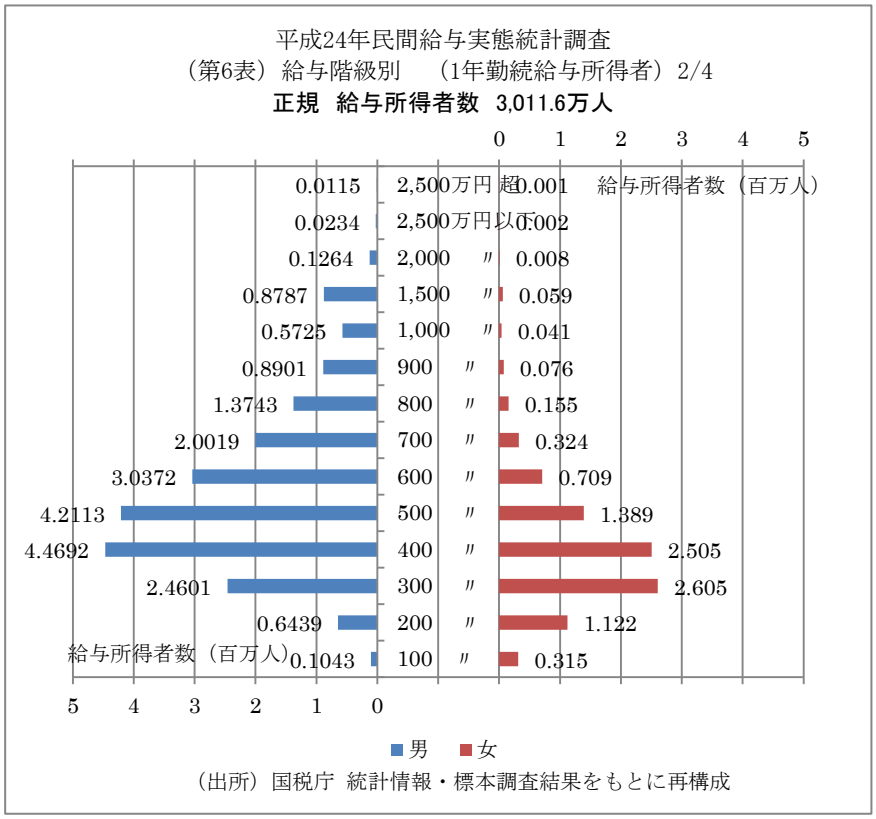

1-3-13 図表　3/4　（1 年勤続給与所得者）

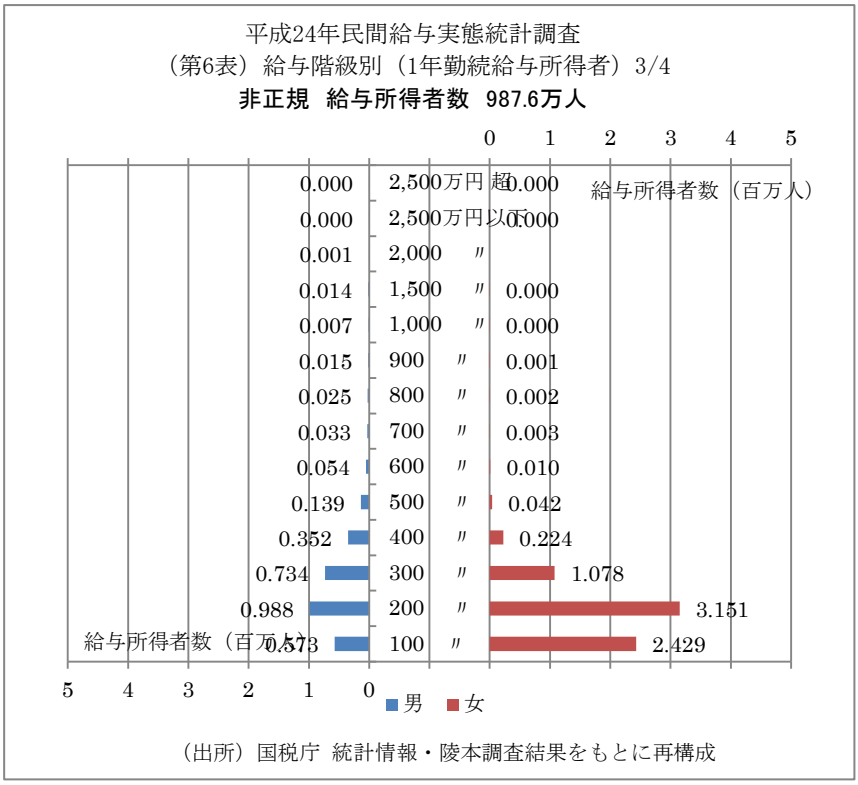

（出所）国税庁　統計情報・陵本調査結果をもとに再構成

1-3-14 図表　4/4　（1 年勤続給与所得者）

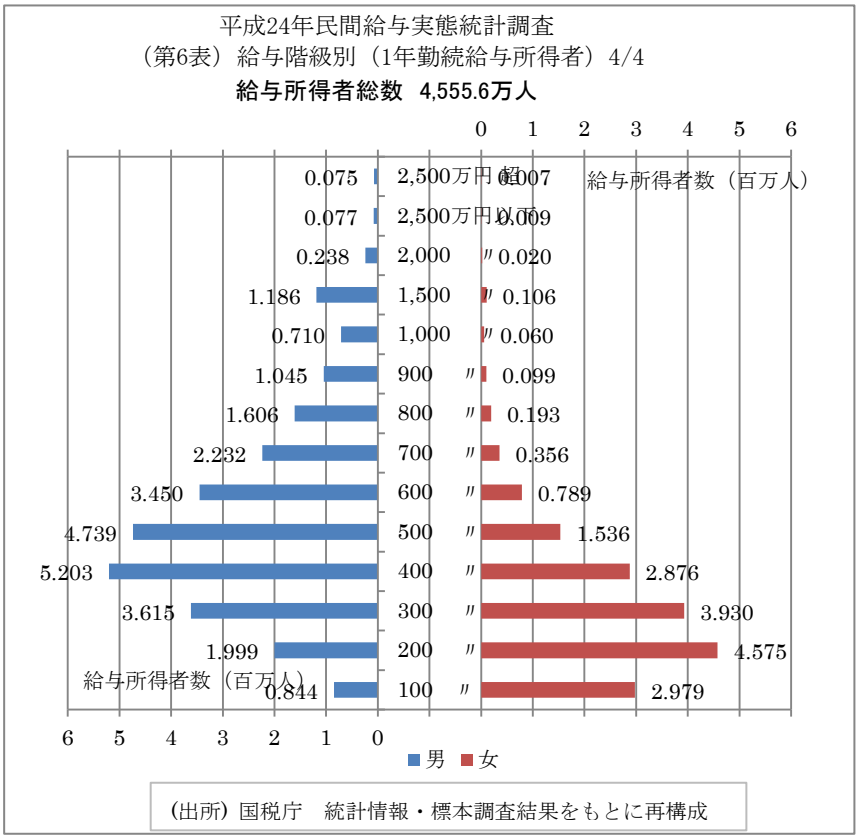

（出所）国税庁　統計情報・標本調査結果をもとに再構成

1-3-15 図表　1/4　（1 年未満勤続給与所得者）

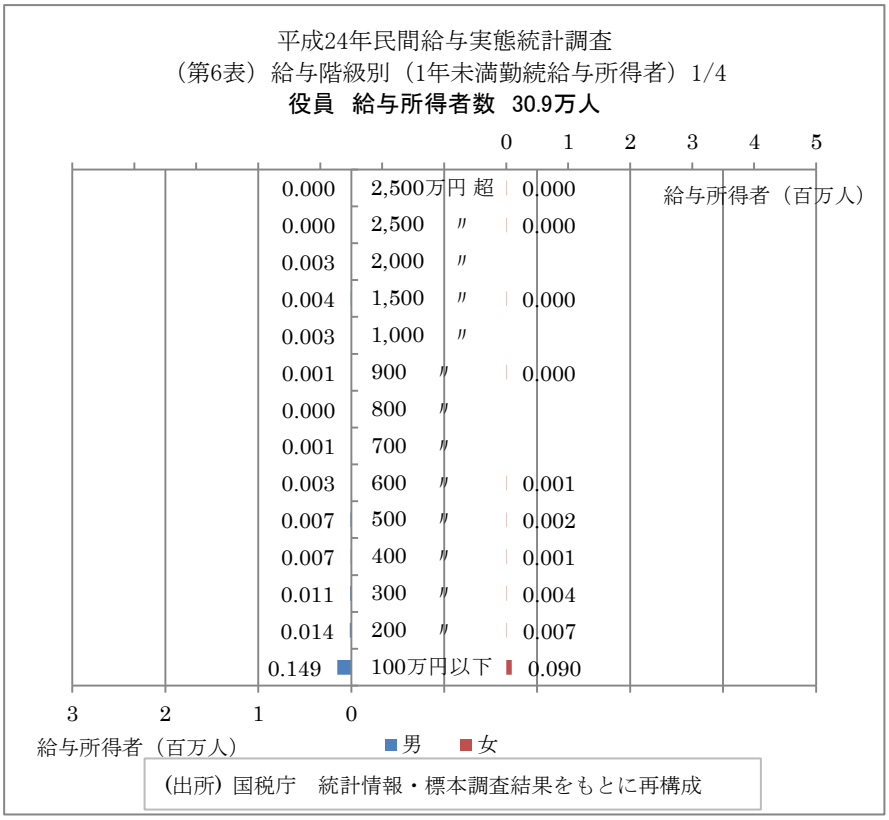

1-3-16 図表　2/4　（1 年未満勤続給与所得者）

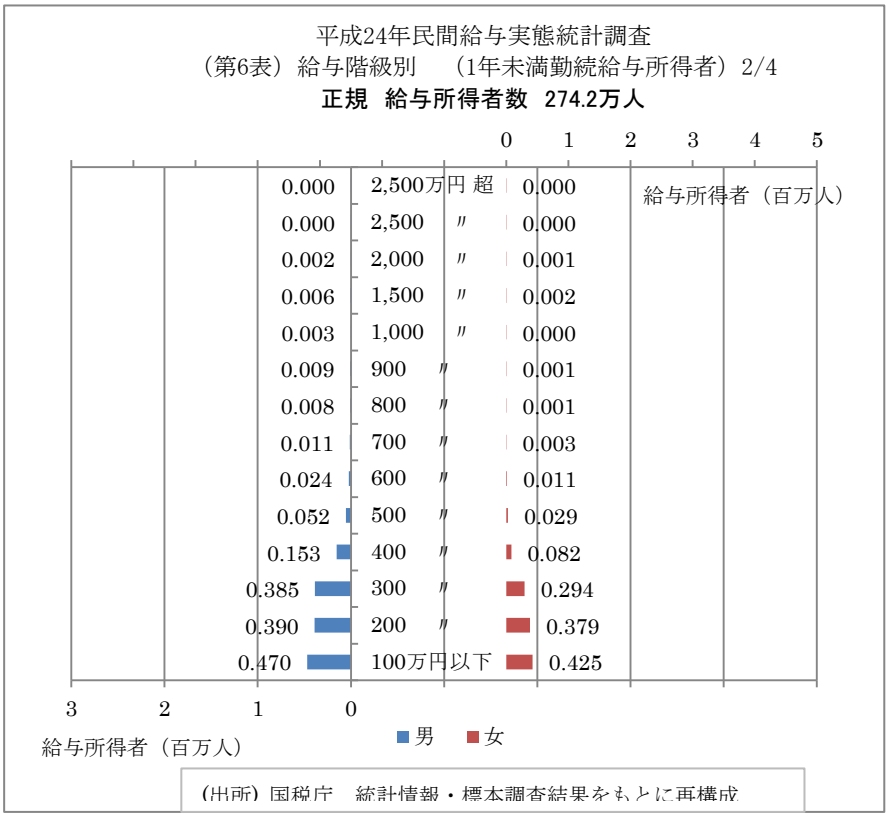

1-3-17 図表　3/4　（1 年未満勤続給与所得者）

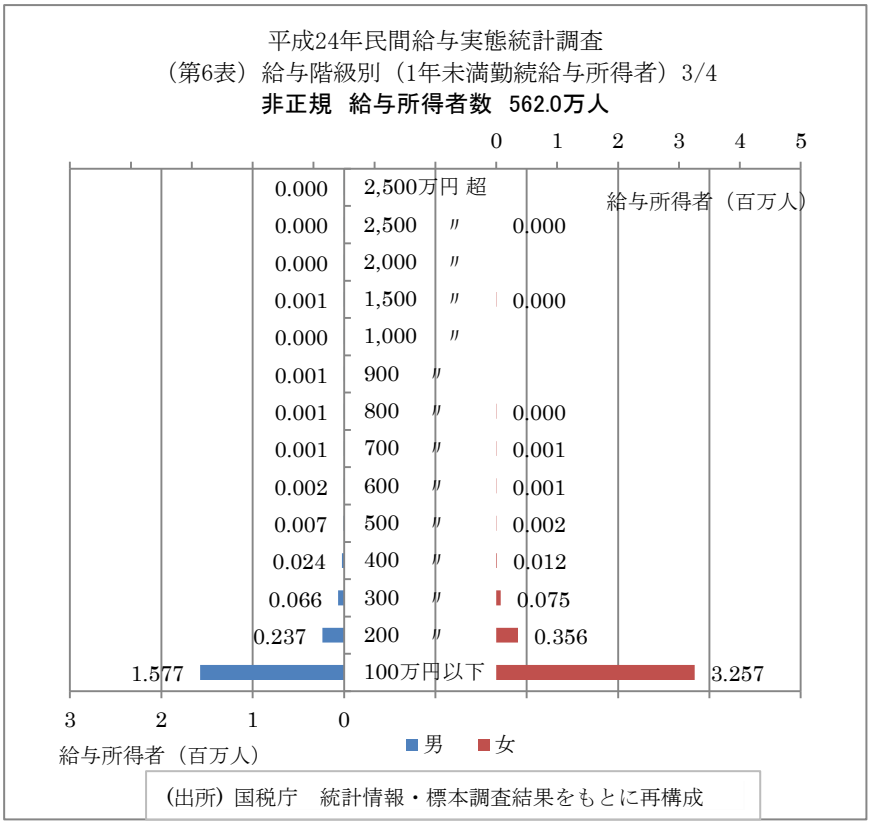

1-3-18 図表　4/4　（1 年未満勤続給与所得者）

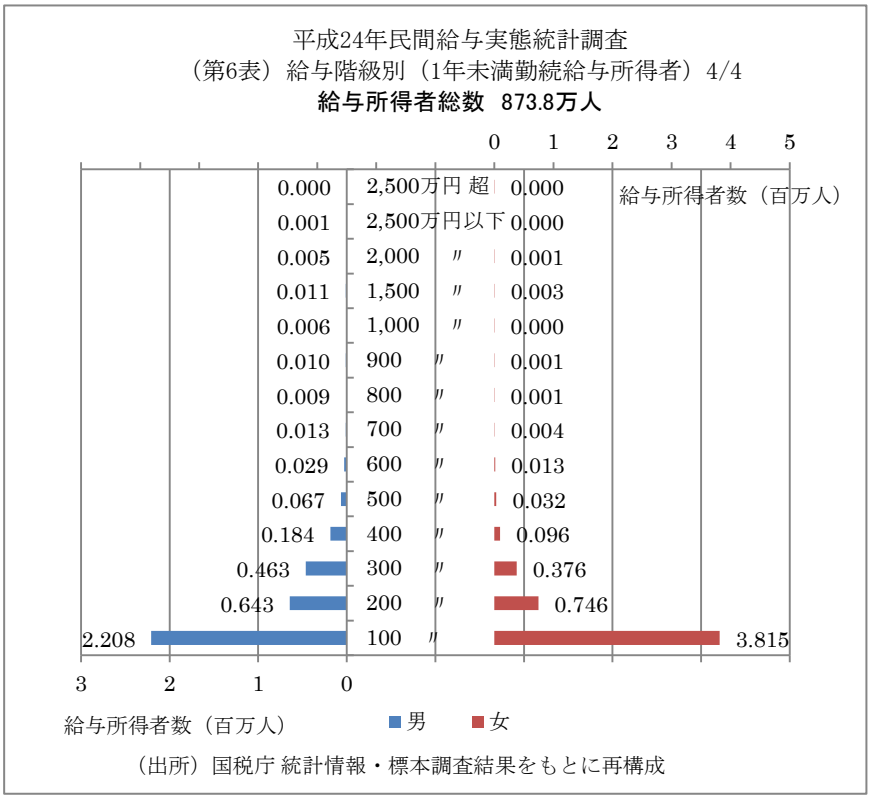

1．3．2　申告所得税標本調査結果

・1-3-2 項目

第１表　所得階級別　総括表

1-3-19 図表　1/3　合計所得人員、合計所得金額

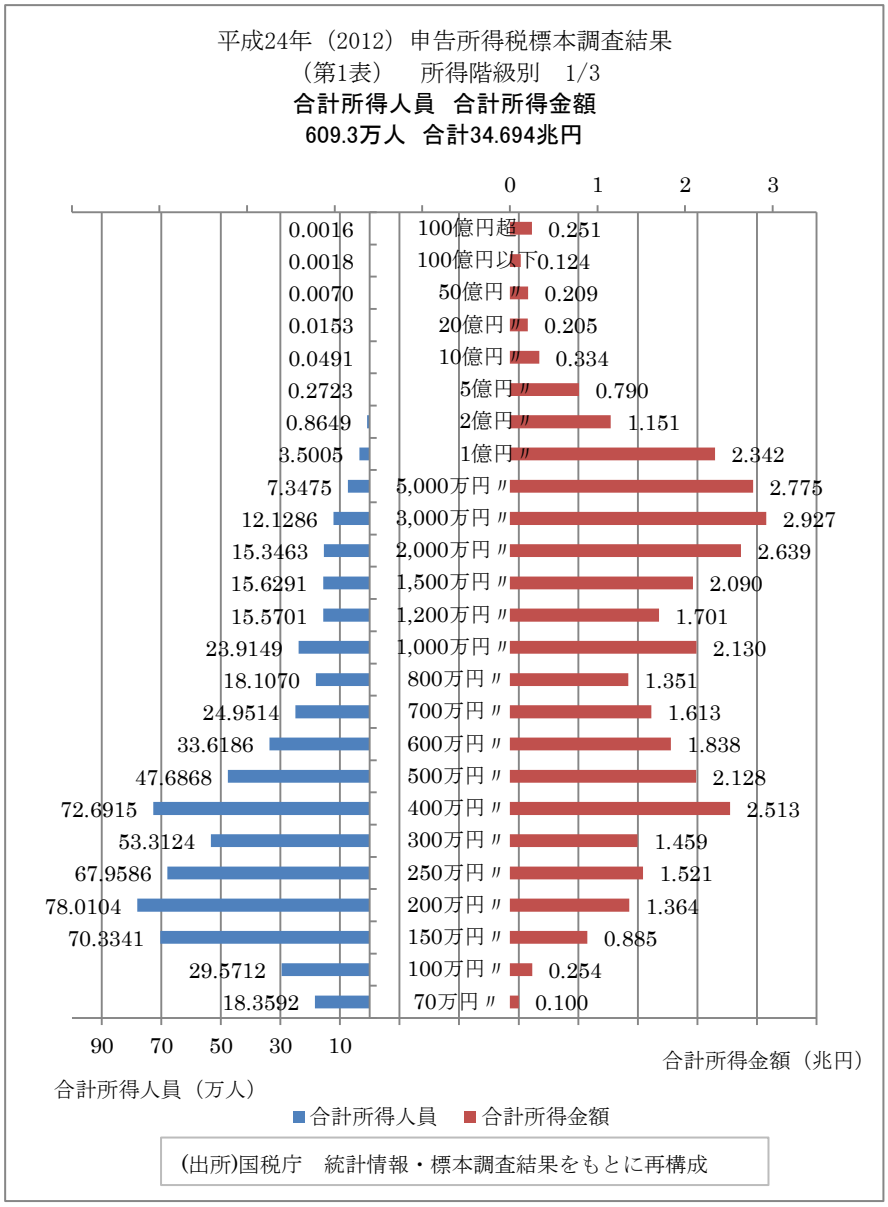

1-3-20 図表　2/3　合計課税所得金額、申告納税額

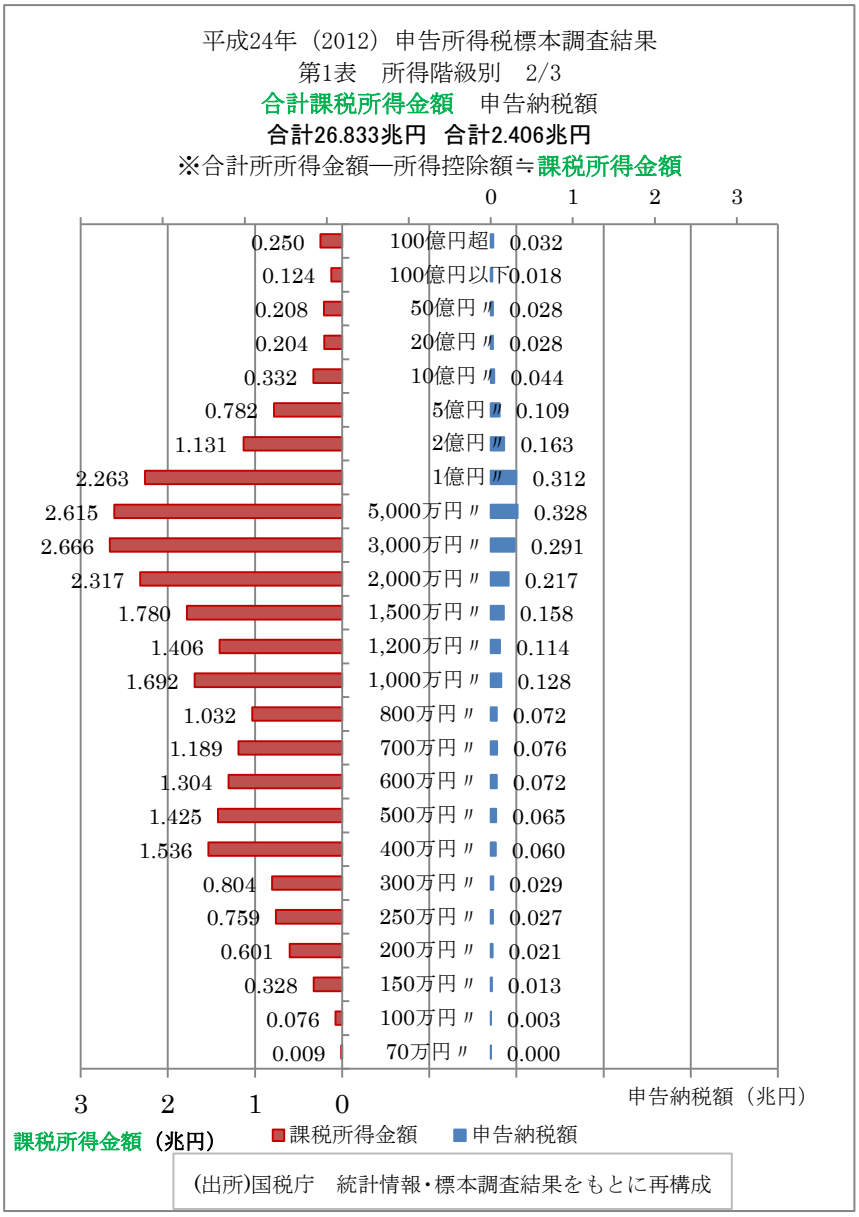

1-3-21 図表　3/3　課税所得金額、申告所得税負担率

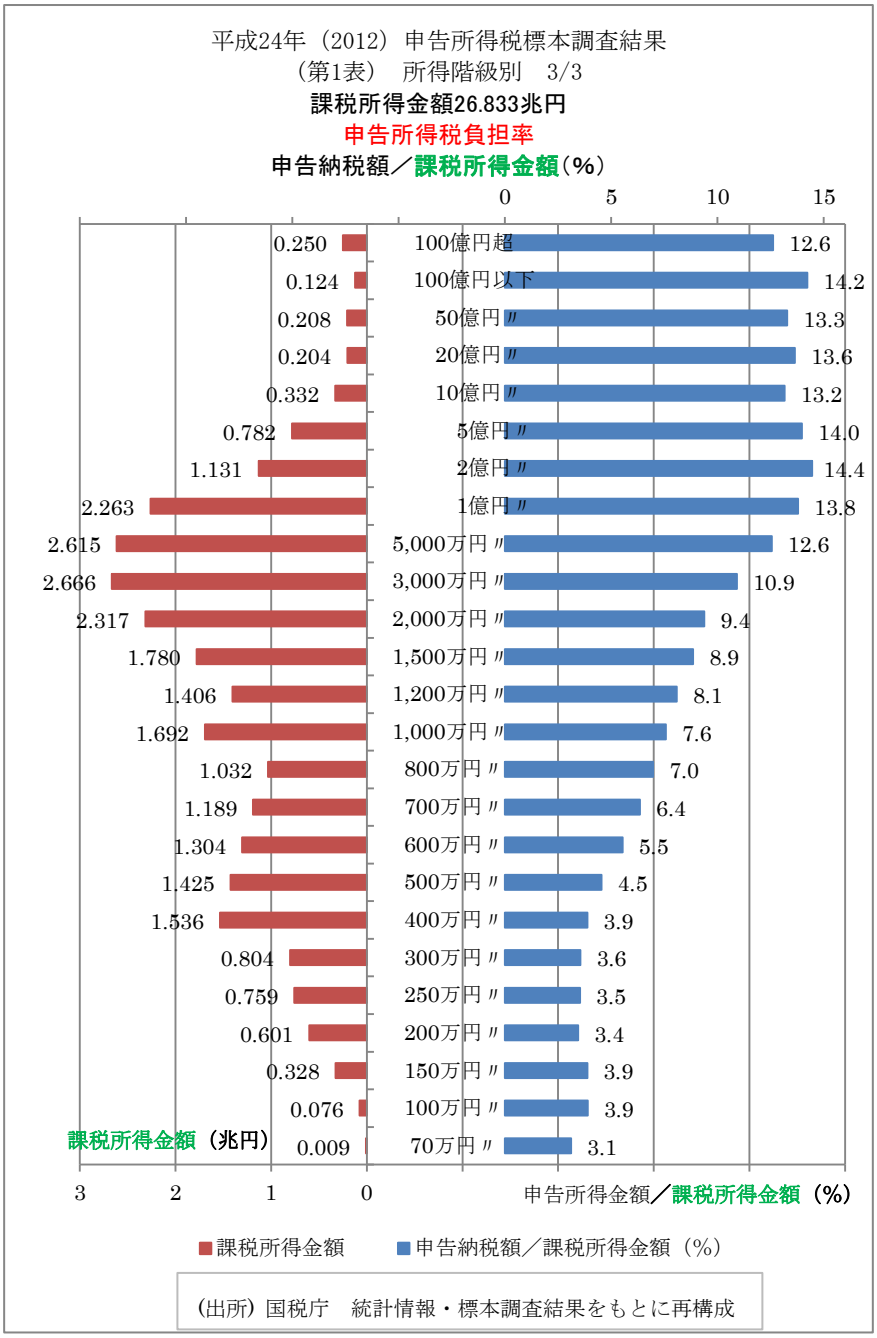

（出所）国税庁　統計情報・標本調査結果をもとに再構成

第 2 表　所得種類別表

1-3-22 図表　1/3　合計所得人員、合計所得金額

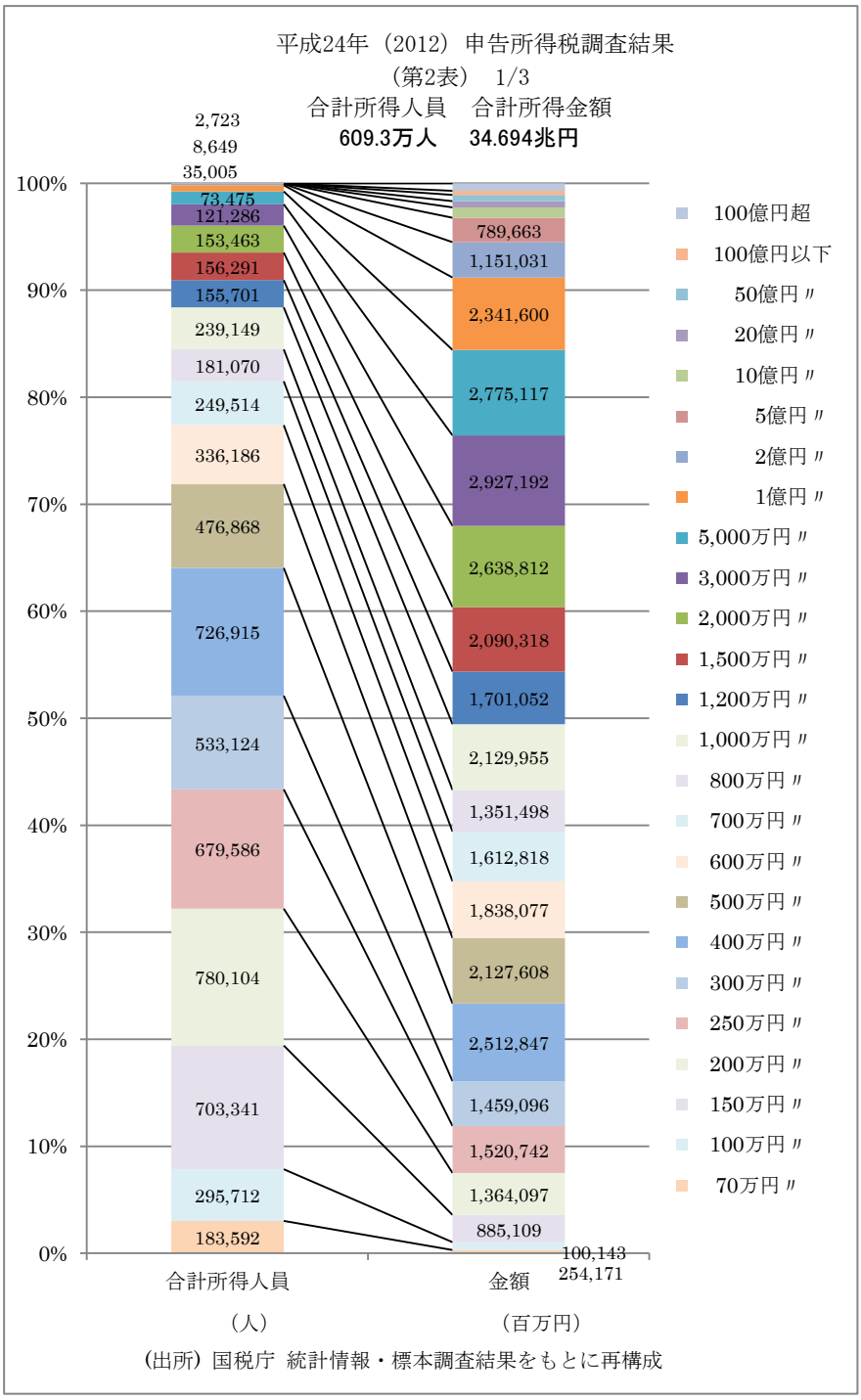

（出所）国税庁 統計情報・標本調査結果をもとに再構成

5 所得区分の各所得階級毎の所得金額

1-3-23 図表　2/3

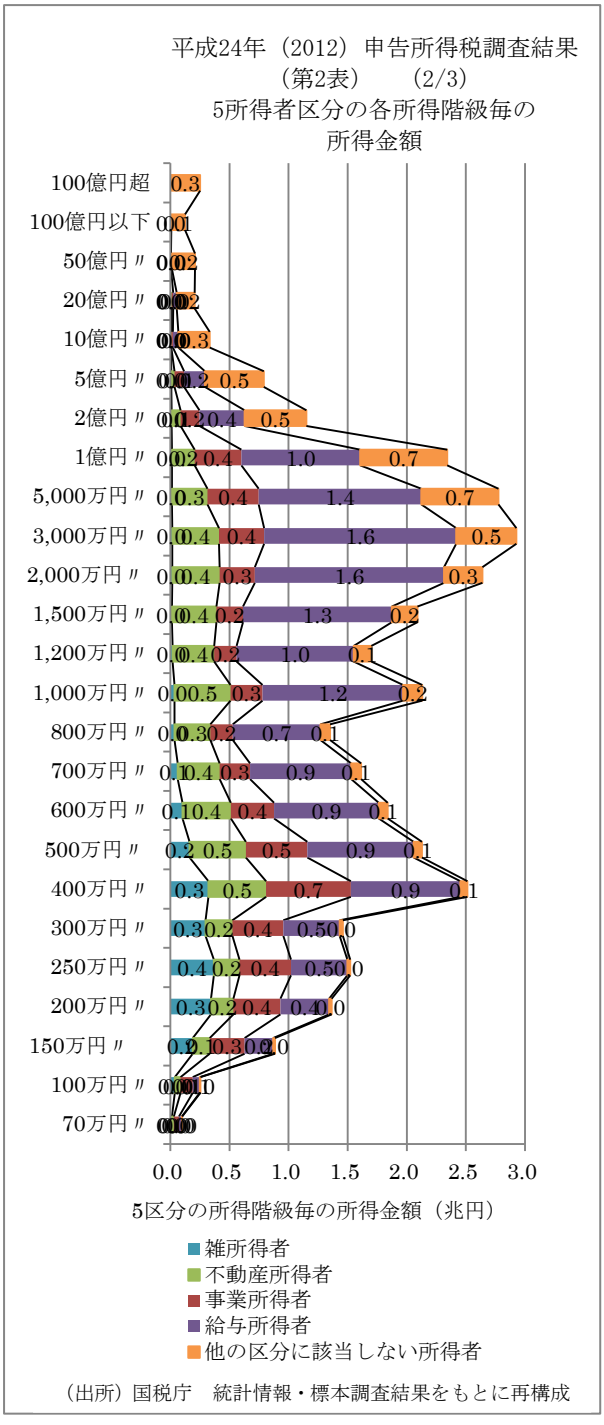

1-3-24 図表　3/3

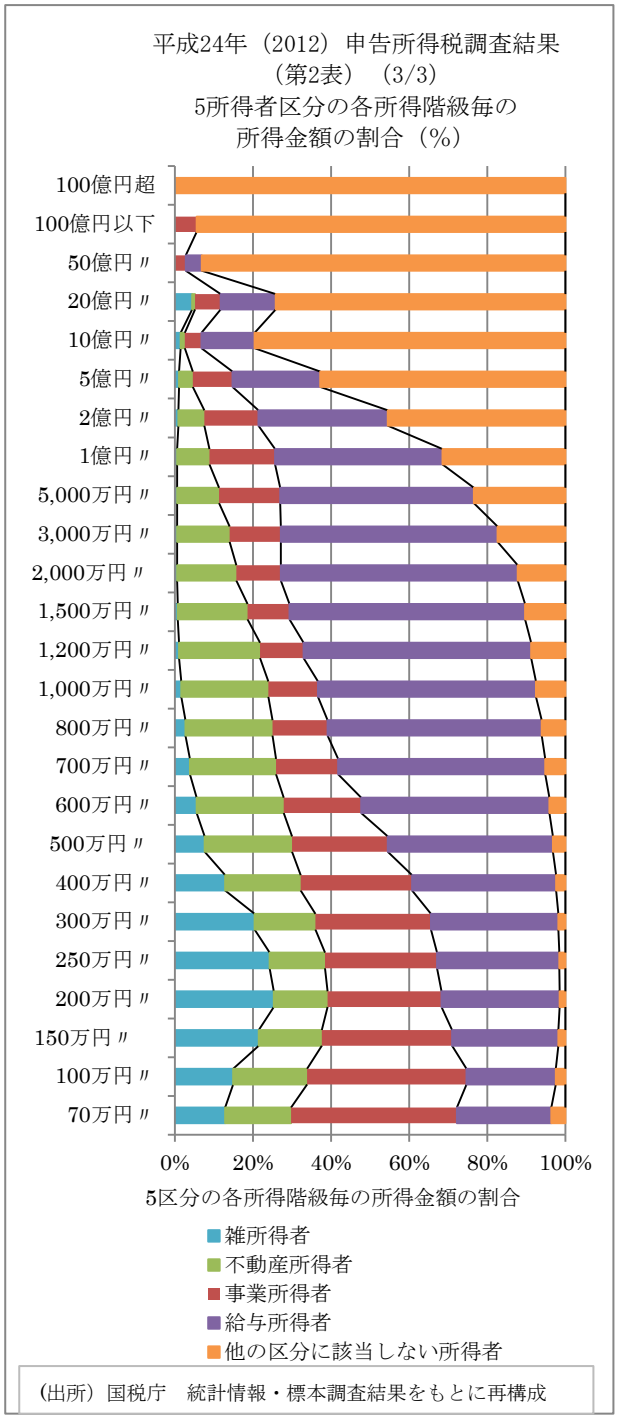

1．3．3　会社標本調査結果データ

・1-3-3 項目

第１表　資本金階級別　総括表

1-3-25 図表　1/5　法人数比較

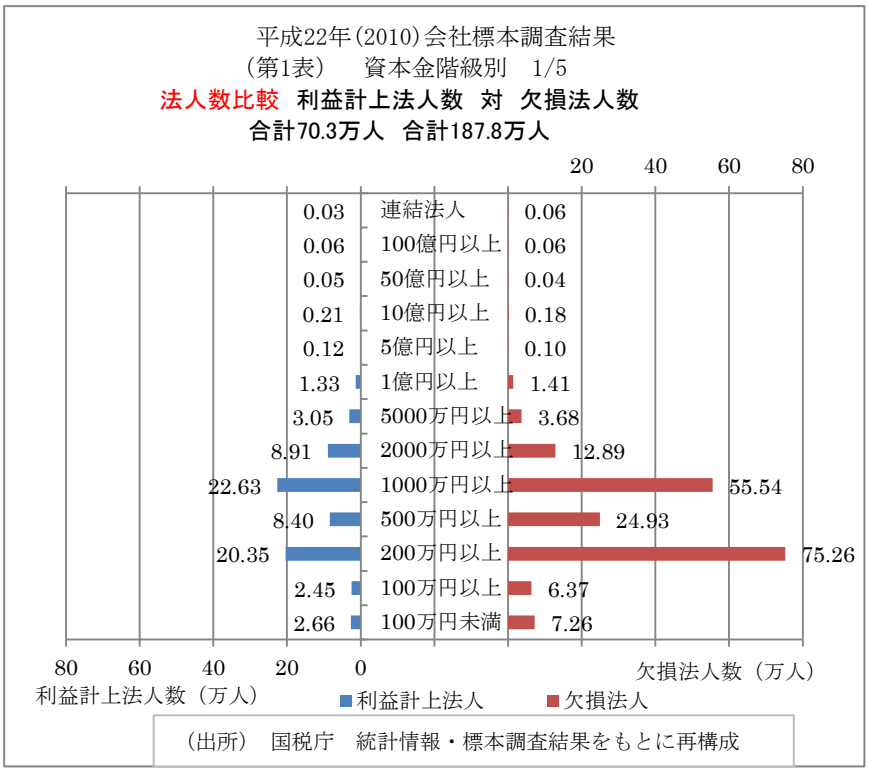

1-3-26 図表　2/5　営業収入金額比較

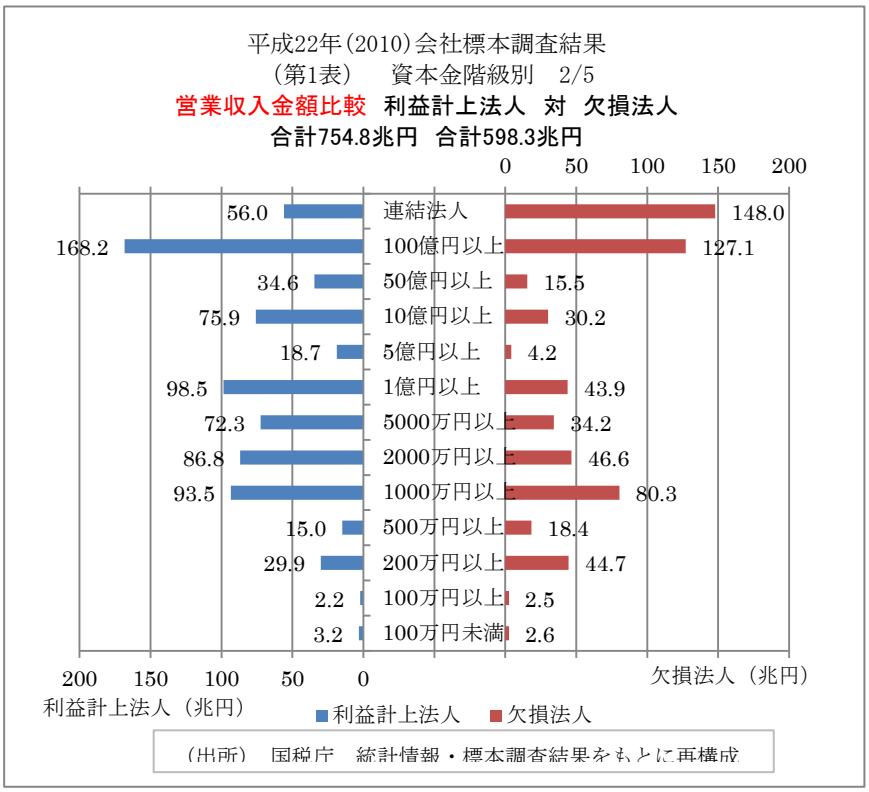

1-3-27 図表　3/5　利益計上法人　法人税正味負担

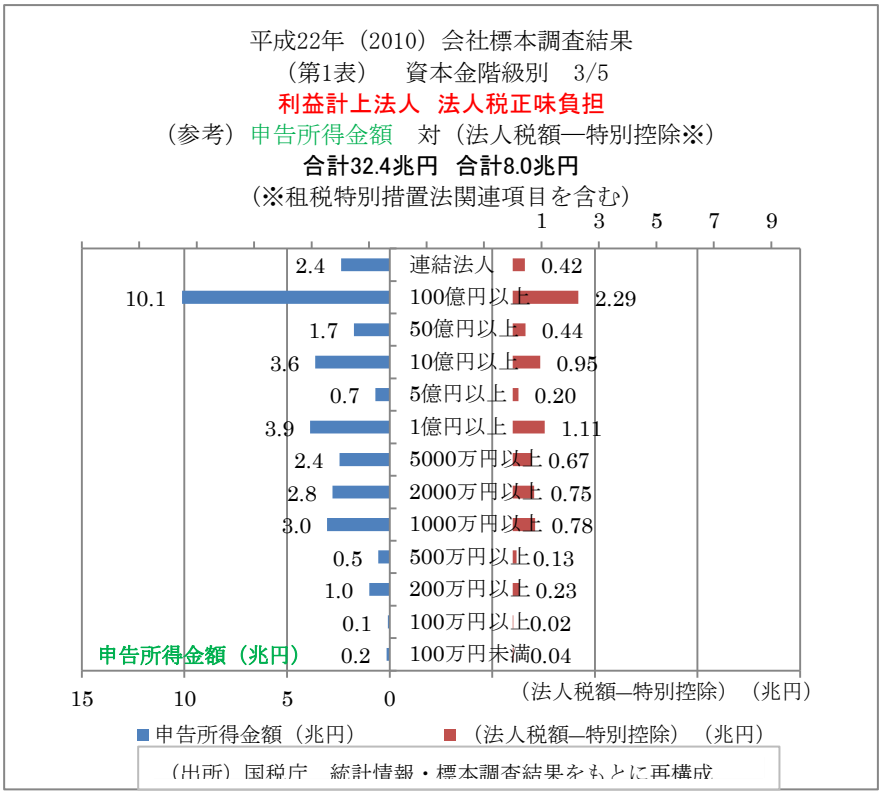

1-3-28 図表　4/5　利益計上法人　法人税正味負担率（%）

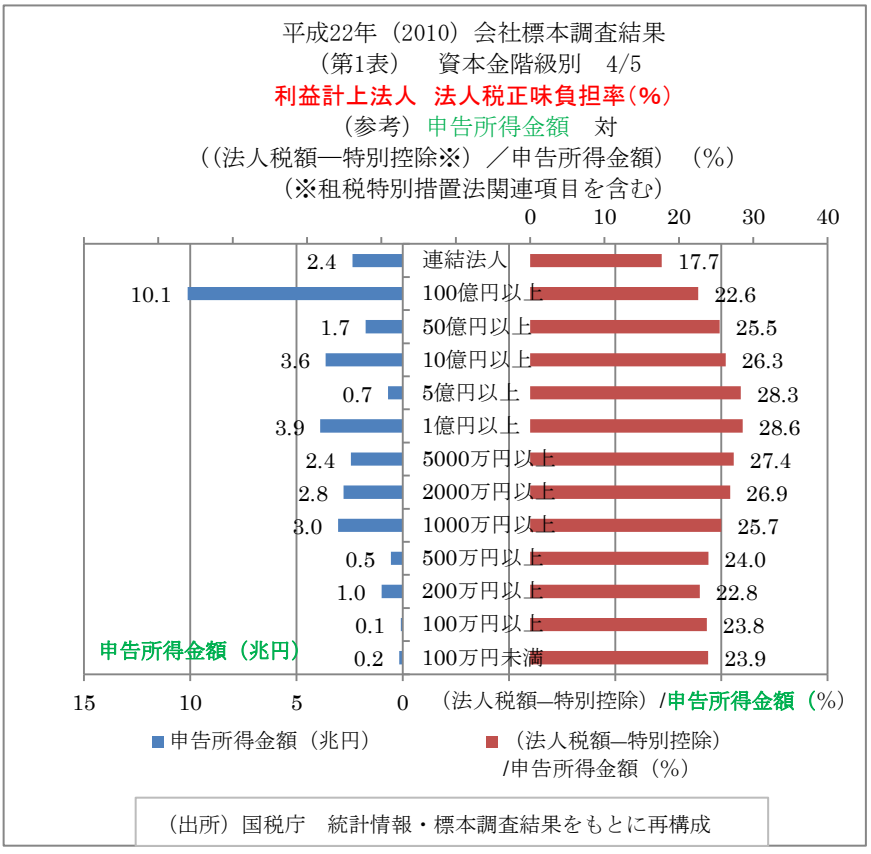

1-3-29 図表　5/5　利益計上法人　社内留保

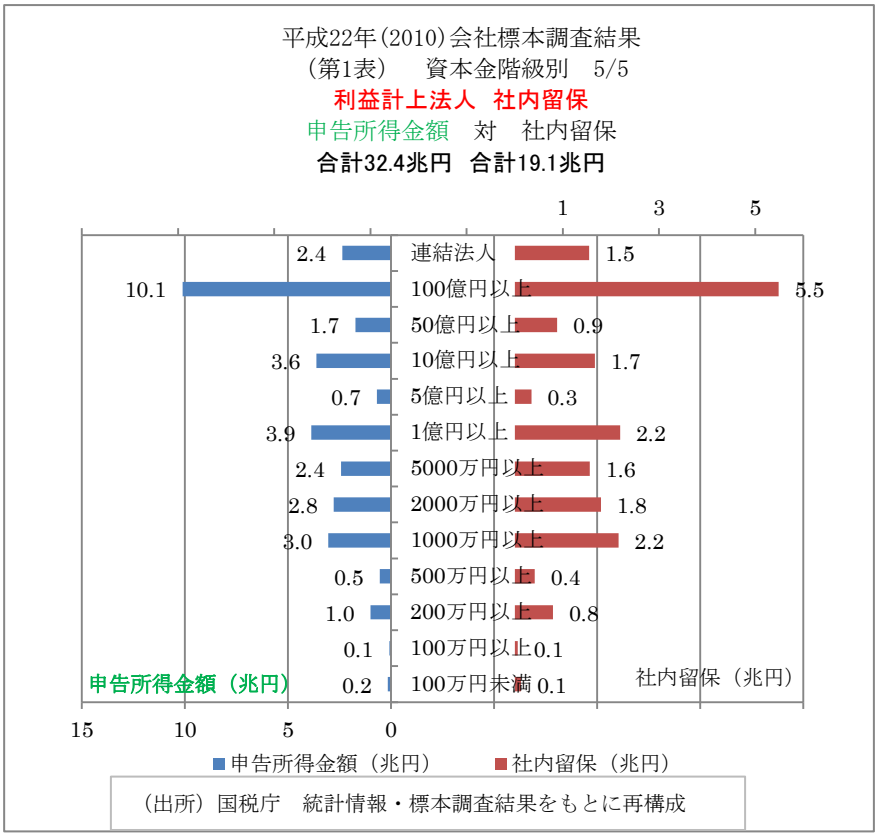

1．4　長期時系列データ

1．4．1　民間給与実態統計調査結果データ（除く公務員）

・1-4-1 項目

第 1 表　源泉徴収義務者調査結果（全体）　給与所得者調査結果（内訳）

1-4-1 図表　1/3　（1 年勤続+1 年未満勤続）

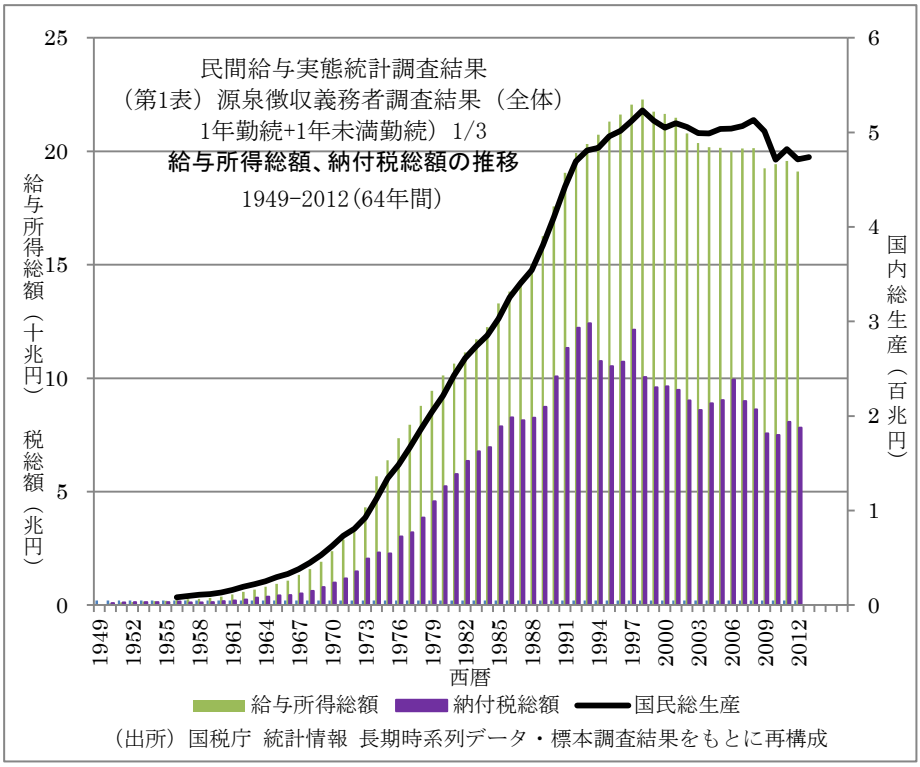

（出所）国税庁 統計情報 長期時系列データ・標本調査結果をもとに再構成

1-4-2 図表　2/3　（1 年勤続+1 年未満勤続）

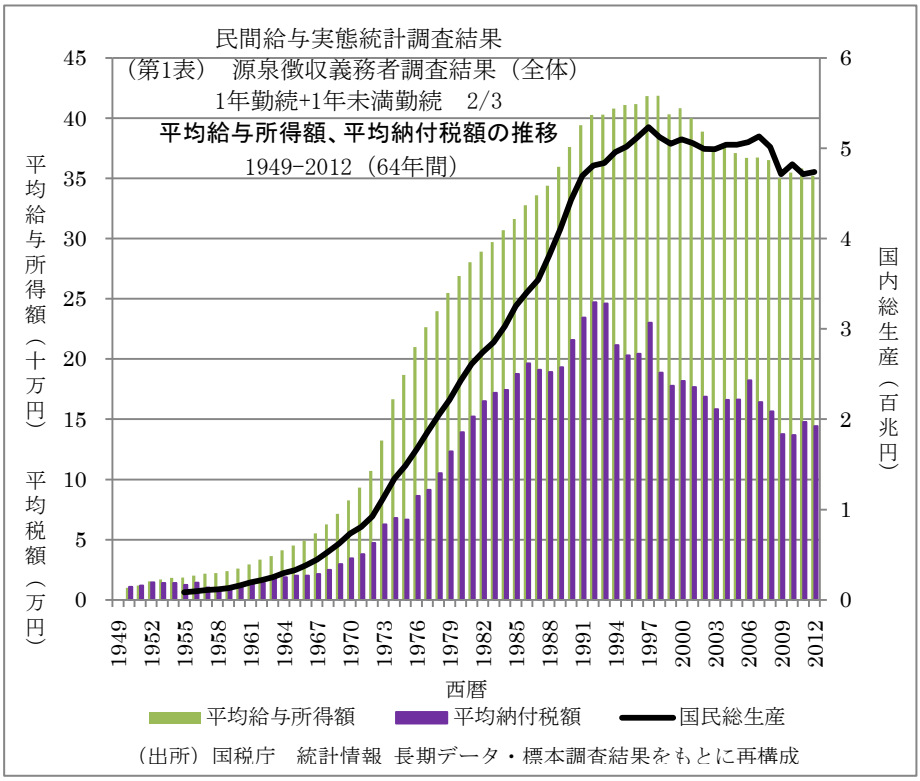

（出所）国税庁　統計情報 長期データ・標本調査結果をもとに再構成

1-4-3 図表　3/3　（1 年勤続+1 年未満勤続）

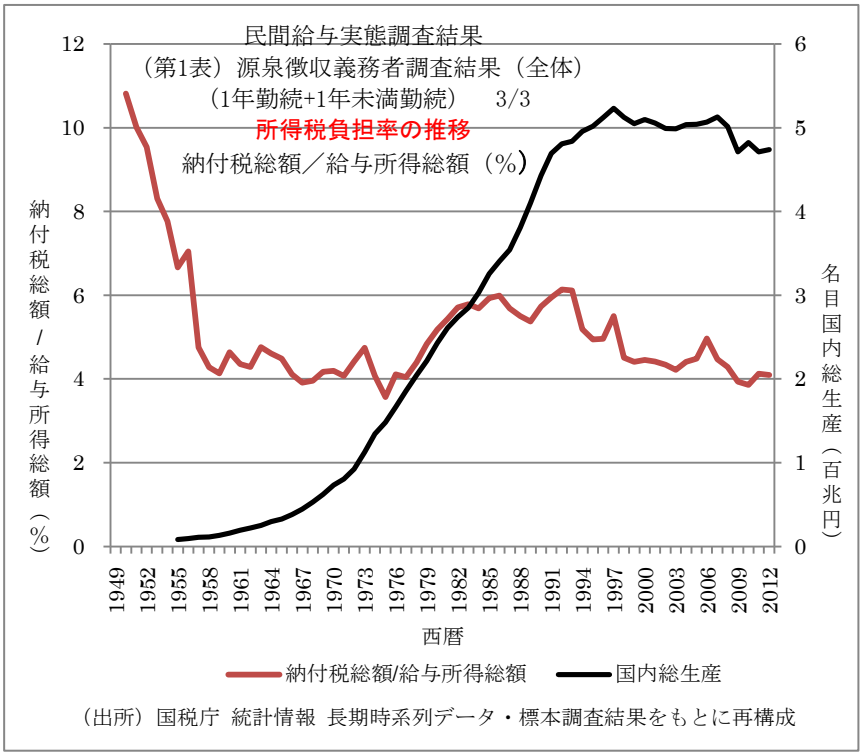

1-4-4 図表　1/3　（1 年勤続+1 年未満勤続）

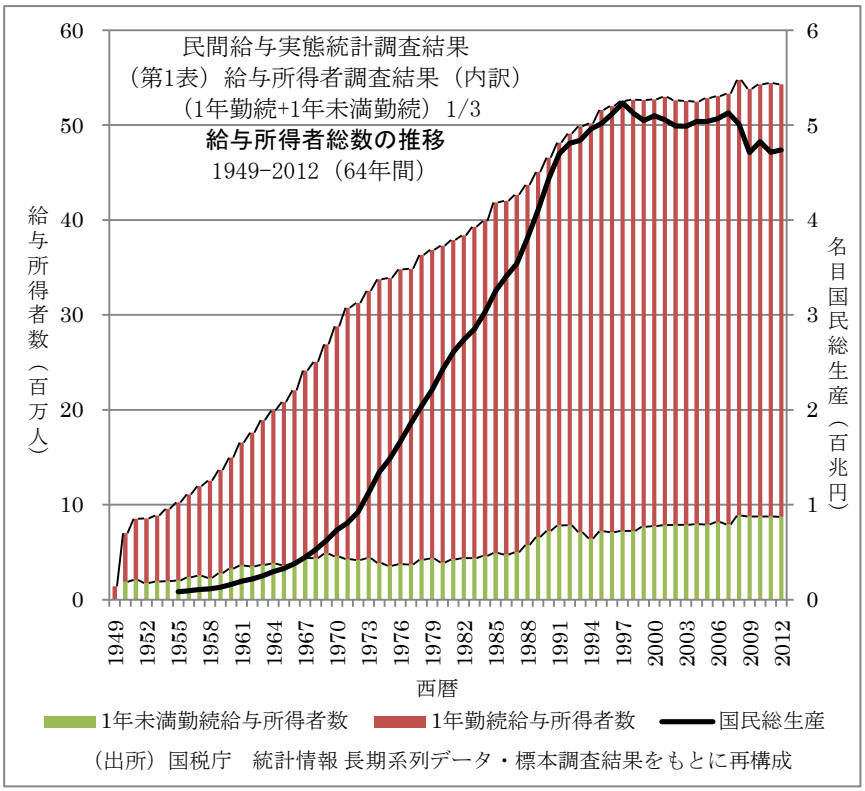

1-4-5 図表　2/3　（1 年勤続+1 年未満勤続）

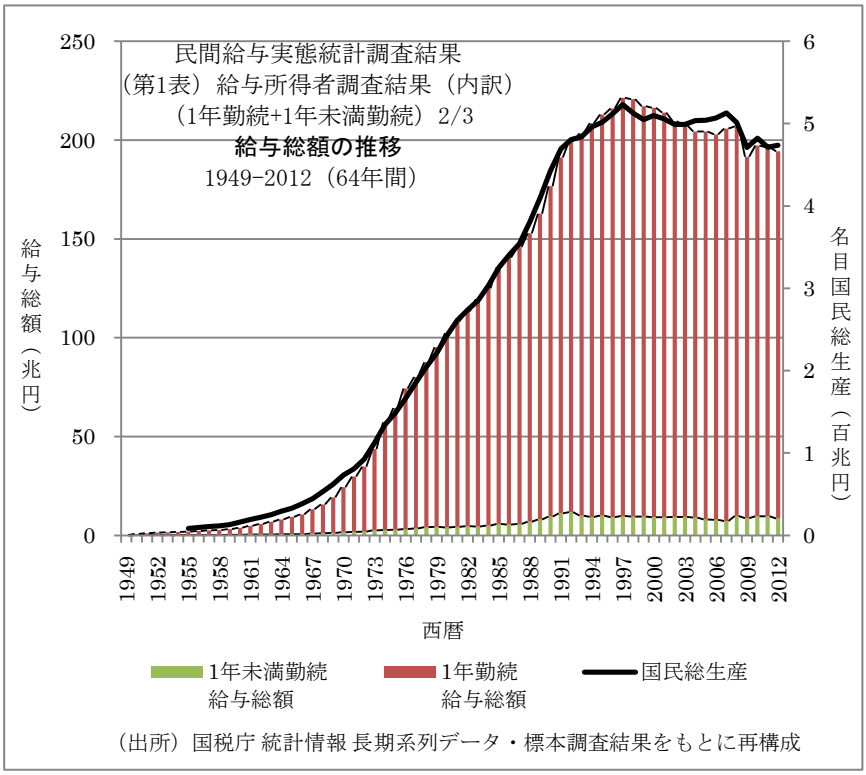

1-4-6 図表　3/3　（1 年勤続+1 年未満勤続）

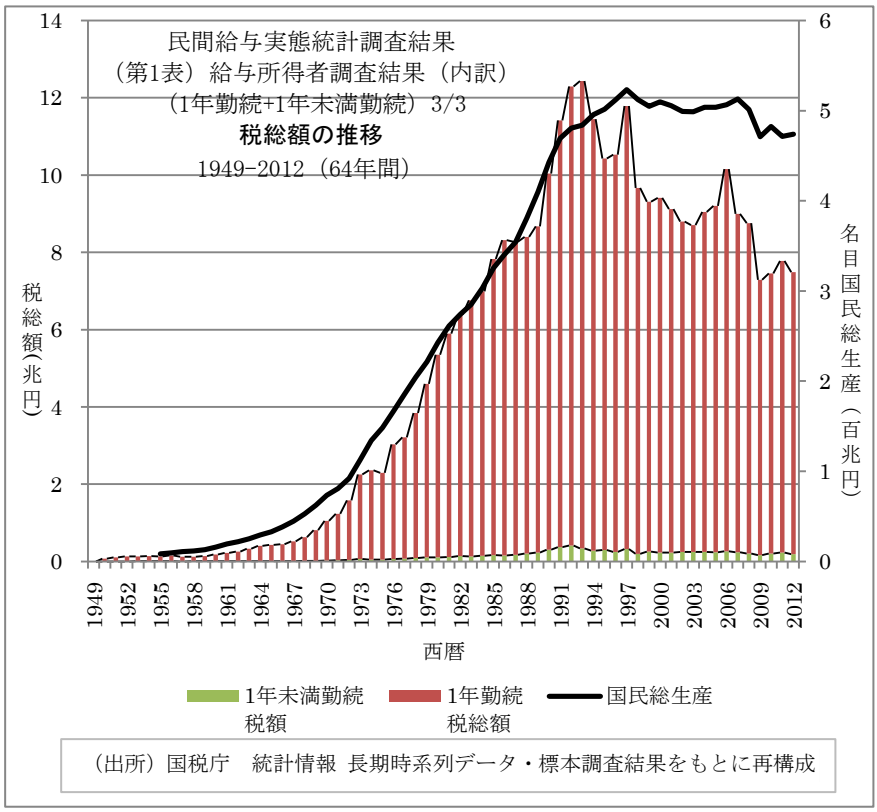

1-4-7 図表　1/2　（1 年勤続、1 年未満勤続）

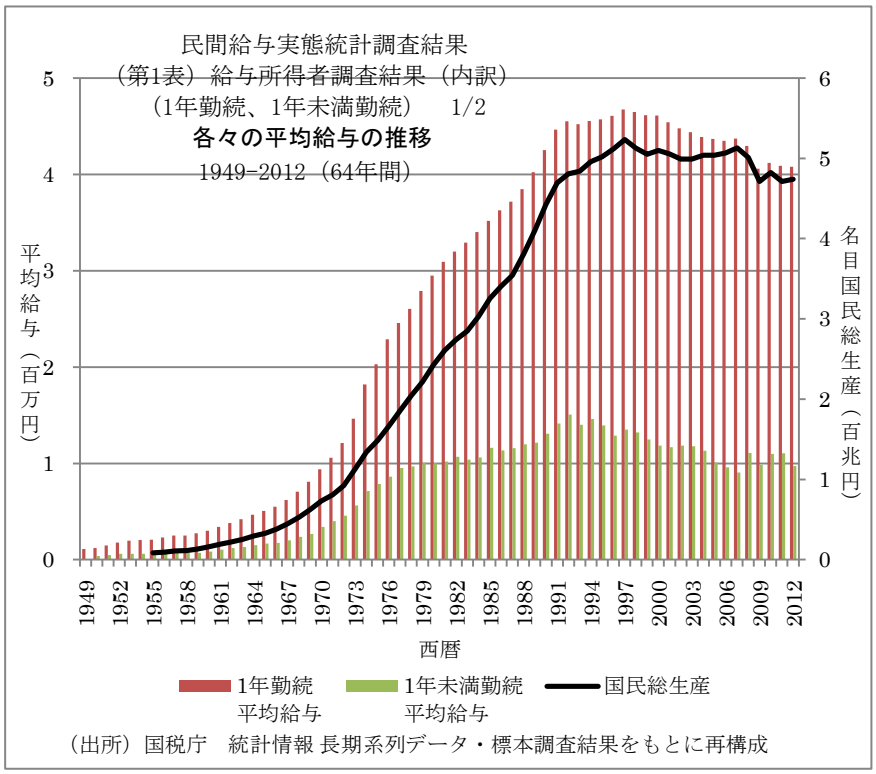

1-4-8 図表　2/2　（1 年勤続、1 年未満勤続）

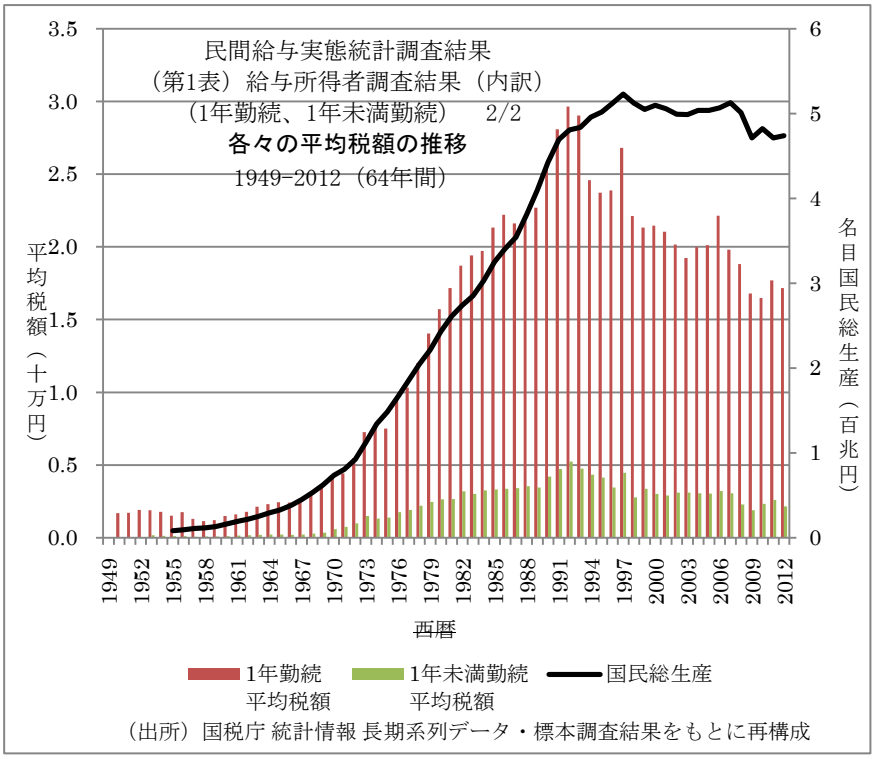

第 4 表

1-4-9 図表　1/3　（1 年勤続）

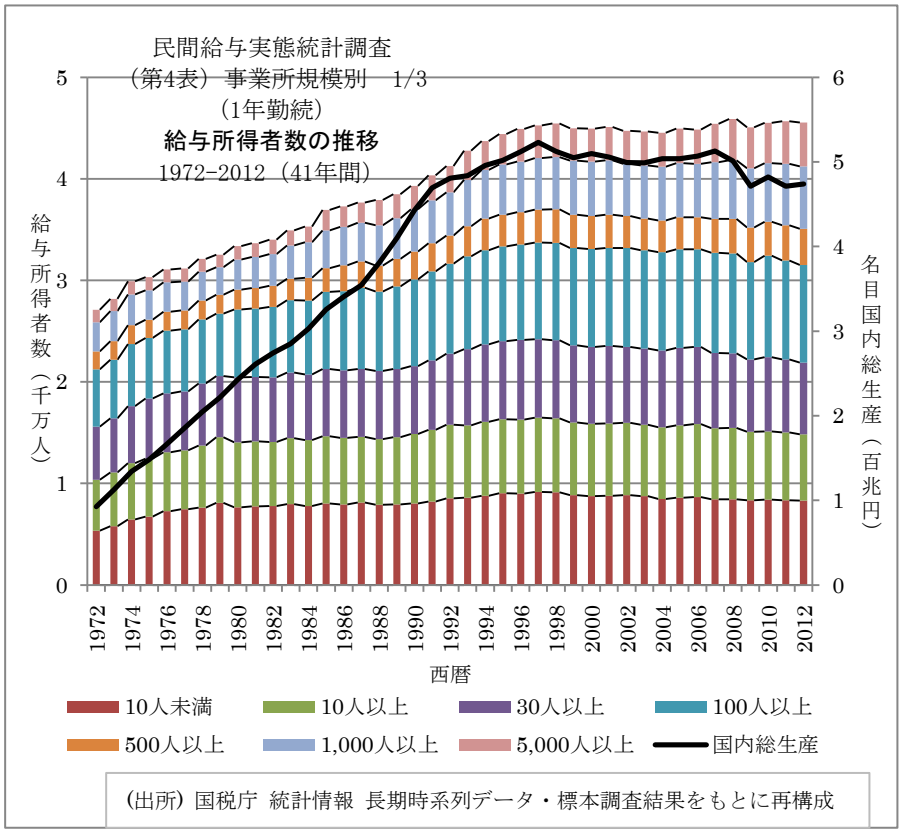

1-4-10 図表　2/3　（1 年勤続）

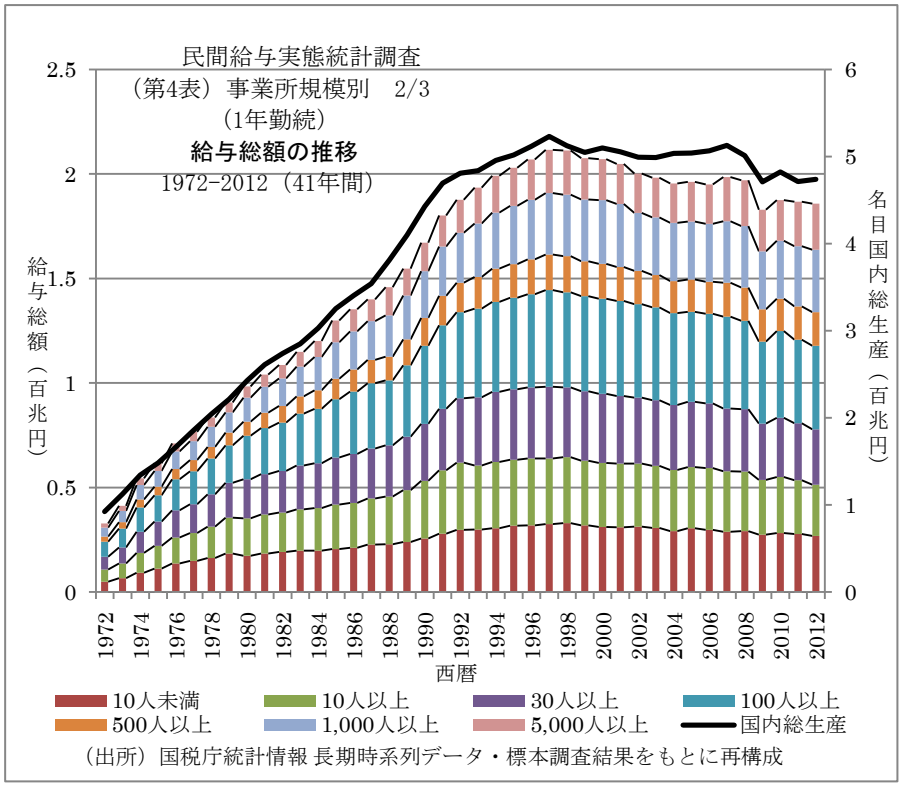

1-4-11 図表　3/3　（1 年勤続）

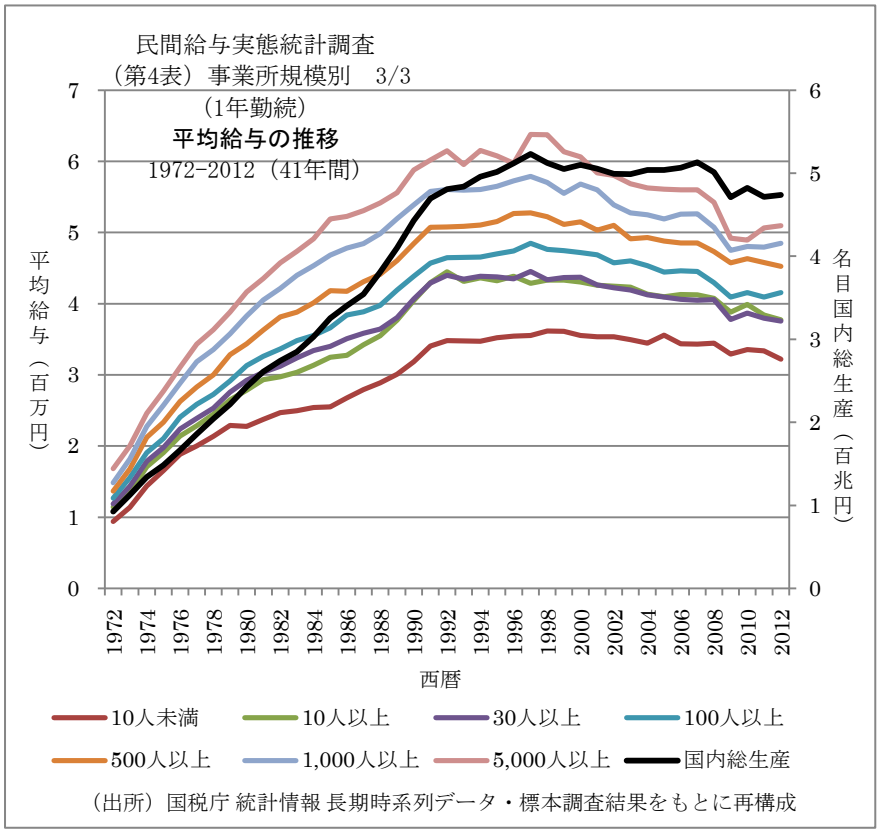

1．4．2　申告所得税標本調査結果

・1-4-2 項目

第１表

1-4-12 図表　1/3

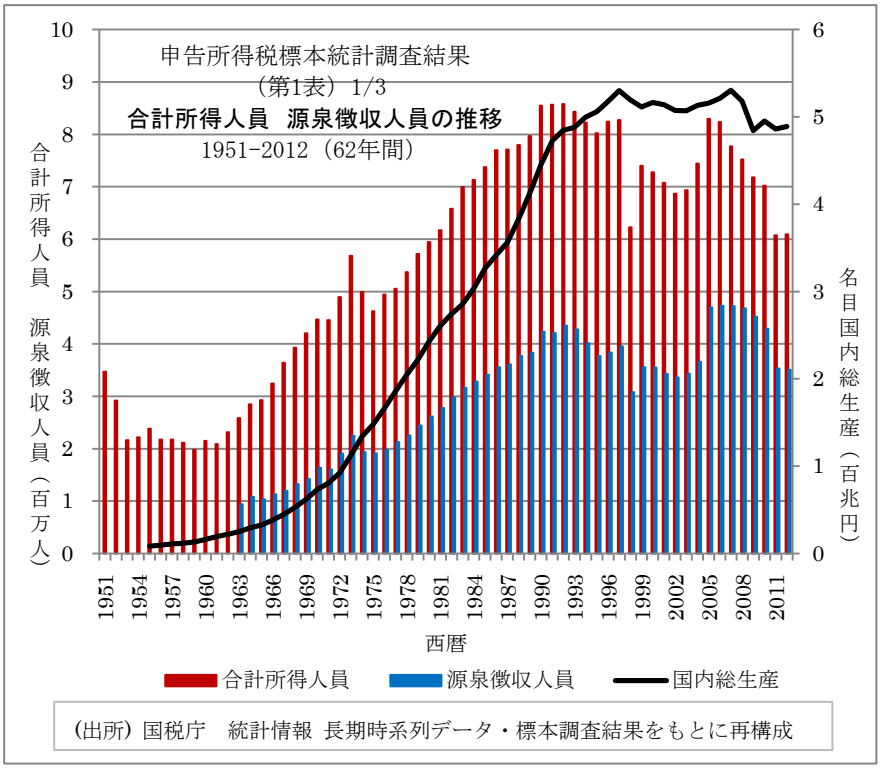

1-4-13 図表　2/3

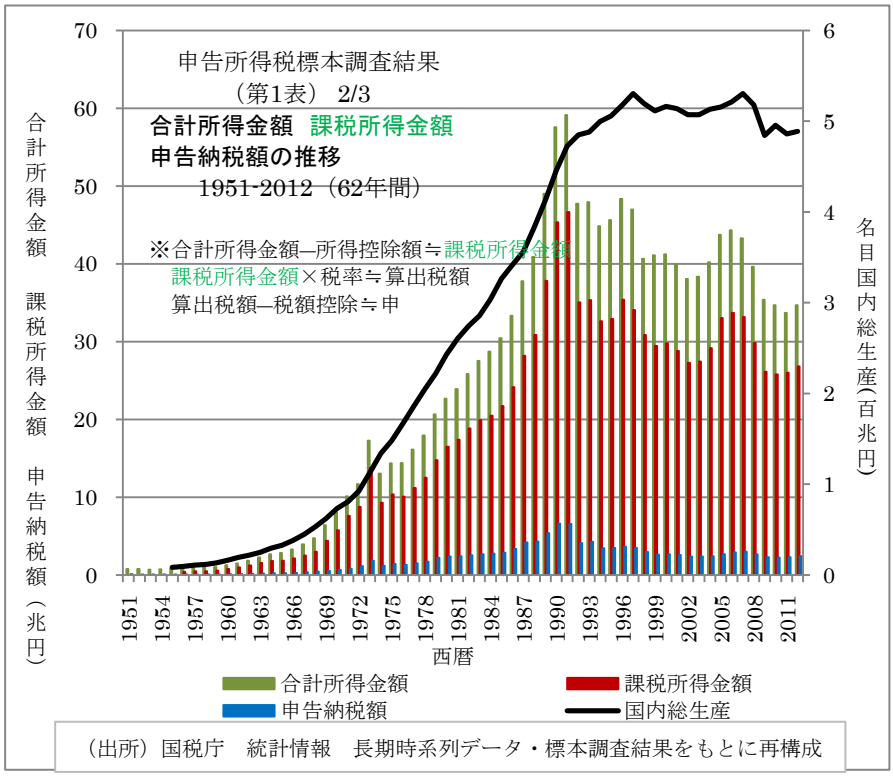

1-4-14 図表　3/3

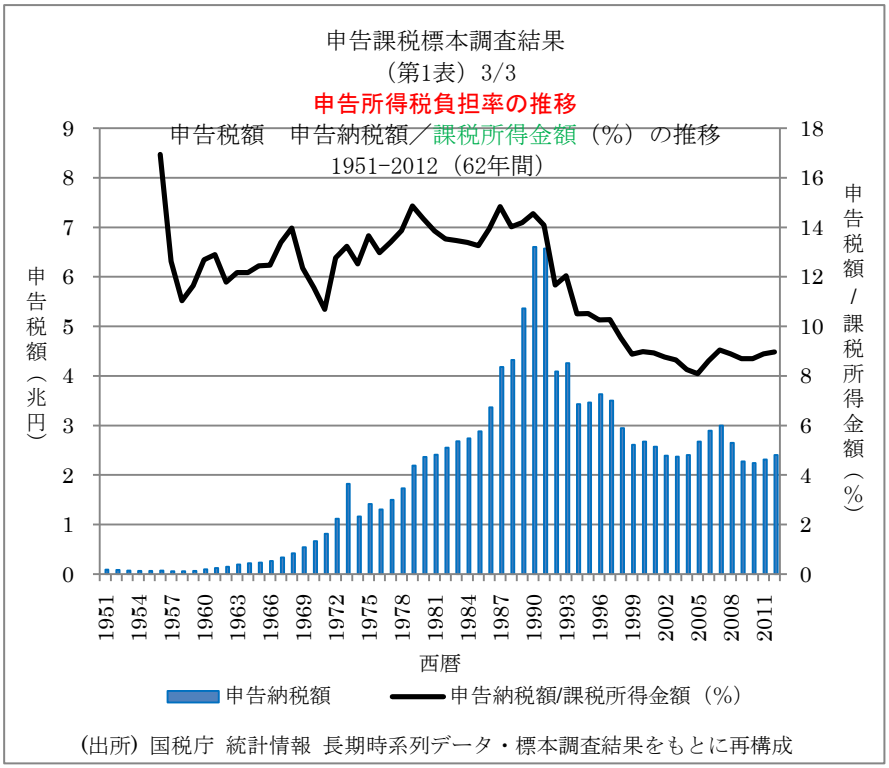

第 2 表　所得種類別表

1-4-15 図表

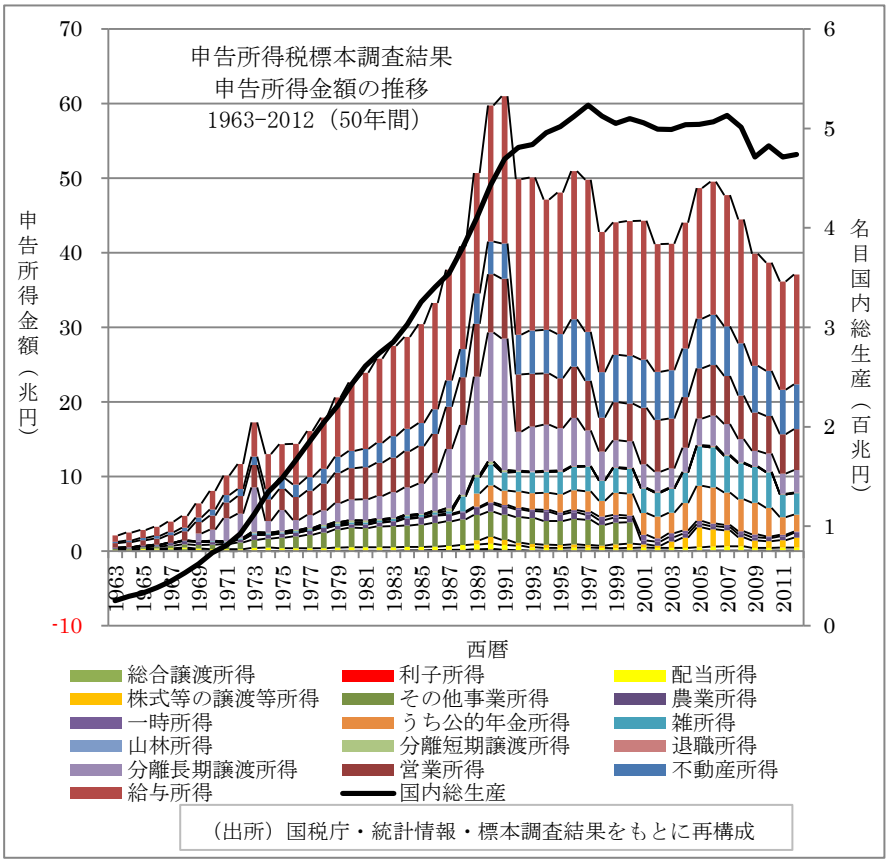

1．4．3　会社標本調査

・1-4-3 項目

第 2 表　資本金階級別表

1-4-16 図表　1/3

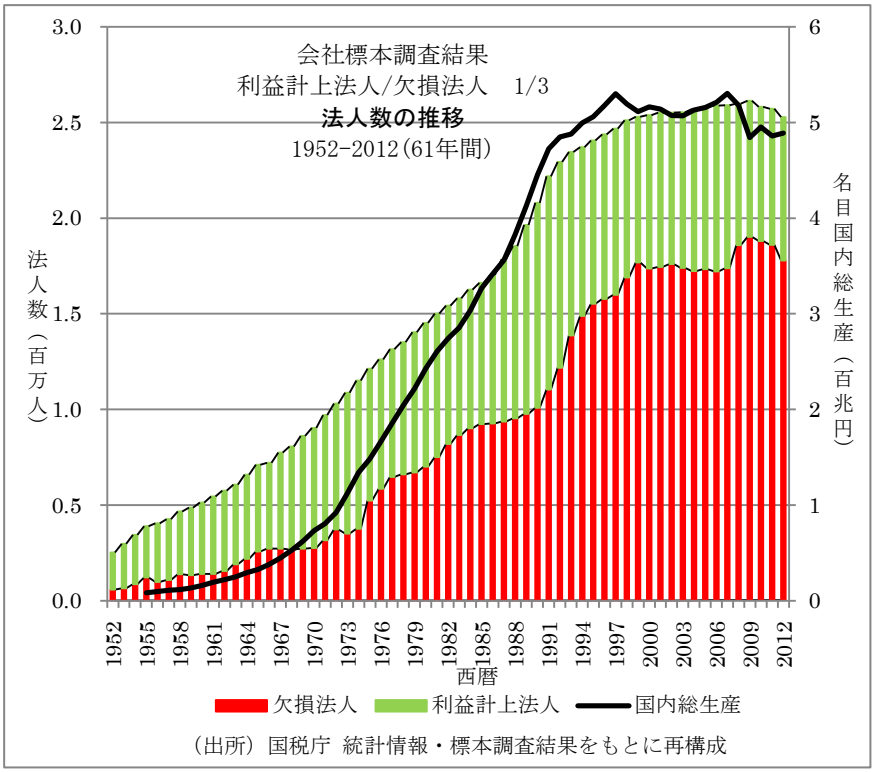

1-4-17 図表　2/3

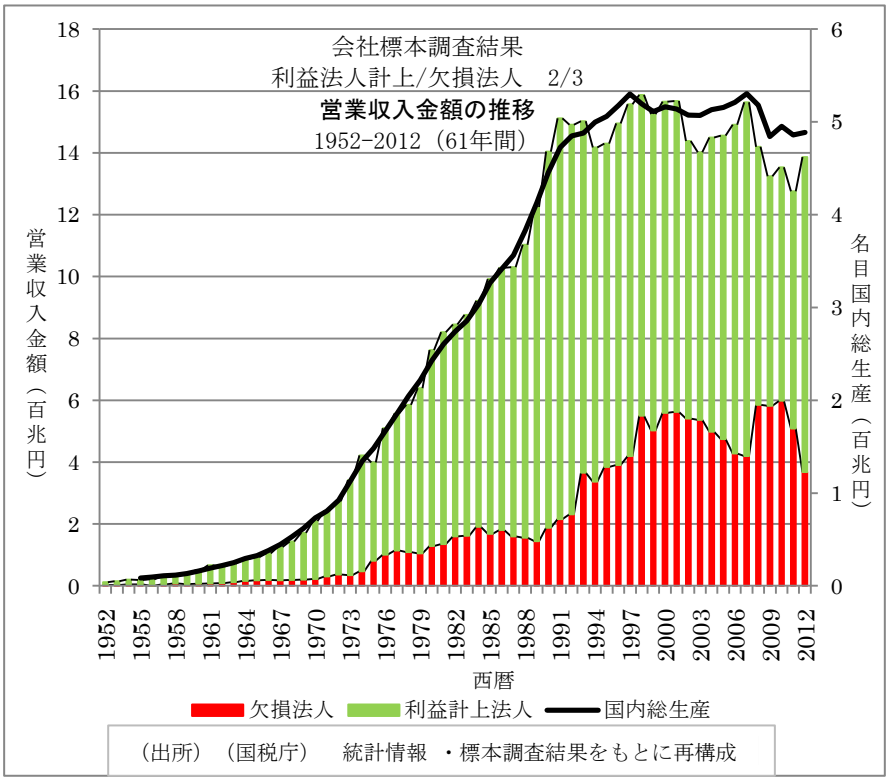

1-4-18 図表　3/3

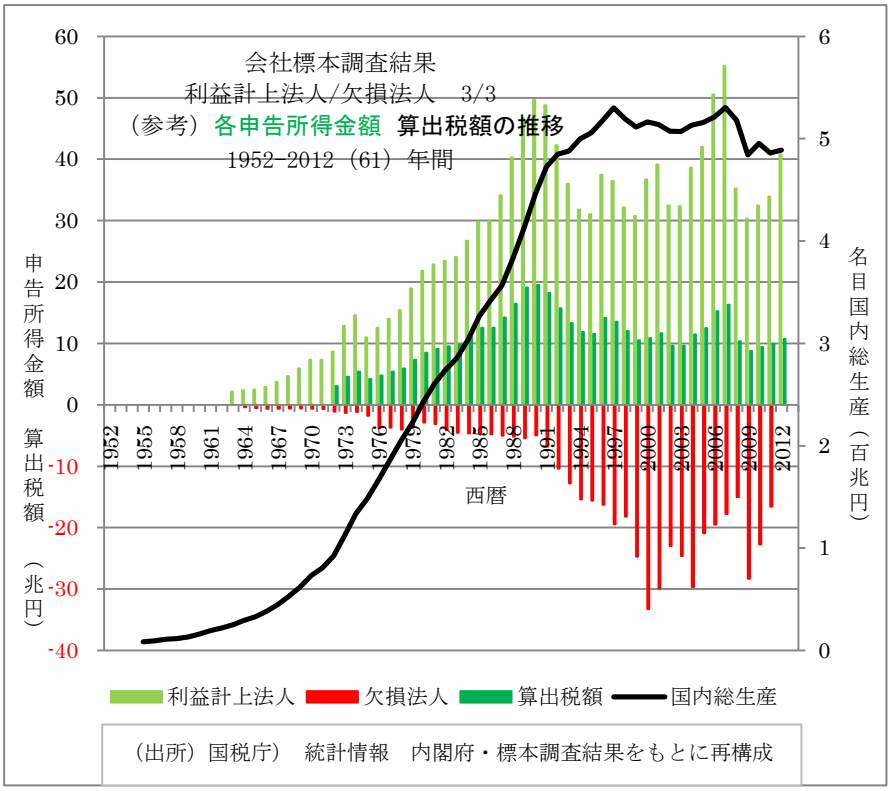

1-4-19 図表　1/2

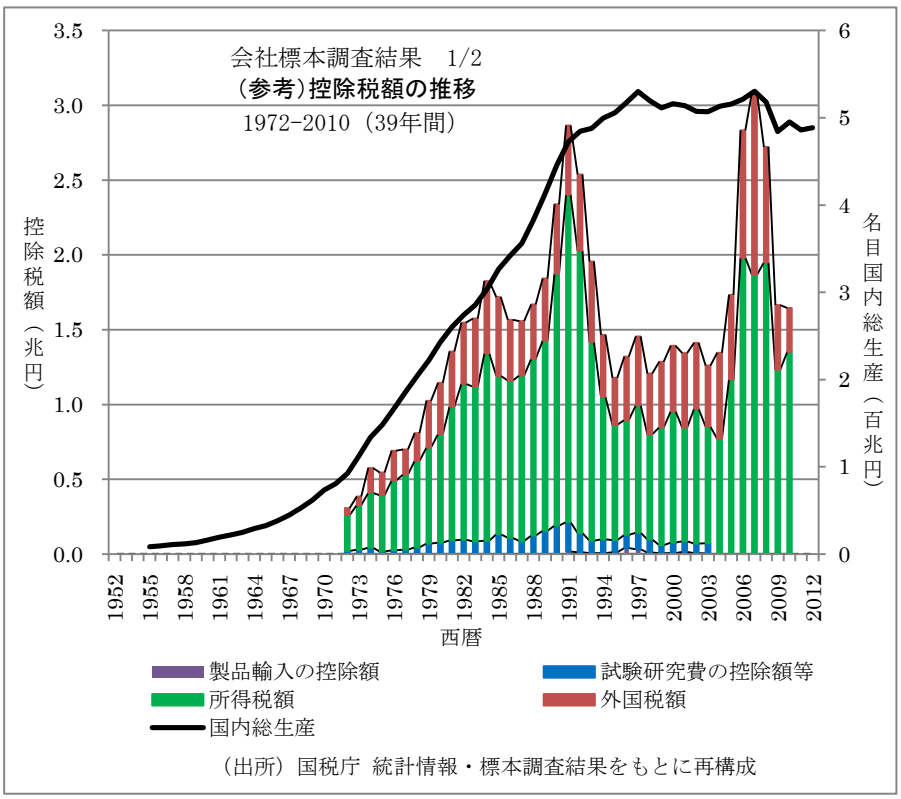

1-4-20 図表　2/2

単年度標本調査結果
統計年報
長期
時系列データ
統計表
標本調査
結果

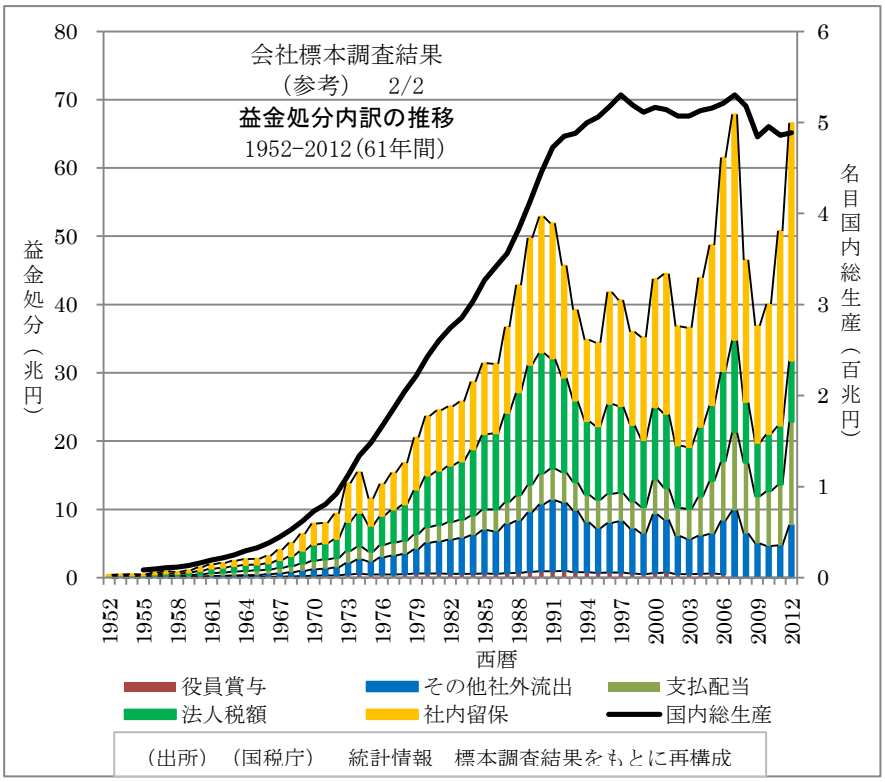
会社標本調査結果
（参考）　2/2
益金処分内訳の推移
1952-2012（61年間）
益金処分（兆円）
名目国内総生産（百兆円）
西暦
役員賞与
その他社外流出
支払配当
法人税額
社内留保
国内総生産
（出所）（国税庁）　統計情報　標本調査結果をもとに再構成

1．4．4　統計表国税徴収状況の推移

・1-4-4 項

第 9 表

1-4-21 図表

1/2

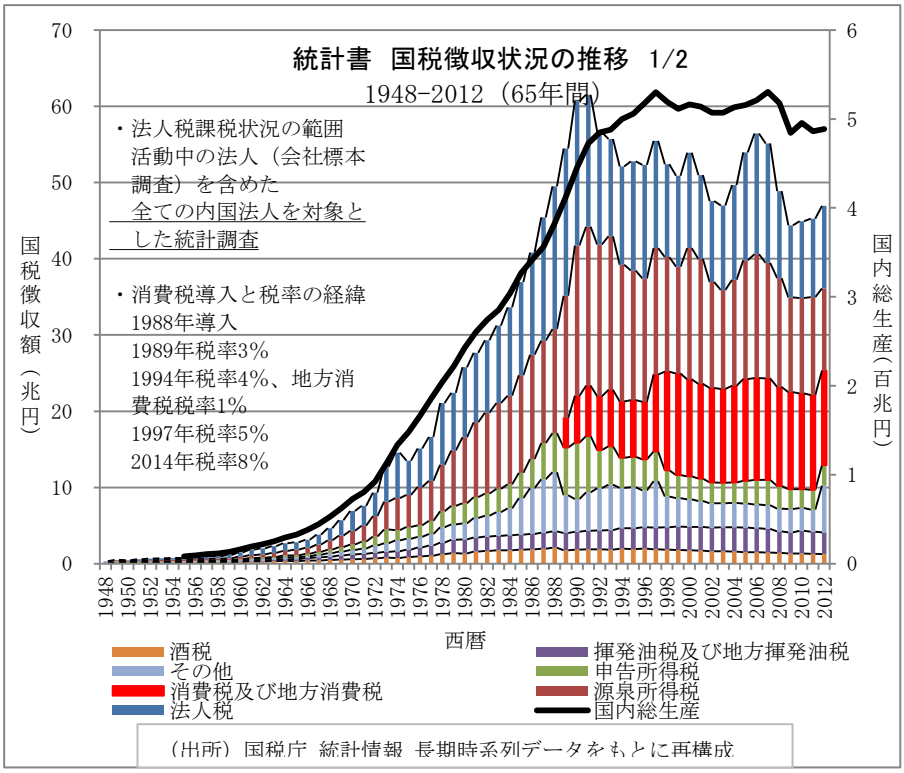

1-4-22 図表

2/2

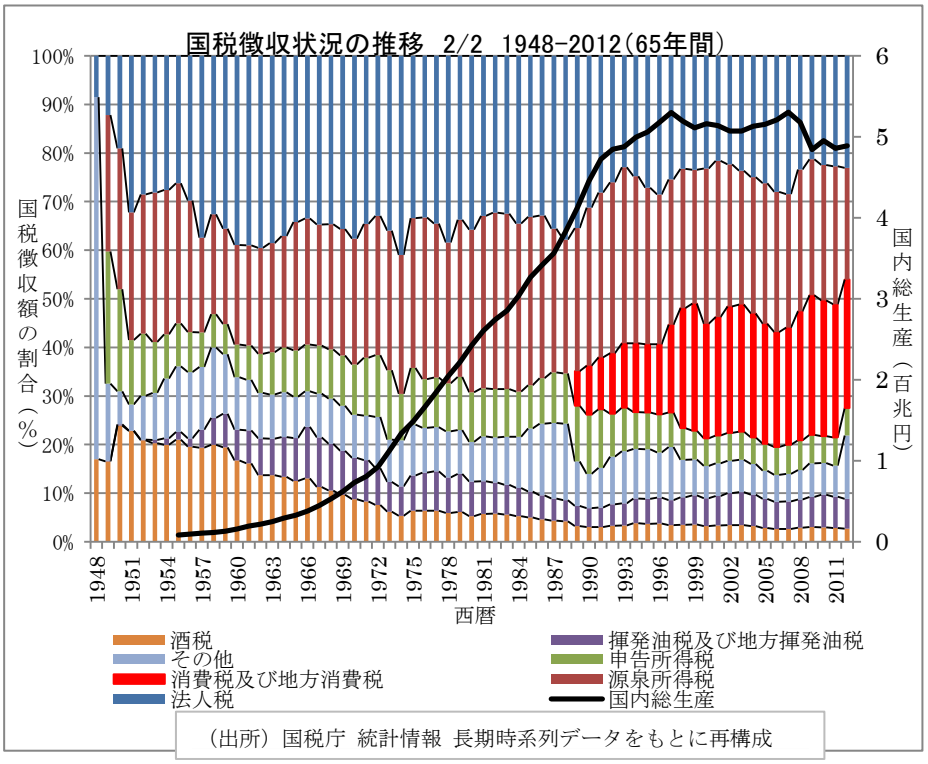

第2章　内閣府・国民経済計算、財務省・法人企業統計データ他

2．1　国民経済計算　（8-1 別図表　参考　SNA 関連指標の概念の関係 P110 参照）

・2-1 項目　名目国内総生産（GDP）、名目国内総支出（GDE）　GDP=GDE

2-1 図表　1/2　**名目国内総生産（GDP）　分配された国内総所得**

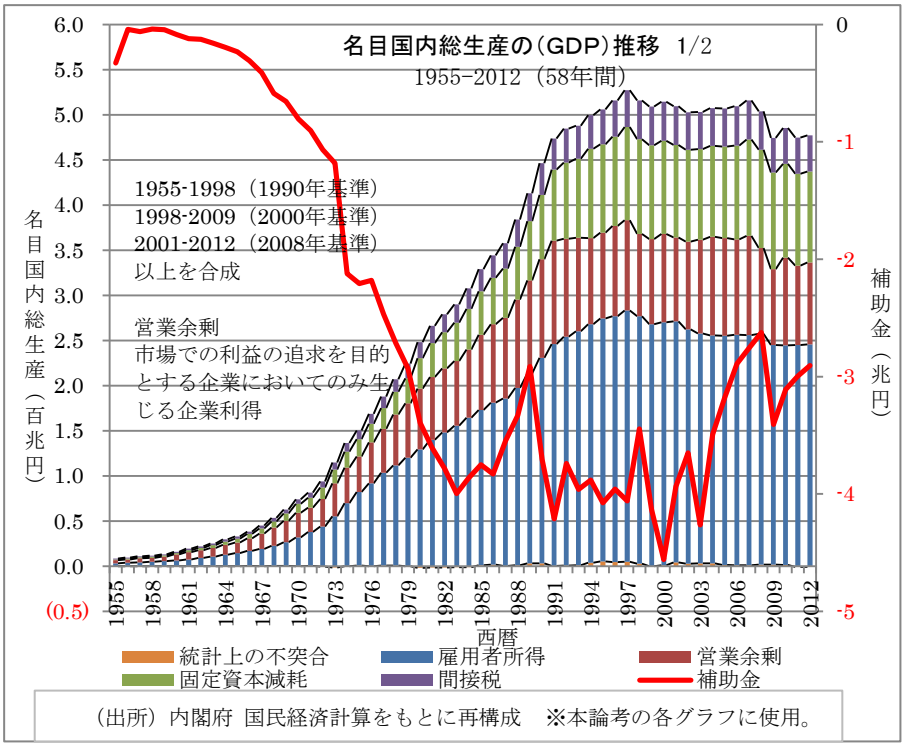

2-2 図表　2/2　**名目国内総支出（GDE）　支出された国内総支出**

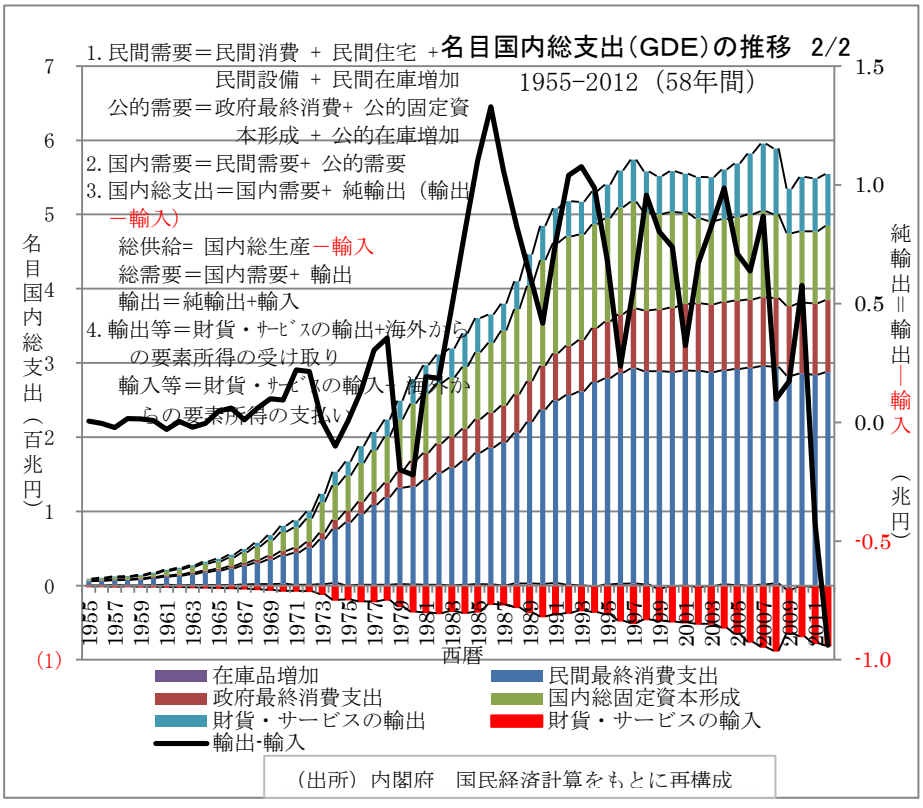

2．2　法人企業統計

・2-2 項目　資本金別　利益剰余金、税引き前当期純利益、付加価値率

利益剰余金（内部留保）

2-3 図表　1/2

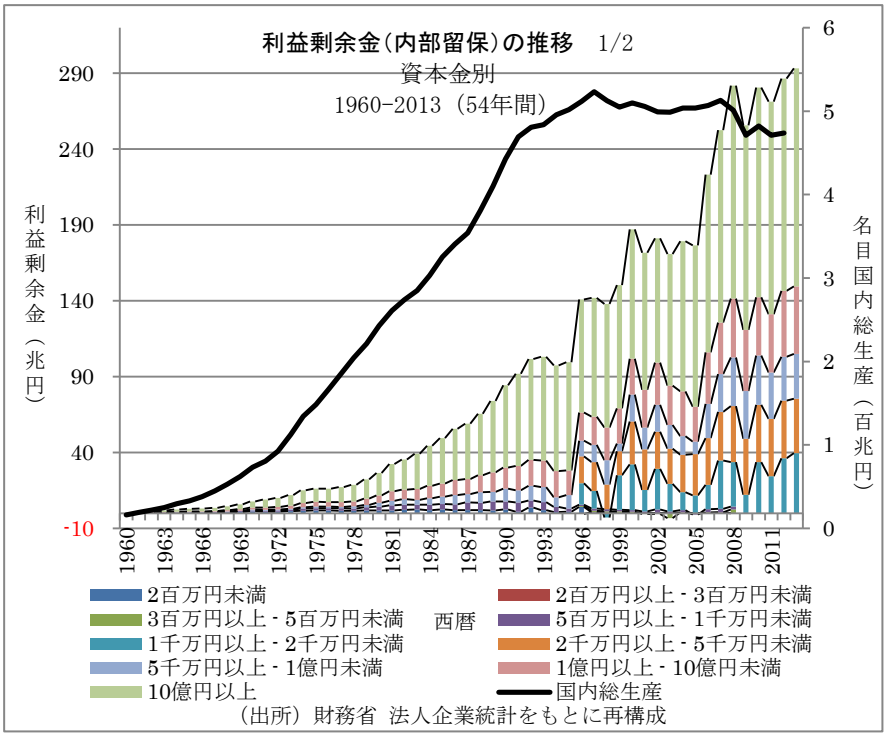

（出所）財務省 法人企業統計をもとに再構成

2-4 図表　2/2

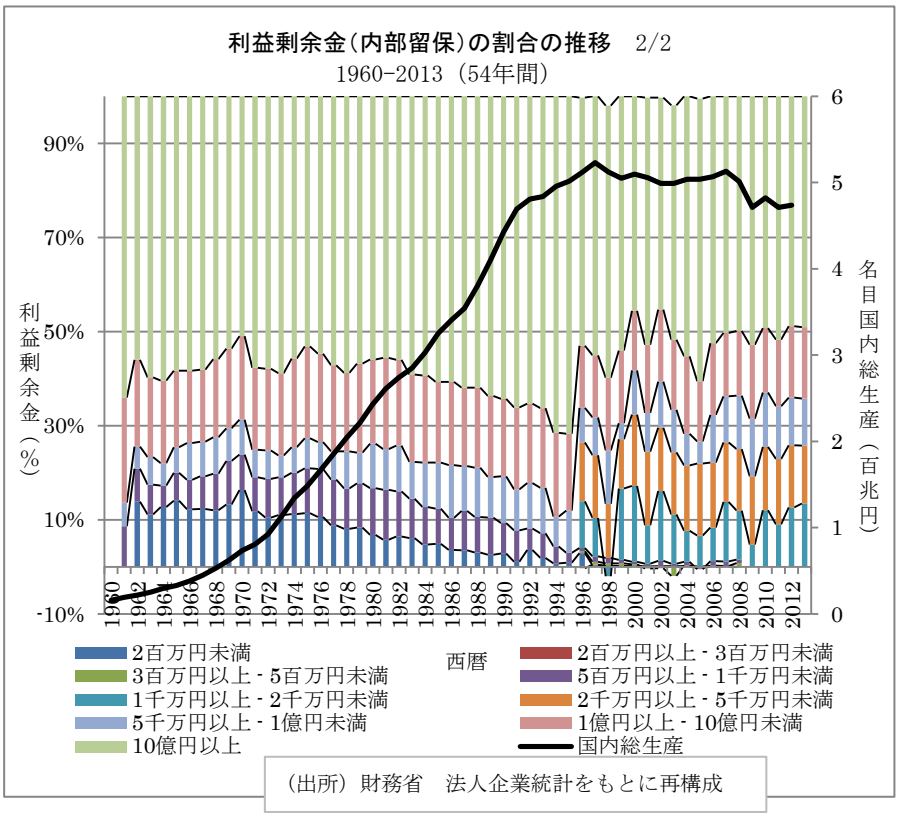

（出所）財務省　法人企業統計をもとに再構成

配当金

2-5 図表　1/2　配当金の推移

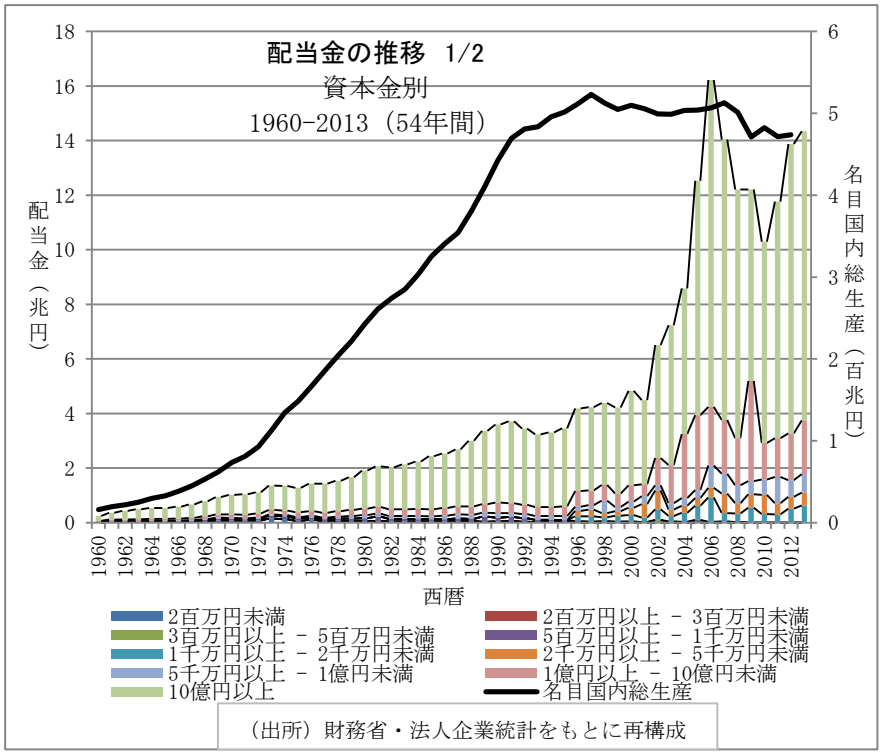

2-6 図表　2/2　配当金の割合の推移

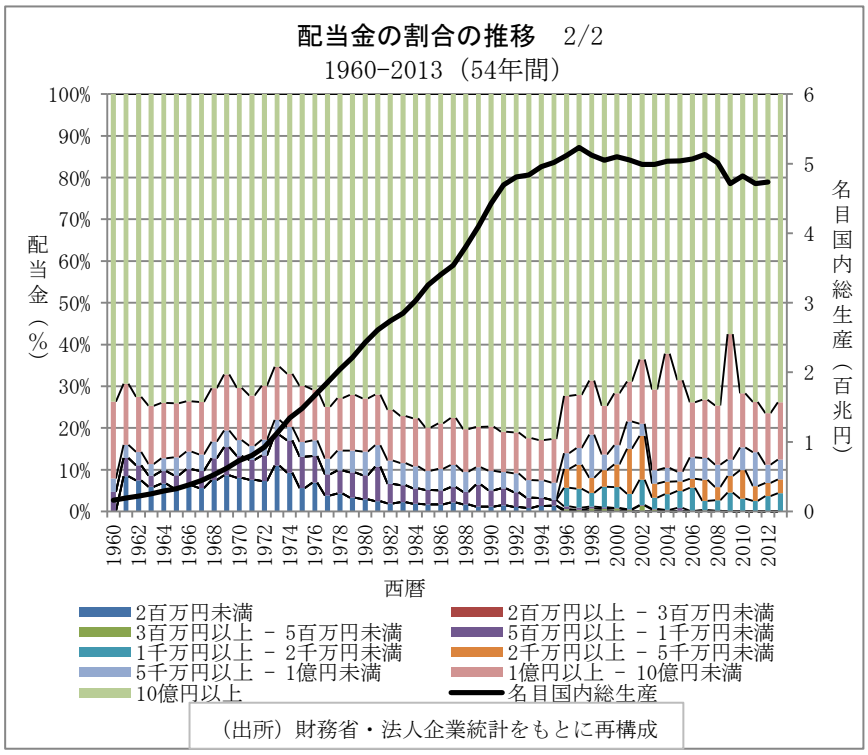

税引き前当期純利益

2-7 図表　1/2

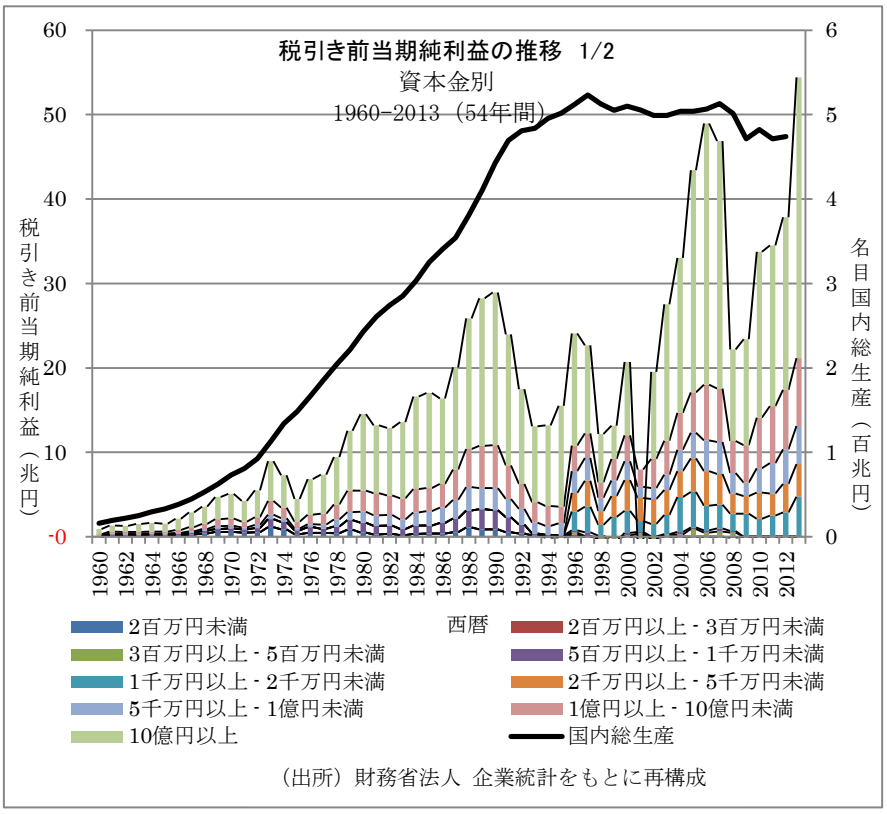

2-8 図表　2/2

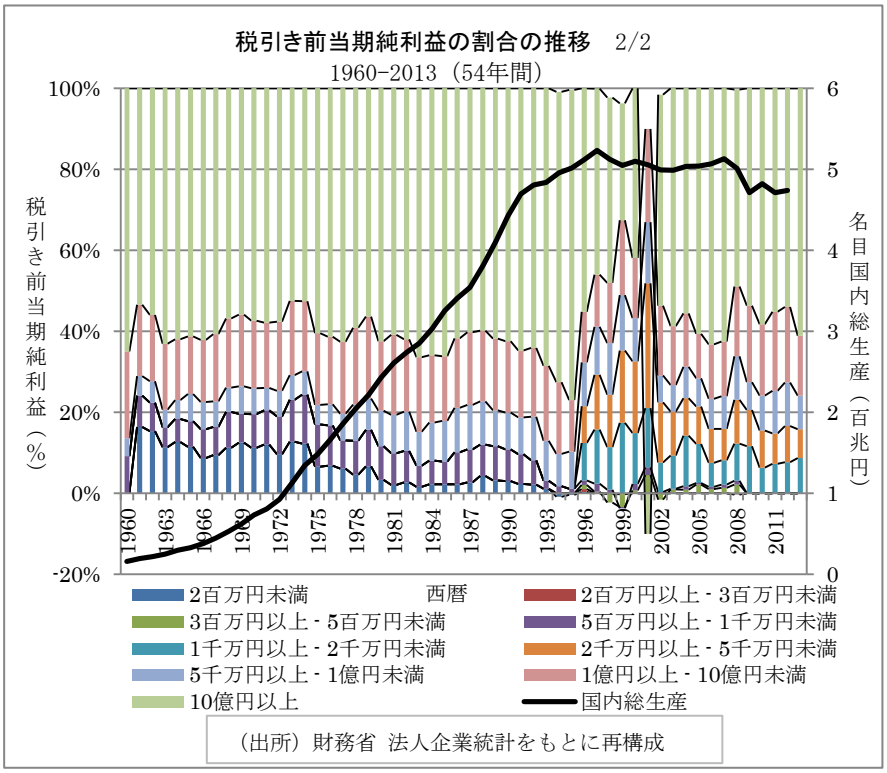

付加価値率

2-9 図表　1/2

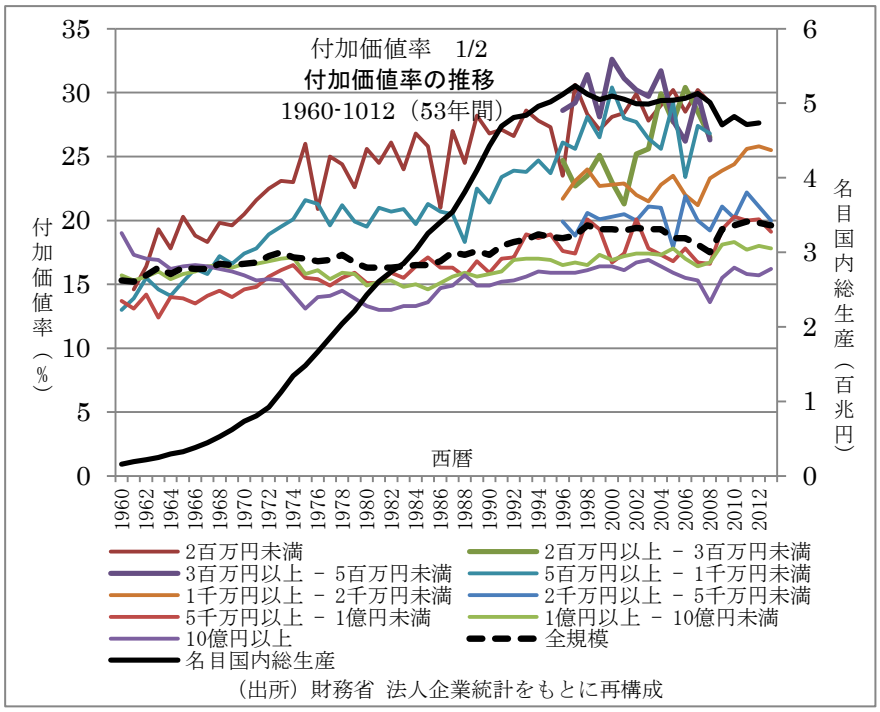

（出所）財務省 法人企業統計をもとに再構成

2-10 図表　2/2

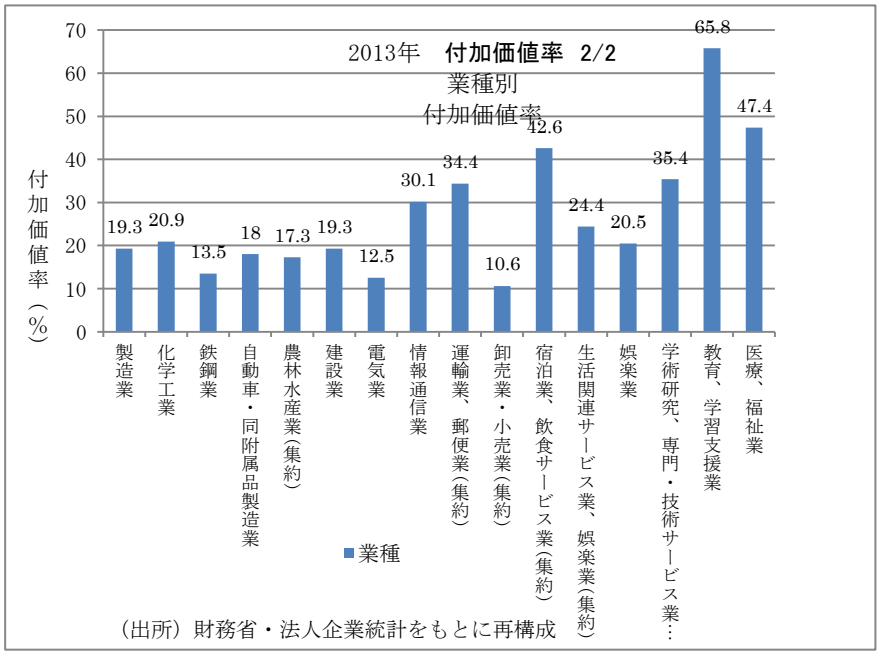

（出所）財務省・法人企業統計をもとに再構成

$$\frac{\text{付加価値額}}{\text{従業者数}}\ (\text{労働生産性}) = \frac{\text{売上高}}{\text{従業者数}}\ (\text{従業者1人当たり売上高}) \times \frac{\text{付加価値額}}{\text{売上高}}\ (\text{付加価値率})$$

$$\text{付加価値率（%）} = \frac{\text{付加価値額}^{*}}{\text{売上高}} \times 100$$

＊ 付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋**営業純益**

2006 年度調査以前：人件費＝役員給与＋従業員給与（従業員賞与を含む）＋福利厚生費

2007 年度調査以降：人件費＝役員給与＋**役員賞与**＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費

米ドル･円レートの推移

2-11 図表　1/3～3/3

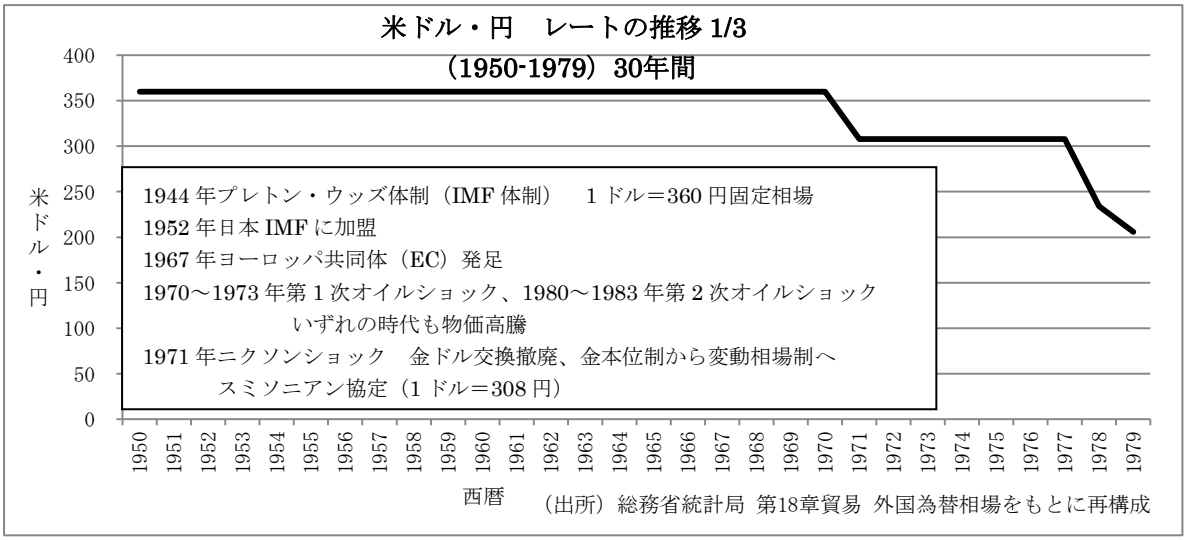

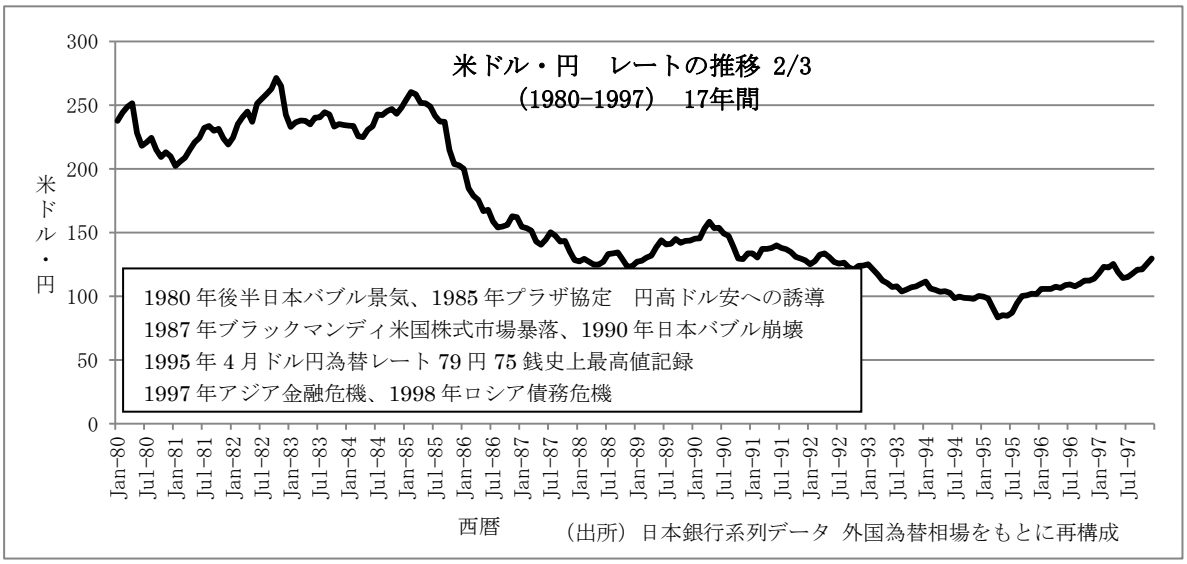

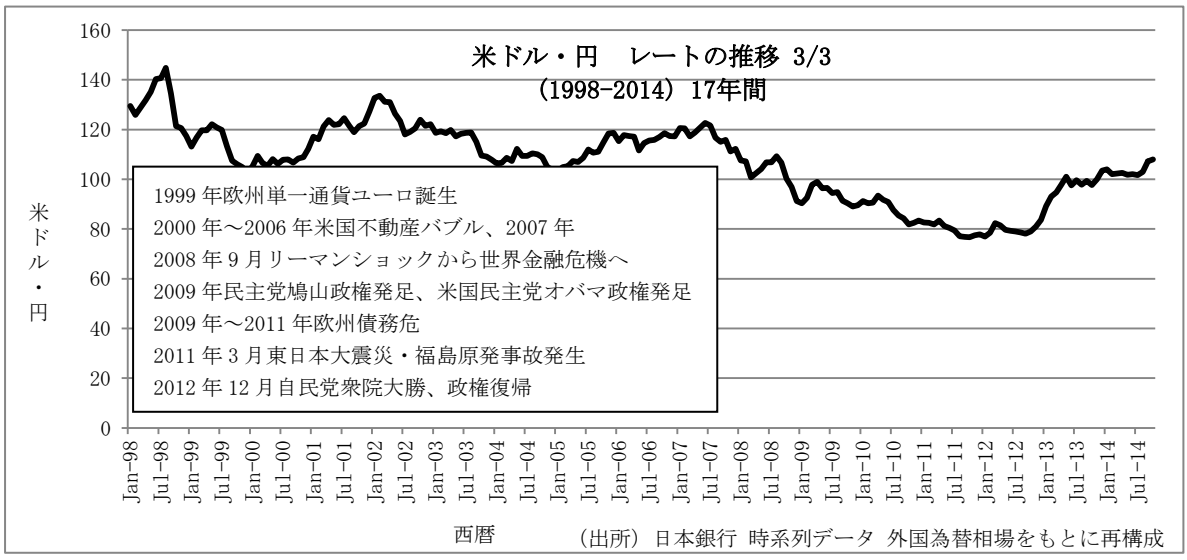

第3章　データを読む

3．1　国税庁･統計情報データを読む

国税庁・統計情報・標本調査結果は単年度データと長期時系列データで構成し、標本調査ではそれぞれに対応する税を取り扱う。

「民間給与実態統計調査結果」→ 事業所や個人が予め源泉徴収する源泉所得税※

「申告所得税標本調査結果」　→ 申告して納税する申告所得税

「会社標本調査結果」　　→ 申告して納税するする法人税

※事業所や個人が給与などの特定の所得を給与所得者に支払う時に、給与所得の中から予め源泉徴収をして差し引く税のことをいう

データは表の項目ごとに一括して読み取ることとする。

3．1．1　単年度平成 24 年(2012)データを読む

(前項)1．3．1　民間給与実態統計調査結果データ(除く公務員約 340 万人)（単年度)

･1-3-1 項目

第 1 表　業種別(1 年勤続+1 年未満勤続)　給与所得者総数･給与総額･税総額

1/3～3/3 図表は、業種別にそれぞれ給与所得者総数、給与総額/税増額、平均給与額/平均税額を表している。

1/3 図表　年間月平均人員総数　給与総額

年間月平均人員総数

最上位から下り 3 位まで順　→　製造業、販売・小売業、サービス業

最下位から上り 3 位まで順　→　電気・ガス・熱供給・水道業、農林・水産・鉱業、複合サービス事業

給与総額

最上位から下り 3 位まで順　→　製造業、販売・小売業、医療・福祉

最下位から上り 3 位まで順　→　電気・ガス・熱供給・水道業、農林・水産・鉱業、複合サービス事業

2/3 図表　年間月平均人員総数　平均給与額

平均給与額

最上位から下り 3 位まで順　→　電気・ガス・熱供給・水道、金融・保険業

最下位から上り 3 位まで順　→　宿泊飲食サービス業、卸売・小売業、医療・福祉

3/3 図表　給与総額　税総額

税総額

最上位から下り 3 位まで順　→　製造業、医療・福祉、卸売・小売業

最下位から上り 3 位まで順　→　農林業・鉱業、複合・サービス業、宿泊飲食サービス業

第 3 表　給与階級別　給与所得者総数･給与総額

1/3 図表　(1 年勤続) 給与所得者総数・給与総額

上位給与所得者総数 25%が給与総額 50%を所得

2/3 図表　(1 年未満勤続) 給与所得者総数・給与総額

上位給与所得者総数 15%が給与総額 50%を所得

3/3 図表　（1 年勤続+1 年未満勤続）給与所得者総数・給与総額
上位給与所得者総数 23%が給与総額 50%を所得

第 6 表　企業規模別　給与階級別　給与所得者数

1/2 図表　（1 年勤続+1 年未満勤続）
男　最大値 400 万円、　女最大値 100 万円
2/2 図表　（1 年勤続+1 年未満勤続）
（1 年勤続役員+1 年勤続正規）　3,467.9 万人 65.1%
（1 年勤続非正規+1 年未満勤続（役員+正規+非正規））1,861.4 万人 34.9%

1/4 図表　（1 年勤続）　役員
男　ほぼ各層に分布、　女　600 万円以下に分布
2/4 図表　（1 年勤続）　正規
男　最大値 400 万円、　女　最大値 300 万円
3/4 図表　（1 年勤続）　非正規
男　最大値 200 万円、　女　最大値 200 万円
4/4 図表　（1 年勤続）　全体
男　最大値 400 万円、　女　200 万円

1/4 図表　（1 年未満勤続）　役員
男　最大値 100 万円、　女　最大値 100 万円
2/4 図表　（1 年未満勤続）　正規
男　最大値 100 万円、　女　最大値 100 万円
3/4 図表　（1 年未満勤続）　非正規
男　最大値 100 万円、　女　最大値 100 万円
4/4 図表　（1 年未満勤続）　全体
男　最大値 100 万円、　女　最大値 100 万円

（前項）1．3．2　申告所得税標本調査結果データ（単年度）

・1-3-2 項目

第 1 表　所得階級別　総括表

1/3 図表　合計所得人員、合計所得金額
所得人員 400 万円と 200 万円の 2 最大値、　合計所得金額 3000 万円と 400 万円に 2 最大値
2/3 図表　合計課税所得金額、申告納税額
所得人員 400 万円と 200 万円に 2 最大値、　合計所得金額 5000 万円最大値
3/3 図表　課税所得金額、申告所得負担率
課税所得金額　3000 万円と 400 万円の 2 最大値、　申告所得税負担率　1 億円以上はほぼ同率

第 2 表　所得種類別表

1/3 図表　合計所得人員、合計所得金額
上位給与所得者総数 12%が給与総額 50%を所得
2/3 図表　5 所得区分の各給与階級毎の所得金額
3000 万円と 400 万円に 2 最大値、
3/3 図表　5 所得区分の各給与階級毎の所得金額の割合
雑所得者　250 万円
不動産所得者　最大値 1000 万円
事業所得者　最大値 70 万円

給与所得者　最大値 2000 万円
他の区分に該当しない所得者　最大値 100 億円超

（前項）1．3．3　会社標本調査結果データ（単年度）

・1-3-3 項目

第 1 表　資本金階級別　総括表

1/5 図表　法人数比較　利益計上法人
最上位から下り 3 位まで順　→　1000 万円以上、200 万円以上、2000 万円以上

2/5 図表　営業収入金額比較　利益計上法人
最上位から下り 3 位まで　→　100 億円以上、1 億円以上、1000 万円以上

3/5 図表　申告所得金額、法人税正味負担、（法人税額－特別控除）
最上位から下り 3 位まで　→　100 億円以上、1 億円以上、1000 万円以上

4/5 図表　法人税正味負担率
1 億円以上は漸減

5/5 図表　社内留保
最上位から下り 3 位まで　→　100 億円以上、1 億円以上、1000 万円以上

3．1．2　長期時系列データを読む

（前項）1．4．1　民間給与実態統計調査結果データ（除く公務員）（長期時系列）

・1-4-1 項目

第 1 表　源泉徴収義務者調査結果（全体）　給与所得者調査結果（内訳）

1/3 図表　給与所得者総額、納付税額の推移
給与所得者総額は 1999 年を頂点に以後、ゆるやかに下降。納付税額は 1999 年を頂点に、以降ゆるやかに下降。

2/3 図表　平均給与所得額、平均納付税額の推移
前図表と相似。

3/3 図表　所得税負担率の推移
1949 年より 1956 年まで減少。以降平坦に推移して 1976 年から 1991 年までジクザクに上昇。以降、再び下降。

1/3 図表　給与所得者数合計の推移
1 年勤続は 1997 年頃まで上昇、以降ゆるやかに上昇。1 年未満勤続は 1968 年と 1991 年に小頂点はあるが、全体にゆるやかに上昇。

2/3 図表　給与総額の推移
1 年勤続に比べ 1 年未満勤続は絶対額が約 1/3 弱で推移。1 年勤続は 1997 年まで上昇。以降ゆるやかに下降。1 年未満勤続は 1991 年までゆるやかに上昇するが、以降全体に下降。

3/3 図表　税総額の推移
1991 年まで急激に上昇、1993 年以降急激に下降。1997 年と 2006 年に一時小頂点頂点がある。

1/2 図表　平均給与所得額の推移
1 年勤続に比べ 1 年未満勤続は絶対額が約 1/3 弱で推移。両者とも 1997 年以降ゆるやかに下降。

2/2 図表　平均納付税額の推移

1991 年まで上昇。それ以降 1997 年と 2007 年に一時的な上昇を除き下降。

第 4 表　給与所得者調査結果（内訳）

1/3 図表　給与所得者数の推移

全体として 1997 年まで上昇。2008 年に小頂点を除き平坦に推移。

1979 年を境に、事業所規模 100 人以上は微増するが、それ以下は平坦に推移。

2/3 図表　給与総額の推移

全体として 1997 年まで増加。それ以降 2007 年の一時的な上昇を除き下降。

3/3 図表　平均給与の推移

全体として 1998 年まで増加。その時点で事業所規模最大と最低では 650 万円から 370 万円の開きがある。2012 年にて 560 万円から 320 万円の開きとなる。

（前項）1．4．2　申告所得税標本調査結果データ （長期時系列）

・1-4-2 項目

第 1 表　総括表

1/3 図表　合計所得人員　源泉徴収人員

1992 年まで合計所得人員と源泉徴収人員は上昇。その後 1998 年まで増減を繰り返して下降。再び 2005 年まで上昇するが、それ以降下降。

2/3 図表　合計所得金額　課税所得金額　申告納税額

1991 年まで共に合計所得金額、課税所得金額、申告納税額は上昇。それ以降、1997 年と 2006 年の小頂点を除き下降。

3/3 図表　申告所得税負担率の推移

1990 年までジクザクに推移。1991 年から 2005 年まで急激に減少。その後、ほぼ平坦に推移。

申告税額の推移

1990 年まで急激に上昇するが、1991 年より 2002 年まで急激に下降。その後ほぼ平坦に推移。

第 2 表　所得種類別表

1/1 図表　申告所得金額の推移

「日本の所得税計算の仕組み（イメージ）」平成 26 年現在によると収入の種類により税率が異なる。退職金（×累進税率＝税額か申告分離課税かの選択）、配当収入、株式等の譲渡収入、土地等の譲渡収入、利子収入は（×比例税率＝税額か 20％税率の申告分離課税か）を選択することができる。それ以外の収入は累進税率となる。

このうち株式譲渡益課税は 1989 年税制改革によち次のように改変された。

1989 年、株式譲渡益課税はの総合課税（累進税率）から申告分離課税（比例税率）の、次のいずれかの方式を選択するように改変される。

申告分離課税（26%）[所得税 20%、住民税 6%]か、源泉分離選択課税（みなし利益方式）（20%）かの選択。

合計申告所得金額は、1963 年から 1990 年まで 1973 年の一時的な突出を含め急上昇した。その後 1996 年と 2006 年の小頂点を除き下降している。

（前項）1．4．3　会社標本調査結果データ （長期時系列）

・1-4-3 項目

第 2 表　資本金階級別表

1/3 図表　法人数の推移

利益計上法人と欠損法人を合計した法人数は、1999 年まで上昇。その後平坦に推移している。両者の法人数は 1980 年を境に欠損法人が利益計上法人を上回ってきている

2/3 図表　営業収入金額の推移

営業収入は、1990 年まで右肩上がりで上昇。その後 1994 年、2002 年、2008 年、2010 年の落ち込みを経て上下に推移。

3/3 図表　各申告所得金額　算出税額の推移

利益計上法人の申告所得金額

1990 年まで右肩上がりで上昇。その後 1994 年まで下降し、1995 年、2006 2012 年に小頂点をを経て上下して推移。

利益計上法人の算出税額

申告所得金額に比例して推移。

欠損法人の算出税額

2000 年、2003 年、2009 年の小頂点はあるが算出税額はプラスにならなかった。

1/2 図表　（参考）控除税額内訳の推移

控除税額は算出された法人税額から控除

［平成 26 年 4 月 1 日現在法令等］

法人が支払を受ける利子等、配当等、給付補てん金、賞金などについて、所得税法又は租税特別措置法の規定により源泉徴収される所得税の額は、法人税の額から控除することができます。

（出所）国税庁・税ついて調べる・No.5760　「所得税額控除」

2/2 図表　（参考）益金処分内訳の推移

社内留保〉法人税額〉支払配当〉その他社外流出〉役員賞与（2006 年以降、損金算入扱いとなりこの項から外された）

1995 年以降国内総生産が低迷しているにも拘わらず、益金処分総額は上下しながら上昇傾向が続いている。

（前項）1．4．4　統計表国税徴収状況の推移（長期時系列）

・1-4-4 項

第 9 表　資本金階級別表

1/2 図表　国税徴収状況の推移

国税徴収状況は、1990 年まで右肩上がりで上昇し、1991 年から下降に転じる。一時 2006 年に小頂点はあるが再び下降になる。1989 年に消費税が導入されて法人税、源泉所得税が主力税収を占める。申告所得税は 1990 年より漸減傾向となる。

2/2 図表　国税徴収状況の割合の推移

1990 年以前には、税収の最大約 7 割を占める法人税と源泉所得税の合計約 7 割が経済を牽引して好循環を生み、高度経済成長を成し遂げた。1991 年以降現在まで、この税収は約 5 割に減り、消費税増税分が減収分を補ってきた。結果として経済成長は止まり、現在に至るまで低成長が続いている。

３．２　内閣府・国民経済計算、財務省・法人企業統計データを読む

３．２．１　内閣府・国民経済計算データ

(前項)２．１　国民経済計算データ

・2-1 項目　名目国内総生産　名目国内総支出

名目国内総生産

1955 年から 1996 年まで右肩上がりの高度経済成長を続けてきた。それ以降、漸減しながら経済低成長時代に入る。経済低成長時代に入り、営業余剰と固定資本減耗はほぼ同一水準を維持してきたが雇用者所得が落ち込んでいる。高度経済成長時代につくられた補助金（名目国内総生産に対してマイナスとなる）は、経済低成長時代に入ってもほぼ同じ水準を維持している。

名目国内総支出

1996 年以降、民間最終消費支出と政府最終消費支出は現在までほぼ平坦に推移。国内総資本形成は漸減。純輸出＝輸出－輸入は 2010 年までプラスに推移したが 2011 年以降急落し 2012 年にはマイナスとなる。

３．２．２　財務省・法人企業統計データ

(前項)２．２　法人企業統計データ

・2-2 項目　利益剰余金、税引き前当期純利益、付加価値率

利益剰余金(内部留保)

1/2 図表　2/2 図表

1960 年から 2013 年まで全体として上昇する。1993 年、1997 年、2000 年 2005 年には一時的に停滞。資本金 1000 万円未満は全体として逆に下降する。

配当金

1/2 図表　2/2 図表

1960 年から 2001 年まで全体として漸増する。以降 2006 年まで急上昇、その後 2010 年に下降した後 2013 年まで上昇。資本金 1000 万円未満は全体として逆に下降する。

税引き前当期純利益

1/2 図表　2/2 図表

右肩上がりの全体の傾向は利益剰余金とほぼ同様である。資本金 1000 万円未満は全体として逆に下降する。ただこれはその時々の景気に大きく左右されている。下降年度は次のようになる。

1971 年、1975 年、1981 年、1993 年、1998 年、2001 年、2007 年、2008 年

付加価値率

1/2 図表

資本金別に並べると、小資本金が高く大資本が低い傾向になる。

全規模でみると、付加価値率は 1960 年約 15%、2008 年一時的落ち込み約 18%を除くと 2012 年約 20%、52 年間で 5%上昇。

名目国内総生産は 1960 年から 1996 年までは上昇するが、その後は緩やかに下降。

2/2 図表

業種別に高い順に並べると次のようになる。

教育、学習支援業＞医療、福祉業＞宿泊業、飲食サービス業＞学術研究、専門・技術サービス業＞運輸、郵便業＞情報通信業＞生活関連サービス業、娯楽業＞化学工業＞娯楽業＞製造業＞建設業＞自動車・同付属品業＞農林水産業＞鉄鋼業＞電気業＞卸売業・小売業

本　　論

本考察では主に財務省国税庁、総務省統計局、厚生労働省の統計資料を参考にした。本論を進める上で、基礎となる給与所得者、申告納税者、雇用者、就業者、労働人口の数値を再掲する。

国税庁・統計情報（除く公務員）平成 24 年（2012）

源泉所得税　給与所得者総数

1-3-7 図表　1/2　（1 年勤続+1 年未満勤続）給与所得者総数　5,329.3 万人

（1 年勤続役員+1 年勤続正規）　3,467.9 万人 65.1%

（1 年勤続非正規+1 年未満（役員+正規+非正規））　1,861.4 万人 34.9%

申告所得税　申告納税者　合計所得人員

1-3-19 図表　1/3　合計所得人員　609.3 万人

総務省統計局　平成 26 年 8 月（2014）

労働力人口総数（含む公務員約 340 万人）

1-3-9 図表　1/2　雇用者総数　5,600 万人

役員含む正規男女合計　3,652 万人 65.2%

非正規合計　1,948 万人 34.8%

1-3-10 図表　2/2　就業者総数　6,362 万人

非農林業就業者数　6,151 万人

農林業就業者数　212 万人

注：雇用者とは雇用契約のある労働者を指し、就業者とは雇用契約のある労働者の他に雇用契約のない個人事業主をも含めたものを指す。

厚生労働省　平成 25 年労働力人口総数

総人口 12,731 万人、15 才以上人口 11,088 万人、労働力人口 6,577 万人

非労働人口　4.506 万人、完全失業者　265 万人　完全失業率　4.0%

労働力人口比率　59.3%

給与所得者（除く公務員）の平均給与の算出

平均給与は、それぞれが定義する総額をその総数で割ることにより、それぞれの値を算出することができる。分母が大きい場合には広い範囲の雇用者や就業者の平均給与を表し、分母が小さい場合には限られた雇用者の平均給与を表すことになる。従って一口に平均給与をいう場合、それがどういう雇用者・就業者の範囲なのか、その条件下を明らかにしておくことが重要である。

税務統計から見た民間給与の実態

単年度平成 24 年(2012)標本調査結果

第 1 表　業種別（1 年勤続+1 年未満勤続）　**給与所得者**総数・給与総額・税総額

第 3 表　給与階級別（1 年勤続、1 年未満勤続、1 年勤続+1 年未満勤続）
給与所得者総数・給与総額

第 6 表　産業規模別（1 年勤続、1 年未満勤続）役員、正規、非正規　給与階級別　給与所得者数

所得格差

・14 段階の所得階級(最高階級 2,500 万円超 最高/最低約 25 倍) 所得格差

・業種別 所得格差

・雇用形態別 所得格差(正規・非正規)

長期時系列データ標本調査結果

第 1 表　源泉徴収義務者調査結果（全体）　給与所得者調査結果（内訳）

第 4 表　給与所得者調査結果（内訳）

税務統計から見た申告所得税の実態

単年度平成 24 年(2012)データ標本調査結果

第 1 表　所得階級別　総括表

第 2 表　所得種類別表

所得格差

・25 段階の所得階級(最高階級 100 億円超 最高/最低差約 1.4 万倍) 所得格差

長期時系列データ標本調査結果

第 1 表　総括表

第 2 表　所得種類別表

給与所得者の中には源泉徴収税と申告所得税の両方行う場合がある。申告納税者は大きく分けて、資本投入により付加価値を創出しているに事業所得者と、そうでない所得者（雑所得者・不動産所得者・給与所得者・他の区分に該当しない所得者）とに分けられる。また、事業所得者の中には法人企業の法人代表者とを兼ねる場合がある。

1-4-21・1/2 図表、1-4-22・2/2 図表の国税徴収状況の推移をみると、1989 年を境に国税全体に対して占める割合は、消費税が急増、源泉所得税、申告所得税、法人税が減少している。

第4章　1985 年労働者派遣法制定とその後の改正経過、問題点

前段にて同法制定に伴う参考資料を提示し、後段で同法制定がもたらした明暗を検証する

4．1　資料1　東京都労働相談情報センター

労働者派遣事業の概要

1. 規制緩和の流れ	労働者派遣法が制定される前は、現在の労働者派遣事業は職業安定法第４４条で規定する「労働者供給事業」の一形態に該当するとして禁止されていた。 1985 年、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（いわゆる労働者派遣法）が制定され、翌年 1986 年に施行された。これにより、労働者派遣事業というビジネスが合法的にできるようになると共に、派遣労働者も自分の能力を生かして好きな時間に好きなだけ派遣就労ができるようになり、また派遣先となる企業も必要な時に必要なだけの即戦力を迅速・的確に確保することができるようになった。 業務の範囲については、当初、13 業務に限定されていましたが、すぐに３業務が追加され、さらに 10 業務が追加され、26 業務となった（いわゆる政令 26 業務）。その後、1999 年に労働者派遣法の根幹にかかわる大改正が行われ、一定の禁止業務を除いて、政令業務以外でも自由に労働者派遣事業ができるようになった。 派遣の期間については、政令で定める業務に関しては、もともと派遣の受入期間という規制はありませんが、1999 年の大改正により派遣が可能となった業務（いわゆる自由化業務または政令で定める業務以外の業務）に関しては、派遣先に対する規制として派遣の受入期間という制限が付され、１年間しか派遣を活用することが出来なかった。その後、派遣先において過半数労働組合等に対して通知・意見聴取という手続きを踏めば、最長３年まで派遣の受入が可能となっている。
	その後、2004 年に施行された改正法により、原則どおり解禁となり、労働者派遣事業の適用対象業務となりました。しかし、派遣の受入期間については、改正法施行後３年間は１年に限定され、2007 年３月１日からは通知・意見聴取の手続きを踏めば最長３年まで可能となっている。
	こうした経緯から、製造業務について、労働者派遣の受入期間である最長３年が経過する最短期日である 2009 年３月１日以降に、大量の派遣切りや雇止めが起こると予測され「2009 年問題」として注目されました。厚生労働省も「いわゆる 2009 年問題への対応について」と題して通達を出し注意。
3. 規制強化の流れ	従来、労働者派遣法は規制を緩和する方向で幾度の改正が行われてきた。しかし、派遣切りを始めとした社会問題や日雇派遣等における違法派遣が多発し、その後、大手派遣会社が主として政令 26 業務における偽装を理由に摘発され業務改善命令を受ける事態が続発した。それらと並行して、国会における度重なる継続審議の末、労働者派遣事業の適正化・派遣労働者保護の徹底化のために、規制強化の改正法が成立し 2012 年 10 月１日から施行されている。

労働者派遣法の変遷

1985 年	労働者派遣法制定（ポジティブリスト方式：可能業務リストを限定） 派遣労働者の保護条項（同法第 40 条第４項）。　同じ業務を最長３年を超えて働かせる場合、派遣先企業は労働者に直接雇用を申し込む義務がある。
1986 年	労働者派遣法施行（直後、政令で定める業務に３業務追加）
1996 年	政令で定める業務の拡大（16 から 26 業務へ）
1999 年	大改正（規制緩和） ① 対象業務の原則自由化（ネガティブリスト方式：禁止業務リスト以外は自由） ② 自由化業務について受入期間の制限（最長１年） ③ 受入期間制限を担保する制度（抵触日の事前通知、派遣停止の通知等） ④ 自由化業務について、雇入努力義務や違法な場合の雇入れ勧告等の創設
2007 年	製造業務の派遣受入期間の延長（原則１年・最長３年）
2008 年	日雇派遣指針の制定等
2009 年	派遣元・派遣先指針の一部改正、許可基準の見直し等

2012 年	改正（規制強化） ① 法律の名称や目的規定に「派遣労働者の保護」を明記 ② 事業規制の強化（日雇派遣の禁止、グループ派遣の規制、離職者の規制） ③ 派遣労働者の処遇改善（無期雇用への転換、均衡処遇、情報の公開等） ④ 違法派遣に対する対処（申込みなし制度の創設、欠格事由の整備等） －申込みなし制度の施行は、3 年後の 2015 年 10 月 1 日－

（出所）労働者派遣講座 労働者派遣の基礎知識 東京都労働相談情報センターより抜粋
http://manabu.metro.tokyo.jp/haken/basic/knowledge/knowledge-06.html

4．2 資料2 ニッセイ基礎研レポート

1 過去の規制緩和の流れ

「派遣」は正社員やパートタイム労働者などの直接雇用と異なり、派遣労働者と派遣会社（派遣元）との雇用契約と、派遣先と派遣会社との派遣契約という二つの契約関係によって成り立つ働き方である。「派遣」という働き方が正式に生まれたのは、1986 年の派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 2）の施行によってである。

それ以前には、このような働き方は、労働者供給事業（自己の雇用する労働者または自己の支配関係にある労働者を供給契約によって他人に使用させる事業）の一つとして、職業安定法第 44 条によって包括的に禁止されていた。

しかしながら、企業における業務の専門化・外注化の流れ、労働者の就業ニーズの変化を背景として、1986 年に派遣法が施行され、派遣労働者の保護を条件に、こうした働き方が法的に認められることとなった。

派遣法施行当初から、「①派遣会社による派遣労働者の搾取を防止すること、②派遣労働者の就業条件を整備し明確化すること、③派遣就業をめぐる労働保護法規上の責任主体を明確にすること、④労働者派遣事業が長期雇用システムを侵食しないようにすること」（菅野（2008）より）という基本的な考え方に基づいて、派遣に関する法規制が定められてきた。施行当初の派遣労働は、13 業務で 1 年または 9 ヵ月までの派遣契約（更新は可能）という条件付きの、限定的な働き方としてスタートした。しかしながら、派遣労働に対する需要の拡大にともなって、派遣労働に関する規制は、法規制の基本的な考え方を守りつつ、概ね段階的に緩和されてきた。

（図表１）

2 規制強化への転換

こうした規制緩和の流れは、2008 年前後を境に大きな転機を迎えることとなる。（図表表２） 2007 年から 2008 年にかけて、大手派遣会社 2 社（2007 年 8 月にはフルキャスト、2008 年 1 月にはグッドウィル）に対する業務停止命令が出され、悪質な派遣会社に対する批判の声が高まった。その後 2008 年 9 月のリーマン・ショックに端を発した景気の急速な悪化を背景に、企業の人員調整が拡大し、いわゆる「派遣切り」が社会問題化した。「派遣切り」の定義は明確ではないが、派遣契約が更新されないことと、派遣契約が中途解除されることでは、本来意味合いが大きく異なる。

しかしながら、「派遣切り」という言葉が用いられる際には、両者が混同されている場合が多い。一方、この時期の人員調整において、派遣契約の中途解除が少なくなかったのも事実である。さらに、2008 年 12 月に、必ずしも「派遣切り」された元派遣社員だけで構成されているわけではなかった「年越し派遣村」が開設され、派遣労働がひときわ世の中の衆目を集めるなかで、派遣＝不安定な働き方＝貧困、という派遣労働の一面が強調された否定的・固定的な見方が広がった。

このようななか、派遣法の見直しは政治上の重要なテーマとして注目され、その後の政治のパワーバランスの変化のなかで、法案の内容も変容していくこととなる。

【図表 1 派遣の対象業務と期間制限】

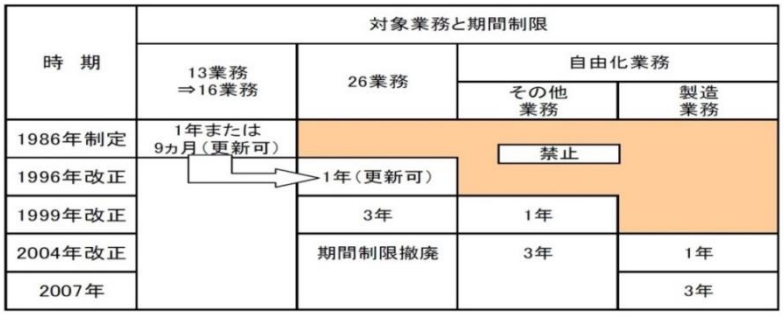

（出所）基礎研レポート 派遣法の懸念点と今後の課題 松浦民恵 ニッセイ基礎研究所 2012-04-25 より抜粋
http://www.nli-research.co.jp/report/nlri_report/2012/report120425-2.pdf

4．3 資料3 国会図書館

1 歴史的経緯

当時の経済社会情勢上の要因としては、技術革新の進展に伴う ME 機器、OA 機器の広範かつ急速な普及、経済のサービス化、ソフト化の進展があり、業務の外部委託化が進んだこと、また、労働力人口の高齢化、女性の職場進出の増加、高学歴化の進展があった。労働者派遣法が成立した 1985 年には、男女雇用機会均等法が制定されている。当時、労働者派遣事業等小委員会座長を務め、労働者派遣法制定に深く関与した高梨昌教授は、当時を振り返り、結婚・出産で退職した女性が子育て後に復帰する中途採用市場が存在しなかった中で、一般的終身雇用の労働市場と棲み分けが可能な専門職の派遣業務を創設しようという発想があったことを述べている。

労働者派遣事業等小委員会報告書にあるとおり、終身雇用等の日本的雇用慣行との調和を図表るため、派遣労働は①その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務、②その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務に限り認めることとされ、制定当初は、適用除外業務を法律及び政令で定め、適用対象業務を中央職業安定審議会の意見を聴いて政令で定めることされた。

2 派遣労働が認められる業務

港湾運送業務、建設業務（以上法第 4 条第 1 項に明記）、警備業務（法第 4 条第 1 項による政令で定めたもの。現在は同条同項に明記）の業務が適用除外業務とされ、適用対象業務としてソフトウエア開発、事務用機器操作、通訳・翻訳・速記、秘書、ファイリング、調査、財務処理、取引文書作成、デモンストレーション、添乗、建築建物清掃、建築設備運転・点検・整備、受付・案内・駐車場管理の 13 業務が政令で指定された。

1986 年、機械設計、放送機器操作、放送番組等演出の業務が適用対象業務に追加され、平成（1996）年に研究開発、事業実施体制等の企画・立案、書籍等の製作・編集、広告デザイン、インテリアコーディネーター、アナウンサー、OA インストラクション、テレマーケティング、セールスエンジニア、放送番組の大道具・小道具の作成・設置等が追加され、適用対象業務は、この時点で全部で 26 業務となった。

2003 年の改正により、2004 年から製造業においても派遣労働者の使用が可能になった。

Ⅳ 主な論点

3 派遣労働者の保護

（1）安全衛生の確保

派遣労働者は派遣元との間で雇用契約を結ぶため、労働保護法規における使用者責任は基本的には労働者派遣事業主が負うが、就労場所は派遣先であり、指揮命令も派遣先で受けるため、派遣先が講ずべき処置を定めているほかー中略ー。EU では、1991 年に有期・派遣労働者安全指令が制定されており、その第 5 条で、加盟国は、健康と安全にとって危険な業務に国内法で定める特別健康診断を必要とする作業に有期・派遣労働者を利用することを禁止するとし、禁止しない場合には労働者が適切な特別健康診断を受けられるような特別措置をとることを求めている。

（2）均等・均衡待遇

また、EU では、2008 年 11 月、派遣労働指令が成立したが、その中心となるのが均等待遇原則であり、「派遣期間中の派遣労働者の基本的雇用労働条件は、同一職務に派遣先によって雇用されていれば適用されたものを下回らない」（第条）と定めている。ドイツでは、1972 年に労働者派遣法が制定され、その後規制緩和が進められて現在に至っているが、業種や期間の制限が撤廃されていく一方で、均等待遇原則が導入された。フランスも、1972 年の法制定時には労働者保護法というよりもむしろ事業規制法としての性格が強いものであったが、その後の改正により、派遣労働者に対する均等待遇と雇用保障を目指すものとなっており、報酬や施設利用（社内食堂、託児所等）等に関する均等待遇を定めるに至っている。EU の派遣労働に関する指令案は、1982 年に既に提案されていたが、イギリスの反対があり、長年成立せずにいた。そのイギリスも、EU 指令の年内の国内法制化に向けて作業を行った。

（出所）労働者派遣法改正問題 岡村美保子 国立国会図表書館 レファレンス 2009.10 より抜粋
http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200910_705/070506.pdf

4．4 資料4 朝日新聞

労働者派遣法改正案を閣議決定 派遣固定化に懸念の声も

政府は 2014 年 3 月 11 日、企業が自由に派遣労働者を活用できる「期間」や「職種」を広げる労働者派遣法の改正案を閣議決定した。今国会で成立させ、2015 年 4 月からの施行を目指す。

改正案では、企業が 3 年ごとに働き手を交代させれば、どんな仕事も、ずっと派遣に任せられるようにする。いまは秘書や通訳など「専門 26 業務」でない限り、3 年までしか任せられなかった規制を緩める。

一方、人材派遣会社はすべて国の許可制にする。派遣労働者への教育訓練を義務づけ、待遇改善に向けた国の指導も強める。

改正案をめぐっては、「派遣の固定化につながる」「正社員雇用の枠が狭まる」といった懸念が、労働組合や野党から出ている。田村憲久・厚生労働相は閣議後の会見で「人材派遣会社にも責任を持ってもらい、労働者のキャリアアップをはかってもらう」と改正の意義を強調した。

（出所）朝日新聞報道（山本知弘）2014.3.12 を転載

4．5 閣議決定された労働者派遣法の改正案概要

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要）

平成 24 年改正時の附帯決議等を踏まえ、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図表るため、特定労働者派遣
事業を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の所要の措置を講ずる。

１．特定労働者派遣事業の在り方について

○労働者派遣事業の健全な育成を図表るため、特定労働者派遣事業（届出制）※１と一般労働者派遣事業（許可制）※１の区別を廃止し、全ての労働者派遣事業を許可制とする。

※１ 特定労働者派遣事業：派遣労働者が常時雇用される労働者のみの場合
一般労働者派遣事業：派遣労働者が常時雇用される労働者のみでない場合

２．労働者派遣の期間制限の在り方等について

○現行制度は、専門業務等からなるいわゆる 26 業務には期間制限がかからず、この他の業務には原則１年・例外 3 年の期間制限がかかるが、分かりにくい等の課題があることから廃止することとし、全ての業務に共通する派遣労働者個人単位の期間制限（3 年）※2 と派遣先の事業所単位の期間制限（3 年、一定の場合に延長可）※2 を設ける。

○派遣元事業主は、新たな期間制限の上限に達する派遣労働者に対し、派遣労働者が引き続き就業することを希望する場合は、新たな就業機会（派遣先）の提供等、雇用の安定を図表るための措置を講ずることを義務付ける。

※2・個人単位の期間制限：派遣先の同一の組織単位における同一の派遣労働者の継続的な受入は 3 年を上限とする。
・事業所単位の期間制限：派遣先の同一の事業所における派遣労働者の継続的な受入は 3 年を上限とするが、受入開始から３年を経過する時までに過半数労働組合等から意見を聴取した場合には、さらに 3 年間延長可能とする（その後の扱いも同様）。

３．派遣労働者の均衡待遇の確保・キャリアアップの推進の在り方について

○派遣元事業主と派遣先の双方において、派遣労働者の均衡待遇確保のための取組を強化。

○派遣元事業主に計画的な教育訓練等の実施を義務付けること等により、派遣労働者のキャリアアップを推進る。

施行期日：平成 27 年（2015）４月１日

（出所）厚生労働省 労働者派遣法改正案を転載
www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/186-48.pd

4．6 労働者派遣法施行後の非正規雇用労働者の推移（厚生労働省資料から）

非正規雇用労働者は、1995 年から 2005 年までの間に増加し、以降現在まで緩やかに増加（役員を除く雇用者全体の 36.7%）。
特に 15～24 歳の若年層で、1990 年代半ばから 2000 年代初めにかけて大きく上昇。
また、雇用形態別にみると、近年、パート、契約社員・嘱託が増加。

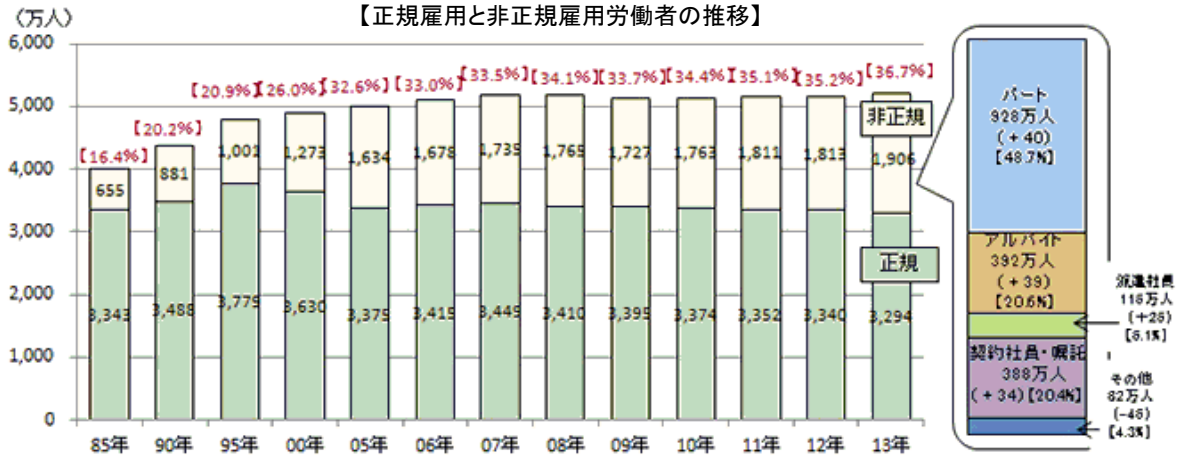

（出所）総務省「労働力調査（特別調査）」（2 月調査）及び総務省「労働力調査（詳細結果）」（年平均）長期時系列データ

（注）

1）2005 年から 2011 年までの数値は 2010 年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切替え集計した値。

2）2011 年の数値及び前年差は、被災 3 県の補完推計値を用いて計算した値。

3）雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

4）正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

5）非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

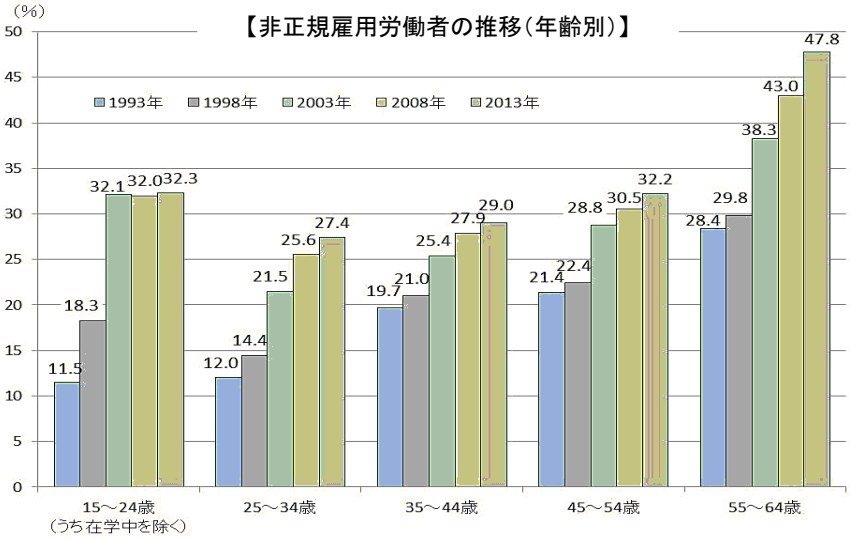

（出所）総務省「労働力調査（特別調査）」（2 月調査）及び総務省「労働力調査（詳細結果）」（年平均）長期時系列データ

（注）

1）1993 年及び 1998 年における 15～24 歳（うち在学中を除く）については、当時の公表値（非農林業）の「う

ち在学中」の者を除いている。

2）2008 年の数値は、2010 年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切替え集計した値。

3）雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

4）非正規雇用労働者：勤め先での呼称が 「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

【非正規雇用労働者の推移（雇用形態別）】

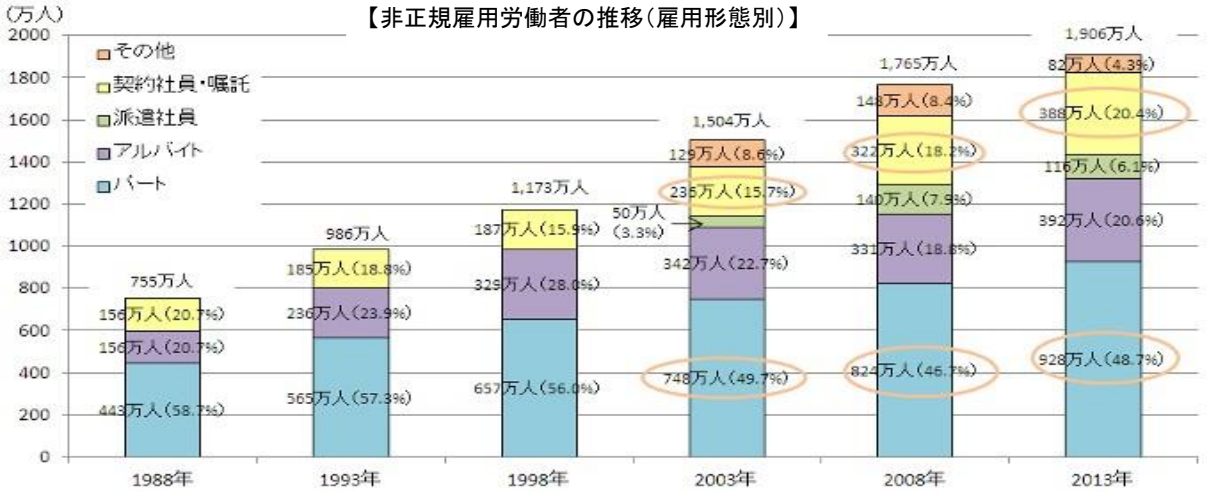

（出所）総務省「労働力調査（特別調査）」（2 月調査）及び総務省「労働力調査（詳細結果）」（年平均）長期時系列データ

（注）

1）2008 年の数値は 2010 年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切替え集計した値。

2）雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

3）非正規雇用労働者：勤め先での呼称が 「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

4）2003 年以降の「契約社員・嘱託」「その他」は，1998 年以前において「嘱託・その他」に分類されている。

【非正規雇用労働者に占める有期労働契約の状況】

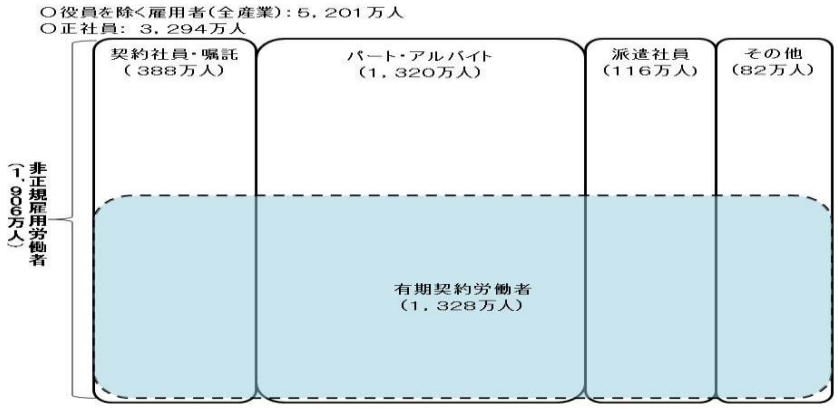

（出所）総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成 25 年平均）

（注）非正規雇用の大半に共通する特徴として、有期労働契約であることが挙げられる。

1）雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

2）非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

3）有期契約労働者は、「有期の契約」「臨時雇・日雇」を合計したもの。

4．7　日本の非正規雇用者の給与所得の実態（国税庁資料から）

1985 年労働者派遣法制定から 2013 年までの全雇用者に占める非正規雇用労働者の推移（総務省・労働力調査）は 16.4%から 36.7%と倍増し、実に全雇用者３人に１人が非正規雇用労働者が占めるようになった。1-3-8 図表 2/2　（1 年勤続+1 年未満勤続）(2014) 及び 1-3-9 図表 1/2　雇用者数　正規・非正規（2014）もほぼ同様の比率を示している。

1-3-11 図表から 1-3-14 図表（1 年勤続)、1-3-15 図表から 1-3-18 図表（1 年未満勤続）において、それぞれ役員、正規、非正規、平均の男女 14 給与階級の給与分布を図表化した。これによると 1 年勤続の非正規の給与中心値が男女共 200 万円、1 年未満勤続の非正規の給与中心値が男女共 100 万円。これは実に生活保護者の水準に近い。

1985 年労働者派遣法制定（非正規雇用の法制化）と 1989 年所得税累進税率引き下げ税制改革の二つを引き金として、その後の相次ぐ法改正が今日の給与所得者 14 段階給与階級、申告所得税取得者 25 段階所得階級という隔絶した所得格差を生んだ。

（国税庁の文書保管年数は 30 年と定め、過去 30 年間の文書を保管している。給与と所得の階級ランク付けの変動はあるが既に 30 年前から階級統計を実施している）

4．8　労働者派遣法制定当初の制定主旨

同法制定以前は、正規雇用・パート・アルバイト・臨時雇いなどの非正規雇用の区別なく全ての労働者は使用者の間で対等の立場で直接労働契約（有効労働契約）を結んで就労することを原則としてきた。同法は「労働者直接雇用の原則」の例外として、結婚・出産で退職した女性が子育て後に復帰する中途採用市場が存在しなかった中で、一般的終身雇用の労働市場と棲み分け可能な専門職の派遣業務の創設が同法の発議主旨だった。就労期間について、3 年を超える場合は正規雇用としなければならない。

4．9　1985 年労働者派遣法制定とその後の経過と、問題点

①　非正規雇用の雇用分野などの例外規定が拡大された

労働者派遣法は 1985 年制定以来 2014 年現在まで 29 年間、製造業務などへの派遣業務拡大と 3 年間の派遣期間の延長などの規制緩和が絶えず繰り返されてきた。2008 年世界同時不況進行時の違法な「派遣切り」に対する一時的な規制強化があったが、その後も 2014 年同法規制緩和改正案が財界の後押しで国会に提出されてきた。

②　日本と EU（European Union）加盟諸国との間で均等待遇面に大きな違い

労働者派遣について、ドイツは 1970 年代、フランスは 1980 年代に導入され絶えず規制緩和が繰り返されてきたが、非正規雇用者に均等待遇面の原則は守られてきた。日本の労働慣行では同一労働同一賃金の均等待遇の原則が成立しておらず、正規雇用と非正規雇用間、男女間に大きな格差を残している。日本の最低賃金は世界的にみても低く抑えられており、これが派遣労働の賃金にも反映している。

③　ワーキングプア（はたらく貧困層）の出現

図表 7-1

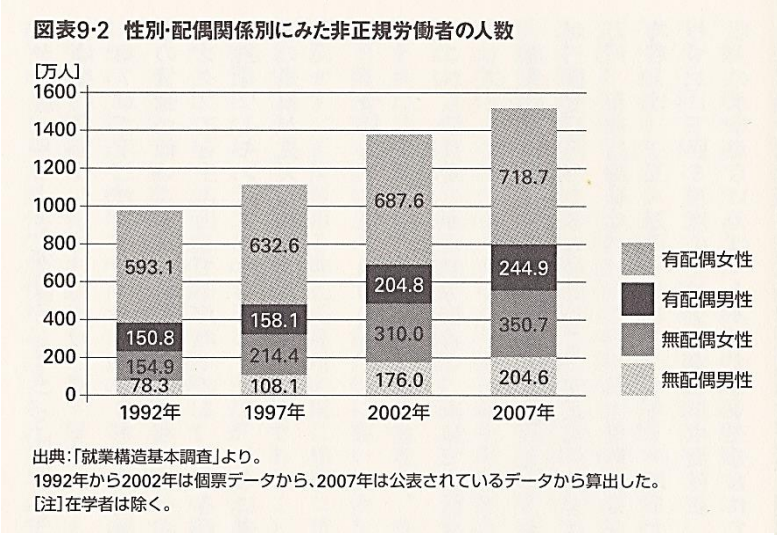

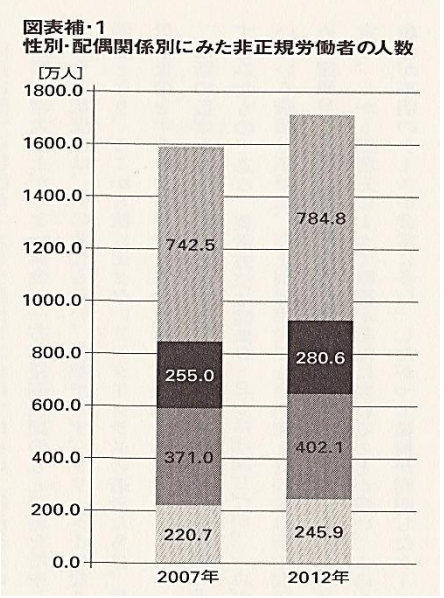

（出所）「格差」の戦後史 橋本健二 2013 河出ブックスより抜粋して転載

図表 7-2

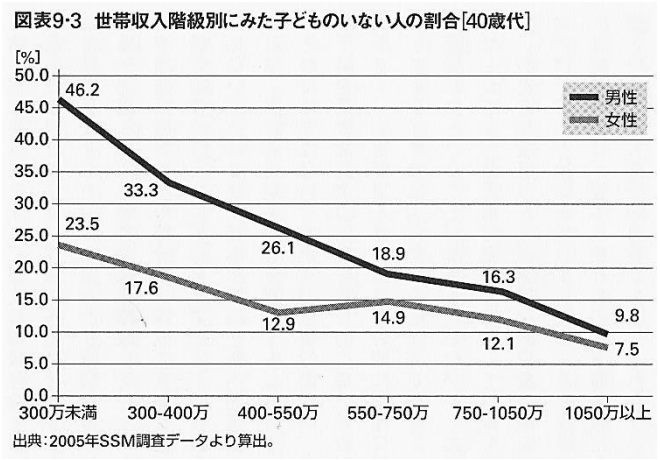

（出所）「格差」の戦後史 橋本健二 2013
河出ブックスより抜粋して転載

図表 7-1 は（1992－2012）21 年間、非正規労働者はが約 1.7 倍に増加していることを示している。1992 年には有配偶女性が約 6 割占めていたものが、2012 年には約 4 割になり、無配偶女性、有配偶男性、無配偶男性の順に人数が増加してる。

これは当初有配偶女性のパートが多く占めていたものがそれ以外の非労働者が増えたことを意味している。図表 7-2 は 40 歳代結婚生産年齢の世帯収入階級別にみた子どものいない人の割合を示す。世帯収入が低いほど子どもがいない割合が多い。

④　人口減少の主要原因　有配偶男性、無配偶の男女の非正規労働者の増加

正規労働者と非正規労働者間所得格差は約 2 倍以上に増大している。今後、さらに非正規雇用者が増加していった場合、日本の未来を担う若い世代は今後どうなるか。同法制定以前の世代は、学校を卒業し正規雇用として就職し一家をなしてゆくことが当然の時代だった。

現在、当たり前のことが当たり前でなくなってる。今の若者は正規雇用という小さな夢が断たれ、これでは人口減少に歯止めがかからず、結婚もできず将来に不安を感じているようでは日本の未来はない。

高度成長時代が終わりに近づいた1990年ころ、低所得者に落ちるのは努力が足りないせいだとか、それは本人に自己責任だとかさかんにいわれていた。最近それがいわれなくなった。母子家庭などで十分に教育も受けらないのは本人の努力不足のせいではない。どんな家庭に生まれてくるのかは本人の意思では決められない。このように誰の目にも社会の仕組みが非情になってきたことが明白になってきたからだ。

1990年代までの「一億総中流社会」は何処へいったのだろうか。1990年から2014年現在25年間、デフレ経済（不況）は続いているが名目国内総生産GDPは約500兆円を推移している。このGDPは労働によって生まれた付加価値（財+サービス）の総和である。1990年代以前が「一億総中流社会」といわれ、現在は「所得格差社会」といわれている。以前と以後が生み出した総付加価値に極端な相違はない。

⑤　労働者派遣法の功罪

1980年代後半から構造改革・規制緩和が叫ばれ、小さな政府、供給側（サプライサイド）重視して経済成長を図る政策が推進されてきた。官から民へ、官業を民間に開放して公共サービスの質と効率をあげようというものだった。労働者派遣法制定によって、これまで職業安定所が行ってきた職業紹介業務を民間に任せるとして労働者派遣事業が法制化され、人材派遣業がうまれた。

これまでの職業安定所は職業紹介を行っても紹介料はとっていない。人材派遣仲介業者は派遣元事業主から派遣先へ労働者を派遣する業務で成り立っている。そこには職業安定所では発生しなかった会社業務を維持するために仲介料が必要になる。派遣先は派遣労働者に対し仲介料込みの賃金を支払うものとすると、派遣労働者は仲介料分を差し引かれた賃金を受け取ることになる。一方、本来派遣労働者に渡るべき賃金の一部がコスト削減をねらう派遣元事業者と人材派遣業者が受け取ることになる。

歴代政権は、規制緩和・小さな政府をつくろうという名目のもとでGDPに貢献しない業種をつくった。派遣労働者の賃金が低く抑えられる根本原因はここにある。

官の負担を減らす規制緩和といっても負担分を民間が肩代わりするだけで、そこには付加価値（財+サービス）を生みGDPに貢献する要素はない。一体だれが得し、だれが損をするかこれで明白ではないだろうか。もともとは職業安定所がおこなっていた業務である。制度はひとがつくったものである。憲法に違反し、労働者の福祉向上・安全衛生の向上につながらない法律は廃止するしかない。

経済成長をしていた1990年代以前が実現していたように、真に経済成長を望むのであれば、非正規雇用者を減らして正規雇用者に置き換え、分厚い中間層を増やすことが必要ではないだろうか。

第5章　1989 年所得税の税制改革とその後の経過、問題点

前段にて所得税累進税率の引き下げと金融所得税の税制改革の関係資料の提示し、後段で「諸税制改革」がもたらした明暗を検証する。

5．1　1989 年所得税累進税率の大幅引き下げ

所得税の税率の推移（イメージ図表）

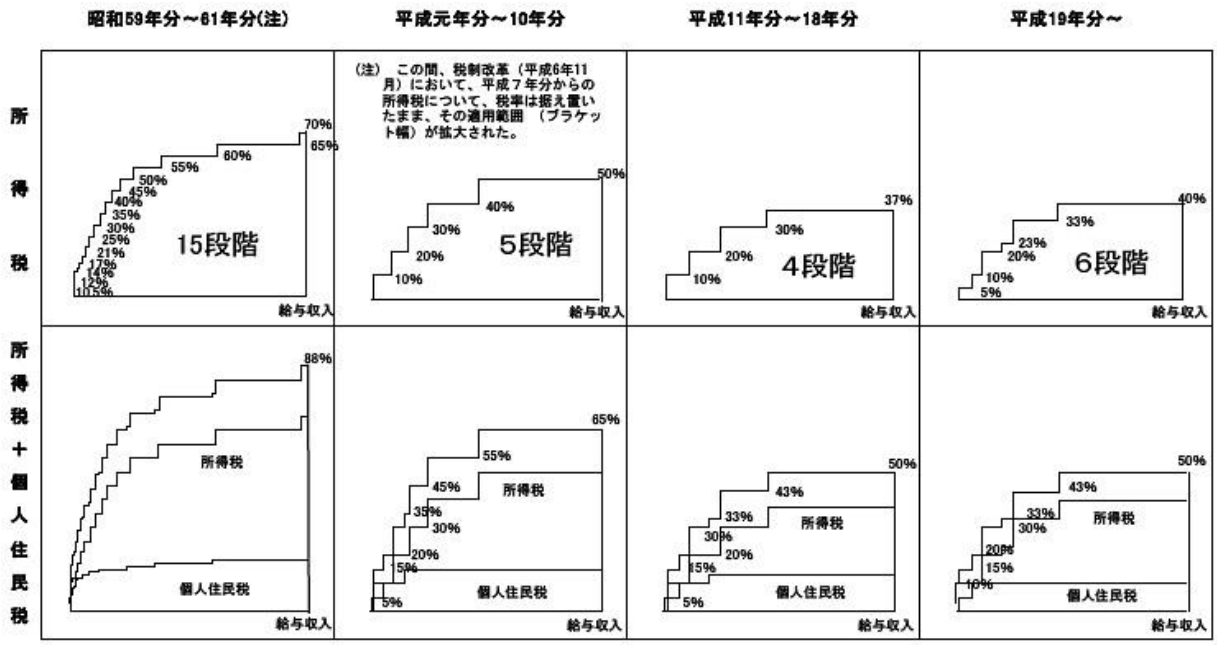

（注）昭和 62 年（1987）分の所得税の税率は、10.5、12、16、20、25、30、35、40、45、50、55、60%の 12 段階（住民税（63 年度）の最高税率は 16%、住民税と合わせた最高税率は 76%）。

（参考）最高税率の見直し（25 年（2013）度改正）

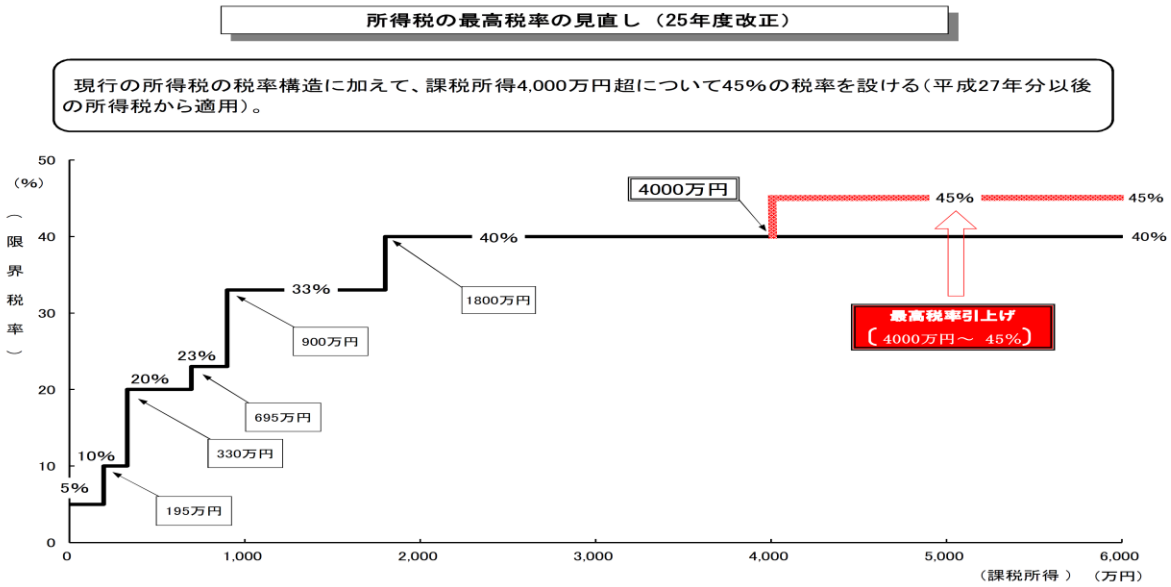

（出所）財務省・税制・我が国の税制の概要を転載

５．２ 金融所得（利子所得、配当所得、株式等の譲渡所得等）の税率引き下げ税制改革

代表的な直接税は所得税です。その人が一年間（一定期間）にあげた所得に対してかける税金です。所得税を経済的な力に応じた公平な税金にするための条件が三つあります。

一つは累進性です。豊かな人はより高い税率を、貧しい人は低い税率を、という原則です。－中略－

二つ目は差別性です。額に汗して働いた所得には軽く、財産をもっていることによって得た所得には重く課税するという原則です。

同じ1000万円の所得がある人でも、何の財産もなく賃金だけで1000万円というひとと、広大な土地をもって地代だけで1000万円、あるいは膨大な株式をもっていて配当所得だけで1000万円という人とどっちが税金を負担する能力があるでしょうか。同じ1000万円の所得でも、財産がなくて額に汗している人のほうが負担能力が低いに決まっています。だから、賃金だけの人の分を軽くするのが原則です。ストックを考慮に入れないと、実際の税金を負担する力がわからないので、そういうことがいわれてきました。－中略－

三つ目は、最低生活費免税の原則です。人が最低限度生きていくための生活費だけは、免税しましょうという原則です。このために日本では基礎控除を入れています。課税最低限では、基礎控除の他に配偶者控除、もう一部廃止しましたが配偶者特別控除、子どもたちに扶養控除を設けています。

日本の考え方では、標準世帯では子ども二人を前提にしているので、基礎控除三八万円、配偶者控除三八万円、それに三八万円の扶養家族控除の子ども二人分、これを課税最低限といっています。いまは出生率1.29で、子どもは二人いませんが、依然として二人を最低限にしています。

所得税の考え方からいえば、そういう控除をしたうえで、すべての所得を合算して累進課税をかけて、お金持ちには高い税負担をしてもらっています。

ところが、じっさいには日本の所得税は累進的にはなっておらず、ほとんど比例的になっています。それはなぜかというと、お金持ちの所得は給与所得ではなくて、利子所得や配当所得、不動産所得などの資産所得が多いのですが、日本の所得税ではこうした資産所得の多くについて、分離課税といって累進税率の適用除外にしているからです。配当所得には上場株式の場合10%、利子所得には20%と定率にしているので、お金持ちの所得は比例税率で課税されているのです。

さらに重要なのは、キャピタル・ゲイン、つまり株式を安く買って高く売って得た利益への課税です。この株式の売却益については非課税でした。現在でももちろん累進課税を選択することはできますが、事実上、取引額の1%を払えばいいということになっています。これも比例的な負担になっているわけです。

このように、高所得者の所得に対しては、累進税率を適用することはありません。だから、いちばん負担が重いのは、所得が2000万～2500万円の層になっているのです。日本の所得税は国民所得に対する比重は高くありません。しかも、租税収入に占める所得税の比率も低くなっています。それにもかかわらず、所得税の負担感が高いといわれているのは、高所得者と中間所得者での負担が同じ比率になっていまっているからです。

日本の所得税に関する問題点は、すべての所得を集めて累進税率をかけないで、あまりにも多くの所得を分離課税にしていることです。多くのヨーロッパ諸国では金融所得も累進課税にしています。日本の場合は分離しているため、応能的に課税できる唯一といえるほど重要な所得税が、お金持ちに多くの負担を強いていないという問題点があるのです。

財政のしくみがわかる本 P64-P69 神野直彦 岩波ジュニア新書2007抜粋

（ｉ）金融所得とは

所得税法上の金融所得とは、利子・配当・株式等譲渡益（キャピタルゲイン）のことを

いう。我が国の所得税法は、総合課税を原則としているが、上記の金融所得は分離課税の対象となっている。

利子所得は他の所得と区別し、その支払いの際に20%の税率により源泉徴収される源泉分離課税である。配当所得も源泉徴収の対象であり、原則20%の税率により所得税が課税される。一定の上場株式等にかかる配当所得については、申告不要の特例により源泉徴収のみで納税を完了することができることから、実際には、源泉分離課税と同様の効果を持つようになった。また、配当所得は、株式譲渡により損失が出た場合の損益通算のために申告分離課税を選択することも可能である。株式等譲渡益は原則として申告に基づく分離課税である。

（ⅱ）金融所得の定義と課税方法を巡る考え方

金融所得をどのように定義し、どのように課税するべきかについては、議論が長く展開された経緯がある。この議論は所得の範囲をどのように構成するかについての、2つの考え方に関わっている。その1つは制限的所得概念（所得源泉説）であり、経済利得のうち、利子・配当・地代・利潤・給与等、反復的・継続的に生ずる利得のみを所得とみなし、一時的・恩恵的利得を所得の範囲から除外する考え方である。欧州諸国の所得税制度は、伝統的にこの考え方に基づいており、株式等譲渡益（キャピタルゲイン）のような一時的・偶発的利得は長い間課税の対象外であった。

一方、もう1つの包括的所得概念においては、人の担税力を増加させる経済的利得は全て所得を構成するため、一時的・偶発的・恩恵的利得も所得に含まれる。現在の諸外国の租税制度では、これら2つの考え方のうち、包括的所得概念が全般的に有力な状況にある。その理由としては、包括的所得税理論の明快さ、公平負担の原則に合致すること、再分配機能を高めること、所得の範囲を広く構成する（課税標準を広げる）ことで、所得税制度の持つ景気調整機能が増大すること等の理由が挙げられよう。今日の日本における税制の基礎を形作ったシャウプ勧告（1949～1950年）は、包括的所得税の考え方に基づいていた。

しかし、1980年代以降の経済学界では、給与などの労働所得と資本所得（金融所得）を同一視してそれらに同じ税率で課税する包括的所得税は、効率性の観点からは望ましくないという考え方が台頭してきた。特に、資本所得に対して重く課税するのは労働所得に重課するのに比べて経済活動を大きく阻害し効率性を損なうので望ましくないとの研究結果が多く出ている。膨大な口数に及ぶ預貯金からの利子所得や、大量反復的に行われる有価証券等の保有や取引から生じる配当所得・譲渡所得を正確に捕捉し課税するのは困難であるという税務行政上の問題や、金融取引が電子化・国際化している現状では自国の租税負担が重ければすぐに外国に資金移動してしまう資本逃避の問題も、強く指摘されるようになってきている。

包括的所得税論とそれに対する批判は、金融所得課税のあり方として公平性と効率性のどちらを重視するべきかを巡る議論とみることができる。今日では、学界での議論も反映して、各国の金融所得課税は公平性よりも効率性を重視する方向に傾きつつある。事実、次項以下で見るように、日本を含めた主要国では様々な変遷を経つつ、金融所得を総合課税の対象から除外し、累進所得課税よりも相対的に低い税率で分離課税を行っている国が多い。

（ⅲ）諸外国の金融所得税制

主要国の金融所得税制は次の通りである（表１）。米国（連邦税）では、利子所得は原則総合課税であるが、配当所得と株式譲渡益は他の所得から分離した上で段階的課税となっている。英国も、銀行利息等は20%の源泉徴収が行われた上でその他の金融所得と合算し、給与所得等とは別の税率（段階的課税）で課税される。ドイツは2009年以降、金融所得については税率25%の申告不要の源泉分離課税制度が導入されている。一方、フランスでは、2013年から利子、配当、株式譲渡益のいずれも総合課税に一本化された。

また、これらの主要国以外を見ると、北欧諸国では、二元的所得税（dual income tax）

を導入している国が多い。二元的所得税とは、個人の所得を賃金・給与等の「勤労所得」と、利子・配当・キャピタルゲイン等の「資本（金融）所得」に分けて、勤労所得には所得再分配の観点から累進課税を課すが、資本所得については分離して比例税率を課すという税制である。二元的所得税は、1987 年にデンマークで初めて導入され、現在では北欧諸国を中心に導入されている。北欧諸国が二元的所得税を導入した 1990 年前後には、課税ベースの拡大の必要性、海外への資本逃避防止、金融所得間の中立性の確保などの問題意識があった。北欧諸国の二元的所得税では、資本所得に対する税率が、勤労所得の最低税率及び法人税率と同水準に設定されている。ただし、これらの国々の勤労所得の最低税率は 30%前後に設定されており、我が国等と比べて著しく高水準である。

（出所）国会図表書館 調査と情報―ISSUE BRIEF― NUMBER 808(2013.11.26.)
「金融所得税制の変遷と現状」重田正美論文の一部を抜粋して転載
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8367662_po_0808.pdf?contentNo=1

表 1 主要国の金融所得税制の概要

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
利子課税	【源泉分離課税】20%（注１）	【総合課税】10-39.6%＋州・地方政府税（注 2）	【段階的課税】10,20,40,45% 銀行利息等は支払い時に 20%の源泉徴収	【源泉分離課税（申告不要）】26.375%（所得税 25%＋連帯付加税：税額の 5.5%）総合課税も選択可	【総合課税】21-60.5%(所得税 5.5-45%＋会保障関連諸税 15.5%)
配当課税	【申告不要と総合課税との選択】（申告不要）20%（2013 年末まで 10%）の源泉徴収、又は（総合課税）10-50% 2009 年以後は株式譲渡損との損益通算のため申告分離課税も選択可 20%（2013 年末まで 10%））	【段階的課税（連邦税）】0,15,20% 【総合課税（州・地方政府税）】	【段階的課税】10,32.5,37.5%	【源泉分離課税（申告不要）】26.375%（所得税 25%＋連帯付加税:税額の 5.5%）総合課税も選択可	【総合課税】21-60.5%(所得税 5.5-45%＋会保障関連諸税 15.5%)
株式譲渡益税	【申告分離課税】20%（2013 年末まで 10%）特定口座で源泉徴収を行う場合には申告不要も選択可 20%（2013 年末まで 10%）	【段階的課税（連邦税）】0,15,20% 【総合課税（州・地方政府税）】	【段階的課税】18,28%	【源泉分離課税（申告不要）】26.375%（所得税 25%＋連帯付加税;税額の 5.5%）総合課税も選択可	【総合課税】21-60.5%(所得税 5.5-45%＋社会保障関連諸税 15.5%)

（注 1）日本の税率 20%は所得税 15%＋住民税 5%。軽減税率 10%は所得税 7%＋住民税 3%。日本の制度の詳細は表 2 を参照。
（注 2）州・地方政府税については税率等は各々異なる。

表 2 金融所得税制の変遷（主なもの）

	利子課税	配当課税	株式譲渡益課税
1947	【総合課税との選択源泉分離課税（60%）の選択】・少額貯蓄非課税制度	【総合課税】	【総合課税】
1953	・源泉分離課税化（10%）		【1953 年～ 原則非課税（売買回数が多い、売買株式額が多額、事業等の譲渡に類似する株式譲渡等の場合は総合課税）】

1965		**【1965 年～ 総合課税又は源泉分離課税(35%)の選択】** （1 銘柄 50 万円未満等）もしくは申告不要制度（20%）（1 銘柄 10 万円未満等）	
1988	**【源泉分離課税に一本化(20%)** **[所得税 15%、住民税 5%]】** ・少額貯蓄非課税制度（マル優）の原則廃止（老人等少額貯蓄非課税制度に改組）		
1989			**・原則課税化【申告分離課税(26%)と源泉分離課税(20%,みなし利益方式)の選択】**（注）
2002	障害者等少額貯蓄非課税制度に改組		・特定口座制度の創設（証券会社の源泉徴収口座。利用者は確定申告が不要になる）
2003		**・源泉分離課税の廃止【申告不要と総合課税の選択】** **【申告分離課税へ一本化】** ・上場株式等（大口以外）の申告不要制度の適用上限額の撤廃 ・上場株式等（大口以外）に係る軽減税率（10%）[所得税 7%、民税 3%] (2003 年 4 月から適用。当初は 2008 年 3 月まで、その後 2013 年末まで延長)	**【申告分離課税へ一本化】** ・上場株式等に係る税率引き下げ（26→20%）[所得税 15%、住民税 5%] ・上場株式等に係る軽減税率 10%)[所得税 7%、住民税 3%] （2003 年 1 月から適用。当初は 2008 年 3 月まで、その後 2013 年末まで延長） ・上場株式等の譲渡損失の繰り越し控除制度の創設
2004			・非上場株式に係る税率引き下げ（26→20%）[所得税 15%、住民税 5%]
2008		・上場株式等の申告分離課税の創設（2009 年 1 月～）【申告不要、総合課税、申告分離（上場株式等）を選択】	上場株式等の譲渡損失と配当等との間の損益通算制度導入（2009 年分から、特定口座を利用した損益通算は 2010 年分から）
2010		2012 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化に合わせて、少額投資非課税制度（日本版 ISA）の導入を決定	
2011		・上場株式等に係る軽減税率（10%）を 2013 年末まで延長 ・日本版 ISA の適用開始時期を 2014 年に延期	
2013		・日本版 ISA の内容を拡充（開始時期は 2014 年 1 月） ・公社債等の利子及び譲渡損失、上場株式等に係る所得等の間の損益通算範囲を拡大（2016 年から適用）	

（注）申告分離課税を選択すると、譲渡益に 26%課税され、源泉分離課税を選択すると、譲渡価額の 5.25%を利益とみなし、その利益額の 20%（譲渡価額の 1.05%）が課税される。申告分離課税は他の株式譲渡損益と年間通算できるが、手続きの煩雑さから多くの個人投資家は源泉分離課税を選択した。

（出典）国会図表書館 調査と情報―ISSUE BRIEF― NUMBER 808(2013.11.26.)
金融所得税制の変遷と現状　財務省資料、税制調査会資料を基に重田正美氏作成を転載

総合課税制度とは

各種の所得金額を合計して所得金額を合計することをいう。

源泉分離課税方式とは

源泉分離課税は株式の売却額の 5．25%を利益とみなし、この 20%を所得税として証券会社が天引きして納税する仕組み。この方式によると、株式売却の都度売却代金の 1.05%（5.25%× 20%）を所得税として天引きされるだけで課税が完了する。売却損が出たとしても売却額の 1.05%を天引きされるという株主にとって不利な点もあるが面倒な手続きが不要なことや、売却益が出た場合の税金面での有利さから、源泉分離課税が多く選択されている。

申告分離課税とは

申告分離課税になると個人投資家は１年分の株式売買による利益と損失を自ら通算し、利益がでていれば税務署に申告し納税しなければならない。売却益に対する税率は、所得税が 20%、住民税が 6%になっている。

（出所）国会図表書館 調査と情報―ISSUE BRIEF― NUMBER 808(2013.11.26.）
金融所得税制の変遷と現状　財務省資料、税制調査会資料を基に重田正美氏作成を転載
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8367662_po_0808.pdf?contentNo=1

５．３ 給与所得者の給与所得の実態

平成 24 年（2012）給与所得者総数※1　5,429.2 万人、　　給与総額 194.336 兆円
平成 24 年（2012）申告所得税納入者総数 609.3 万人、合計所得総額 39.694 兆円
平成 24 年（2012）　　名目国内総生産雇用者所得総額※2　245.759 兆円
※1 平成 25 年（2013）公務員総数 340.8 万人（国 63.9 万人＋地方 276.9 万人）除く
平成 26 年（2014）就業者約 6,362 万人　総務省統計局 労働力調査
※2 所得税込み、社会保険料（法人企業負担分を含む）込みの総額。

給与所得者・給与総額の推移 1-4-5 図表
申告所得税納税者・所得種類別表・申告所得金額の推移 1-4-15 図表
付加価値率の推移 2-9 図表 1/2
名目国内総生産の推移は以上の３図表の第２軸に併記している。

給与所得者総数 1-4-4 図表 1949 年から 1997 年まで右肩上がりに増加、以降 2012 年まで微増。労働生産性は付加価値額を従業員数で割ったものであり、ほぼ付加価値額に比例して漸増して推移すると見なしてよい。

税務統計データからは申告所得税納税者がどれだけの働きして、どれだけの付加価値を生み出したかを推定することはできない。1997 年以降、名目国内総生産＝国内総所得＝付加価値総和と雇用者所得があわせて減少している。

1997 年を境に、給与総額、申告所得金額、及び名目国内総生産が下降する一方、付加価値率は漸増する。平成 24 年（2012）現在、所得格差は給与所得者給与階級 14 段階と申告納税者所得階級 25 段階のダブルスタンダードに到達している。

（参考）別図表 5-1　申告納税者の所得課税負担率（2008 年分）

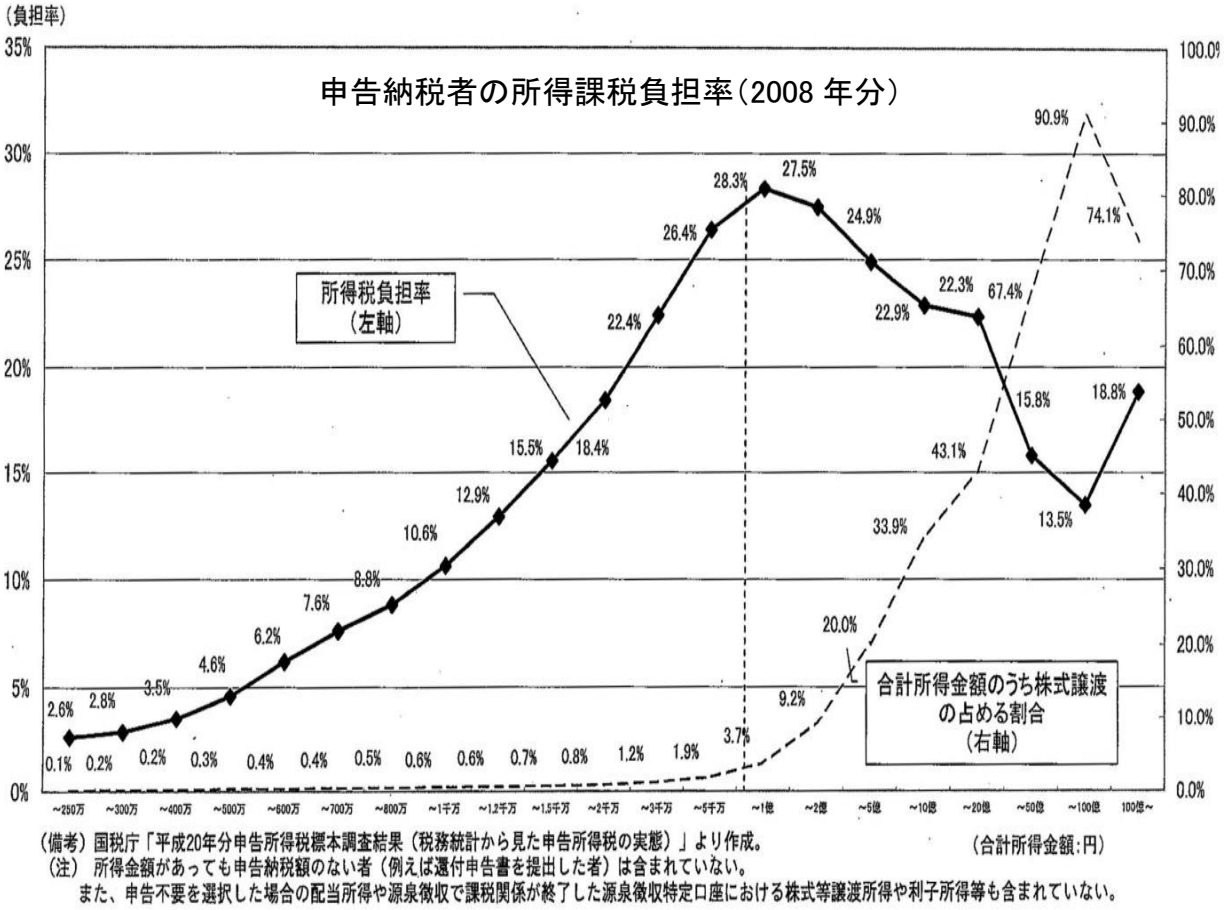

（備考）国税庁「平成20年分申告所得税標本調査結果（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。
（注）　所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。
　　また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

所得課税負担率は、合計所得金額 1 億円まで段階的に高くなりピークに達する。1 億円を超え 100 億円までの高額所得者について、本図表は合計所得金額に株式譲渡益の占める割合が急増、軽課分離課税（一律 10%）等を選んで金融所得申告納税をすると所得課税負担率が低下してゆくことを示す。

（出所）内閣府 税制調査会 2011. 12. 19 より転載

（参考）別図表 5-2　所得課税 確定申告の選択の解説

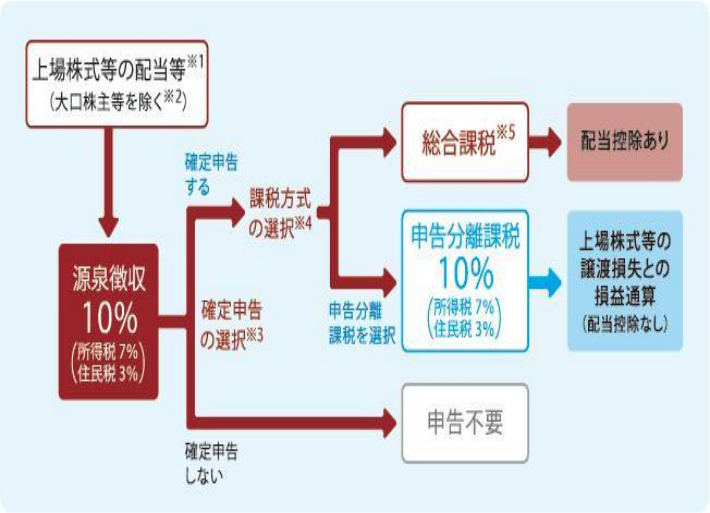

※1 上場株式等の配当金や公募株式投資信託の分配金

※2 「大口株主等」とは、その株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の 5%以上である株主等をいう。

なお、平成 23 年 10 月 1 日以降に支払いを受ける場合は 3%以上の株主等をいう。

※3 1 回に支払いを受ける配当等の額ごとに選択。

※4 確定申告する場合は、申告する上場株式等の配当等のすべてについて申告分離課税または総合課税のいずれかを選択する必要がある。

※5 累進税率（所得税 5～40%、住民税 10%）

（出所）「お金を学ぶ」大和証券より転載
http://www.daiwa.jp/money/tax/stock/domestic02.html

消費税　1988 年消費税制定、1989 年消費税税率 3%から 2014 年税率 8%へ引き上げた。

所得税　1989 年所得課税段階を 15 段階から 5 段階へ縮小し、さらに最高税率を 70%から 50%へ引き下げた。

巨額の金融資産を保有する超高所得層は、手持ちの金融所得（利子・配当・株式譲渡益）について累進高税率の総合課税か、一律低比例税率の分離課税かのいずれかを選択することが出来る。下図所得課税の基本的な仕組み

現在総合課税 6 段階最高課税所得は 1800 万円止まり、それ以上は一律比例税率、すなわち 1 億円以上の超高所得層には著しく軽課。

合課税と分離課税がともに実質的に一律低比例税率になることから、超高所得層の所得課税負担率は著しく軽課になっている。

再掲　所得課税の基本的な仕組み

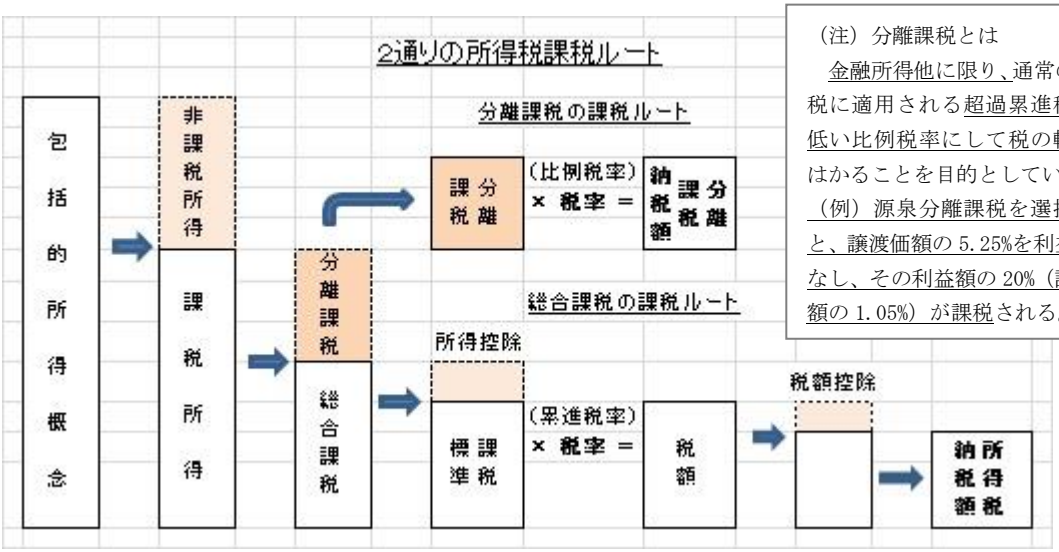

（注）分離課税とは
金融所得他に限り、通常の所得税に適用される超過累進税率を低い比例税率にして税の軽減をはかることを目的としている。
（例）源泉分離課税を選択すると、譲渡価額の 5.25%を利益とみなし、その利益額の 20%（譲渡価額の 1.05%）が課税される。

（出所）神野直彦 財政学 改訂版 2007 P192 一部追加して再構成

再掲 1-3-21 図表　3/3　課税所得金額、申告所得税負担率

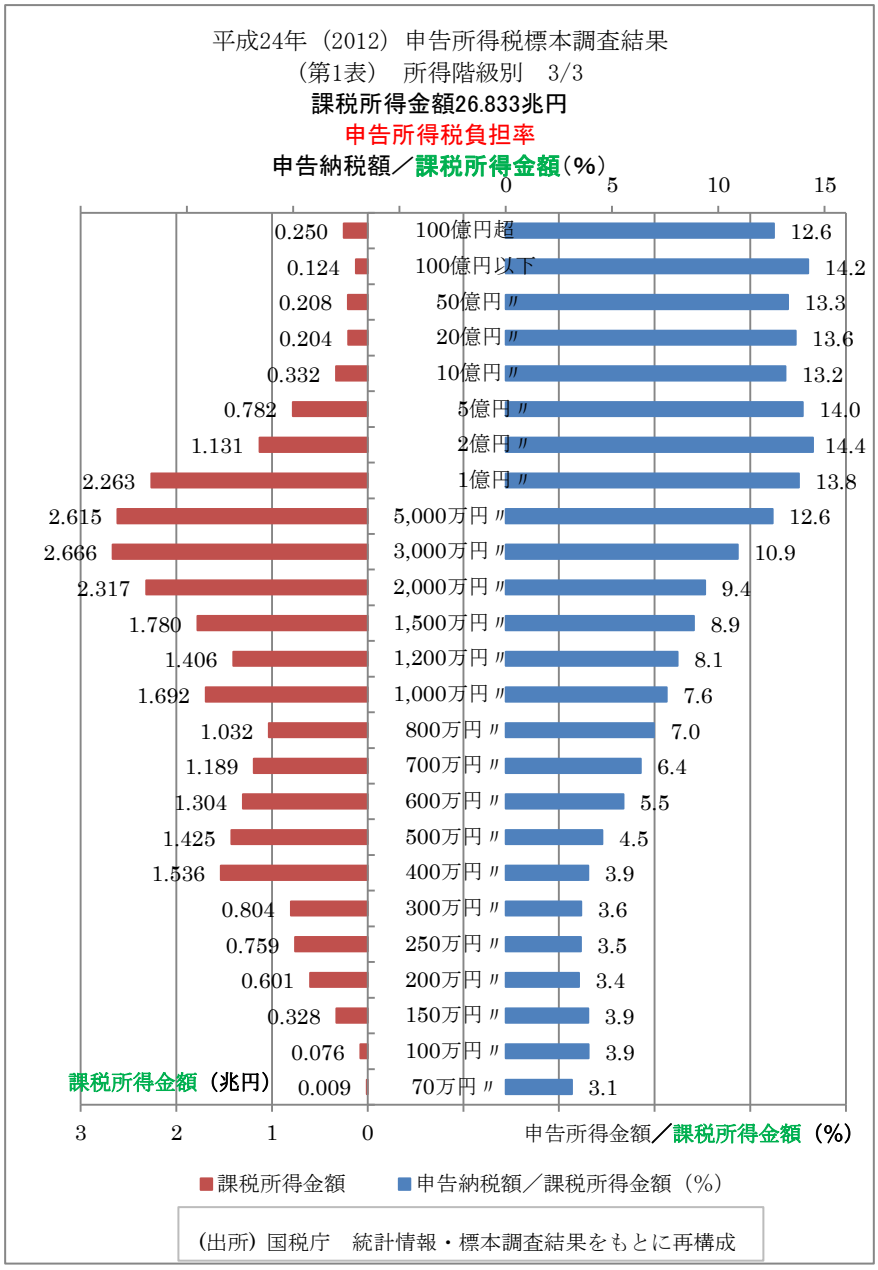

日本の所得税制度

①　包括的所得概念からの乖離

まず、租税主体は、日本国内に住所があるか、1 年以上居所を持つ個人である。租税客体は「所得があるという事実」であり、課税標準は「所得額」ということになる。

日本の所得税も建前としては、包括的所得概念にもとづいているといってよい。もちろん、租税客体である所得を包括的所得概念どおりに課税することは、非現実的である。帰属所得となる家事労働による生産に、所得税を課税することは事実上、不可能に近い。もっとも、自宅が持家である場合、帰属家賃に課税することはできないわけではないけれども、日本では実施されていない。

このように包括的所得概念のもとづいて課税することが、現実には不可能なので、日本の所得制度では、税法で所得と見なされる所得が列挙されて、それ以外は所得と見なさないという方法を採用している。所得税法では所得と見なされる所得は、①利子所得、②配当所得、③不動産所得、④事業所得、⑤給与所得、⑥雑所得、⑦一時所得、⑧譲渡所得、⑨退職所得、⑩山林所得の 10 種類である。

以上のような 10 種類の所得をみれば、包括的概念とは大きく乖離している。まず相続や贈与という所得移転が含まれていない。そのため貧しい家庭にうまれたために、高校にも大学にも行くことができず、額に汗して働き、年間 300 万円の所得を得ている 18 歳の青年には、所得税は課税されない。

もっとも、相続と贈与には、相続税と贈与税が課税される。しかし、入学料と授業料には課税されない。この豊かな家庭に生まれた青年が、両親からの贈与できらびやかなブランド製品で身を固めていようとも、それが生活費と認められる限りは、贈与税は課税されない。

帰属消費も所得に含まれない。200 億円を所有していれば、その運用によって所得を生じるはずである。200 億円もする絵画を所有していれば、少なくても 200 億円の運用によって生じると思われる帰属消費が生じていると考えられる。しかし、そうした帰属消費は、課税対象にならないのである。

最大の問題点は、土地や株式の値上がり、つまりキャピタル・ゲインである。純資産の増価は包括的所有概念では所得になるので、キャピタル・ゲインが発生した時点で課税することになる。しかし、未実現のキャピタル・ゲインは、実際には原因収入が生じないことを理由に、所得から除外されてしまう。結局、キャピタル・ゲインは実現した時点で、つまり資産を売却して現金を手にした時点で譲渡所得として補足されることになる。

② 空洞化する累進性

包括的所得概念から乖離しているとはいえ、10 種類の所得をすべて総合合算し、累進税率を適用しなければ累進性は確保できない。ところが日本の所得税法では 10 種類の所得が総合課税されるようになっていない。

例外なく**総合課税**されるのは、不動産所得、事業所得、給与所得、一時所得、雑所得だけだと考えてよい。それ以外の所得は事実上、総合課税されずに**分離課税**になる。

利子所得は差別性の原則からいえば、給与所得よりも差別的に重課される必要がある。ところが、利子所得は 15%の比例税率で、分離課税となる。そのためどんなに富裕な人の利子所得でも、15%で一律課税され、累進税率が適用されない。所得税の最高税率が現在でも 15%（1998）年度までは 50%であったため、総合課税されれば、豊かな階層の利子所得には高い税率が適用されたはずである。

配当所得は利子所得のように、自動的に分離課税されるわけではないが、35%の税率で源泉分離課税を選択できるようになっている。もちろん、豊かな階層は当然、分離課税を選択する。

株式のキャピタル・ゲイン（株式売却差益）に対しては、申告分離課税方式と源泉分離課税方式が選択できる。源泉分離課税を選択すると、株式の売買で利益をあげようと損失を被ろうと、売却額に対して 1.05%の税率で課税されることになる。一般には申告分離課税よりも、源泉分離課税が選択されている。以降省略

神野直彦 財政学 2007 改訂版第 1 刷 第 13 章人税の仕組みと実態 P195 有斐閣

5．4 所得税の総合課税と分離課税との税率比較

	総合課税	分離課税
所得の種類	不動産所得、事業所得、給与所得、一時所得、雑所得	金融所得（利子・配当・株式譲渡益）
税率	最高 40%	20%
累進性	限定的 1800 万円まで	なし
比例性	1800 万円以上は一律	一律
税率段階	6	なし
階級区分（税務統計）	14 段階給与階級	25 段階所得階級
所得課税負担率	最高所得段階は重課	高額所得者になるほど軽課

（出所）財務省所得税など（個人所得課税）に関する資料（平成 26 年 4 月末現在）をもとに再構成

別図表 8-1 （参考） 申告納税者の所得課税負担率（2008 年分）がすべてを物語っている。額に汗して付加価値（財+サービス）を創出した大半の中間所得層は、総合課税により所得税が重課される。一方、過去につくられた付加価値による金融所得を保有する高所得層は、分離課税により所得税が軽課される。

第6章　1987 年法人税最高税率(43.3%)から引き下げ開始と、その後の経過及び租税特別措置法の改正経過

先に参考資料を提示し、後段にて「法」がもたらした明暗を検証する。

6．1　高度経済成長期、法人企業に高比例税率の法人税が課せられていた

1988 年税率約 42.0%　最高税収約 18.9 兆円　↓

2012 年現在約 25.5%　　税収約 10.8 兆円

法人課税税率の推移

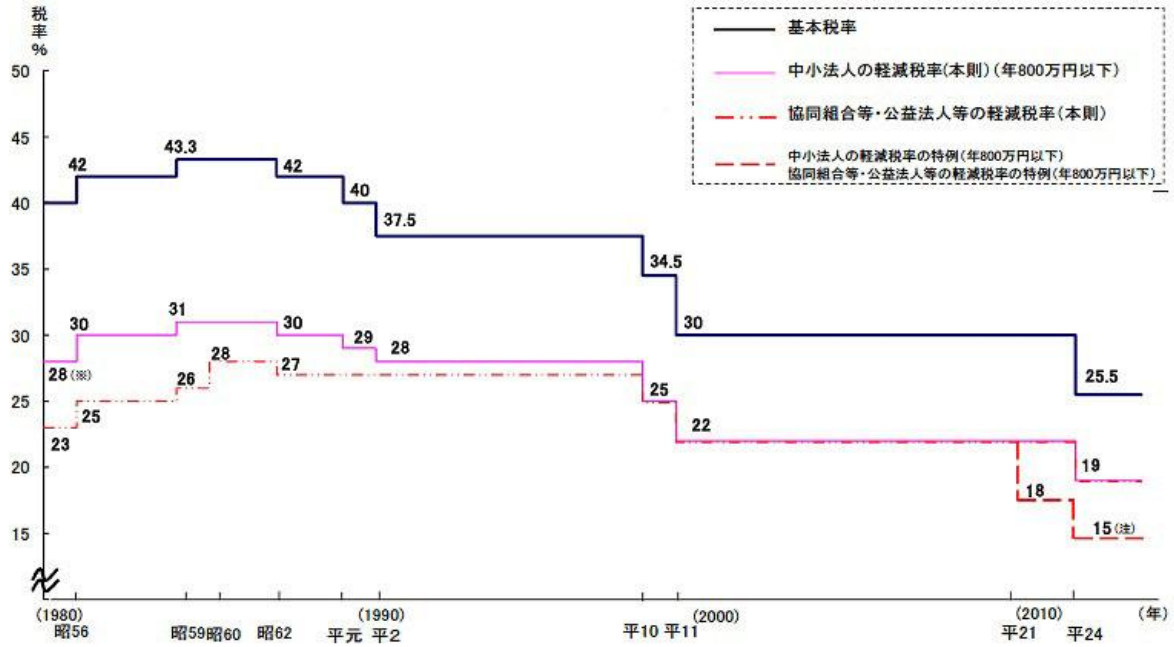

(注) 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度に適用される税率。

(※) 昭和 56 年 4 月 1 日前に終了する事業年度については年 700 万円以下の所得に適用。

(出所) 財務省・わが国の税制の概要を転載

租税特別措置法とは

1．租税特別措置の現状と課題

1-1 租税特別措置と定期的な検証の必要性

租税特別措置は、公平・中立・簡素の税制の基本理念の例外である。すなわち、税制は本来これらの理念に沿ったものでなければならないが、租税特別措置は特定の政策目的を実現するための特別な手段として用いられることから、租税特別措置については、政策目的に国民的合意があるか、政策手段として税制を用いることが適当かどうかなどについて十分吟味していく必要がある。

加えて、創設後長期間にわたっていないか、利用実態が低調になっていないか等の観点から、大胆に統廃合を進めるべきであるとするのがこれまでの政府税制調査会（以下、「旧政府税調」という。）の考え方であった。

また、最近の論稿では、予算に計上される歳出は毎年国会で審議されることになるが、租税特別措置はいったん法律化されると監視が甘くなり、既得権化しやすくなるとの指摘がなされている。

米国では既得権とならないよう、Tax-Expenditures（租税支出）として議会に租税特別措置の全貌を報告し、審議が行われている仕組みが採られており、各国においても租税特別措置について公表・報告を行う仕組みが整えられている。このようなことを踏まえ、我が国においても政策効果を検証する仕組みを採用する等租税特別措置の透明性の向上が課題であるとの指摘がなされている。

図表１　租税特別措置減収額と国税収入の比率の推移

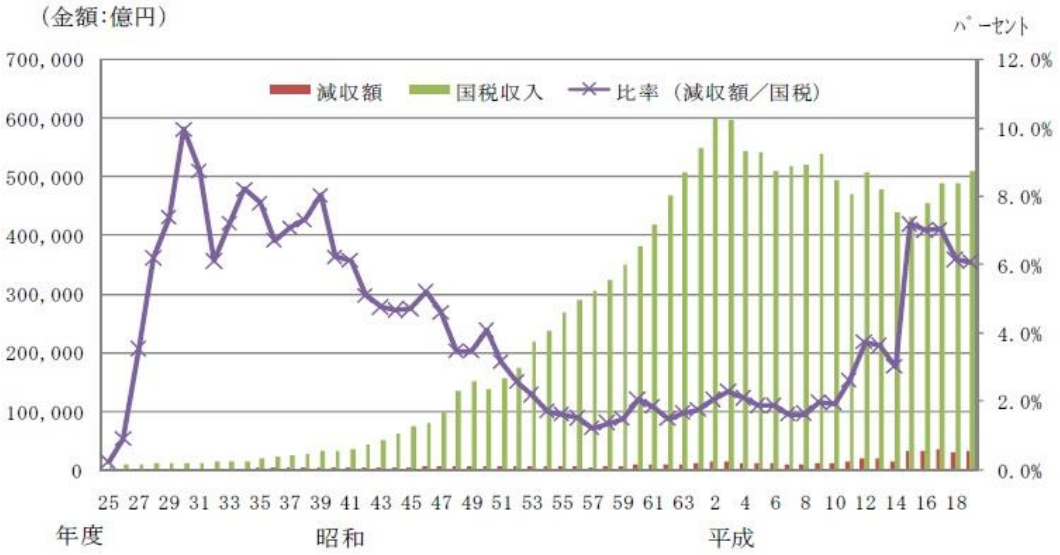

（出所）財務省資料等を基に作成

1991 年最高税収、比率（減収額約 1.7 兆円/国税約 61.5 兆円）約 2.8%　↓

2007 年　　税収、比率（減収額約 3.4 兆円/国税約 55.1 兆円）約 6.1%

（出所）租税特別措置の見直し・透明化に向けた現状と課題　近藤俊之　経済のプリズム No72. 2009.11 一部抜粋して転載 http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h21pdf/20097201.pdf

---

租税措置・政策金融・補助金

民間投資を促進する手段として財政を活用するには、大きく三つの政策手段がある。一つは租税特別措置であり、もう一つは政策金融であり、最後の一つは補助金である。

租税特別措置とは特定の民間投資に対して租税を減免する措置である。しかし、この手段は企業が十分な利益を上げていて初めて、効果を発揮する。しかも、租税の公正を崩して、公正ではないがゆえに効果があるという結果を招く。

政策金融とは民間金融と補助金の中間形態ということになる。つまり、政策金融とは「補助金としての国家信用供与」ということになる。政策金融は補助金や租税特別措置と相違して、企業に融通した資金を回収しなければならない。金融市場よりも優遇された条件で企業に融通するとはいえ、資金を回収しなければならない以上、採算のない産業に融通するわけにはいかない。

これに対して補助金であれば、採算がとれない分野にも運用することができる。しかも租税特別措置と推移して、どういう分野に交付するのかを予算に計上するため、国民の意思のもとにコントロールができる。とはいえ、租税資金を使用するため、政策金融のように巨額の資金を融通するには限度がある。

神野直彦 財政学改訂版 P251-P252 有斐閣 2007

1-3 租税特別措置の現状

次に、租税特別措置の現状を見ていくことにしたい。財務省資料では、平成21年1月1日時点での国税の租税特別措置は300項目あり、そのうち適用期限の定められているものが182項目、定められていないものが134項目となっている。また、適用期限別の内訳も参考として示されている（図表２）。

図表２　租税特別措置の適用期限について

【参考】

	項目数	期限なし	期限あり	適用期限別			
				～H21. 3. 31	～H21. 12. 31	～H22. 3. 31	H22. 4. 1～
所得税関係	105項目	87	21	9	6	1	5
法人税関係	91項目	41	61	26	0	21	14
相続税関係	17項目	15	2	1	1	0	0
地価税関係	17項目	15	2	1	1	0	0
登録免許税関係	30項目	4	28	13	2	11	2
消費税等間接税関係	36項目	16	20	8	0	4	8
その他	4項目	4	0	0	0	0	0
計	300項目	182	134	58	10	37	29

（注１）１項目中に、期限のある措置と期限のない措置がある場合や、複数の期限がある場合は、それぞれをカウントしており、内訳の合計は全体の項目数（300項目）とは一致しない。ただ１項目中で、所得税の特例措置と法人税の特例措置の適用期限が異なる場合は、「所得税関係」に分類している項目は個人の適用期限、「法人税関係」に分類している項目は法人の適用期限によりカウントしている。

（注２）地価税は、現在、課税が停止されている。

（出所）財務省資料

（出所）租税特別措置の見直し・透明化に向けた今後の課題 近藤俊之
参議院 調査室作成資料 経済のプリズム第72号 2009.11 を抜粋して転載
http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/index.html

租税特別措置の実態と分析　問題点の指摘

①租税原則の逸脱

租特は租税原則、すなわち公平、中立、簡素に反する。まず、最大の問題が税負担の不公平である。具体的には、税負担能力が等しい個人・企業同士のなかで特定の条件に当てはまる個人・企業のみが優遇される、あるいは減税の恩恵が高所得者や大企業に偏る、といった問題がある。

次に、税制は個人・企業の経済活動に対し、中立的であるべきという中立性の原則に反する。租特はある経済活動にインセンティブを与え、その経済活動へ誘導を図表るものであるが、それは市場における資源配分を歪めるという副作用を伴う。最後に、租特は税制を複雑にする。税制に対する納税者の理解を困難にし、税務行政の負担も増大させる。

②税収の減少

当然ながら、租特は課税ベースを狭め、税収減をもたらす。１章で述べたように、この問題は、とりわけ法人税分野において政策的に重要な意味を持つ。税率引き下げと同時に租特の見直しを行い、それによって生じた財源を引き下げの原資に充てるべきという意見があるためである。もっとも、企業向け租特の実態や減収額が掴めないなか（注４）、租特見直しでどの程度の財源を捻出できるのか、といった具体的な議論は見当たらない。

③廃止の困難さ

最後に、租特には、実効性を伴う監査制度がなく、廃止も困難である。租特の検査を担っている機関としては会計検査院があるが、会計検査院がまとめた報告書をみる限り、すべての租特を毎年度検査しているわけではないとみられ、租特を抜本的に見直すには力不足である。こうしたなか、とくに企業向け租特については、一度創設されるとそれが既得権益を生み、廃止が困難になりやすい。数十年前に創設された租特が未だに存続しているのは、そのためである。

租税特別措置の実態と分析　立岡健二郎　日本総研 JRI レビューVol.4、No.14　2014.3

6．2　1980 年代後半に、なぜ法人税の税率引き下げが進められたか

所得税・法人税基幹税主義の動揺

「現代システム」では所得税や法人税の税率についても、高い税率が望ましいと正当化されてきた。もちろん、高い税率が経済システムに及ぼすネガティブな効果が意識されなかったわけではない。しかし、税率が高ければ、それだけビルトイン・スタビライザー効果もおおきくなり、経済安定化機能も高まる。しかも、税率が高ければ、ミクロの経済政策手段としての租税特別措置も、それだけ大きな効果を発揮する。もちろん、所得税や法人税の税率が高ければ、所得税の再分配機能は大きくなり、それは社会システムの安定性が増大すると、労働意欲が高揚して、生産性も向上する。つまり、高い税率と高い経済成長との「幸福な結婚」の時代が出現したのである。

ところが、1980 年代になると、事態は大転換を遂げる。というのも、所得税と法人税という資本所得を重課する税率の引き下げに焦点を絞った税制改革が進行していくからである。

アメリカでは1981年にレーガン政権が成立してから､81年と86年の2度にわたって改革が実施されている。1981 年の税制改革では、14%から 70%までの 15 段階の税率で課税されていた所得税が、11%から 50%までの 14 段階の税率へ改正されるなど、広汎な所得税減税が実施されただけでなく、法人税において減価償却の短縮と償却率引き上げ、投資税額控除の拡充など、租税優遇措置を講ずる大盤振舞の政策がとられたのである。

しかし、このように税率を引き下げ、課税刺激のための租税優遇措置を拡大すれば、当然なことながら、財政赤字の拡大に帰結してしまう。そこで、1986 年には、「公平、簡素、成長のための税制改革」と謳った 84 年の財務省報告にもとづいて、歴史的な税制改革が実施される。この税制改革では、財務省報告が主張する包括的所得概念にもとづいて、所得税でキャピタル・ゲインに対する全額課税を導入し、法人税でも減価償却に関する優遇措置、投資税額控除、貸倒引当金等の制度を廃止して課税ベースの拡大を図表っている。つまり、税率は引き下げるけれども、税収を確保するために課税ベースは拡大させるという税制改革が実施されたのである。

イギリスでも 1980 年代になると、国際競争力を引き上げるべく、改革目標として、「経済成長」を重視した税制改革が実施される。1979 年に成立したサッチャー政権は、所得税の大幅な減税を果敢に実行する。1979 年と 1988 年の 2 次にわたる税制改革で、25%から 83%までの 11 段階で課税されていた所得税の税率が、25%と 40%という 2 段階の税率にフラットされてしまう。法人税も、1984 年の改革で、52%の税率が 35%へと段階的に引き下げられてしまったのである。

（出所）神野直彦 財政学改訂版 P251-P252 有斐閣 2007 を抜粋して転載

構造改革とサッチャー、レーガン改革

構造改革に賛成する部分もあります。それは経済の活性化を促進する効果があるからです。しかし、格差という視点から見た場合には、やはり様々な問題を抱えているのではないかと考えています。この問題を考えるにあたり、1970 年後半から 80 年代初期にイギリスのサッチャー首相とアメリカのレーガン大統領が行った経済改革との比較が参考になります。なぜなら、構造改革は考え方において、その二つの経済改革と共通する面があるからです。

サッチャー首相とレーガン大統領は、1970 年代後半から 80 年代にかけて、最悪の状態にあったそれぞれの国の経済を立て直すことに成功しました。彼らが行ったことは、第一に市場原理の活用です。規制を緩和して競争を促進し、経済の効率化を高めようとしました。第二に大幅な減税政策です。多くの税金を取られることで、企業や個人が勤労や投資の意欲をなくしてしまうかもしれない。また貯蓄に関しても、あまり高い税金を

課されれば、多くの貯蓄を回避するかもしれない。そうなれば、資本の不足が生じて、設備投資なども難しくなってしまう。こうした点を回避しようと努めたのです。第三は福祉の見直しです。イギリスでは「揺りかごから墓場まで」という言葉があるように、伝統的に福祉が充実していました。しかし、福祉が充実しすぎると、人は怠惰になるという考えのもと、大幅に福祉を削減したのです。

ちなみに、この三つの政策は、サプライサイド・エコノミー、あるいは「供給側に立った経済学」とも言います。この三つの政策は、構造改革のキャッチフレーズ「官から民へ」「中央から地方へ」という思想にも通じると私は考えます。

こうしたレーガンとサッチャーの政策は、経済の立て直しという面では成功を収めましたが、同時に二つの現象を引き起こしました。アメリカを例にとると、1960-69 年ではすべての所得階級で所得の増加が見られましたが、1980-89 年では所得の減少が現れています。第二に、減税政策の結果、大変な財政赤字に陥りました。特にアメリカ政府の財政赤字は国際収支の赤字とともに双子の赤字といわれ、非常に深刻な状況に陥ることとなったのです。同様にことが、現在の日本にも起きていると、私はみています。

（出所）橘木俊詔 格差社会 岩波書店第 15 刷を抜粋して転載 2009

第7章　1990 年前後（昭和から平成への移行期）は、バブル発生とバブル崩壊が分かつ歴史的変革期だった

7．1　1990 年バブル崩壊時に恐慌経済に陥ることを救った財政出動の功罪

参考再掲　第 9 表

1-4-21 図表

1/2

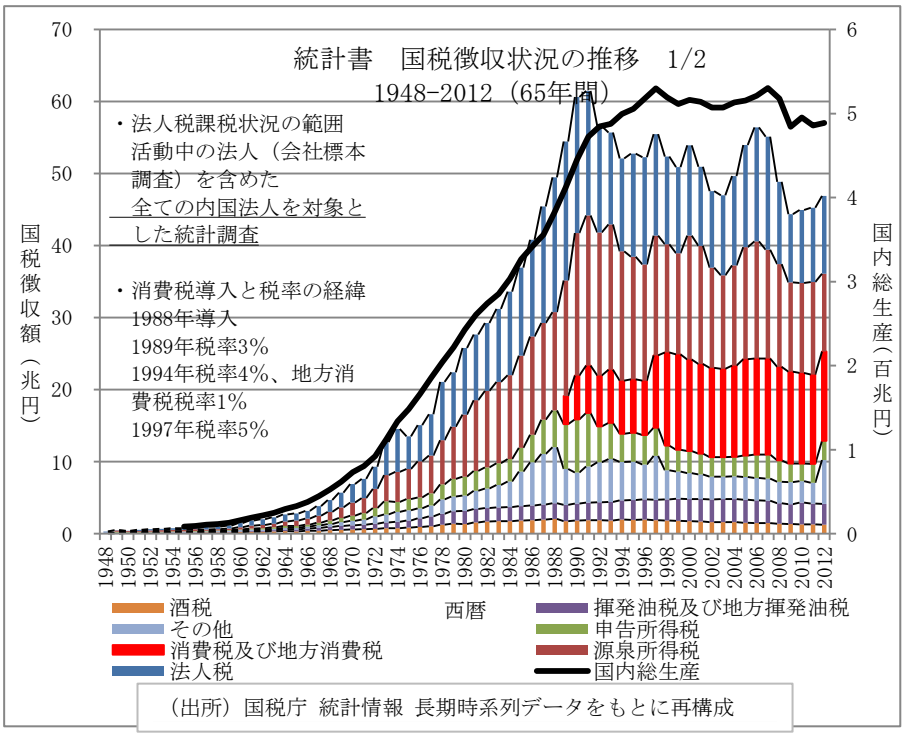

1-4-22 図表

2/2

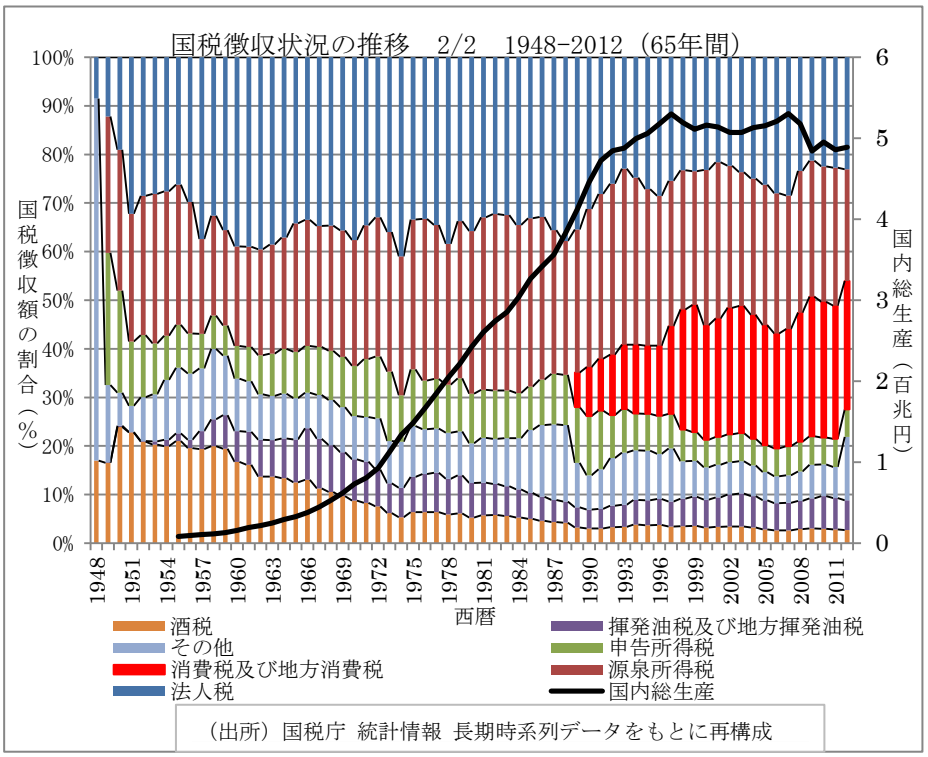

バブル崩壊後、多くの法人企業と家計の資産価値は大暴落し、バランスシート不良に陥った。土地と株式の資産価値合計は、1990 年ピーク値約 3,034.8 兆円から 23 年経過 2012 年現在約 1,567.6 兆円、差額約 1,467.2 兆円約半分弱に落ち込んでいる。

（出所）内閣府 国民経済計算 ストック編 統合勘定

http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/files_kakuhou.html

頂点から半減した巨大損失は、その後の日本経済に深刻な後遺症を残した。GDP は約 500 兆円前後止まりの長期デフレ経済（不況）になり、今日まで続いている。

当時巨額の負債を抱え込み、バランスシート不良に陥った多く企業や家計は、一斉に設備投資や消費を止めて借金返済に走った。

国内需要＝民間需要（設備投資＋消費）＋公的需要（公債発行）

その結果、約 30 兆円～約 40 兆円といわれる民間需要が減少し、需要と供給の平衡が崩れるデフレ・ギャップが生じた。有効需要減を放置するとデフレ・スパイラル（負の相乗効果）を引き起こし恐慌経済に突入する。

〔功の側面〕 当時、政府は民間需要減を補うため、その肩代わりに財政出動・公共投資を行って有効需要を創出。当時の財政出動がからくも恐慌経済に陥ることを防いだ。

1990 年前後は昭和から平成への移行期にあたり、バブル発生とバブル崩壊を分かつ歴史的変革期だった。 詳しくは下記は「バランスシート不況の経済学」を参照のこと。

リチャード・クー（1954～）と木下栄蔵（1949～）両氏が提唱する「バランスシート不況の経済学」

森松 幹治 「バランスシート不況の経済学」をもとに、昭和から平成への移行期に起きた日本経済の変容を考える http://www.oryza101.com/html/balancesheet.html

図表 7-1 赤字(国)公債発行額、国債費の推移

1/2

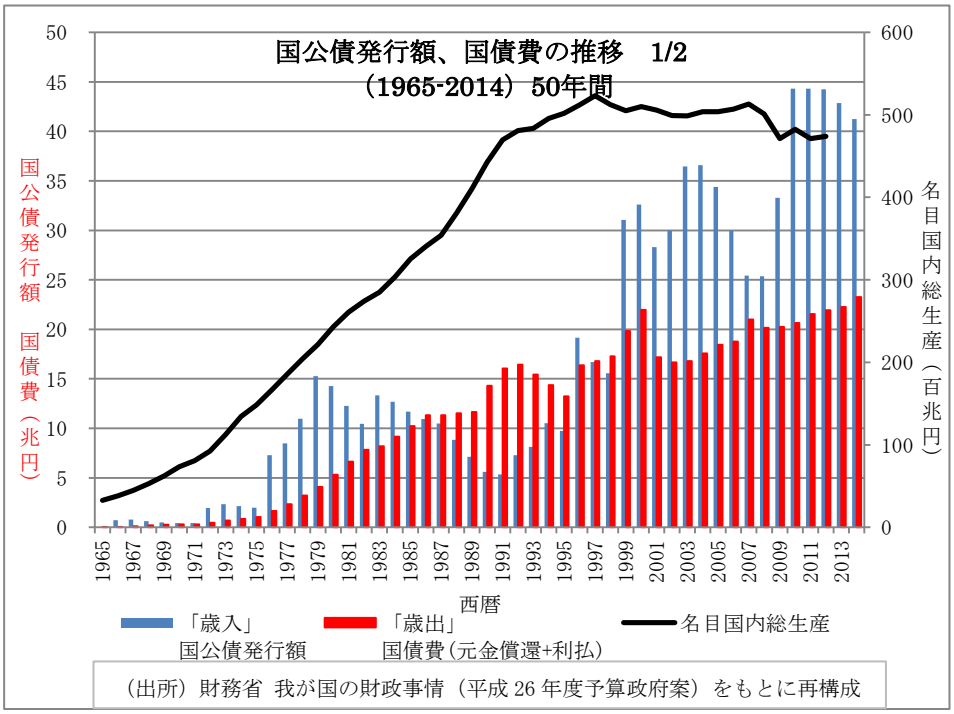

（出所）財務省 我が国の財政事情（平成 26 年度予算政府案）をもとに再構成

図表 7-2　赤字(国)公債発行残高、国債累計の推移

2/2

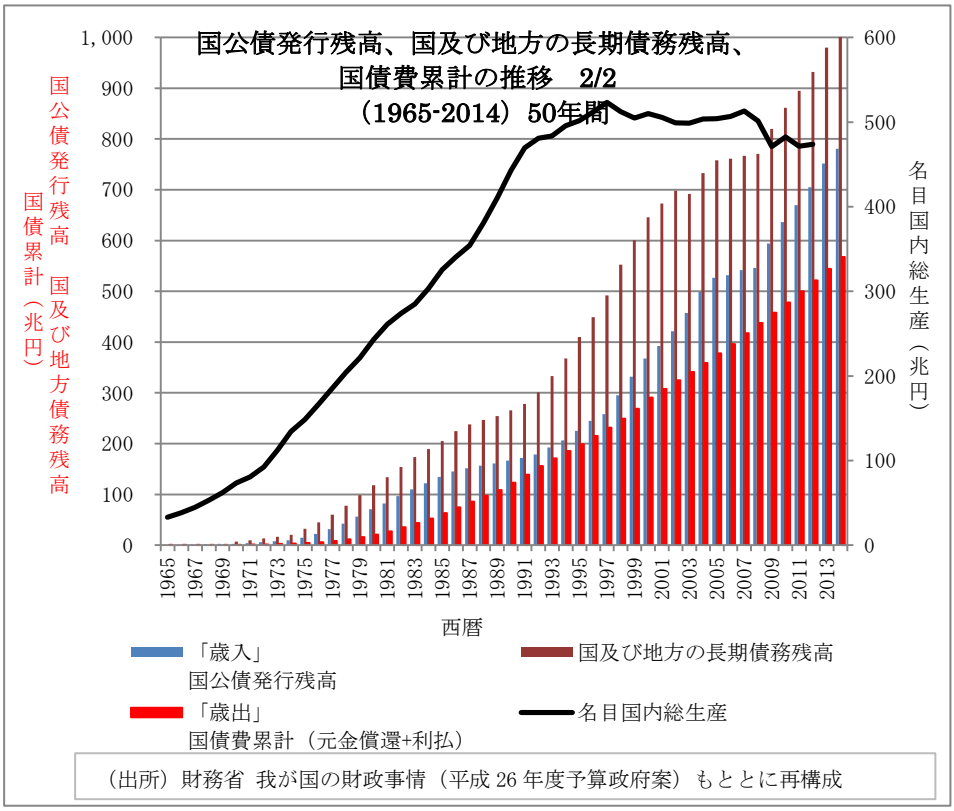

図表 7-3　国公債残高　国債費累計　国及び地方の長期債務残高　1989/2014 対比

年度	国公債残高（兆円）	国債費累計（兆円）	国及び地方の長期債務残高（兆円）
1989	160.9	108.8	254.0
2014	780.4	567.3	1,010.4
	差額 619.5	差額 458.5	差額 756.4

（出所）財務省 我が国の財政事情（平成 26 年度予算政府案）歳入・歳出より再構成して転載

〔**罪の側面**〕国及び地方の長期債務残高が 1,010.4 兆円 GDP の約 2 倍になったこと。

7．2　恐慌経済対策の財政出動に便乗した一連の税制改革の功罪

消費税　1988 年消費税制定、税率 1989 年 3%、1994 年 5%、2014 年 8%引き上げ

所得税　1989 年所得課税段階を 15 段階から 5 段階へ縮小、さらに最高税率を 70%から 50%へ引き下げ

法人税　1987 年最高税率（43.3%）から、2012 年から 25.5%に引き下げ

1990 年前後に、所得税税率引き下げと法人税比例税率引き下げる一方、消費税創設税率引き上げ税制改革行われてきたが、現在にいたるまで大幅な税収減が続いている。

〔**罪の側面**〕特に消費税増税は国内需要の有効需要を減少させる。この民間需要減を補いためにそれに見合う公的需要の公債発行を続け、巨額の公債残高を積み上げる結果になった。

次に国税庁資料 会社標本調査結果による内部留保他、財務省 法人企業統計による利益剰余金（内部留保）、配当金の各推移を参考に再掲する。

参考再掲　国税庁資料による会社標本調査結果益金処分内訳、

1-4-20 図表　2/2

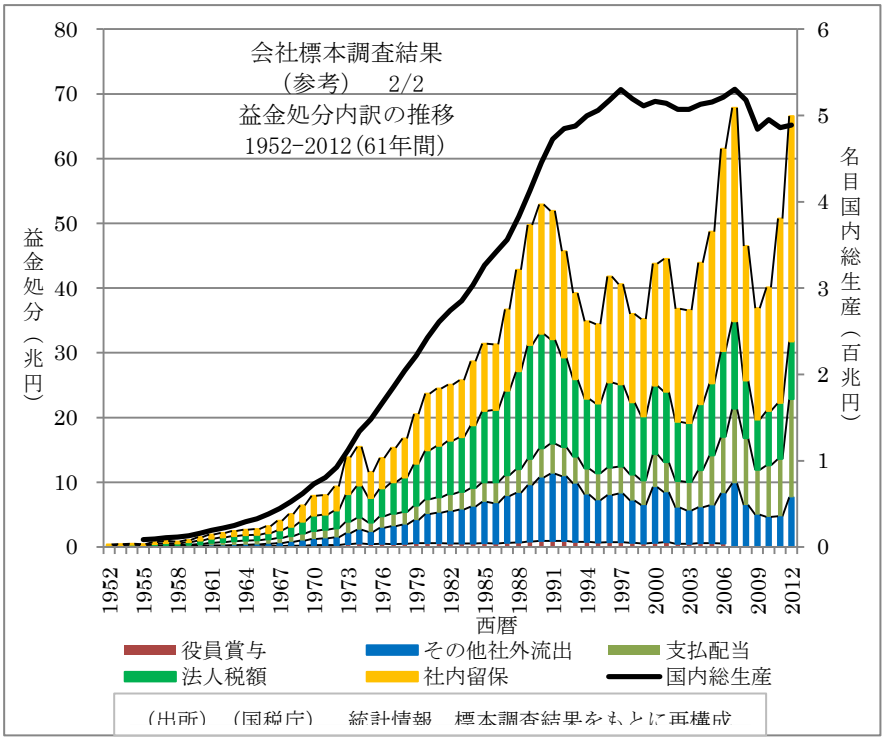

参考再掲　　利益剰余金（内部留保）

2-3 図表　1/2

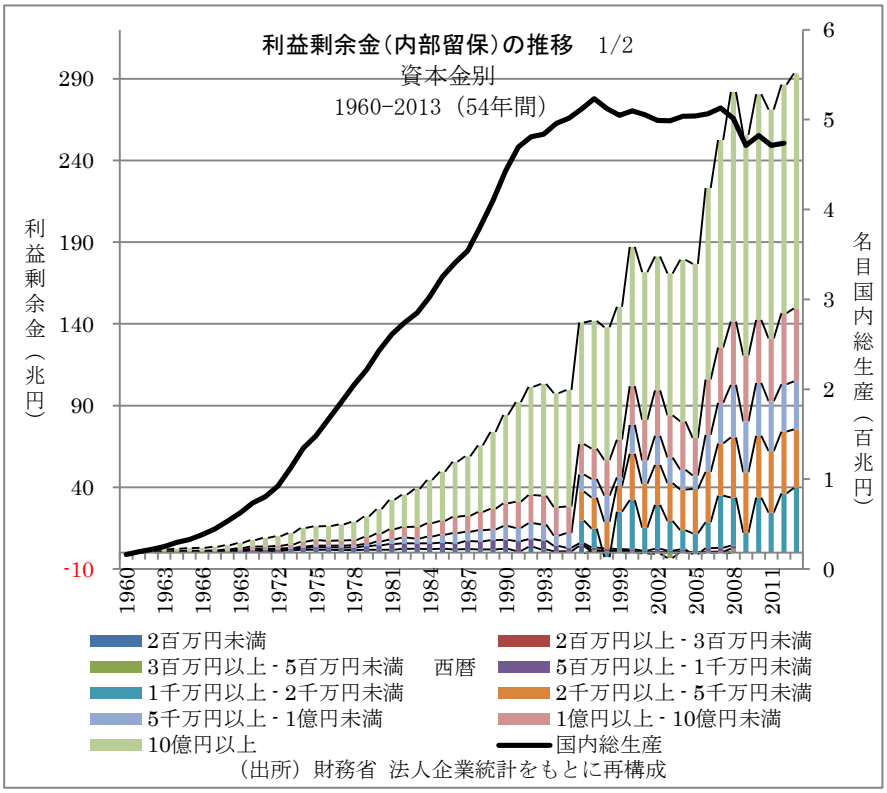

再掲　配当金の推移

2-5 図表　1/2

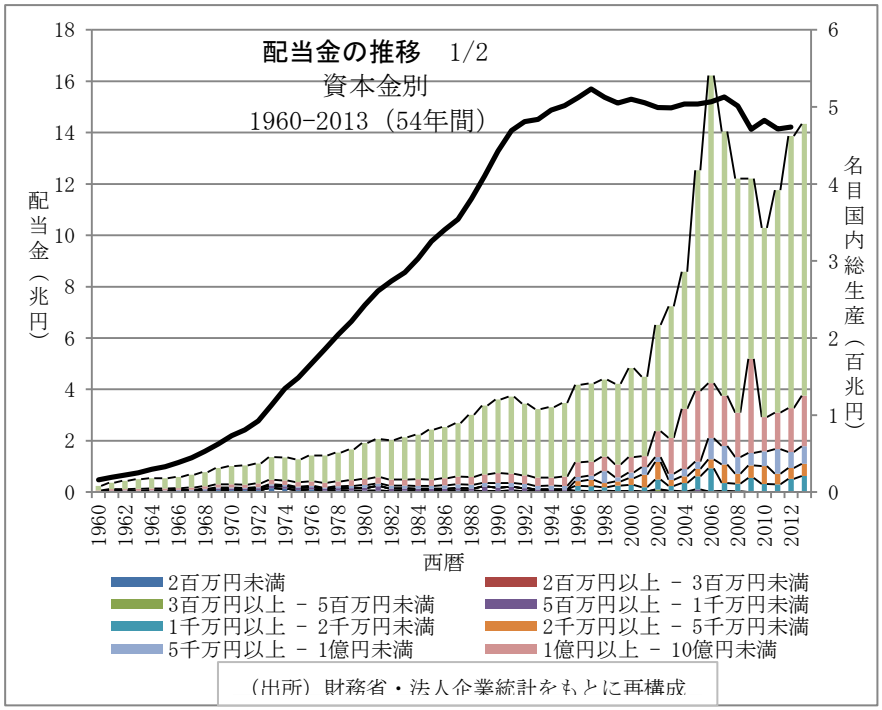

7-5 図表　（参考）　東証株価指数、名目国内総生産の推移

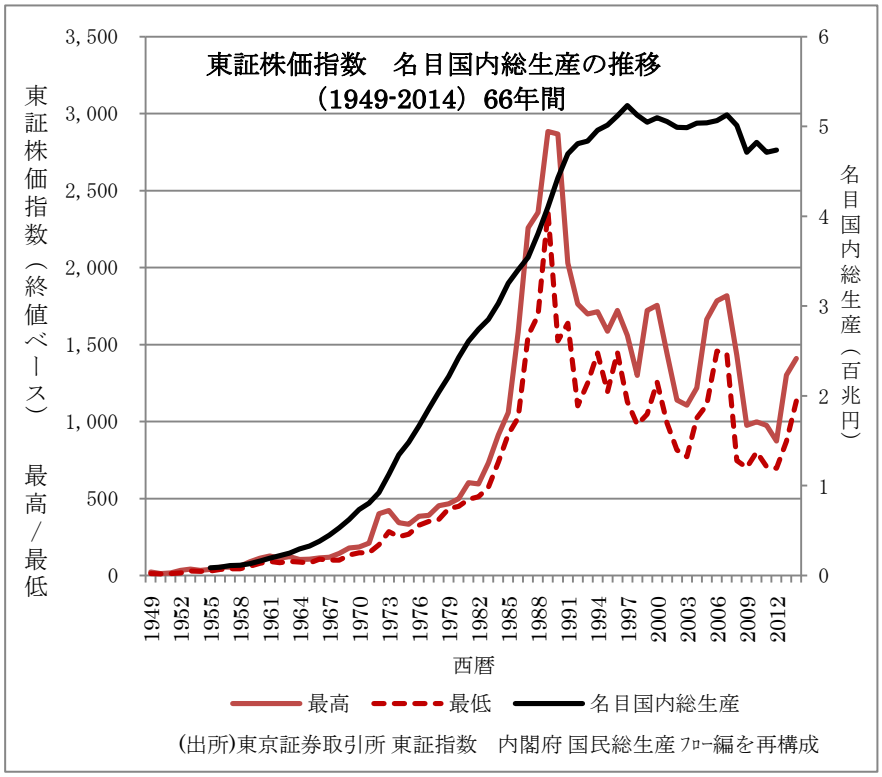

7-6 図表　（参考）　市街地価格指数、東証株価指数及び名目国内総生産

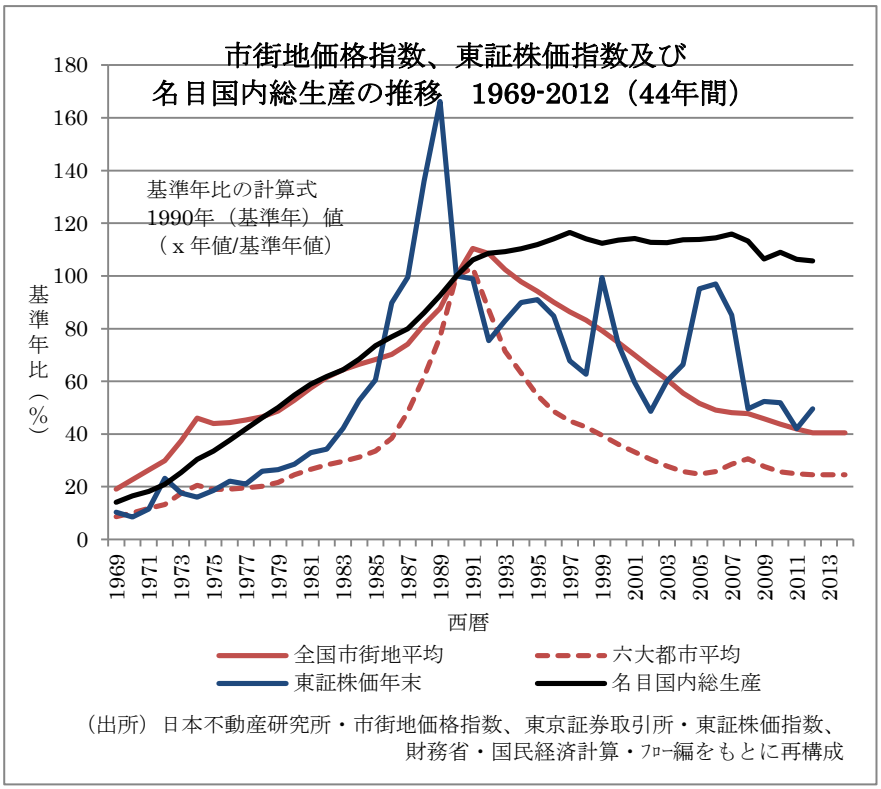

（出所）日本不動産研究所・市街地価格指数、東京証券取引所・東証株価指数、
財務省・国民経済計算・ﾌﾛｰ編をもとに再構成

7-7 図表　（参考）　国民資産の土地、株式の推移

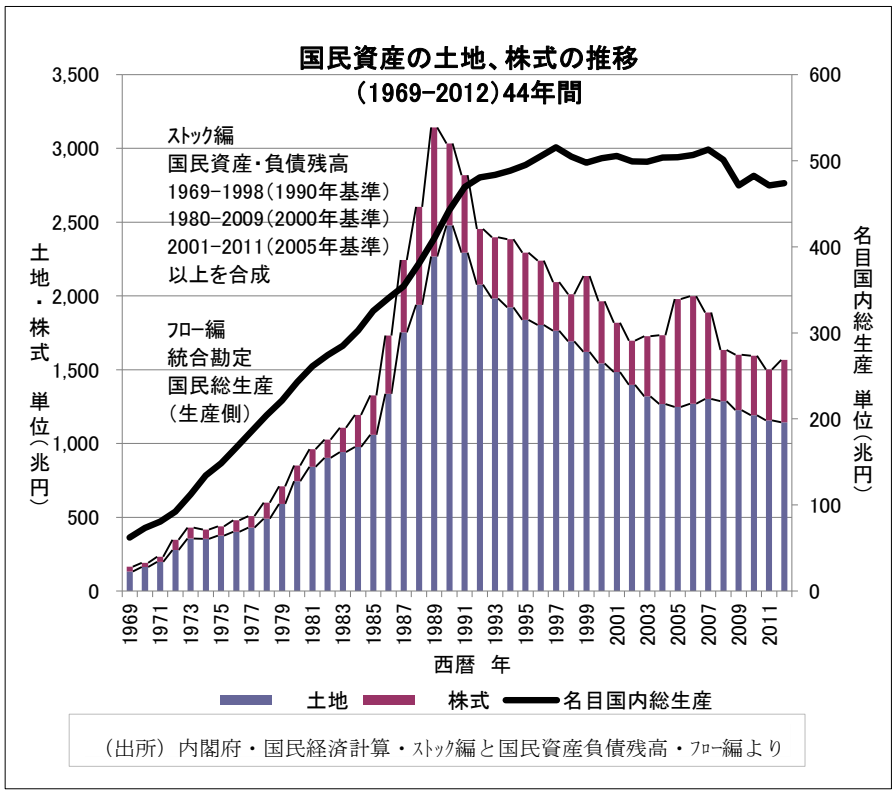

（出所）内閣府・国民経済計算・ｽﾄｯｸ編と国民資産負債残高・ﾌﾛｰ編より

7-8 図表　主要経済主体

7-9 図表　主要経済主体の 1990 年/2012 年バランスシート対比

三大経済主体のバランスシート　1990 年/2012 年対比　　単位：兆円

	年度	非金融資産	金融資産	負債	正味資産
一般政府（中央・地方・社会保障基金）	1990	400.5	241.8	301.3	341.0
	2012	**574.6**	**518.0**	**1,131.4**	**-38.8**
差		**174.1**	**276.2**	**830.1**	**379.8**
法人企業	1990	1,138.4	829.0	1,414.5	552.9
	2012	1,012.4	847.9	1,210.5	649.9
差		126.0	18.9	204.0	97.0
家計	1990	1,742.2	994.1	333.0	2,403.4
	2012	1,032.7	1,553.6	353.6	2,232.7
差		709.5	559.5	20.6	170.7
統合勘定	1990	3,481.0	4,455.6	4,405.1	国富 3,531.5
		○2,478.8	●556.0	●580.8	
	2012	2,704.0	5,981.1	5,684.8	国富 3,000.3
		○1,144.7	●422.9	●541.2	
差		○1,334.1	●133.1	39.6	531.2

(注)○うち土地、●うち株式　　(出所)内閣府 国民経済計算・ストック編より抜粋して再構成

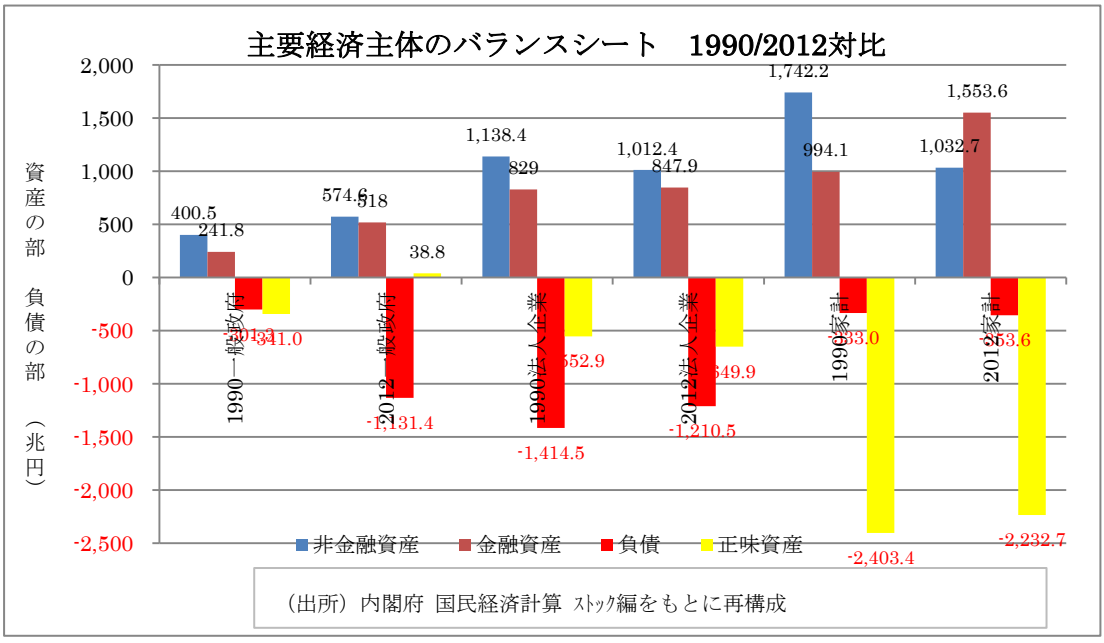

7-6 図表は、暦年の財政出動が公債発行残高を累増させ、国家財政は赤字に転落したことを示す。一方、法人企業は利益剰余金（内部留保）と配当金は 1990 年バブル崩壊後も景気の変動に上下するものの、一貫して増え続けた。2012 年現在利益剰余金（内部留保）は約 290 兆円に達している。

この借金（公債）は法人企業の内部留保や配当、家計の国債購入に姿を変えて保有している。おおまかに言えば公債という借用書で国は、一時的に主に国内の家計と法人企業からお金を借りてことを示している。結果的には政府のお金が長年の財政出動によって家計と企業に所得移転したともいえる。国債費累計はますます歳出の主要経費を圧迫する。現政権は「三つの矢」と称する成長戦略で経済成長による自然増収で財政再建を図ろうとしている。その政策で巨額の公債発行をしないすむ高度経済成長が再来できるのだろうか。

利益原則と能力原則

租税の強制性と無償性を正当化することは、租税政策の前提である。「租前の根拠」論によって租税の強制性と無償性を正当化することができれば、次に私有財産を所有する被支配者に、「どのように」租税の負担を求めるのかが問題になる。このように被支配者に租税負担を求める租税政策の基準を、租税原則という。

非支配者から租税合意を取り付けようとすれば、非支配者が租税負担を公正だと認識する必要がある。アリストレス（Aristotelés）が指摘するように、「統治者の職能は、正義の擁護者たること」にある。租税負担配分も公正でなければ、統治は不可能のなる。

しかし、正義歴史の基準には歴史的相対性を認めなければならない。租税負担に関する公正の基準も、歴史的に利益（応益）原則と能力（応能）原則という二つの租税負担配分原則が展開されている。

利益原則（benefit principle）とは、政府の提供する公共サービスの受益に応じて租税を負担することが公正だとする、これに対して能力原則（ability principle）とは、租税は経済力に応じて負担することが公平だとする。被支配者の経済力に応じて課税することになる能力原則は、経済力の等しい人々には、等しい取扱いをするという「水平的公平」と、経済力の相違する人々には、相違する取扱いをするという「垂直的公平」との、二つのレベルで経済力を配慮することになる。

神野直彦 財政学 2007 改訂版第 1 刷 第 13 章人税の仕組みと実態 P195 有斐閣

7．3 1990 年以降続いた不公平な税正改革を元に戻す

7-10 図表　家計と法人企業のそれぞれの課税負担割合

家計と法人企業のそれぞれの課税負担割合

		階層	家計：所得階級 企業：益金処分階級	課税負担割合				
				消費税	個人所得税（累進性）	資産税（累進性）	法人税	事業税
家計	軽	超富裕層	超高	**軽**	**軽**	**軽**		
		富裕層	高	**軽**	**軽**	**軽**		
	重	中流層	中の下	中	中	中		
		下流層	低	重	重	—		
		最下流層	最低	重	—	—		
法人企業	軽	巨大企業（国際企業）	超高				**軽**	**軽**
		大企業	高				**軽**	**軽**
	重	中企業	中の下				中	中
		小企業	低				重	重

（出所）国税庁 統計情報 標本調査結果をもとに課税負担割合を階層別に区分した試案 2014

日本社会の家計と法人企業による階層は、、超富裕層・富裕層と以下中流層・下流層・最下流層に、巨大企業・大企業と中企業・小企業に大きく２分極化している。土地と株式は巨大企業・大企業と超富裕層・富裕層が大部分を保有している。

1990 年以降の消費税、所得税、法人税、資産税等の一連の税制改革は、家計の富裕層、大企業には負担を軽くし、家計の中流層・下流層・最下流層には負担を強いるものだった。現状の課税負担割合は、大略すると下図の軽重に区分できる。

1990 年代以前高度成長時代は法人企業も家計も現在ほどの２極化は進んでおらず、超富裕層も最下流層もそれほど目立たなかった。その当時、消費税はなく、個人には高率累進性所得税、法人企業には高比例税率法人税が課税されていた。、また資産家には高率比例税率の資産税が課税されていた。給与所得者は一丸となって総付加価値（GDP）を稼ぎ出し、毎年賃上げされる給料の中から高額の所得税を払ってきた。これが世にいう「一億総中流社会」という時代だった。

その後の相次ぐ税制改革によって租税の目的である所得再分配機能が損なわれた結果所得格差が増大し、現在（1 年勤続：正規雇用+1 年未満勤続：非正規雇用）給与所得者の平均給与は 1997 年 413.8 万円ピーク値から 2012 年現在 352.1 万円(差額 61.4 万円）に減っている。

平均給与が引き下げられた上に、消費税が加わると給与所得者の実質所得はさらに低くなる。そうなれば有効需要が減るために負の相乗効果がはたらき、景気を冷やす。消費税増税は正に景気回復の道に逆行している。歴代政権は消費税増税による景気下降を防ごうとして、バブル崩壊後 25 年間安易に毎年巨額の公債を発行し続けてきた。財政再建どころの話ではなかった。すでに国家財政は破綻している。

逆説的にいうと、現時点がインフレ経済（好況）かデフレ経済（不況）どうかの簡単な物差しは、現政権が巨額の公債を発行しているかどうかでわかる。公債発行が減って財政再建の目途がたってくれば、その時にはデフレ経済（不況）を脱することができたといえる。現在同じ政策をとり続けてゆくと巨額の公債を発行し続けてゆくことにならざるをえない。

発行した巨額な公債は、結局のところ元金償還と利払いの際にそれを保有する富裕層の手元に入る。これもまた、所得格差の原因になっている。

今日政策の大転換が求められている。今後は、超富裕層・富裕層（高額金融所得）と巨大企業・大企業（高額内部留保）のそれぞれの課税負担増が求められる。かりに内部留保と金融所得に課税負担がかかっても設備投資減や消費減は生じず、それらによる有効需要の減少は起きない。

名目国内総支出（GDE：分配された国内総所得）
＝雇用者所得＋営業余剰+固定資本減耗+間接税+統計上の不突合－補助金

名目国内総生産（GDP：支出された国内総支出）
＝民間最終支出+政府最終支出+国内総固定資本形成+在庫品増加+輸出－輸入

民間需要（GDP の約 8 割）＝民間消費+民間住宅+民間設備投資+民間在庫増加
公的需要（GDP の約 2 割）＝政府最終消費+公的固定資本形成＋公的在庫増加

（出所）２．１　国民経済計算 P53 参照

分配された雇用者所得　→　民間消費他に支出される（民間需要）
分配された営業余剰　→　民間設備投資他に支出される（民間需要）

国内需要＝民間需要（設備投資+消費）＋公的需要（税収+公債）

経済規模を拡大し経済成長を進めるには、消費の元になる雇用者所得を上げるのが先か、設備投資の元になる営業余剰を上げるのが先かが、政府をはさんで労使間のせめぎ合う大きな争点になる。

これまでさまざまな角度から、1990 年以降の、一連の税制改革や労働者派遣法などが所得格差を拡大する原因ではないかという仮説を立てて検証してきた。原因がわかれば対策は立てられる。

7．4　拡大した所得格差を圧縮するために、どんな政策転換が必要か

① 財政、税収、所得格差の実態を国民に広く知らせ、「公平、平等、格差の少ない社会」を目指し、専門家任せにせず国民各階各層間で大いに議論をする。

② 労働三法（労働基準法・労働組合法・労働調整法）による監督官庁の規制・監督を強化し、所得格差の根源になっている労働者派遣法を廃止する。

③ 税務統計により、現在所得格差の実態が明らかになっている。（所得税総合税率 14 段階給与階級、申告所得税分離税率 25 段階所得階級のダブルスタンダード）統計が示す所得格差の実態に税制が追い付いていない。シャープ勧告によりつくられたいわゆるシャープ税制が、その後相次ぎ改変されてきた。これをもとの 1990 年以前の税制に戻すことが求められる。
- 一律比例税率消費税を廃止する。
- 累進税率所得税 6 段階を以前に戻し、課税所得限界と最高税率の同時に引き上げる。

④ 不公平税制の原因となり、節税対策になっている超富裕層を利する分離課税、巨大企業を利する租税特別措置法を見直す。

おわりにかえて

日米の二大歴史教訓

アメリカ　第 1 次世界大戦後の戦時体制の遂行に伴い、富裕層と労働者階級間の所得格差を是正するものとして所得格差大圧縮政策が実施された。その結

果、中間層が増加し、その後（1920～1950）約 30 年間余の高度経済成長につながった。

第 1 次世界大戦後の 30 年間のアメリカの繁栄

日本　敗戦後、一時期占領軍が日本を統治した。占領下古い日本を一掃しようとする意図により、新しい日本への国家改造を目指す計画の一環としてシャープ勧告がなされ、それによって通称シャープ税制が制定された。この内容は富裕層と中流層・下流層・最下流層間の所得格差を是正するもので、所得格差大圧縮政策が実施された。その結果、中間層が増加し、その後（1950～1980）約 30 年間余の世界の奇跡といわれた高度経済成長の原動力になった。

第 2 次世界大戦後の 30 年間の日本の繁栄

（出所）　ポール・クルーグマン　格差はつくられた 2008 初版第 3 章大圧縮時代を抜粋し一部加筆　早川書房

国家権力の暴走をくい止める「最後の鎖」として、国民の手により憲法が誕生した

英国の思想家トマス・ホップス（1588-1679）は、近代国家を「リヴァイアサン*」と呼んだ。

*旧約聖書の「ヨブ記」に登場する怪物の名

リヴァイアサンが立ち上がれば、神々でさえ戦慄して逃げ惑うという、どんな武器でも通用しない、まさに無敵の怪物で国家権力が自由に動き出したら、それをくい止める手だてはない。なにしろ近代国家には軍隊や警察をいう暴力装置があり、人民の手から財産を丸ごと奪うこともできる。さらに国家の命令ひとつで、人民は徴兵され、命を戦場に投げ出さなければならない。

日本人のための憲法原論 p 56- p 57 小室直樹 集英社 2013/5 刷

法律という怪物は、政権の手で小さく生んで大きく育つ

トマス・ホップスが近代国家を「リヴァイアサン」といったように、一旦法律が制定されと本来国民の代表者である国家権力は、課税を含めた国民生活のあらゆる分野にわたり、法律を根拠とする権限で国民を統治する。

国民は、憲法により国家権力（行政府）の暴走を縛り、本来国民の代表者である国家権力は法律により国民を縛る。憲法は法律の上の最高法規である。憲法は国民を国家の上におき、主権は国民にあること（国民主権）を定めている。

これまで憲法制定やさまざまな法律制定が、当初の意図から外れて次々に拡大解釈や改正が行われきたことを目にしてきた。その最大なものは憲法 9 条（戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認）の形骸化だった。自衛隊が軍隊で兵力を持っているにも拘わらず、海外派兵を海外派遣と言い換え、遂には防衛庁を防衛省ということになった。本来の兵器をもった軍隊としたいのならば、正面から国民に対して堂々と憲法第 96 条（憲法改正の手続き、その公布）により憲法改正の信を問えばよい。

行政執行をする上で、政府は国民の福祉の向上を図ることを目的として次々に法律を立案し議会にかけ法律を制定する。この法律が国民に福祉に役立つものかどうか、議会の与野党の力関係できまる。法律が一旦制定されると、法律は国家権力の手に移

り、当初の目的から外れて、政権政府によって次々に拡大解釈、あるいは次々に法律改正がなされることがある。

国民は、憲法の精神に法律が違憲していないかどうかを常に監視してゆくことが必要になる。

労働者派遣法制定

労働者派遣法制定の際にも同様なことが起きた。同法は本来「労働者直接雇用の原則」に対する例外規定として制定された。派遣労働とは、英語で「テンポラリーワーク」とされ、「パーマネント（恒常的、永久的）な労働、業務に対して、「期間限定の臨時的労働提供」と意味をいう。「派遣労働」では本来の就労目的を表しておらず、正確には本来の「一時的な労働提供、あるいは臨時労働」と訳すべきだった。

今日の安倍政権の労働者派遣法改正案の狙いは臨時労働の制約を外し、あらゆる業務に適用させようとするものだ。仮にそうなれば現在雇用者の約 1/3 が非正規雇用といわれているものが、企業の都合が良いように雇用者のすべてが非正規雇用に置き換え可能になる。名は体を表す。名と実はあい通じる。同法がかりに「臨時労働」という表現であればこのような改正案が出てくる余地がなくなった筈だ。法律の名称をあいまいにしておく意図がここに隠されている。

租税特別措置法、消費税法、特例公債法、秘密保護法

1946 年租税特別措置法制定、1988 年消費税法制定も同様のことがいえる。赤字国債を発行するために 1 年限り発行を認めるとする特例公債法がある。「国会の議決を経た上で公債（建設国債）を発行し借入金をなすことができる」いわば抜け道である。これにより国民の目にあまり触れないうちに公債累増を招いてしまった。一旦法律が制定されると次々に拡大解釈や法改正が行われる。そしてさらに重大なことはつくられた法律は、それが廃止されるまで永続的に続くということである。

アベノミクス三本の矢

第一の矢大胆な金融政策、第二の矢機動的な財政政策、第三の矢民間投資を喚起をもって、成長戦略と財政再建はこの道しかないと称している。デフレ経済（不況）とは供給に比べて需要が不足（デフレ・ギャップ）している状態をいう。「三本の矢」は不足しているのは需要側よりも供給側だする、いわゆるサプライサイドの経済学の立場に立つ。このトリクルダウン（富めるものが富めば、貧しいものにも自然と富が滴り落ちる）の経済理論。現在のデフレ経済（不況）下において、この現状認識では「バランスシート不況の経済学」がいうデフレ経済でとるべき政策と逆行する。これで果たしてデフレ経済（不況）を脱して経済成長ができるのだろうか。

第 183 国会 2013.2.23 施政方針演説にて、安倍首相は日本が（世界の成長センターになる）「世界で企業が一番活躍しやすい国」を目指すと述べた。これまで続いた保守政権の中で、これほどあからさま企業寄りの立場を鮮明にした首相はいなかった。

安倍政権の官製春闘賃上げ

本年 3 月 2014 春闘賃上げで安倍首相は、円安ドル高で空前の利益をあげている自動車メーカーを主体とする輸出企業に対して「賃上げ」実施に期待感を表明した。これは当然のことである。次に為替差益を得た輸出企業の利益を為替差損を受けている輸入企業へ還元できるような行政指導や法制化が求められる。

国家権力は課税権をもっている。もう一歩踏み込んで超富裕層や巨大企業に対し、課税権を行使して所得税最高累進税率の引き上げや法人税一律比例税率の引き上げ税制改革を行えば更に大幅な税収があげられ、財政再建に道筋が立つかもしれない。

所得格差がどうしてつくられてきたか

今日国民各階各層に広がる所得格差の実態が国のデータによりその一部が明らかになった。この所得格差はどうしてつくられてきたか。その**一大震源が 1990 年バブル崩壊前後の税制改革や労働法制改革（労働者派遣法）に端を発している**ことがわかた。バブル崩壊後、インフレ経済（好況）が一転してデフレ経済（不況）に陥り、「失われた 20 年」あるいは「失われた 30 年」ともいわれる長期デフレ経済（不況）が今日まで続いている。

経済財政関係、労働経済関係、憲法・社会学関係の先達の論文や著書が参考になった。特に財政学者神野直彦（1946～）・税制調査会専門家会委員長歴任の財政に関する著書にも啓発を受けた。また、本論考目次にのせたポール・クルーグマンの短見は実に含蓄が深い。ふざけたように見えるが、決してふざけてはいない。同書は近代経済学の泰斗ポール・A・サミュエルソン（1915-2009）1970 年ノーベル経済学賞受賞者「刊行によせて」をのせている。経済学は専門家だけのものではない、経済学がふつうの人でも理解しやすいように書かれていると。

またクルーグマンは「金持ちは税率 70％でもいい VS みんな 10％がいい」の著書の中で、一律比例税率課税論者「サプライサイド経済学の父」として有名な経済学者アーサー・ラファーとの論戦で「富裕層への税率が低すぎる、70％最高累進税率課税でも税収は減らない、大規模な税金逃れも起らない」と主張している。

国税庁や財務省の統計データを入手する中で分からない点が出て、幾度も調査担当の方に問い合わせをし、そのたびに適切な回答をいただいた。

本論考は東京都市大学市民講座受講者研究会（2014.12.6）発表時（発表後、若干追加・訂正などを行った）に公開した。

発表の際、東京都市大学環境情報学部大守隆教授（1951～）のご出席をいただき、終了後下記関連論文とご感想をいただきました。ここに合わせてお礼申し上げます。

計画行政 37（2）,2014 特集論説『幸福度』再考　幸福度からみる日本の特殊性
―男女、正規・非正規、デフレ―　　東京都市大学　大守隆

参考資料

政府関係（インターネット検索で入手）

財務省　税制 http://www.mof.go.jp/tax_policy/index.html

法人企業統計 http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/index.htm

国税庁 統計情報 http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/tokei.htm

租税特別措置法 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32HO026.html

消費税法 http://www.houko.com/00/01/S63/108.HTM

内閣府　国民経済計算 http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html

厚生労働省 雇用・労働 非正規雇用（有期・パート・派遣労働）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/index.html

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S60/S60HO088.html

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女機会均等法）

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/kankeisiryou.html

総務省統計局 労働力調査 http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm

日本銀行 時系列データ検索 http://www.stat-search.boj.or.jp/index.html#

国会図表書館 調査と情報―ISSUE BRIEF― NUMBER 808(2013.11.26.)

「金融所得税制の変遷と現状」重田正美論文の一部を抜粋して転載

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8367662_po_0808.pdf?contentNo=1

近藤俊之　租税特別措置の見直し・透明化に向けた現状と課題　経済のプリズム No72.2009.11

http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h21pdf/20097201.pdf

経済財政関係

宇沢弘文　経済学の考え方　第1刷 1989　岩波書店

宇沢弘文　社会的共通資本　第9刷 2008　岩波新書

神野直彦　財政のしくみがわかる本　第1刷 2007　岩波書店

神野直彦　財政学改訂版　1刷 2007　㈱有斐堂

北野弘久他　日本税制の総点検　第1版 2008　勁草書房

金子勝・神野直彦財政崩壊をくい止める　第1刷 2000　岩波書店

金子勝・神野直彦　失われた30年　第1刷 2012　NHK出版

神野直彦　人間回復の経済学　第7刷 2002　岩波書店

伊藤光晴　現在に生きるケインズ　第1刷 2006　岩波書店

瞠目卓生　アダム・スミス　第8版 2009　中公新書

リシャード・クー　デフレとバランスシート不況の経済学　第1刷　徳間書店

木下栄蔵　世界がいま陥っている経済学の罠　第1刷 2012　徳間書店

国債関係

金融調査研究会　国債市場の持続可能性 2012.2

http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news240224_1.pdf

富田俊基　財政の持続可能性と国債市場 2013.4.16 資料2 財務省

www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system.../sub.../02.pd

労働経済関係

労働者派遣講座 労働者派遣の基礎知識 東京都労働相談情報センター

http://manabu.metro.tokyo.jp/haken/basic/knowledge/knowledge-06.html

松浦民恵　基礎研レポート 派遣法の懸念点と今後の課題　ニッセイ基礎研究所
http://www.nli-research.co.jp/report/nlri_report/2012/report120425-2.pdf
岡村美保子　労働者派遣法改正問題　国立国会図表書館
http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200910_705/070506.pdf
佐藤俊樹　不平等社会　日本第 7 刷 2000　中公新書
湯浅 誠　反貧困　第 9 刷 2009　岩波新書
山田昌弘　新平等社会　第 6 刷 2009　文春文庫
橘木俊詔　格差社会　第 15 刷 2009　岩波新書
橋本健二　「格差の戦後史」増補新版　2013　河出ブックス

憲法・社会学関係

丸山真男　日本の思想第　20 刷 1971　岩波書店
大塚久雄　社会科学の方法　第 49 刷 1995　岩波書店
川島武宣　日本人の法意識　第 58 刷 2006　岩波書店
文部省　あたらしい憲法の話・民主主義　全文小森陽一第 1 刷 2004　展望社
杉原泰雄　憲法読本第 3 版 2009　岩波ジュニア新書
小室直樹　経済学をめぐる巨匠たち　第 2 刷 2004　ダイヤモンド社
小室直樹　日本人のための憲法原論　第 5 刷 2013　集英社
小熊英二　社会を変えるには　第 1 刷 2012　講談社

その他

ポール・クルーグマン
クルーグマン教授の経済入門　第 2 刷 2009　筑摩書房
格差はつくられた　初版 2008　早川書房
世界大不況からの脱出　2009　早川書房
危機突破の経済学　2009　PHP 研究所
さっさと不況を終わらせろ　2012 第 3 刷　早川書房
金持ちは税率 70%でもいい VS みんな 10%課税がいい　2014　東洋経済社

森松 幹治　消費税増税を考える http://www.oryza101.com/html/syouhizei.html
森松 幹治　「バランスシート不況の経済学」をもとに、昭和から平成への移行期に起きた日本経済の変容を考える http://www.oryza101.com/html/balancesheet.html

---

別冊　参考資料

8-01 別表　単年度平成 24 年（2012）標本調査結果
8-011 別表 1　民間給与実態統計調査結果
8-012 別表 2　申告所得税標本調査結果
8-013 別表 3　会社標本調査結果
8-02 別表　長期時系列データ標本調査結果
8-021 別表　民間給与実態統計調査結果
8-022 別表　申告所得税標本調査結果
8-023 別表　会社標本調査結果

8-１別図表　（参考）SNA 関連指標の概念の関係
8-2 別図表　主要税目の税収（一般会計分）の推移
8-3 別図表　一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移
8-4 別図表　公債残高の累増
8-5 別図表　一般会計歳出の主要経費の推移
8-6 別図表　国民負担率及び租税負担率の推移
8-7 別図表　赤字(国)公債発行額、国債費の推移　1/2
8-8 別図表　赤字(国)公債発行残高、国債累計の推移　2/2
8-9 別図表　（参考）主な税制改革の推移
8-10 別図表　利子・配当・株式譲渡益課税の沿革
8-11 別図表　国民負担率の内訳の国際比較
8-12 別図表　海外進出への取り組み　～移管理由・移管機能
8-13 別図表　海外生産比率と海外売上高比率
8-14 別図表　制度部門別の純貸出（+）／純借入（－）の推移
8-15 別図表　制度部門別の純貸出（+）／純借入（－）（資金過不足）の推移
8-16 別図表　インフレ経済とデフレ経済の相反関係
8-17 別図表デフレ経済（不況）からインフレ経済（好況）へ景気を好転させるには
8-18 別図表　政治経済年表

8-0 別表 1　単年度　民間給与実態統計調査結果

項　目		24 年	
調査結果の概要	民間給与の動向	PDF	
	1　給与所得者数		
	2　給与総額及び税額		
	1 年を通じて勤務した給与所得者		
	1　給与所得者数及び給与総額		
	2　平均給与		
	3　給与階級別分布		
	4　税額		
	(1)　納税者数及び税額		
	(2)　給与階級別の税額		
	5　年末調整を行った者		
	(1)　年末調整を行った者数及び扶養人員等		
	(2)　配偶者特別控除		
	(3)　保険料控除		
統計表を見る方のために		HTML	
統計表 全国計表	**第 1 表　業種別　(1 年勤続+1 年未満勤続)給与所得者総数･給与総額･税総額** 1/3　給与所得者総数　5,426.7 万人 2/3　所得税負担率 4.09%　給与総額 191.1 兆円／税総額 7.8 兆円 3/3　所得税負担率 4.09%　平均給与額 352.1 万円／平均税額 14..4 万円	PDF	Excel
	第 2 表　給与所得者数・給与額・源泉徴収義務者数	PDF	Excel
	第 3 表　給与階級別　給与所得者総数･給与総額 1/3　(1 年勤続) 給与所得者総数 4,555.6 万人　給与総額 185.851 兆円 2/3　(1 年未満勤) 続給与所得者総数 873.8 万人　給与総額 8.486 兆円 3/3　(1 年勤続者+1 年未満勤続者) 給与所得者総数 5,429.4 万人　給与総額 194.336 兆円	PDF	Excel
	第 4 表　事業所規模別及び給与階級別の総括表	PDF	Excel
	第 5 表　事業所規模別及び給与階級別の給与所得者数・給与額	PDF	Excel
	第 6 表　企業規模別給与所得者合計　給与階級別　給与所得者数 **給与階級別**　(1 年勤続+1 年未満勤続) 1/2　給与所得者総数 53,293 万人 2/2　給与所得者総数 53,293 万人 (1 年勤続役員+1 年勤続正規) 34,679 万人　65.1% (1 年勤続非正規+1 年未満勤続)　(役員+正規+非正規)) 18,614 万人 34.9% **給与階級別**　(1 年勤続) 給与所得者 1/4　役員　給与所得者数 456.2 万人 2/4　正規　給与所得者数 3,011.6 万人	PDF	Excel

	3/4　非正規　給与所得者数 987.6 万人 4/4　給与所得者総数 45,556.0 万人 873.8 万人 **給与階級別**　（1 年未満勤続）給与所得者 1/4　役員　給与所得者数 30.9 万人 2/4　正規　給与所得者数 274.2 万人 3/4　非正規　給与所得者数 562.0 万人 4/4　給与所得者総数 873.8 万人		
	第 7 表　企業規模別及び給与階級別の給与所得者数・給与額 合計・役員・正規・非正規	PDF	Excel
	第 8 表　業種別及び給与階級別の総括表	PDF	Excel
	第 9 表　業種別及び給与階級別の給与所得者数・給与額	PDF	Excel
	第 10 表　事業所規模別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額	PDF	Excel
	第 11 表　企業規模別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額	PDF	Excel
	第 12 表　業種別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額	PDF	Excel
	第 13 表　事業所規模別及び勤続年数別の給与所得者数・給与額	PDF	Excel
	第 14 表　企業規模別及び勤続年数別の給与所得者数・給与額	PDF	Excel
	第 15 表　業種別及び勤続年数別の給与所得者数・給与額	PDF	Excel
	第 16 表　給与階級別の納税者数・非納税者数	PDF	Excel
	第 17 表　給与階級別の諸控除	PDF	Excel
	第 18 表　給与階級別の扶養人員別表	PDF	Excel
	第 19 表　給与階級別年末調整を行わなかった給与所得者数・給与額・税額	PDF	Excel

（出所）国税庁 統計情報・標本調査結果の一部データをグラフ化

8-012 別表 単年度 申告所得税標本調査結果

項　目		24 年	
調査結果の概要	1　納税者数、所得金額及び税額の概要	PDF	
	2　納税者数		
	3　所得金額		
	4　税額		
	5　平均所得金額及び平均税額		
	6　所得控除		
	7　税額控除		
	8　事業専従者給与（控除）の状況		
統計表	**第 1 表　所得階級別　総括表** 1/3　合計所得人員 609.3 万人　合計所得金額 34.694 兆円 2/3　合計課税所得金額 26.833 兆円　合計申告納税額 2.406 兆円 3/3　申告納税額　課税所得金額 26.833 兆円　申告所得税負担率	PDF	Excel
	第 2 表　所得種類別表　正誤表（平成 26 年 3 月 27 日更新（Excel/49KB））	PDF	Excel

	1/3　合計所得人員 609.3 万人　合計所得金額 34.694 兆円 2/3　5 所得者区分の各給与階級毎の所得金額 3/3　5 所得者区分の各給与階級毎の所得金額の割合（%）		
	第 3 表　所得控除表　正誤表(平成 26 年 3 月 27 日更新(Excel/75KB))	PDF	Excel
	第 4 表　税額控除表	PDF	Excel
	第 5 表　源泉徴収税額表	PDF	Excel
	第 6 表　専従者表　正誤表(平成 26 年 3 月 27 日更新(Excel/31KB))	PDF	Excel
	第 7 表　給与収入階級別表	PDF	Excel
	第 8 表　公的年金等収入階級別表	PDF	Excel
	第 9 表　扶養人員別表	PDF	Excel
	第 10 表　租税特別措置法関連項目（参考）	PDF	Excel

（出所）国税庁 統計情報・標本調査結果の一部データをグラフ化

8-013 別表　単年度　会社標本調査結果

項　目		22 年		
調査の概要	表紙・目次	PDF		
	調査の概要			
	精度計算			
調査結果の概要	調査結果の概要	PDF		
	Ⅰ法人企業の動向 Ⅱ法人企業の状況			
統計表	統計表利用上の注意	PDF		
	第 1 表　資本金階級別　総括表 1/5　法人数比較　利益計上法人数 70.3 万人　欠損法人数 187.8 万人 2/5　営業収入金額比較　利益計上法人 758.8 兆円　欠損法人 598.3 兆円 3/5　利益計上法人申告所得金額合計 32.4 兆円　**法人税正味負担（法人税額―特別控除）**合計 8.0 兆円 4/5　利益計上法人　**法人税正味負担率**（%） 5/5　利益計上法人　社内留保　申告所得金額 32.4 兆円　社内留保 19.1 兆円	PDF	Excel	
	第 2 表　資本金、営業収入、申告所得	PDF	Excel	02
	第 3 表　繰越欠損金	PDF	Excel	
	第 4 表　益金処分	PDF	Excel	
	第 5 表　受取配当、外国子会社から受ける配当等	PDF	Excel	
	第 6 表　寄附金、交際費等	PDF	Excel	
	第 7 表　引当金、減価償却費	PDF	Excel	
	第 8 表　留保金	PDF	Excel	
	第 9 表　所得階級別、資本金階級別法人数	PDF	Excel	

	第 10 表　所得階級別、業種別所得金額	PDF	Excel	
	第 11 表　法人数の内訳	PDF	Excel	
	第 12 表　租税特別措置法関連項目			12

（出所）国税庁 統計情報・標本調査結果の一部データをグラフ化

8-021 別表　長期時系列データ　民間給与実態統計調査結果

統計表		備　考	
1　総括表		Excel	（第 1 表） m01
源泉徴収義務者調査結果（全体） （1 年勤続+1 年未満勤続）	1/3 給与所得総額、納付税総額の推移 2/3 平均給与所得額、平均納付税額の推移 3/3 **所得税負担率の推移**　納付税総額/ 給与所得総額　割合の推移		
給与所得者調査結果（内訳） 1 年勤続、 1 年未満勤続	1/3（1 年勤続+1 年未満勤続） 給与所得者数合計の推移 2/3 給与総額の推移 3/3 税総額の推移 1/2 平均給与所得額の推移 2/2 平均納付税額の推移		
2－1　給与所得者数・給与額・税額 2－2　企業規模別給与所得者数・平均給与 2－3　事業所規模別給与所得者数・平均給与 2－4　業種別給与所得者数・平均給与 2－5　企業規模別・事業所規模別の源泉徴収義務者数 2－6　業種別源泉徴収義務者数		Excel	（第 2 表） m02
3－1　1 年勤続・1 年未満勤続者の給与所得者数・給与額・税額（男、女、合計） 3－2　1 年勤続の給与階級別給与所得者数（男、女、合計） 3－3　1 年勤続の給与階級別給与総額（男、女、合計） 3－4　1 年勤続の給与階級別平均給与（男、女、合計） 3－5　1 年勤続の給与階級別税額 3－6　1 年未満勤続の給与階級別給与所得者数（男、女、合計）		Excel	（第 3 表） m03
1 年勤続　企業規模別　業種別　事業所別 3－7　1 年勤続の企業規模別給与所得者数・給与総額・平均給与（男、女、合計） 3－8　1 年勤続の業種別給与所得者数・給与総額・平均給与 3－9　1 年勤続の事業所規模別給与所得者数・給与総額・平均給与（男、女、合計）		Excel	（第 4 表） m04
1 年勤続　事業所規模別	1/3 給与所得者数の推移 2/3 給与総額の推移 3/3 平均給与の推移		
3－10　1 年勤続の年齢階層別給与所得者数・給与総額・平均給与（男、女、合計） 3－11　1 年勤続の勤続年数別給与所得者数・給与総額・平均給与（男、女、合計）			
3－12　1 年勤続（役員、正規、非正規）の給与所得者数・給与総額・平均給与 3－13　1 年勤続（役員、正規、非正規）の企業規模別給与所得者数・給与総額・平均給与 3－14　1 年勤続の納税者数・非納税者数 3－15　1 年未満勤続の納税者数・非納税者数		Excel	（第 5 表） m05
3－16　年末調整を行った 1 年勤続の諸控除 3－17　年末調整を行った 1 年勤続の扶養人員別給与所得者数・給与総額・税額		Excel	（第 6 表） m06

3－18　年末調整を行った１年勤続の配偶者特別控除		

（出所）国税庁 統計情報・標本調査結果の一部データをグラフ化

8-022 別表　長期時系列データ　申告所得税標本調査結果

項　目				
調査結果の概要	1　納税者数、所得金額及び税額の概要			
	2　納税者数			
	3　所得金額			
	4　税額			
	5　平均所得金額及び平均税額			
	6　所得控除			
	7　税額控除			
	8　事業専従者給与（控除）の状況			
統計表	第１表　総括表	Excel	s01	1/3 合計所得人員　源泉徴収人員 2/3 合計所得金額　課税所得金額　申告納税額 3/3 申告所得税の推移　申告納税額　申告納税額／課税所得金額（%）
	第２表　所得種類別表　正誤表	Excel	s02	申告所得金額の推移
	第３表　所得控除表　正誤表	Excel	s03	
	第４表　税額控除表	Excel	s 04	
	第５表　源泉徴収税額表	Excel	s 05	
	第６表　専従者表　正誤表(平成 26 年３月 27 日更新(Excel))	Excel	s06	
	第７表　給与収入階級別表	Excel	s 07	
	第８表　公的年金等収入階級別表	Excel	s 08	
	第９表　扶養人員別表	Excel	s 09	
	第 10 表　租税特別措置法関連項目	Excel	s 10	

（出所）国税庁 統計情報・標本調査結果の一部データをグラフ化

8-03 別表　長期時系列データ　会社標本調査結果

統計表		備　考
第１表　資本金階級別表(平成 23 年度分から)	Excel k01	
第２表　資本金階級別表(昭和 26 年分から平成 22 年度分まで)	Excel k02	利益法人/欠損法人 1/3 法人数の推移 2/3 営業収入金額の推移 3/3 各申告所得金額　算出税額の推移 （参考） 1/2 控除税額内訳の推移 2/2 益金処分内訳の推移
第３表　業種別表	Excel k03	

（出所）国税庁 統計情報・標本調査結果の一部データをグラフ化

8-1 別図表 （参考）SNA 関連指標の概念の関係

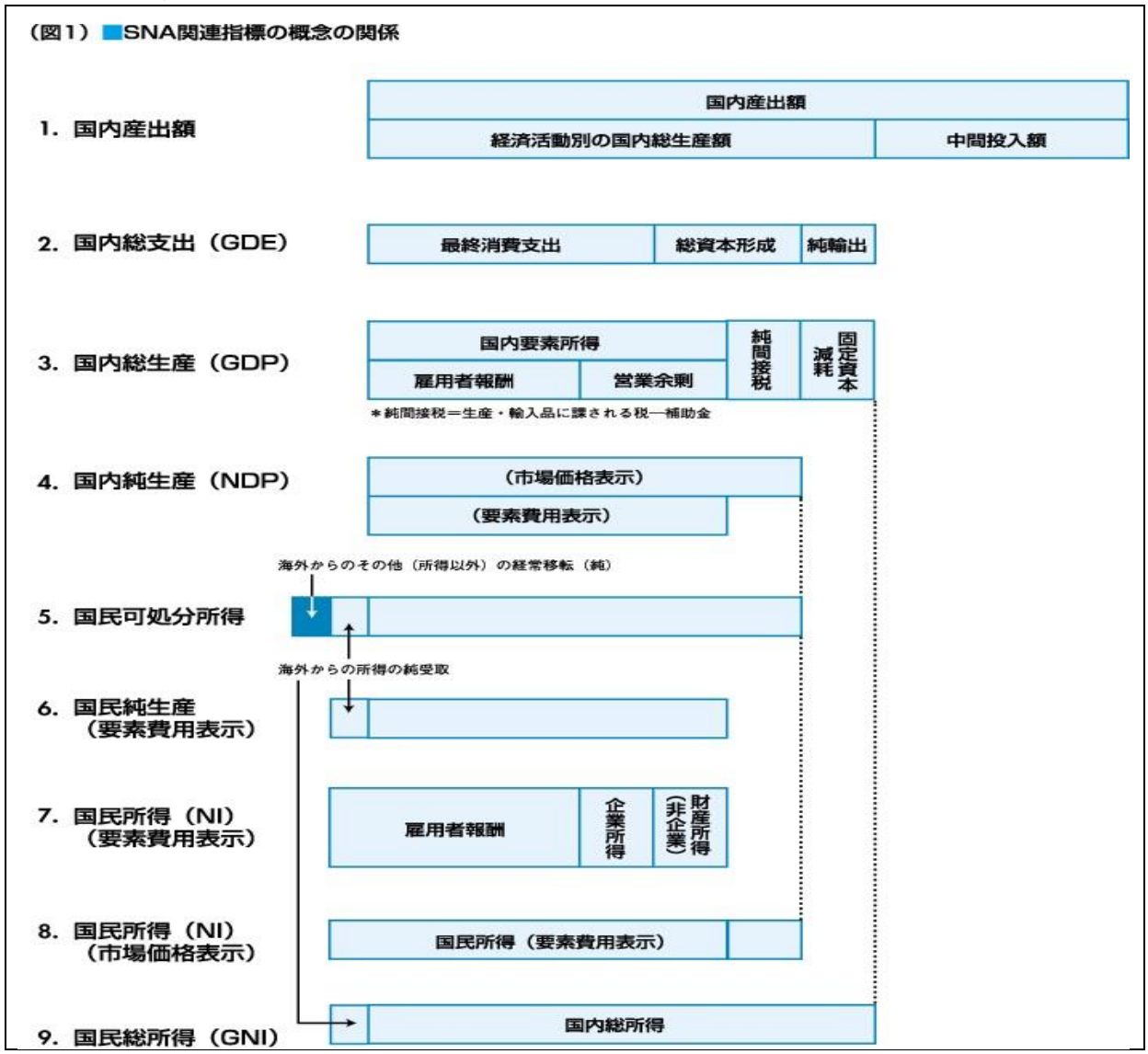

（出所）内閣府 国民経済計算 GDPGNI(GNP)の違いについて、より転載

名目国民総生産（GDP）　国内総産出額から中間投入額★を差し引いたもの

日本国内で１年間に新たに生産された付加価値（財とサービス）の合計、国内総所得をいい、別の表現では「国内」で日本人・日本企業・外国人・外国企業が生産したものの合計ともいう。★原材料費+仕入原価+外注加工費+燃料動力費など

（参考）国民総所得（GNI）

国内総所得+海外総所得（国内企業の総所得に国際企業の総所得を加えたもの）、または国内総所得（GDP）に海外からの所得の純受取を加えたものをいい、別の表現では「国民（日本人・日本企業）」が世界中で生産した総所得の合計ともいえる。

（参考）労働生産性とは付加価値額を従業員数で割ったもの

$$\frac{\text{付加価値額}}{\text{従業者数}}\ (\text{労働生産性}) = \frac{\text{売上高}}{\text{従業者数}}\ (\text{従業者1人当たり売上高}) \times \frac{\text{付加価値額}}{\text{売上高}}\ (\text{付加価値率})$$

$$\text{付加価値率（\%）} = \frac{\text{付加価値額}^{*}}{\text{売上高}} \times 100$$

＊ 付加価値額＝**人件費**＋**営業純益**＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

2006 年度調査以前：人件費＝役員給与＋従業員給与（従業員賞与を含む）＋福利厚生費

2007 年度調査以降：人件費＝役員給与＋**役員賞与**＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費

別図表 8-2　主要税目の税収（一般会計分）の推移

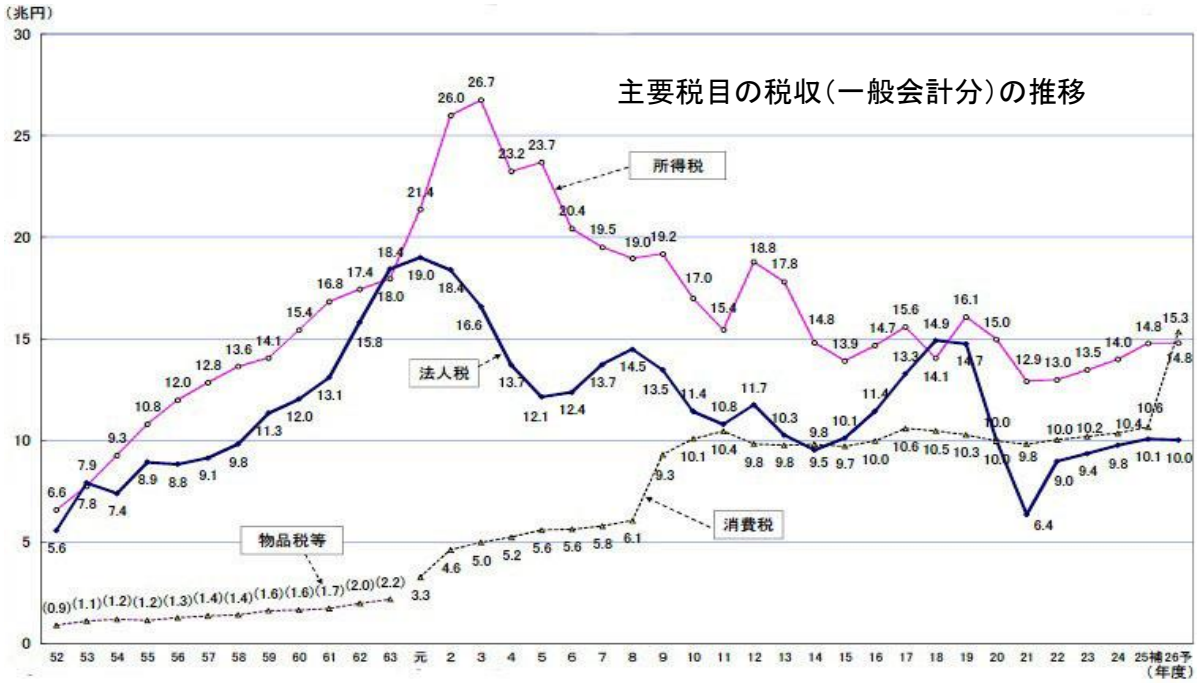

（出所）財務省 我が国税制・財政の現状全般に関する資料（平成 26 年 4 月）より転載

別図表 8-3　一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

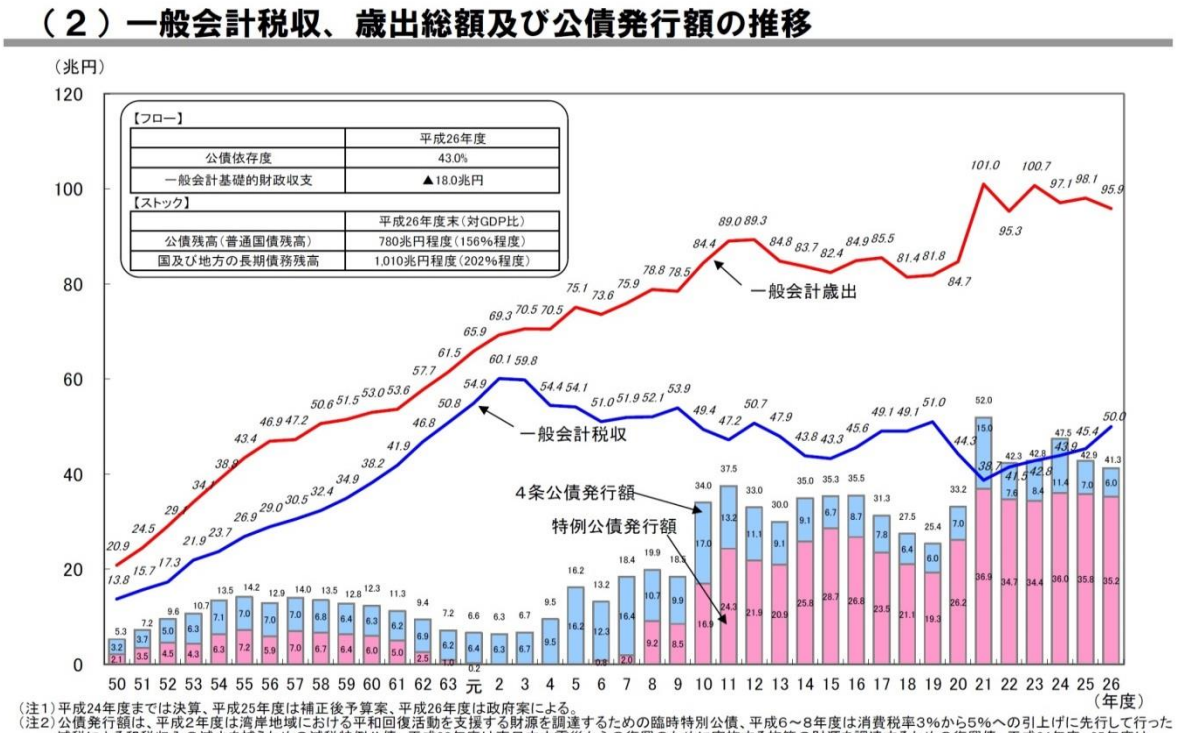

（出所）財務省 我が国の財政事情（平成 26 年度予算政府案）より転載

別図表 8-4　公債残高の累増

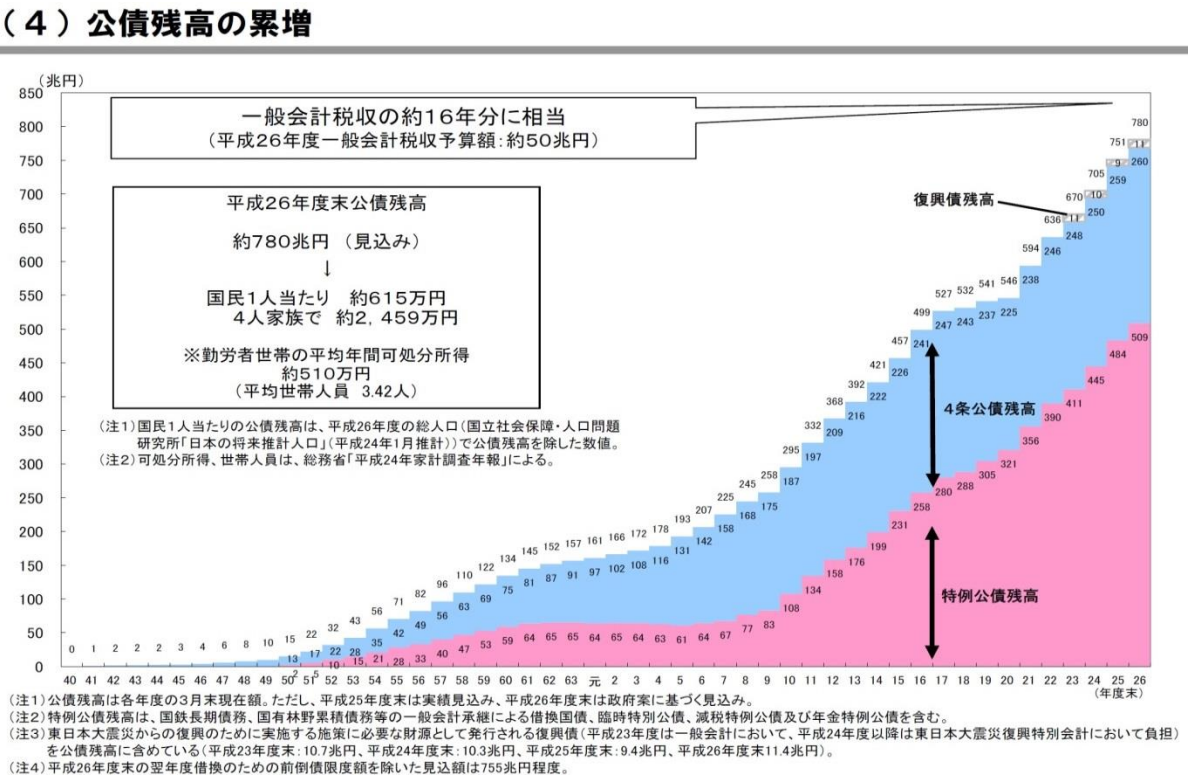

（出所）財務省 我が国の財政事情（平成 26 年度予算政府案）より転載

別図表 8-5　一般会計歳出の主要経費の推移

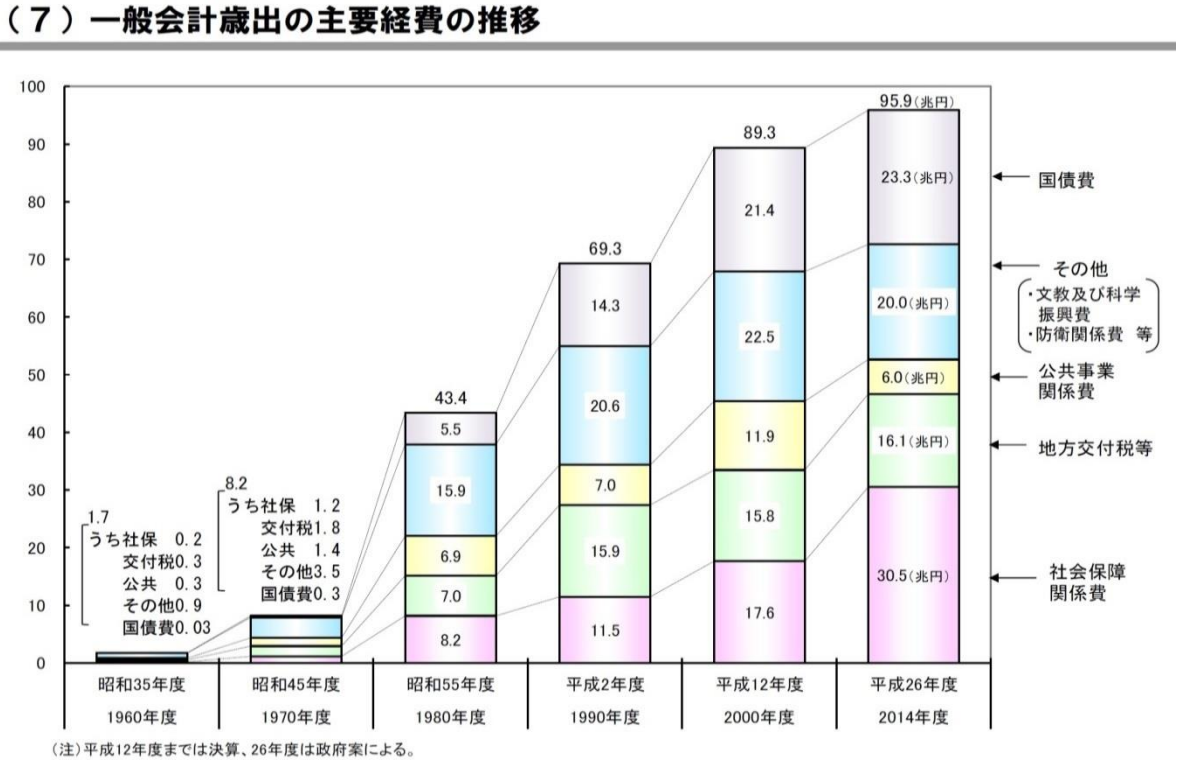

（出所）財務省 我が国の財政事情（平成 26 年度予算政府案）より転載

別図表 8-6　国民負担率及び租税負担率の推移

国民負担率及び租税負担率の推移

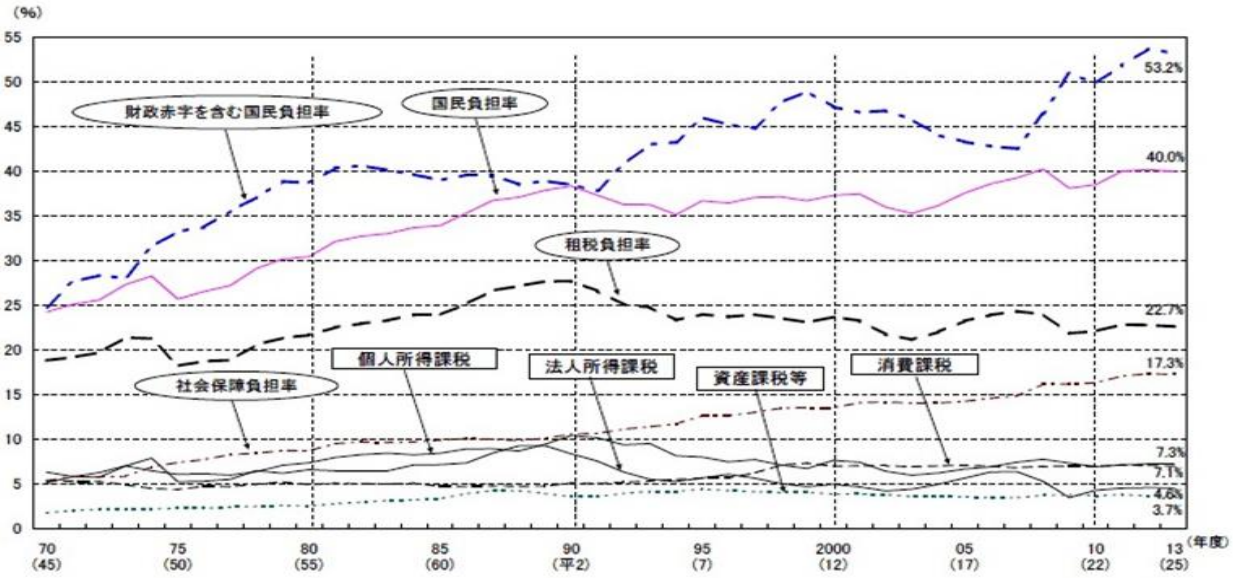

	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年	2013年
国民負担率	24.30%	30.50%	38.40%	37.30%	38.50%	40.00%
租税負担率	18.90%	21.70%	27.70%	23.70%	22.10%	22.70%
社会保障負担率	5.40%	8.80%	10.60%	13.60%	16.40%	17.30%
個人所得課税	5.20%	7.40%	10.50%	7.70%	7.00%	7.30%
法人所得課税	6.40%	6.70%	8.40%	5.00%	4.40%	4.60%
消費課税	5.40%	5.00%	5.20%	7.10%	7.00%	7.10%
資産課税等	1.80%	2.60%	3.60%	3.90%	3.80%	3.70%

1．2011 年度までは実績、2012 年度は実績見込み、2013 年度は見通しである。
2．租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また、所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
3．財政赤字を含む国民負担率のうち財政赤字の計数は、国及び地方の財政収支の赤字であり、一時的な特殊要因を除いた数値。具体的には、1998 年度は国鉄長期債務及び国有林野累積債務、2006 年度、2008 年度、2009 年度、2010 年度及び 2011 年度は財政投融資特別会計財政融資資金勘定（2006 年度においては財政融資資金特別会計）から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入れ、2008 年度は日本高速道路保有・債務返済機構債務の一般会計承継、2011 年度は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から一般会計への繰入れ等を除いている。
4．1980 年度以降は 93SNA に基づく計数であり、1979 年度以前は 68SNA に基づく計数である。ただし、租税負担に関する計数は租税収入ベースであり、SNA ベースとは異なる。

(出所)財務省・我が国の財政事情平成 25 年 1 月を抜粋して転載

別図表 8-7　一般会計歳入の推移

（８）一般会計歳入の推移

（単位：億円、％）

年度	一般会計歳入	税収	その他収入	公債発行額			税収/GDP	税収＋その他収入/GDP	公債残高	公債残高/GDP	国及び地方の長期債務残高
					4条公債	特例公債	公債依存度					
40	36,581	32,877	3,704					9.7	10.8	2,000	0.6	
41	43,143	31,977	3,866	7,300	7,300		16.9	8.1	9.0	8,750	2.2	
42	49,509	38,052	3,457	8,000	8,000		16.2	8.2	8.9	15,950	3.4	
43	58,186	46,979	4,807	6,400	6,400		11.0	8.5	9.4	20,544	3.7	
44	67,396	57,381	5,115	4,900	4,900		7.3	8.8	9.6	24,634	3.8	
45	79,498	69,384	5,813	4,300	4,300		5.4	9.2	10.0	28,112	3.7	72,592
46	94,143	82,963	6,881	4,300	4,300		4.6	10.0	10.8	39,521	4.8	95,133
47	114,677	88,485	6,692	19,500	19,500		17.0	9.2	9.9	58,186	6.0	135,361
48	142,841	110,786	8,655	23,400	23,400		16.4	9.5	10.2	75,504	6.5	167,282
49	170,994	137,620	11,774	21,600	21,600		12.6	9.9	10.8	96,584	7.0	204,286
50	212,888	173,400	19,488	20,000	20,000		9.4	11.4	12.7	149,731	9.8	321,199
51	242,960	155,190	15,020	72,750	35,250	37,500	29.9	9.1	9.9	220,767	12.9	446,454
52	285,143	182,400	17,943	84,800	44,300	40,500	29.7	9.6	10.5	319,024	16.8	600,021
53	342,950	214,500	18,600	109,850	60,500	49,350	32.0	10.3	11.2	426,158	20.4	776,477
54	386,001	214,870	18,431	152,700	72,150	80,550	39.6	9.5	10.4	562,513	25.0	983,629
55	425,888	264,110	19,078	142,700	67,850	74,850	33.5	10.6	11.4	705,098	28.4	1,181,804
56	467,881	322,840	22,341	122,700	67,850	54,850	26.2	12.2	13.0	822,734	31.1	1,341,055
57	496,808	366,240	26,168	104,400	65,160	39,240	21.0	13.3	14.2	964,822	34.9	1,540,538
58	503,796	323,150	47,196	133,450	63,650	69,800	26.5	11.2	12.8	1,096,947	38.0	1,738,243
59	506,272	345,960	33,512	126,800	62,250	64,550	25.0	11.2	12.3	1,216,936	39.5	1,895,964
60	524,996	385,500	22,696	116,800	59,500	57,300	22.2	11.7	12.4	1,344,314	40.7	2,048,175
61	540,886	405,600	25,826	109,460	57,000	52,460	20.2	11.9	12.6	1,451,267	42.4	2,247,299
62	541,010	411,940	24,060	105,010	55,200	49,810	19.4	11.4	12.0	1,518,093	41.9	2,376,937
63	566,997	450,900	27,687	88,410	56,900	31,510	15.6	11.6	12.3	1,567,803	40.4	2,464,819
元	604,142	510,100	22,932	71,110	57,800	13,310	11.8	12.3	12.8	1,609,100	38.7	2,540,229
2	662,368	580,040	26,396	55,932	55,932	－	8.4	12.8	13.4	1,663,379	36.8	2,658,419
3	703,474	617,720	32,324	53,430	53,430	－	7.6	13.0	13.7	1,716,473	36.2	2,780,634
4	722,180	625,040	24,340	72,800	72,800	－	10.1	12.9	13.4	1,783,681	36.9	3,007,171
5	723,548	613,030	29,218	81,300	81,300	－	11.2	12.7	13.3	1,925,393	39.9	3,331,274
6	730,817	536,650	57,737	105,092	105,092	－	14.4	10.8	12.0	2,066,046	41.7	3,676,182
7	709,871	537,310	46,581	97,469	97,469	－	13.7	10.6	11.6	2,251,847	44.6	4,100,643
8	751,049	513,450	27,309	191,494	90,310	101,184	25.5	10.0	10.5	2,446,581	47.4	4,493,083
9	773,900	578,020	28,810	167,070	92,370	74,700	21.6	11.1	11.6	2,579,875	49.5	4,921,505
10	776,692	585,220	35,902	155,570	84,270	71,300	20.0	11.5	12.2	2,952,491	57.8	5,527,949
11	818,601	471,190	36,911	310,500	93,400	217,100	37.9	9.3	10.0	3,316,687	65.5	6,003,468
12	849,871	486,590	37,181	326,100	91,500	234,600	38.4	9.5	10.3	3,675,547	72.0	6,458,648
13	826,524	507,270	36,074	283,180	87,600	195,580	34.3	10.1	10.8	3,924,341	78.2	6,731,326
14	812,300	468,160	44,140	300,000	67,900	232,100	36.9	9.4	10.3	4,210,991	84.6	6,980,540
15	817,891	417,860	35,581	364,450	64,200	300,250	44.6	8.3	9.0	4,569,736	91.1	6,916,204
16	821,109	417,470	37,739	365,900	65,000	300,900	44.6	8.3	9.1	4,990,137	99.3	7,325,921
17	821,829	440,070	37,859	343,900	61,800	282,100	41.8	8.7	9.5	5,269,279	104.3	7,583,024
18	796,860	458,780	38,350	299,730	54,840	244,890	37.6	9.0	9.8	5,317,015	104.4	7,610,603
19	829,088	534,670	40,098	254,320	52,310	202,010	30.7	10.4	11.2	5,414,584	105.5	7,666,684
20	830,613	535,540	41,593	253,480	52,120	201,360	30.5	10.9	11.8	5,459,356	111.5	7,703,852
21	885,480	461,030	91,510	332,940	75,790	257,150	37.6	9.7	11.7	5,939,717	125.3	8,197,322
22	922,992	373,960	106,002	443,030	63,530	379,500	48.0	7.8	10.0	6,363,117	132.5	8,616,043
23	924,116	409,270	71,866	442,980	60,900	382,080	47.9	8.6	10.2	6,698,674	141.4	8,947,111
24	903,339	423,460	37,439	442,440	59,090	383,350	47.6	9.0	9.8	7,050,072	149.2	9,319,558
25	926,115	430,960	40,535	428,510	57,750	370,760	46.3	8.9	9.7	7,514,623	155.2	9,798,956
26	958,823	500,010	46,313	412,500	60,020	352,480	43.0	10.0	10.9	7,804,477	156.0	10,104,800

（注1）計数は当初予算ベース。その他収入は前年度剰余金受入を含む額。
（注2）GDPは、平成24年度までは実績値、平成25年度は実績見込み、平成26年度は政府見通しによる。
（注3）一般会計歳入においては、上記の他に、いわゆる「つなぎ公債」を含む。具体的には、減税特例公債（平成6年度：3.1兆円、平成7年度：2.9兆円、平成8年度：1.9兆円）と年金特例公債（平成25年度：2.6兆円）を含む。
（注4）平成24年度の公債依存度は、基礎年金国庫負担2分の1ベース。
（注5）公債依存度については、特別税の創設等によって償還財源が別途確保されている、いわゆる「つなぎ公債」を除いて算出。
（注6）公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成25年度は実績見込み、平成26年度は政府案に基づく見込み。
（注7）平成23年度～26年度の公債残高は、東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債（平成23年度末：10.7兆円、平成24年度末：10.3兆円、平成25年度末：9.4兆円、平成26年度末11.4兆円）及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債（平成24年度末：2.6兆円、平成25年度末：5.2兆円、平成26年度末：4.9兆円）を含む。

別図表 8-8　一般会計歳出の推移

（９）一般会計歳出の推移

（単位：億円、％）

年度	一般会計歳出			国債費		基礎的財政収支対象経費			社会保障関係費		地方交付税等		一般会計歳出/GDP	PB対象経費/GDP	一般会計基礎的財政収支	
		伸額	伸率		伸額		伸額	伸率		伸額		伸額				増減額
40	36,581	4,026	12.4	220	▲ 235	36,360	4,261	13.3	5,164	857	7,162	948	10.8	10.8	220	▲ 235
41	43,143	6,562	17.9	489	268	42,654	6,294	17.3	6,217	1,053	7,507	345	10.9	10.7	▲ 6,811	▲ 7,032
42	49,509	6,366	14.8	1,153	664	48,357	5,702	13.4	7,195	977	8,981	1,474	10.7	10.4	▲ 6,847	▲ 36
43	58,186	8,677	17.5	2,013	860	56,173	7,817	16.2	8,157	962	10,923	1,942	10.6	10.2	▲ 4,387	2,460
44	67,396	9,210	15.8	2,788	776	64,607	8,434	15.0	9,470	1,313	13,333	2,410	10.4	9.9	▲ 2,112	2,276
45	79,498	12,102	18.0	2,909	121	76,589	11,981	18.5	11,371	1,901	16,629	3,295	10.6	10.2	▲ 1,391	721
46	94,143	14,646	18.4	3,193	284	90,950	14,361	18.8	13,441	2,070	20,544	3,916	11.4	11.0	▲ 1,107	284
47	114,677	20,534	21.8	4,554	1,360	110,123	19,173	21.1	16,415	2,974	21,954	1,410	11.9	11.4	▲ 14,946	▲ 13,840
48	142,841	28,164	24.6	7,045	2,491	135,796	25,672	23.3	21,145	4,731	27,811	5,858	12.2	11.6	▲ 16,355	▲ 1,409
49	170,994	28,154	19.7	8,622	1,577	162,373	26,577	19.6	28,908	7,763	33,823	6,011	12.4	11.7	▲ 12,978	3,377
50	212,888	41,894	24.5	10,394	1,772	202,494	40,121	24.7	39,269	10,361	44,086	10,264	14.0	13.3	▲ 9,606	3,372
51	242,960	30,072	14.1	16,647	6,253	226,313	23,819	11.8	48,076	8,807	38,097	▲ 5,990	14.2	13.2	▲ 56,103	▲ 46,497
52	285,143	42,183	17.4	23,487	6,840	261,656	35,343	15.6	56,919	8,843	46,221	8,124	15.0	13.8	▲ 61,313	▲ 5,210
53	342,950	57,807	20.3	32,227	8,740	310,723	49,067	18.8	67,811	10,892	53,968	7,747	16.4	14.9	▲ 77,623	▲ 16,310
54	386,001	43,051	12.6	40,784	8,557	345,218	34,495	11.1	76,266	8,455	52,882	▲ 1,086	17.1	15.3	▲ 111,916	▲ 34,293
55	425,888	39,887	10.3	53,104	12,321	372,784	27,566	8.0	82,124	5,859	65,452	12,570	17.1	15.0	▲ 89,596	22,321
56	467,881	41,993	9.9	66,542	13,438	401,339	28,555	7.7	88,369	6,245	80,835	15,383	17.7	15.2	▲ 56,158	33,438
57	496,808	28,927	6.2	78,299	11,757	418,509	17,170	4.3	90,848	2,479	92,309	11,474	18.0	15.2	▲ 26,101	30,057
58	503,796	6,988	1.4	81,925	3,625	399,347	▲ 19,162	▲ 4.6	91,398	549	73,151	▲ 19,158	17.4	13.8	▲ 29,000	▲ 2,900
59	506,272	2,476	0.5	91,551	9,626	414,721	15,375	3.9	93,210	1,813	88,864	15,713	16.4	13.5	▲ 35,249	▲ 6,249
60	524,996	18,724	3.7	102,242	10,691	422,755	8,033	1.9	95,736	2,526	96,901	8,037	15.9	12.8	▲ 14,558	20,691
61	540,886	15,890	3.0	113,195	10,954	427,691	4,936	1.2	98,346	2,609	101,850	4,949	15.8	12.5	3,735	18,294
62	541,010	124	0.0	113,335	140	427,675	▲ 16	▲ 0.0	100,896	2,550	101,841	▲ 8	14.9	11.8	8,325	4,590
63	566,997	25,987	4.8	115,120	1,785	451,877	24,202	5.7	103,845	2,949	109,056	7,215	14.6	11.7	26,710	18,385
元	604,142	37,145	6.6	116,649	1,529	487,493	35,616	7.9	108,947	5,102	133,688	24,632	14.5	11.7	45,539	18,829
2	662,368	58,226	9.6	142,886	26,237	519,482	31,989	6.6	116,148	7,202	152,751	19,063	14.7	11.5	86,954	41,415
3	703,474	41,106	6.2	160,360	17,474	543,114	23,632	4.5	122,122	5,974	159,749	6,998	14.9	11.5	106,930	19,976
4	722,180	18,706	2.7	164,473	4,113	557,707	14,593	2.7	127,374	5,251	157,719	▲ 2,030	14.9	11.5	91,673	▲ 15,257
5	723,548	1,368	0.2	154,423	▲ 10,050	569,125	11,418	2.0	131,457	4,083	156,174	▲ 1,545	15.0	11.8	73,123	▲ 18,550
6	730,817	7,268	1.0	143,602	▲ 10,821	571,767	2,642	0.5	134,816	3,360	127,578	▲ 28,596	14.7	11.5	22,620	▲ 50,503
7	709,871	▲ 20,945	▲ 2.9	132,213	▲ 11,389	577,658	5,892	1.0	139,244	4,428	132,154	4,576	14.1	11.4	6,233	▲ 16,387
8	751,049	41,178	5.8	163,752	31,539	587,297	9,639	1.7	142,879	3,635	136,038	3,884	14.6	11.4	▲ 46,538	▲ 52,771
9	773,900	22,851	3.0	168,023	4,271	605,877	18,579	3.2	145,501	2,622	154,810	18,771	14.8	11.6	953	47,491
10	776,692	2,792	0.4	172,628	4,605	604,064	▲ 1,813	▲ 0.3	148,431	2,929	158,702	3,892	15.2	11.8	17,058	16,105
11	818,601	41,909	5.4	198,319	25,691	604,108	44	0.0	160,950	12,519	135,230	▲ 23,472	16.2	11.9	▲ 96,007	▲ 113,065
12	849,871	31,269	3.8	219,653	21,334	630,217	26,109	4.3	167,666	6,716	149,304	14,074	16.6	12.3	▲ 106,447	▲ 10,440
13	826,524	▲ 23,347	▲ 2.7	171,705	▲ 47,948	654,818	24,601	3.9	175,552	7,886	168,230	18,926	16.5	13.1	▲ 111,475	▲ 5,028
14	812,300	▲ 14,224	▲ 1.7	166,712	▲ 4,993	645,588	▲ 9,231	▲ 1.4	182,795	7,243	170,116	1,886	16.3	13.0	▲ 133,288	▲ 21,813
15	817,891	5,591	0.7	167,981	1,269	649,910	4,322	0.7	189,907	7,112	173,988	3,872	16.3	12.9	▲ 196,469	▲ 63,181
16	821,109	3,218	0.4	175,686	7,705	645,423	▲ 4,487	▲ 0.7	197,970	8,063	164,935	▲ 9,053	16.3	12.8	▲ 190,214	6,255
17	821,829	720	0.1	184,422	8,736	637,407	▲ 8,016	▲ 1.2	203,808	5,838	160,889	▲ 4,046	16.3	12.6	▲ 159,478	30,736
18	796,860	▲ 24,969	▲ 3.0	187,616	3,194	609,245	▲ 28,163	▲ 4.4	205,739	1,931	145,584	▲ 15,305	15.7	12.0	▲ 112,114	47,364
19	829,088	32,228	4.0	209,988	22,372	619,100	9,855	1.6	211,409	5,670	149,316	3,732	16.2	12.1	▲ 44,332	67,782
20	830,613	1,525	0.2	201,632	▲ 8,356	628,981	9,881	1.6	217,824	6,415	156,136	6,820	17.0	12.8	▲ 51,848	▲ 7,516
21	885,480	54,867	6.6	202,437	805	683,043	54,062	8.6	248,344	30,520	165,733	9,597	18.7	14.4	▲ 130,503	▲ 78,655
22	922,992	37,512	4.2	206,491	4,053	709,319	26,277	3.8	272,686	24,342	174,777	9,044	19.2	14.8	▲ 229,357	▲ 98,855
23	924,116	1,124	0.1	215,491	9,000	708,625	▲ 694	▲ 0.1	287,079	14,393	167,845	▲ 6,932	19.5	15.0	▲ 227,489	1,868
24	903,339	▲ 20,777	▲ 2.2	219,442	3,951	683,897	▲ 24,728	▲ 3.5	263,901	▲ 23,177	165,940	▲ 1,905	19.1	14.5	▲ 248,840	▲ 21,351
25	926,115	22,776	2.5	222,415	2,973	703,700	19,803	2.9	291,224	27,323	163,927	▲ 2,013	19.1	14.5	▲ 232,206	16,634
26	958,823	32,708	3.5	232,702	10,287	726,121	22,421	3.2	305,175	13,951	161,424	▲ 2,502	19.2	14.5	▲ 179,798	52,407

（注1）計数は当初予算ベース。
（注2）GDPは、平成24年度までは実績値、平成25年度は実績見込み、平成26年度は政府見通しによる。
（注3）平成11年度以降の地方交付税等は地方特例交付金を含む。
（注4）平成24年度の一般会計基礎的財政収支については、基礎年金国庫負担2分の1ベース。

別図表 8-9　（参考）主な税制改革の推移

(参考)主な税制改革の推移

		個人所得課税	法人課税	消費課税	資産課税等
抜本的税制改革 1989	竹下　登	最高税率引下げ（60→50%） 税率構造の緩和、課税最低限引上げ 住民税最高税率　引下げ（16→15%）	基本税率引下げ（42→40%） 外国税額控除制度見直し	消費税の創設 消費税率(3%) 個別間接税制度の整合合理化	相続税の累進税率緩和 相続税の基礎控除引上げ
土地税制改革 1990～1991	海部　俊樹	個人住民税減税	基本税率引下げ（40→37.5%）	消費税の一部改正(非課税範囲の拡大、中小特例措置の縮減等)	土地譲渡益課税の適正化
税制改革 1994～1995	村山　富市	特別減税 最高税率ﾌﾞﾗｹｯﾄ調整 課税最低限引上げ	特になし	消費税率引上げ（3→5%）　1997 年より中小特例措置の縮減などの法定地方消費税の創設、 酒税引上げ	相続税の累進税率緩和 相続税の基礎控除引上げ 非金融資産税評価の均衡化・適正化
税制改革 1998	橋本　龍太郎	定額減税	基本税率引下げ（37.5→34.5%） 課税ﾍﾞｰｽの適正化 銀行持ち株会社に係わる課税の特例 事業税率引下げ（12→11%）	たばこ特別税の創設	
恒久的減税 1999	小渕　恵三	最高税率引下げ（50→37%） 定率減税 課税最低限引上げ 住民税最高税率引下げ	基本税率引下げ（34.5→30%） 株式交換に係わる課税特例 事業税率引下げ（11→9.6%）	消費税の福祉目的化を法案に盛り込む	有価証券取引税などの廃止
抜本的税制改革 2000	小泉　純一郎	配偶者特別控除廃止 老年者控除廃止 公的年金控除縮小 住民税等税率の抜本的見直し 定率減税(恒久的)廃止 金融課税減税(税率引下げ)	基本税率引下げ検討 租税特別措置の拡大（投資減税・土地税制等） 2004.4 より法人事業税・外形標準課税制度導入	消費税率引上げ検討 中小措置の縮減	相続税と贈与税の一体化 有価証券譲渡・配当等減税
社会保障・税の一体改革 2012	野田　佳彦			消費税率引上げ 2014.4 より（5→8%） 2015.10 より（8→10%）	

（出所）北野弘久他　日本税制の総点検　図表表 9-1 をもとに再構成

別図表 8-10　利子・配当・株式譲渡益課税の沿革

利子・配当・株式譲渡益課税の沿革

	利子課税	配当課税	株式譲渡駅課税
1947	・総合課税 ・源泉分離選択可（60%） ・少額貯蓄非課税制度	・総合課税	・総合課税
1948	・配当控除制度の創設		
1950	・源泉分離選択課税の廃止		
1951	**・源泉分離選択課税の復活（50%）**		
1953	・源泉分離課税化（10%）		・原則非課税 （回数多、売買株式数大、事業類似は総合課税）
1955	・非課税		
1957	・短期（1 年未満）のみ源泉分離課税化（10%）		
1959	・長期も含め源泉分離課税化（10%）		
1963	・源泉分離課税の税率引下げ（10%⇒5%）		
1965	・源泉分離課税の税率引上げ（5%⇒10%）	**・源泉分離選択課税の創設（15%）** （1 銘柄年 50 万円未満等） ・申告不要制度の創設（10%） （1 銘柄年 5 万円以下等）	
1967	・源泉分離課税の税率引上げ（10%⇒15%）	・源泉分離選択課税の税率引上げ（15%⇒20%） ・申告不要の税率引上げ（10%⇒15%）	
1971	・総合課税化 ・源泉分離課税選択可（20%）		
1973	・源泉分離選択課税の税率引上げ（20%⇒25%）	・源泉分離選択課税の税率引上げ（20%⇒25%）	
1974		・申告不要の要件の緩和（1 銘柄年 5 万円⇒10 万円）	
1976	・源泉分離選択課税の税率引上げ（25%⇒30%）	・源泉分離選択課税の税率引上げ（25%⇒30%）	
1978	・源泉分離選択課税の税率引上げ（30%⇒35%）	・源泉分離選択課税の税率引上げ（30%⇒35%） ・申告不要の税率引上げ（15%⇒20%）	
1978	・源泉分離課税化（20%）［所得税 15%、住民税 5%］ ・少額貯蓄非課税制度の原則廃止 （老人等少額貯蓄非課税制度に改組）		
1989			**・原則課税化（以下のいずれかの方式を選択）** **・申告分離課税（26%）［所得税 20%、住民税 6%］** **・源泉分離選択課税（みなし利益方式）（20%）**
2001			・1 年超保有上場株式等の 100 万円特別控除の創設 ・緊急投資優遇措置の創設
2002	・障害者等少額貯蓄非課税制度に改組		・特定口座制度の創設
2003		・源泉分離選択課税の廃止 ・上場株式等（大口以外）の申告不要の適用上限額の撤廃 ・上場株式等（大口以外）に係る軽減税率（10%）	・申告分離課税への一本化 （源泉分離選択課税の廃止） ・上場株式等に係る税率引下げ（26%⇒20%） ・［所得税 15%、住民税 5%］

		・[所得税 7%、住民税 3% （平成 15 年 4 月から平成 20 年 3 月まで）	・上場株式等に係る軽減税率 （20%⇒10%） ・[所得税 7%、住民税 3%] （平成 15 年 1 月から平成 19 年 12 月まで） ・上場株式等の譲渡損失の繰越控除制度の創設
2004			・非上場株式に係る税率引下げ （26%⇒20%） ・[所得税 15%、住民税 5%]
2007		・上場株式等（大口以外）に係る軽減税率（10%）[所得税 7%、住民税 3%]の 1 年延長 （平成 20 年 3 月まで⇒平成 21 年 3 月まで）	・上場株式等に係る軽減税率 （10%）[所得税 7%、住民税 3%]の 1 年延長 （平成 19 年 12 月まで⇒平成 20 年 12 月まで）
2008		・上場株式等（大口以外）に係る軽減税率(10%)[所得税 7%、住民税 3%]の廃止（平成 20 年 12 月末まで） ・特例措置として、平成 21 年 1 月から 22 年 12 月末までの間、源泉徴収税率は 10%[所得税 7%、住民税 3%] なお、上場株式等の配当（同一の支払者からの年間の支払金額が 1 万円以下のものを除く）の額が年間 100 万円超の場合には申告不要の選択不可 ・上場株式等の申告分離課税 (20%)[所得税 15%、住民税 5%]の創設（平成 21 年 1 月から） ・特例措置として、平成 21 年 1 月から 22 年 12 月末までの間、上場株式等の配当等の額が年間 100 万円以下の部分の税率は 10%[所得税 7%、住民税 3%]	・上場株式等に係る軽減税率 (10%)[所得税 7%、住民税 3%]の廃止（平成 20 年 12 月末まで） ・特例措置として、平成 21 年 1 月から 22 年 12 月末までの間、源泉徴収税率は 10%[所得税 7%、住民税 3%] ・上場株式等の譲渡益が年間 500 万円以下の部分の税率は 10%[所得税 7%、住民税 3%] なお、上場株式等の譲渡益が年間 500 万円超の場合には申告不要の選択不可 ・上場株式等の譲渡損失と配当等との間の損益通算の仕組みを導入(平成 21 年分から。なお、特定口座を利用した損益通算は平成 22 年分から)
2009		・上場株式等の源泉徴収（大口以外）に係る軽減税率(10%)[所得税 7%、住民税 3%]を平成 23 年末まで 1 年延長 ・上場株式等の申告分離課税の税率の見直し(平成 21 年～23 年まで 10%[所得税 7%、住民税 3%])	・特定口座における源泉徴収に係る軽減税率（10%）[所得税 7%、住民税 3%]の 1 年延長 ・上場株式等の申告分離課税の税率の見直し（平成 21 年～23 年まで 10%[所得税 7%、住民税 3%]）
2010		・平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて、少額上場株式等に係る配当所得の非課税を導入	・平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて、少額上場株式等に係る譲渡所得の非課税措置を導入
2011		・上場株式等の配当等（大口以外）に係る 10%軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）を平成 25 年末まで 2 年延長 ・上場株式等の配当等（大口以外）に係る源泉徴収の 10%軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）を平成 25 年末まで 2 年延長 ・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税の施行日を 2 年延長し、平成 26 年からの適用とする総合課税の対象としている大口株主等が支払を受ける上場株式等に係る配当等の要件について、発行済株式等の総数等に占める保有割合を 3%に引き下げる	・特定口座における源泉徴収に係る 10%軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）を平成 25 年末まで 2 年延長 ・上場株式等の譲渡所得等に係る 10%軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）を平成 25 年末まで 2 年延長 ・非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の施行日を 2 年延長し、平成 26 年からの適用とする

2013	・特定公社債等(注 1) の利子等については、20%源泉分離課税の対象から除外した上で、申告不要又は申告分離課税の対象とする ・一般公社債等(注 2) の利子等については、20%源泉分離課税を維持する。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象とする ・上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算を可能とする ・平成 28 年１月１日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額については、翌年以後３年間にわたり、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とする	・上場株式等の配当等（大口以外）に係る 10%軽減税率[所得税 7%、住民税 3%]は、適用期限（平成 25 年末）をもって廃止 ・上場株式等の配当等（大口以外）に係る源泉徴収の 10%軽減税率[所得税 7%、住民税 3%]は、適用期限（平成 25 年末）をもって廃止 ・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税について、口座開設期間を 10 年間とし、非課税期間を最長５年とする	・上場株式等の譲渡所得等に係る 10%軽減税率[所得税 7%、住民税 3%]は、適用期限（平成 25 年末）をもって廃止 ・特定口座における源泉徴収に係る 10%軽減税率[所得税 7%、住民税 3%]は、適用期限（平成 25 年末）をもって廃止 ・非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税について、口座開設期間を 10 年間とし、非課税期間を最長５年とする ・株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度を、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とする（平成 28 年１月１日以後適用）

（出所）財務省・わが国の税制の概要 平成 25 年 5 月を転載

8-11 別図表　国民負担率の内訳の国際比較

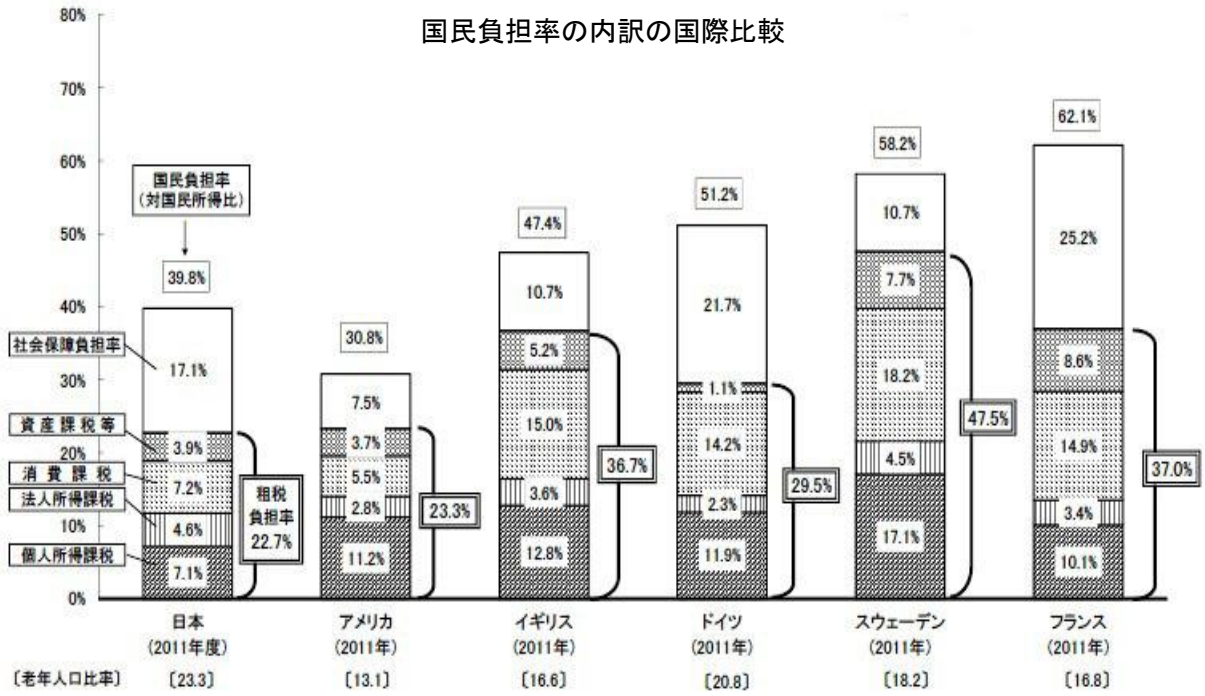

（注）

1. 日本は平成 23 年度（2011 年度）実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2012"及び同 "National Accounts"による。なお、日本の平成 26 年度（2014 年度）予算ベースでは、国民負担率：41.6%、租税負担率：24.1%、個人所得課税：7.4%、法人所得課税：5.0%、消費課税：8.2%、資産課税等：3.6%、社会保障負担率：17.5%となっている。
2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
4. 老年人口比率（全人口に 65 歳以上が占める割合）については、日本は 2011 年の推計値（総務省「人口推計」における 10 月 1 日現在人口）、諸外国は 2010 年の数値（国際連合 "World Population Prospects: The 2012 Revision Population Database" による）である。なお、日本の 2014 年の推計値（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成 24 年（2012 年）1 月推計）による）は 26.1%となっている。

（出所）財務省 我が国税制・財政の現状全般に関する資料（平成 26 年 4 月）より転載

8-１２別図表　海外進出への取り組み　～移管理由・移管機能

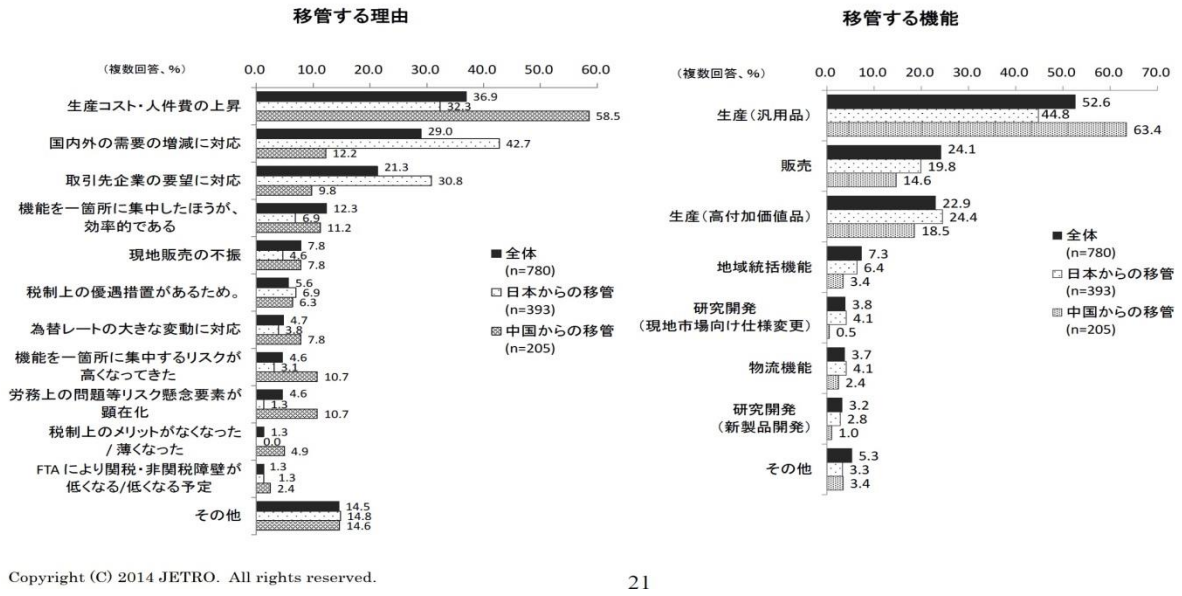

21

（出所）2013 年度 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査 日本貿易振興機構 2014 より転載

8-13 別図表　海外生産比率と海外売上高比率

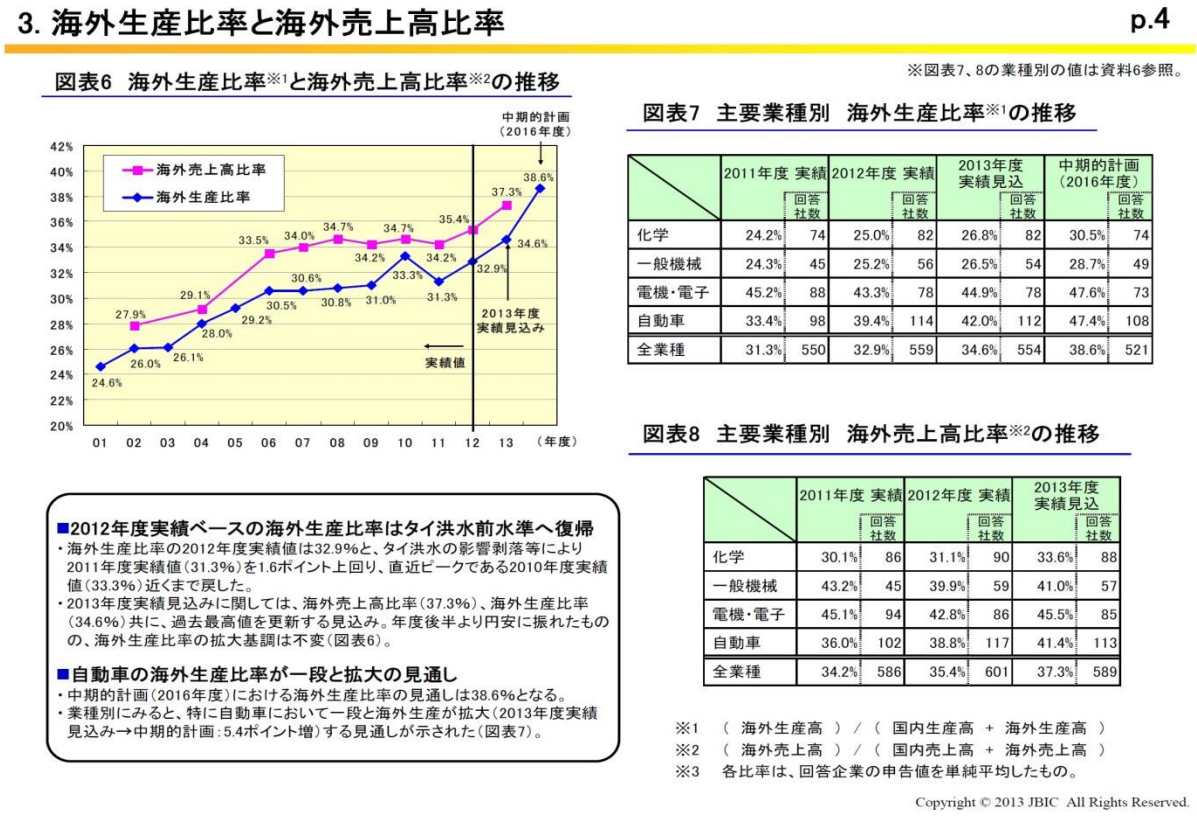

	2011年度 実績	回答社数	2012年度 実績	回答社数	2013年度実績見込	回答社数	中期的計画（2016年度）	回答社数
化学	24.2%	74	25.0%	82	26.8%	82	30.5%	74
一般機械	24.3%	45	25.2%	56	26.5%	54	28.7%	49
電機・電子	45.2%	88	43.3%	78	44.9%	78	47.6%	73
自動車	33.4%	98	39.4%	114	42.0%	112	47.4%	108
全業種	31.3%	550	32.9%	559	34.6%	554	38.6%	521

	2011年度 実績	回答社数	2012年度 実績	回答社数	2013年度実績見込	回答社数
化学	30.1%	86	31.1%	90	33.6%	88
一般機械	43.2%	45	39.9%	59	41.0%	57
電機・電子	45.1%	94	42.8%	86	45.5%	85
自動車	36.0%	102	38.8%	117	41.4%	113
全業種	34.2%	586	35.4%	601	37.3%	589

（出所）わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 国際協力銀行 2013 より転載

8-14 別図表

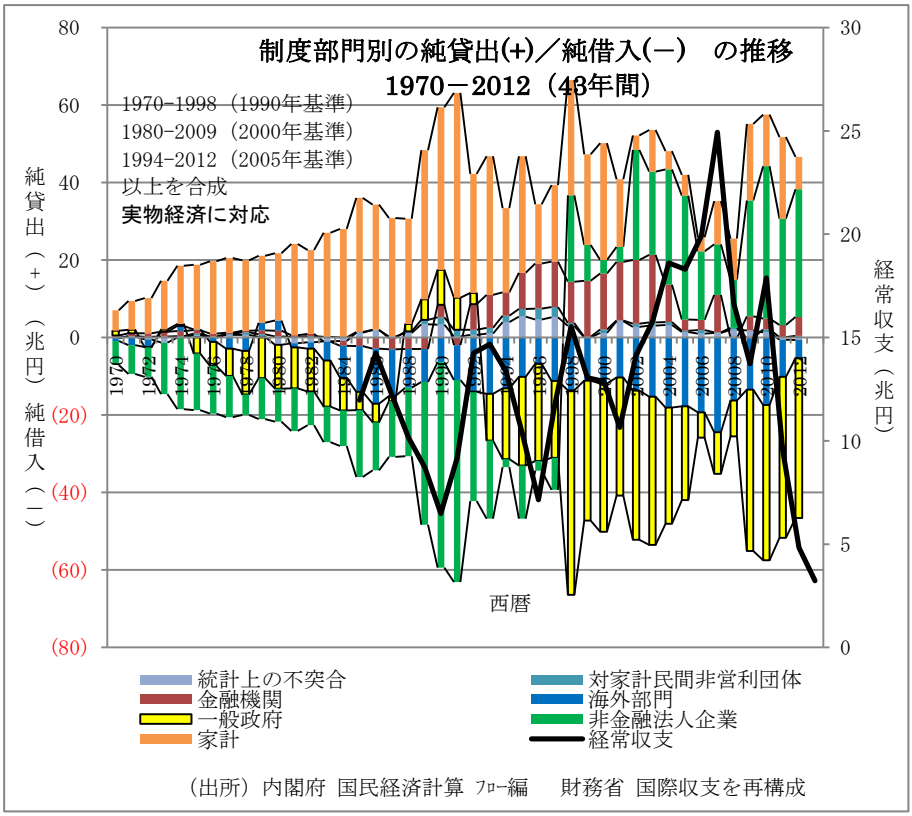

8-15 別図表

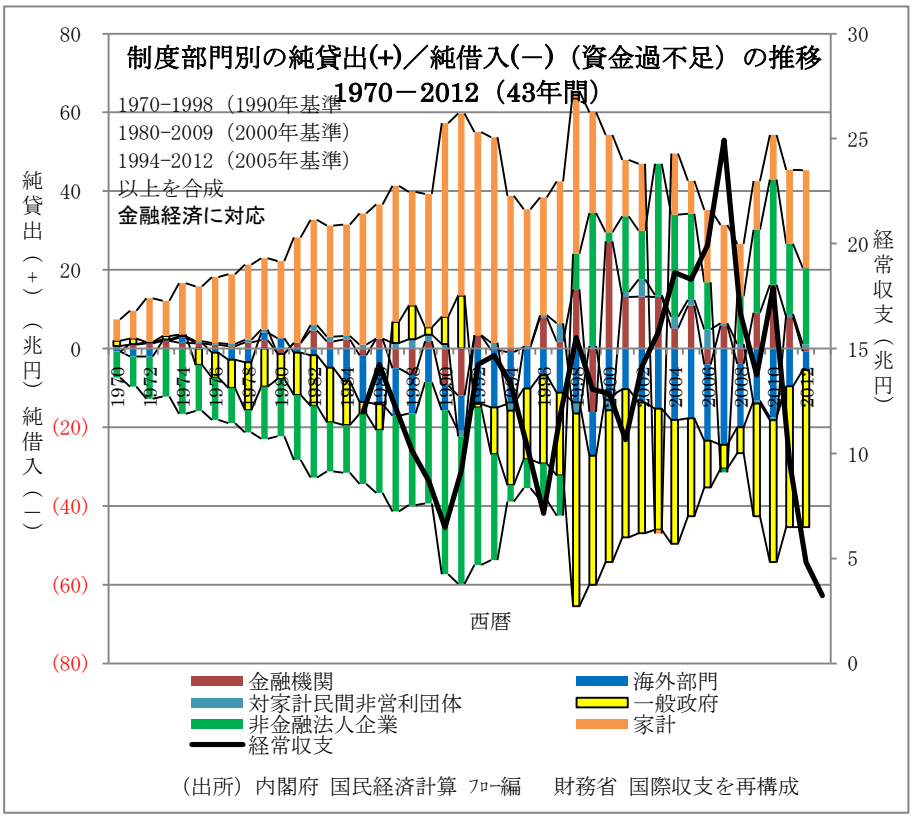

8-16 別図表　　インフレ経済とデフレ経済の相反関係

		項目	後期昭和時代 インフレ経済（好況）	バブル発生（土地・株式資産価値高騰）→バブル経済 × バブル崩壊（土地・株式資産価値大暴落）→恐慌経済	平成時代 デフレ経済（不況）
			インルギャップ 供給 需要 インフレギャップ 企業が投資を増やす 経済成長時代		デフレギャップ 供給 需要 デフレギャップ 政府が財政出動 先進国 経済成熟時代
行動原理	家計	借金	「効用の最大化」 する		「債務の最小化」 しない・返済する
行動原理	政府	財務内容 財政基盤	資産-負債>0 小さな政府（財政再建：借金返済）		資産-負債<0 大きな政府（財政出動：赤字国債発行）
行動原理	政府	公的需要	減らす		増やす
行動原理	政府	金融政策 構造改革と規制緩和	有効 供給不足のため必要		無効（流動性の罠） 供給過剰のため不要
行動原理	政府	税制政策			次の課税を 1989 年以前の税制に戻す 消費税等（一律課税） 所得税等（累進課税）・法人税各税率 富裕税の創設
行動原理	政府	所得政策			財政の再分配機能を復活させる 労働者派遣法を廃止 最低賃金引上げ
行動原理	政府	政府がとるべき重点政策			震災復興・内需拡大 一億総中流を取り戻す 農林水産業活性化 地域経済活性化 中小企業活性化
行動原理	企業	財務内容 借金	資産-負債>0 「利潤の最大化」 する		資産-負債<0 「債務の最小化」 しない・返済する
現象	1	家計と企業の行動	貯蓄を減らして消費・投資を増やす		貯蓄を増やして消費・投資を減らす
現象	2	長期金利	借り手が多いため高くなる		借り手が少ないため低くなる
現象	3	失業者	減少		増加
経済法則	4	「神の見えざる手」	**適合**		不適合
経済法則	5	「合成の誤謬」	不適合		**適合**
経済法則	6	「有効需要の原理」	不適合　**公的需要がクラウディングアウト**を引き起こす		**適合** **公的需要(財政出動)が有効需要をつくる**
経済法則	7	「セイの法則」	**適合** 需要不足分まで供給できる		不適合 供給過剰の上に、さらに供給を増やすと商品の売価が下がり原価割れを引き起こす。→企業倒産
経済法則	8	自由貿易参加 「リカードの比較優位説」 TPP 参加	**適合**（条件、相互に利益があり、競争力が劣る商品を除く） 自国が供給不足のため、他国の労働力(生産量)を組み入れ互恵経済成長を目論む。		不適合 自国は供給過剰のため、敢えて他国の労働力(生産量)は不要。参加すると自国の失業者が増加。 当場面では互恵が成立せず、不参加が妥当
		「バランスシート不況の経済学」に照らしてみた失敗例と成功例	失敗例 田中内閣　1972-1974 日本列島改造 中曽根内閣 1986-1987 リゾート開発 小泉内閣　2001-2006 構造改革規制緩和		成功例 日本 1917-1936 高橋積極財政(財政出動) 米国 1933-1941 ニューディール政策 日本 1990-2014 平成不況(但し、賃上げ不足)
			神(公正)を畏れる一国資本主義経済		神(公正)を畏れない強欲な金融資本主義世界経済
			経済には好況か不況（恐慌）の二場面がある。場面によって適合する経済法則と適合しない経済法則がある。従って、現在どの場面にいるか正しく状況判断をすることにより、とるべき経済政策が決まる。（間違った場面判断をすると経済が破綻する）		

リチャード・クーと木下栄蔵両氏の「バランスシート不況の経済学」のインフレ・デフレ対比表をもとに大幅に再構成 2013. 9

用語解説

「神の見えざる手」 政府の関与はなるべく減らして市場に価格調整を委ねる。そうすれば企業は利潤最大化、**消費者は効用最大化を追求するが、市場の価格調整機能はうまくはたらき大多数の最大幸福**が達成される。　アダム・スミスの『国富論』第 4 編第 2 章

「合成の誤謬」 ミクロの視点では正しいことでも、それが合成されたマクロの世界では、かならずしも意図しない結果が生じる。**個人の節約は美徳**だか、全体が節約すると消費(需要)が減り。その結果、**生産(供給即ち所得)が減る。**

「有効需要の原理」 国民総需要を有効需要と呼び、**有効需要が国内総生産(供給)を決定**するというケインズ経済学の中心理論。
総供給量＝総需要量＝有効需要、**Y(総供給量即ち所得)＝C(総消費量) ＋I(総投資量) ＋G(財政出動)　(注:I も G も消費の一種)**
インフレ経済　:Y ≡ C＋I、 Y－C ≡ I ← S　利子が高いため、貯蓄よりも投資に回る。　S(貯蓄)
デフレ経済　:Y 〉C＋I、 Y－C 〉I → S　利子が低いため、投資よりも貯蓄に回る。

「セイの法則」「供給は自ら需要をつくりだす」を主張。商品を作りさえすれば市場の価格調整機能がうまくはたらき、売れ残りはいずれなくなると仮定した古典派経済学の中心理論。

クラウディングアウト
公的需要を増やすため大量の国債を発行すると、市中金利が上昇し民間資金需要が抑制され**民間投資が減る。経済停滞が起きる。**

流動性の罠
名目金利がこれ以上下がらない下限に到達した状態。マネーストックを増加してもこれ以上の金利の低下ができなくなり、単に貨幣需要の増加に吸収されてしまうので**金融政策の有効性は完全に失われる状況**。

(出所)**森松　幹治　「バランスシート不況の経済学」をもとに、昭和から平成へ移行期におきた日本経済の変容を考える**
http://www.oryza101.com/html/balancesheet.html

8-17 別図表デフレ経済（不況）からインフレ経済（好況）へ景気を好転させるには

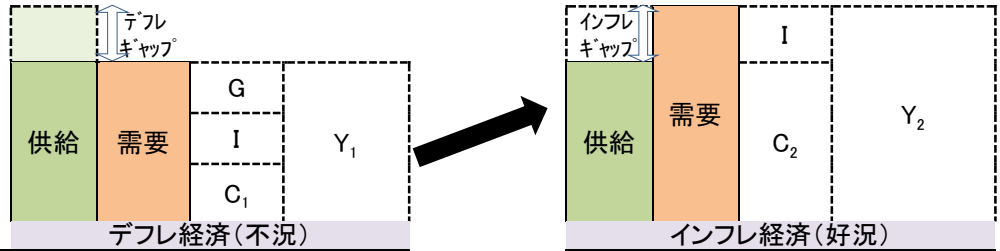

政府行動原理	デフレ経済（不況）	インフレ経済（好況）
財務内容 財政基盤 公的需要 G 金融政策 構造改革と規制緩和	資産−負債<0 大きな政府（財政出動） 増やす 無効 供給過剰のため不要	景気好転後 資産−負債>0 小さな政府（財政再建） 減らす 有効 供給不足のため必要
民間消費 C	賃金引き上げ等を行って給与所得者の所得を増やす。	所得が増えると、消費が増え、さらに所得が増え、国内総生産が増加し所得が増える。
デフレ経済（不況）場面には「有効需要の原理」が適合する。公的需要を増やすと有効需要が増える。同様に、民間消費が増えると有効需要（民間需要）が増える。		

（出所）「バランスシート不況の経済学」をもとに再構成

デフレギャップとは

需要と供給のバランスが崩れ、需要が供給よりも落ち込んだ時の需給差をいう。バブルが崩壊した 1990 年以降、日本企業の投資抑制・借金返済と家計の借金返済により巨大な資金（デフレギャップ相当）が金融機関に流れ込んだ。金融機関から、その預金がより安全な国債等に姿を変えて貸出された。その総額は約 30 兆円とも 40 兆円ともいわれている。

乗数効果とは

インフレ経済（好況）場面ではプラスにはたらき、デフレ経済（不況）ではマイナスにはたらく公理。1-2-4 図 名目国内総支出によると、輸出と輸入を無視すると約 8 割が民需、2 割が公的需要になる。この二つを合わせて総需要とし、その中身を消費 + 投資とすると合計が国民総所得になる。

経済学の考察は単純化したモデルで行うので、次のように仮定する。

国民総所得（Y）＝ 消費（C） + 投資（I）　　（注：I も G も消費の一種）

インフレ経済（好況） 乗数効果がはたらく

I が 1 単位（ΔI）増えると Y は「Y+ΔI」になる。そうすると Y が ΔI だけ増える。増えた ΔI は 9 割消費して残りの 1 割を貯金したとする。消費は 1 番目「ΔI×0.9」増える。すると Y はさらに 2 番目「ΔI×0.9」増える。つまり 2 乗増える。次々に 3 乗、4 乗と波及効果で増え続けてゆき、これを合計すると ΔY ＝ 10I になる。即ち、1 単位の投資が 10 倍になり、Y に 10I 分加わる。

0.9 は a 消費係数　これを数式で表すと次の通りになる。

$$\Delta I + a\Delta I + a^2\Delta I + a^3\Delta I + a^4\Delta I \cdots = \frac{\Delta I}{1-a}$$　（無限等比級数）

a を 0.9 とすると　$\frac{\Delta I}{1-a} = \frac{\Delta I}{1-0.9} = 10\Delta I$　即ち **1 単位の投資が 10 倍**になる。

投資の増加は消費を呼び、その消費は投資の増加を呼び、Y は最終的に 10ΔI 分増える。

デフレ経済（不況） 逆乗数効果がはたらく

インフレ経済とは反対に I が 1 単位（∇I）減ると、2 番目「∇×（0.9）^{2}」減り、Y は最終的に 10∇I 分減る。

（投資の減少が消費を減らし、次々に投資が減少がして国民所得を激減させる）

デフレスパイラルに陥った究極の姿が、Y が激減し大恐慌である。

※バブル発生とバブル崩壊について、第 6 章「土地神話と地価・株価」森信茂樹論文が詳説。

8-16 別図表　政治経済年表

政治経済年表

西暦	日　　本	世　　界	好況・不況
1848		ﾏﾙｸｽとｴﾝｹﾞﾙｽが「共産党宣言」発表	
1871		ﾊﾟﾘ･ｺﾐｭｰﾝ（ﾌﾗﾝｽ：第三共和制の成立）	
1873～1896			**英国発 19 世紀末大恐慌**
1889	大日本帝国憲法発布		
1894	不平等条約解消		
1894～1895	日清戦争		
1895	三国干渉により遼東半島を清に返還		
1896	**宮沢賢治誕生**		
1897	金本位制確立		
1900	治安警察法成立		
1901	八幡製鉄所(官営)操業開始		
1902	日英同盟		
1904～1905	日露戦争		
1905	韓国統監府設置		
1910	韓国併合　大逆事件		
1911	関税自主権を回復		
1912～1913	第 1 次護憲運動（大正政変）		
1914～1918	第 1 次世界大戦 連合国：英･米･仏･伊･ﾛｼｱ･ｾﾙﾋﾞｱ･日本 同盟国：独･ｵｰｽﾄﾘｱ･ﾊﾝｶﾞﾘｰ･ﾄﾙｺ･ﾌﾞﾙｶﾞﾘｱ		
1915	日本が中国に 21 ヶ条を要求	戦争景気	
1918	米騒動・原内閣発足（初の本格政党内閣） ｼﾍﾞﾘｱ出兵		
1919		朝鮮で 3･1 独立運動･中国で 5･4 運動	
1920		**ﾍﾞﾙｻｲﾕ体制** 賠償金と戦時債務の支払いについて、債務国ﾄﾞｲﾂに対する黒字国米国が資金援助：借金大循環	戦後不況
1922～1923	銀行取付騒動		
1923	関東大震災		
1924	第 2 次護憲運動		
1925	治安維持法・普通選挙法成立		
1927			日本金融不況
1928	全国に特別高等警察が設置される 張作霖爆殺事件		
1928～1929			米国ﾊﾞﾌﾞﾙ景気
1927～1935	**昭和恐慌**	NY 株式市場大暴落(ﾌﾞﾗｯｸｻｰｽﾞﾃﾞｰ) 米国の資金枯渇、借金大循環が崩壊	**世界同時不況**
1930	金輸出解禁		
1931		柳条湖事件、満州事変始まる	
1932	5・15 事件（犬養毅首相暗殺）	満州国建国宣言	
1933	**宮沢賢治死亡**	国際連盟脱退を通告	
1937	廬溝橋事件、日中戦争始まる		
1938	国家総動員法公布		
1939～1945	第 2 次世界大戦 連合国：英･中華民国･米･ﾎﾟｰﾗﾝﾄﾞ･ｵｰｽﾄﾗﾘｱ･ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ･ｶﾅﾀﾞ･ｵﾗﾝﾀﾞ･ソ連 枢軸国：独･日･伊･ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ･ﾊﾝｶﾞﾘｰ･ﾙｰﾏﾆｱ･ﾌﾞﾙｶﾞﾘｱ･ﾀｲ		
1940	日本軍が北部仏印(仏領ｲﾝﾄﾞｼﾅ)に進駐 日独伊三国同盟締結		
1941	太平洋戦争始まる　日ソ中立条約締結　日本軍が南部仏印に進駐		
1942	学徒勤労動員始まる	ﾐｯﾄﾞｳｪｰ海戦で日本海軍敗退	
1943	日本軍がｶﾞﾀﾙｶﾅﾙ島より撤退 絶対国防圏を設定し、戦線を縮小		
1944	学徒集団疎開始まる	ｻｲﾊﾟﾝ島の日本軍玉砕 ﾚｲﾃ沖海戦で日本軍連合艦隊壊滅	
戦前と戦後が分かつ歴史的変革点			

1945	東京大空襲、沖縄戦、広島・長崎原爆投下 ソ連が対日宣戦布告 **ﾎﾟｯﾀﾞﾑ宣言受諾、日本無条件降伏** GHQ による占領政策開始、ﾏｯｶｰｻｰが幣原内閣に婦人解放・労働組合奨励・財閥解体・農地改革・国家と神道分離の 5 大改革要求	ﾎﾟｯﾀﾞﾑ協定（欧州の戦後処理） ﾎﾟｯﾀﾑ宣言（日本の戦後処理） **ﾌﾞﾚﾄﾝ･ｳｯｽﾞ体制（IMF 体制）** （賠償と戦債の放棄、米経済援助、1ﾄﾞﾙ：360 円）	
1946	昭和天皇「人間宣言」 国民資産憲法公布（翌年施行）経済安定本部設置		
1949 1950	1ﾄﾞﾙ=360 円固定相場制へ移行 統制経済から自由経済へ、生産管理政策から需要管理政策へ GHQ 方針一転して右旋回	中華人民共和国成立 朝鮮戦争	 特需景気
1951	ｻﾝﾌﾗﾝｼｽｺで対日平和条約と日米安保条約調印 国民資産との平和条約（ｻﾝﾌﾗﾝｼｽｺ講和条約） 翌年発効 日米安全保障条約調印		
1952	対日平和条約発効、占領終了		
1954	自衛隊発足 ﾋﾞｷﾆ環礁で水爆実験 第五福竜丸に乗組員が被爆		
1955	自由党と民主党が合併し自由民主党、右派と左派が合併した日本社会党が設立（55 体制）　GTT 加盟		
1955～1957			神武景気（31 ヶ月）
1956	日ソ共同宣言調印 国際連合加盟　日ソ国交回復 経済白書「もはや戦後ではない」		
1957～1958			なべ底不況
1958～1961			岩戸景気（42 ヶ月）
1959～1975		ｷｭｰﾊﾞ革命　ﾍﾞﾄﾅﾑ戦争	
1959	「貿易自由化方針」決定		
1960	日米安全保障条約改定 池田内閣発足、「所得倍増計画」決定 三池炭鉱ｽﾄ		
1961		米国ｹﾈﾃﾞｨ民主党政権発足	
1963	OECD 加入	米国ｹﾈﾃﾞｨ大統領暗殺	
1963～1964			ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ景気
1964	東海道新幹線開通　東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ開催 日米繊維交渉 佐藤内閣「中期経済計画」決定	在ﾍﾞﾄﾅﾑ米軍ﾄﾝｷﾝ湾攻撃	
1965	日韓基本条約調印	米国ｼﾞｮﾝｿﾝ大統領ﾍﾞﾄﾅﾑ北爆命令	証券不況
1965～1970			いざなぎ景気（57 ヶ月）
1966	日本の総人口 1 億人を突破 赤字国債初発行 対内投資自由化	中国で文化大革命はじまる	
1967		ﾖｰﾛｯﾊﾟ共同体（EC）が発足	
1968	消費者保護法成立	ﾊﾟﾘの 5 月革命（ﾌﾗﾝｽ） ﾌﾟﾗﾊの春（ﾁｪｺｽﾛﾊﾞｷｱ）	
1969	安保闘争・学生運動激化	世界革命の序章 （ｳｫｰﾗｰｽﾃｨﾝ提唱：反ｼｽﾃﾑ運動）	
1970	日本万国博覧会開催 富士・八幡製鉄合併、新日鉄となる		
1971	沖縄返還協定調印	**ﾆｸｿﾝ･ｼｮｯｸ、金ﾄﾞﾙ交換停止** （金本位制から変動相場制へ） **ｽﾐｿﾆｱﾝ協定（1ﾄﾞﾙ=308 円）**	
1972	札幌ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ開催、沖縄返還 **田中角栄首相「日本列島改造論」** **土地価格の高騰**		
1973	**大規模小売店舗法** 変動相場制に移行、資本 100％自由化決定	第 4 次中東戦争	
1970～1973	**物価高騰**		**第 1 次石油危機**
1972～1973			日本列島改造景気
1974	戦後初めてのﾏｲﾅｽ成長、翌年 5%に回復		
1975		ﾍﾞﾄﾅﾑ戦争終わる（ｻｲｺﾞﾝ陥落） 石油問題を中心に第 1 回ｻﾐｯﾄ	
1976	ﾛｯｷｰﾄﾞ事件		

1978	日中平和友好条約調印	ｲﾗﾝ･ｲｽﾗﾑ革命	
1979	官公庁不正事件続発、摘発される 東京ｻﾐｯﾄ（石油割当が議題）	**英国ｻｯﾁｬｰ保守党政権発足** 米国ｽﾘｰﾏｲﾙ島原発事故	
1980～1983	**物価高騰**	**ｲﾗﾝ･ｲﾗｸ全面戦争**	**第２次石油危機**
1981		**米国ﾚｰｶﾞﾝ共和党政権発足**	
1982	中曽根内閣発足		
1983	東京地裁、田中首相に実刑判決 財政改革（土光敏夫）、官業の民営化 **「日米円ﾄﾞﾙ委員会」**		
1985	NTT 民営化 **男女機会均等法施行、労働者派遣法制定**	**ﾌﾟﾗｻﾞ合意** （円高ﾄﾞﾙ安への誘導）	
1985～1987			**円高不況**
1986	橋本内閣発足 前川ﾚﾎﾟｰﾄ発表 **（黒字増大により内需拡大を図表る）**	ソ連ﾁｪﾙﾉﾌﾞｲﾘ原発事故発生 MOSS 協議：日米貿易摩擦解消交渉	
1986	**労働者派遣法施行**	**英国ｻｯﾁｬｰ保守党政権「金融ﾋﾞｯｸﾊﾞﾝ」**証券市場改革実施 ソ連ﾁｪﾙﾉﾌﾞｲﾘ原発事故	平成ﾊﾞﾌﾞﾙ景気 （51 ヶ月）
1987	国鉄民営化 日米半導体摩擦	ﾙｰﾌﾞﾙ合意（ﾄﾞﾙ安各国協調） （1ﾄﾞﾙ：240 円→150 円に推移） 米国株式市場暴落「ﾌﾞﾗｯｸﾏﾝﾃﾞｨ」	
1988	ﾘｸﾙｰﾄ疑惑		
1989	小渕内閣発足 **「日米構造協議」**（1989-1990）まで 5 次開催 **「日米包括経済協議」**（993-2009）まで名を変え、2009 年民主党政権発足時廃止。 **消費税税率 5%ｽﾀｰﾄ** **昭和天皇死去により、1 月元号平成に改元**	ﾍﾞﾙﾘﾝの壁崩壊 東欧革命	
バブル発生前とバブル崩壊後が分かつ歴史的変革期			
1990	**バブル崩壊 （10 年間で土地・株総額約 1400 兆円の資産を損失）**	ｲﾗｸがｸｴｰﾄに侵攻 東西ﾄﾞｲﾂ統一	**ﾊﾞﾌﾞﾙ崩壊始まる**
1991	宮沢内閣発足「生活大国 5 ヶ年計画」	**ソ連邦崩壊、**ﾛｼｱ連邦発足 湾岸戦争	
1991	4 大証券損失補てん発覚		ﾊﾞﾌﾞﾙ崩壊
1991～1993			**第１次平成不況**
1992	PKO 協力法案可決 PKO で自衛隊、初の海外派兵	ｸﾘﾝﾄﾝ民主党政権発足	
1993	細川内閣ｳﾙｸﾞｧｲ･ﾗｳﾝﾄﾞ合意（米部分自由化） 戦後最悪の大凶作（岩手県：作況指数：33） 平岩ﾚﾎﾟｰﾄ(規制緩和が中心)	欧州連合 12 国単一市場開始	
1994		NATO、ﾎﾞｽﾆｱ空爆	ﾒｷｼｺ債務危機
1995	**1 月阪神・淡路大震災発生** 地下鉄ｻﾘﾝ事件		
1995	東京協和・安全信金乱脈融資事件 金融機関の破綻相次ぐ(信金・地)	米債権国に転落	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ債務危機
1996 1996～2001	住専処理問題発生、6850 億円投入 橋本内閣発足、規制緩和・官民の役割分担・情報公開の 3 本柱を決定 民主党結成 小選挙区制可決 **「日本版金融ﾋﾞｯｸﾊﾞﾝ」** 銀行業・保険業・証券の各代理業解禁など規制緩和を含む大規模な金融制度改革実施		
1997	京都議定書 山一証券・三洋証券・徳陽ｼﾃｨ銀行・北海道拓殖銀行など金融機関の破綻相次ぐ		
1997～1999	中堅ｾﾞﾈｺﾝ倒産相次ぐ 拓銀・都銀倒産　山一證券倒産 政府 30 兆円の銀行支援策発表	ﾀｲのﾊﾞｰﾂ暴落	**第２次平成不況** 東ｱｼﾞｱ債務危機
1998	長野冬季ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ開催 長銀・日債銀破綻		
1998			ﾛｼｱ財政危機
1999 1999～2000	**労働者派遣業種の拡大** 東海村核施設臨界事故 大手 17 銀行に 7.5 兆円の公的資金注入	**欧州単一通貨ﾕｰﾛ誕生** ｲﾗｸのｻﾀﾞﾑﾌｾｲﾝ政権石油売却代金のﾄﾞﾙ受取拒否し、国連にﾕｰﾛでの支払いを認めさせる。	米国 IT ﾊﾞﾌﾞﾙ （ﾅｽﾀﾞｯｸ株市場最高値をつける）
2000	千代田生命・共栄生命破綻	ﾛｼｱ、ﾌﾟｰﾁﾝ大統領就任	ﾅｽﾀﾞｯｸ株ﾊﾞﾌﾞﾙ

	雪印乳業事件、そごう倒産		崩壊
2001～2002	小泉内閣発足 構造改革を旗印に規制緩和・市場重点主義の新自由主義政策を推進	**9.11 米国同時多発ﾃﾛ発生** 英米軍ｱﾌｶﾞﾆｽﾀﾝ空爆 日本自衛隊もｱﾌｶﾞﾝに派遣 ｴﾝﾛﾝ社破綻･粉飾決済相次ぐ	**第３次平成不況（ﾊﾞﾌﾞﾙ崩壊）**
2003～	ｲﾗｸ戦争始まる		
2005	日本の総人口の減少が始まる。衆議院解散総選挙小泉圧勝、郵政民営化法案可決 ﾗｲﾌﾞﾄﾞｱ・ﾆｯﾎﾟﾝ放送騒動、ﾍﾟｲｵﾌ解禁		
2006	日銀量的緩和解除、耐震偽装事件 ﾗｲﾌﾞﾄﾞｱ堀江社長・村上世彰ｲﾝｻｲﾀﾞｰ逮捕	北朝鮮核実験	
2007	防衛庁が防衛省に昇格 郵政民営化		**米国住宅ﾊﾞﾌﾞﾙ崩壊**
2007～ 2008 2009	1 月中国製ｷﾞｮｰｻﾞ中毒事件 6 月中国製ｳﾅｷﾞ偽装事件 7 月洞爺湖ｻﾐｯﾄ、温室効果ｶﾞｽ半減目標 10 月東京株、ﾊﾞﾌﾞﾙ後最安値を更新 10 月日銀、7 年 7 ヶ月ぶりに利下げ 4 月日銀「3 月短観」景況観最悪表明 9 月鳩山民主党政権発足 10 月鳩山首相初心演説 11 月ｵﾊﾞﾏ大統領来日、ﾊﾞﾏ大統領東京演説	世界金融危機から経済危機に波及、石油価格高騰 3 月ﾍﾞｱ･ｽﾀﾝｰｽﾞ破綻。 9 月米ﾌｧﾆｰﾒｲ（連邦住宅貸付抵当金庫）と米ﾌﾚﾃﾞｨﾏｯｸ（連邦住宅貸付公社）の 2 公社が 5.2 兆ﾄﾞﾙの負債を負って破綻、国有化 9 月米投資銀行ﾘｰﾏﾝが破綻し倒産。米投資銀行ｺﾞｰﾙﾄﾞﾏﾝ･ｻｯｸｽとﾓﾙｶﾞﾝ･ｽﾀﾝﾚｰが破綻、商業銀行に業態変更、ﾒﾘﾙﾘﾝﾁが破綻、AIG が破綻、国有化 **1 月ｵﾊﾞﾏ民主党政権発足** 3 月 G20 各国金融出動求める 4 月核廃絶への道ｵﾊﾞﾏ米大統領ﾌﾟﾗﾊで演説 6 月米 GM 破産法第 11 条申請 10 月「核兵器全廃」決議：最多 170 カ国の賛成で採択　国連委 10 月ｵﾊﾞﾏ大統領にﾉｰﾍﾞﾙ平和賞	**ｻﾌﾞﾌﾟﾗｲﾑ関連巨額の損失発生** **世界同時不況継続中**
2010	7 月民主党参院大敗 9 月尖閣諸島中国漁船衝突事件	5 月上海国際博覧会開幕 5 月英国庶民院総選挙保守党勝利 11 月米国中間選挙、ｵﾊﾞﾏ民主党惨敗	**欧州ｿﾌﾞﾘﾝ財政破綻に伴う金融危機継続中** （PIIGS） ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ・ｲﾀﾘｱ・ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ・ｷﾞﾘｼｬ・ｽﾍﾟｲﾝ
東日本大震災･福島原発事故発生前と後が分かつ歴史的変革点			
2011	**3 月東日本大震災･福島原発事故発生** 9 月「貧困と格差社会」の解決を求め「るｳｫｰﾙ街を占拠せよ」起こる。 11 月地上ﾃﾞｼﾞﾀﾙ放送への完全移行	1 月中国 GDP 世界第 2 位確実	
2012	5 月全原発稼動停止 6 月大飯原発 3・4 号機再稼動 7 月「脱原発国会大包囲」推定 20 万人参加 8 月「社会保障・税の一体改革」民自公三党合意にて消費税増税法案衆院可決 9 月中国、反日ﾃﾞﾓ激化 12 月総選挙自民党勝利、与党に返り咲く。	5 月仏国大統領選挙、国民運動連合党ｻﾙｺｼﾞを破り、ﾌﾗﾝｽ社会党ｵﾗﾝﾄﾞ勝利 11 月米国大統領選挙ｵﾊﾞﾏ再選 議会選挙では民主党過半数割れ	
2013	4 月日本銀行は 2%の物価安定目標を約 2 年で実現するため、量的・質的金融緩和決定 5 月安倍首相トルコでエルドアン首相と会談、原子力協定の締結で合意、署名. 6 月東京都議会議員選挙。民主党惨敗 7 月第 23 回参議院通常選挙、自民党圧勝 7 月日本が TPP の交渉会議に初めて参加 10 月特定秘密保護法制定	1 月米国上院・下院で、財政関連法案を可決。これにより、いわゆる「財政の崖」は回避される見通しとなった。	
2014	4 月消費税税率 8%に引き上げ 10 月日銀年 80 兆円追加量的緩和策決定、 11 月 GDP2 四半期連続してマイナス成長、株価下落 12 月特定秘密保護法施行 12 月衆議院解散総選挙		

（出所）「宮沢 賢治の森」「宮沢 賢治と、世界同時不況を考える」政治経済年表を加筆 2014.11 再構成